

令和3年第1回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 山本武朝

副委員長 山本治男

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	3
○欠席委員	3
○説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局出席職員の職氏名	4

1日目 令和3年3月10日（水）

開会	5
開議・審査方法	5
○渋谷勲委員（あおもり令和の会）	6
要望	6
1 浪岡地区のスクールバスについて	7
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	7
再質疑	7
答弁 教育委員会事務局教育部長	8
要望	9
2 市営バスについて	9
答弁 赤坂寛交通部長	9
再質疑	10
答弁 交通部長	10
再質疑	10
答弁 交通部長	11
要望	11
赤坂寛交通部長からの発言の申出について	13
3 アリーナプロジェクトについて	13
答弁 百田満経済部理事	13
再質疑	14
委員長の発言	15
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	15
要望	15
4 市所蔵の美術作品について	16
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	16
再質疑	17
答弁 教育委員会事務局教育部長	17

意見・要望	18
5 りんごセンターについて	19
答弁 加藤文男農林水産部長	19
再質疑	19
答弁 農林水産部長	20
要望	20
加藤文男農林水産部長からの発言の申出について	21
6 市街化調整区域について	21
答弁 平岡弘志都市整備部長	22
要望	23
7 除雪について	23
答弁 高村功輝都市整備部理事	24
再質疑	24
答弁 都市整備部理事	25
再質疑	25
答弁 都市整備部理事	26
要望・再質疑	26
答弁 都市整備部理事	27
要望	27
休憩	29
再開	29
○奥谷進委員（自由民主党）	29
1 農作物の鳥獣被害対策について	29
答弁 加藤文男農林水産部長	29
要望	30
2 中核工業団地について	31
答弁 木村文人経済部長	32
要望	33
3 小中学校一貫教育について	33
答弁 成田一二三教育長	34
再質疑	35
答弁 教育長	36
要望	36
○万徳なお子委員（日本共産党）	36
1 市民ホールの地下駐車場の修繕について	36
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	37
再質疑	37

答弁 教育委員会事務局教育部長	37
再質疑	37
答弁 教育委員会事務局教育部長	37
要望	38
2 成人式レンタル衣装キャンセル料の助成について	38
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	39
再質疑	39
答弁 教育委員会事務局教育部長	39
要望	39
3 GIGAスクールの備品等について	40
答弁 成田一二三教育長	40
再質疑	41
答弁 教育長	41
要望	41
4 荒川中和処理施設について	42
答弁 加藤文男農林水産部長	42
再質疑	43
答弁 農林水産部長	43
再質疑	43
答弁 農林水産部長	43
再質疑	43
答弁 長井道隆環境部長	43
再質疑	44
答弁 環境部長	44
再質疑	44
答弁 農林水産部長	44
要望	44
5 給食施設への地元食材導入促進に関する調査について	44
答弁 加藤文男農林水産部長	45
再質疑	45
答弁 農林水産部長	45
再質疑	45
答弁 農林水産部長	45
要望	46
休憩	46
再開	46
○秋村光男委員（市民クラブ）	46

1 青森駅周辺整備推進事業について	46
答弁 平岡弘志都市整備部長	47
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
再質疑	48
答弁 都市整備部長	48
要望	49
2 地域公共交通キャッシュレス化事業について	49
答弁 平岡弘志都市整備部長	49
要望	50
3 篠田地区の流融雪溝整備事業について	50
答弁 高村功輝都市整備部理事	50
再質疑	51
答弁 都市整備部理事	51
再質疑	51
答弁 都市整備部理事	52
再質疑	52
答弁 都市整備部理事	52
要望	52
○軽米智雅子委員（公明党）	53
1 個人所有の機械を使った雪捨て場への雪捨てについて	53
答弁 高村功輝都市整備部理事	53
要望	53
2 青森市斎場の建替について	54
答弁 坪真紀子市民部長	54
要望	55
3 コロナウイルスワクチン接種について	55
答弁 浦田浩美保健部長	55
要望	56
4 マイナンバーカードの保険証利用について	56
答弁 梅田喜次税務部長	56
再質疑	57
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	57
要望	58
5 発達障がい等でマスク着用ができない方の 意思表示カードについて	59
答弁 舘山新福祉部長	59

要望	59
休憩	60
再開	60
○蛭名和子委員（無所属）	60
1 令和3年度当初予算（案）歳入について	60
答弁 梅田喜次税務部長	60
再質疑	61
答弁 税務部長	61
要望	61
2 障がい者自立支援給付事業について	61
答弁 舘山新福祉部長	61
再質疑	62
答弁 福祉部長	62
要望	62
3 全国アマモサミットについて	62
答弁 百田満経済部理事	63
再質疑	63
答弁 経済部理事	63
要望	64
散会	64
2日目 令和3年3月12日(金)	
開議	65
○中村節雄委員（自由民主党）	65
1 新型コロナウイルスワクチンについて	65
答弁 浦田浩美保健部長	65
要望	66
2 伝統野菜の取組について	66
答弁 加藤文男農林水産部長	66
再質疑	67
答弁 農林水産部長	67
再質疑	68
答弁 農林水産部長	68
要望	68
3 除排雪について	69
答弁 高村功輝都市整備部理事	69
再質疑	69
答弁 都市整備部理事	69

要望	69
○藤原浩平委員（日本共産党）	73
1 除排雪について	73
答弁 高村功輝都市整備部理事	73
再質疑	73
答弁 都市整備部理事	74
再質疑	74
答弁 都市整備部理事	75
再質疑	75
答弁 都市整備部理事	75
要望・再質疑	76
答弁 都市整備部理事	76
再質疑	76
答弁 都市整備部理事	76
再質疑	76
答弁 都市整備部理事	76
再質疑	77
答弁 都市整備部理事	77
要望・再質疑	77
答弁 都市整備部理事	78
再質疑	78
答弁 都市整備部理事	78
再質疑	79
答弁 都市整備部理事	79
要望・再質疑	80
答弁 都市整備部理事	81
要望	81
2 市民美術館の移転について	82
答弁 平岡弘志都市整備部長	82
再質疑	83
答弁 都市整備部長	83
再質疑	83
答弁 都市整備部長	83
意見・再質疑	83
答弁 都市整備部長	83
再質疑	84
委員長の発言	84

答弁 都市整備部長	84
藤原浩平委員からの議事進行上の発言	84
委員長の発言	84
藤原浩平委員からの議事進行上の発言	84
休憩	84
再開	84
委員長の発言	84
答弁 都市整備部長	84
意見・再質疑	85
答弁 都市整備部長	85
意見	85
委員長の発言	85
再質疑	86
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	86
再質疑	86
答弁 教育委員会事務局教育部長	86
再質疑	86
答弁 都市整備部長	87
意見・再質疑	87
答弁 教育委員会事務局教育部長	87
再質疑	88
答弁 教育委員会事務局教育部長	88
意見	88
高村功輝都市整備部理事からの発言の申出について	88
休憩	89
再開	89
○木下靖委員（市民クラブ）	89
1 全国アマモサミットの開催概要について	89
答弁 百田満経済部理事	89
要望	90
2 防災拠点機能整備事業について	90
答弁 能代谷潤治総務部長	90
再質疑	90
答弁 総務部長	91
再質疑	91
答弁 総務部長	91
3 特別支援教育支援員の配置について	91

答弁	工藤裕司教育委員会事務局教育部長	91
再質疑		92
答弁	教育委員会事務局教育部長	92
再質疑		92
答弁	教育委員会事務局教育部長	93
再質疑		93
答弁	教育委員会事務局教育部長	93
再質疑		94
答弁	教育委員会事務局教育部長	94
再質疑		94
答弁	教育委員会事務局教育部長	94
再質疑		94
答弁	教育委員会事務局教育部長	95
4	校舎維持修繕事業について	95
答弁	工藤裕司教育委員会事務局教育部長	95
再質疑		96
答弁	教育委員会事務局教育部長	96
再質疑		96
答弁	教育委員会事務局教育部長	96
再質疑		96
答弁	教育委員会事務局教育部長	97
再質疑		97
答弁	教育委員会事務局教育部長	97
要望		97
○里村誠悦委員（あおもり令和の会）		97
1	市有施設の感染症対策について	97
答弁	能代谷潤治総務部長	98
要望		98
2	都市公園の樹木について	99
答弁	高村功輝都市整備部理事	100
再質疑		101
答弁	都市整備部理事	101
要望		102
3	幸畑福祉館の花壇について	102
答弁	舘山新福祉部長	102
4	漁業の担い手育成事業について	103
答弁	加藤文男農林水産部長	103

要望	104
休憩	104
再開	104
○山脇智委員（日本共産党）	104
1 本庁舎駐車場について	104
答弁 能代谷潤治総務部長	105
再質疑	105
答弁 総務部長	106
再質疑	106
答弁 総務部長	106
要望	106
2 除排雪について	106
答弁 高村功輝都市整備部理事	107
再質疑	107
答弁 都市整備部理事	107
要望	107
○橋本尚美委員（市民クラブ）	108
要望・意見	108
1 自由通路の駅前アートギャラリーについて	108
答弁 平岡弘志都市整備部長	109
再質疑	109
答弁 都市整備部長	109
再質疑	110
答弁 都市整備部長	110
再質疑	110
答弁 都市整備部長	110
要望	110
2 地域ベンチャー支援事業について	110
答弁 木村文人経済部長	111
再質疑	111
答弁 経済部長	112
要望・再質疑	112
答弁 経済部長	113
要望・再質疑	113
答弁 経済部長	114
再質疑	114
答弁 経済部長	115

要望	115
3 競輪事業について	116
答弁 織田知裕企画部長	116
再質疑	116
答弁 企画部長	117
要望	117
休憩	118
再開	118
○奈良岡隆委員（あおもり令和の会）	118
1 マイナンバーカードの保険証代用について	118
答弁 梅田喜次税務部長	118
再質疑	119
答弁 税務部長	119
要望	119
2 新型コロナウイルスワクチン接種について	119
答弁 浦田浩美保健部長	119
再質疑	120
答弁 保健部長	120
再質疑	120
答弁 保健部長	120
委員長の発言	120
再質疑	120
答弁 保健部長	121
再質疑	121
答弁 保健部長	121
意見・再質疑	121
答弁 保健部長	121
要望	122
3 中学校の英語教育について	122
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	122
再質疑	123
答弁 教育委員会事務局教育部長	123
要望	123
4 県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会について	124
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	124
再質疑	124
答弁 市民病院事務局長	125

意見・再質疑	125
答弁 市民病院事務局長	126
意見・再質疑	126
答弁 市民病院事務局長	126
要望	126
○山本治男委員（自由民主党）	127
1 小牧野遺跡の世界遺産登録について	127
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	127
再質疑	128
答弁 教育委員会事務局教育部長	128
再質疑	128
答弁 教育委員会事務局教育部長	129
要望	129
散会	129
3日目 令和3年3月15日(月)	
開議	130
○工藤健委員（市民クラブ）	130
1 除雪について	130
答弁 高村功輝都市整備部理事	130
再質疑	130
答弁 都市整備部理事	131
再質疑	131
答弁 都市整備部理事	131
要望・再質疑	131
答弁 都市整備部理事	132
再質疑	132
答弁 都市整備部理事	132
要望	132
高村功輝都市整備部理事からの発言の申出について	133
2 世界文化遺産について	133
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	134
再質疑	134
答弁 教育委員会事務局教育部長	134
要望・再質疑	135
答弁 教育委員会事務局教育部長	135
要望・再質疑	136
答弁 百田満経済部理事	136

要望	136
3 防災について	137
答弁 高村功輝都市整備部理事	137
再質疑	138
答弁 都市整備部理事	138
再質疑	138
答弁 都市整備部理事	139
要望・再質疑	139
答弁 能代谷潤治総務部長	139
要望・再質疑	140
答弁 総務部長	140
要望・再質疑	141
答弁 総務部長	141
再質疑	141
答弁 総務部長	141
再質疑	142
答弁 総務部長	142
要望・意見	142
休憩	143
再開	143
○神山昌則委員（あおもり令和の会）	143
1 スマート農業普及対策事業について	143
答弁 加藤文男農林水産部長	143
再質疑	144
答弁 農林水産部長	145
再質疑	145
答弁 農林水産部長	145
要望	145
2 水田農業高度化推進事業について	145
答弁 加藤文男農林水産部長	145
再質疑	146
答弁 農林水産部長	146
要望	146
3 特産品開発支援事業について	147
答弁 加藤文男農林水産部長	147
要望	148
4 移住就農対策について	148

答弁 加藤文男農林水産部長	149
意見・要望	150
5 漁港整備事業について	151
答弁 加藤文男農林水産部長	151
要望	152
休憩	153
再開	153
○丸野達夫委員（自由民主党）	153
1 軽自動車税の収納対策について	153
答弁 梅田喜次税務部長	153
要望	154
2 マイナンバーカード等交付事務について	154
答弁 坪真紀子市民部長	154
要望	154
3 私道等整備事業について	155
4 側溝整備について	155
答弁 高村功輝都市整備部理事	155
要望	155
5 はまなす会館運営管理事務について	156
答弁 木村文人経済部長	156
要望	157
6 青森市プレミアム付商品券事業について	157
答弁 木村文人経済部長	157
要望	158
7 市営バス子ども無料乗車事業について	158
答弁 舘山新福祉部長	158
要望	158
8 病院事業における年延患者数について	159
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	159
要望	160
9 結核予防事業委託業務及び肝炎ウイルス検診委託業務の 債務負担行為について	160
答弁 浦田浩美保健部長	160
要望	161
○天内慎也委員（日本共産党）	161
1 畑地帯総合整備事業について	161
答弁 加藤文男農林水産部長	161

再質疑	162
答弁 農林水産部長	162
要望	162
2 教育環境整備事業について	163
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	163
要望・意見・再質疑	164
答弁 教育委員会事務局教育部長	164
要望	164
3 地域医療について	165
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	166
再質疑	166
答弁 市民病院事務局長	166
再質疑	167
答弁 市民病院事務局長	167
再質疑	167
答弁 市民病院事務局長	168
再質疑	168
答弁 市民病院事務局長	168
要望・意見	169
休憩	169
再開	169
○中村美津緒委員（あおもり令和の会）	169
1 操車場跡地・アリーナ建設について	169
答弁 百田満経済部理事	170
再質疑	170
答弁 経済部理事	170
再質疑	170
答弁 市民部長	170
委員長の発言	171
再質疑	171
答弁 市民部長	171
委員長の発言	171
答弁 市民部長	171
再質疑	171
答弁 経済部理事	171
再質疑	172
答弁 経済部理事	172

再質疑	172
答弁 経済部理事	172
再質疑	172
答弁 経済部理事	173
再質疑	173
答弁 経済部理事	173
要望・再質疑	173
答弁 経済部理事	174
再質疑	174
答弁 経済部理事	174
再質疑	174
答弁 経済部理事	174
再質疑	174
答弁 経済部理事	174
再質疑	175
答弁 平岡弘志都市整備部長	175
意見	175
○小豆畑緑委員（自由民主党）	176
1 コロナ対策について	176
答弁 浦田浩美保健部長	176
再質疑	177
答弁 保健部長	177
再質疑	178
答弁 保健部長	178
再質疑	178
答弁 保健部長	178
要望	179
2 ひとり親家庭への支援について	179
答弁 舘山新福祉部長	179
要望・再質疑	180
答弁 福祉部長	180
要望	181
3 学校のトイレの洋式化について	181
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	181
要望	182
4 河川について	182
答弁 高村功輝都市整備部理事	182

再質疑	182
答弁 都市整備部理事	182
要望	183
5 信号機の設置について	183
答弁 坪真紀子市民部長	183
要望・再質疑	183
答弁 市民部長	184
6 本庁舎への公衆電話の設置について	184
答弁 能代谷潤治総務部長	184
要望	185
休憩	185
再開	185
○大矢保委員（自由民主党）	185
1 除排雪について	185
答弁 高村功輝都市整備部理事	186
意見・再質疑	186
答弁 都市整備部理事	186
意見・要望・再質疑	187
答弁 都市整備部理事	187
要望・再質疑	188
答弁 都市整備部理事	188
再質疑	188
答弁 都市整備部理事	188
意見・再質疑	188
答弁 都市整備部理事	189
意見・再質疑	189
答弁 都市整備部理事	190
意見・再質疑	190
答弁 都市整備部理事	190
意見・再質疑	191
答弁 都市整備部理事	191
意見・要望・再質疑	191
答弁 都市整備部理事	192
意見・再質疑	192
答弁 都市整備部理事	193
再質疑	193
答弁 都市整備部理事	193

要望・再質疑	194
答弁 都市整備部理事	194
意見・再質疑	194
答弁 都市整備部理事	194
要望	195
○山崎翔一委員（あおもり令和の会）	195
1 新型コロナウイルス感染症対策について	195
答弁 能代谷潤治総務部長	196
再質疑	196
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	197
再質疑	197
答弁 織田知裕企画部長	197
要望	198
2 除排雪について	198
答弁 高村功輝都市整備部理事	198
再質疑	198
答弁 都市整備部理事	199
要望・意見	199
3 コロナウイルスワクチンについて	200
答弁 浦田浩美保健部長	200
再質疑	200
答弁 保健部長	200
要望	201
採決	201
閉会	203

- 1 開催日時** 令和3年3月10日（水曜日）午前10時～午後4時16分
令和3年3月12日（金曜日）午前10時～午後4時46分
令和3年3月15日（月曜日）午前10時～午後4時46分

- 2 開催場所** 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第2号 令和3年度青森市一般会計予算
議案第3号 令和3年度青森市競輪事業特別会計予算
議案第4号 令和3年度青森市国民健康保険事業特別会計予算
議案第5号 令和3年度青森市宅地造成事業特別会計予算
議案第6号 令和3年度青森市卸売市場事業特別会計予算
議案第7号 令和3年度青森市介護保険事業特別会計予算
議案第8号 令和3年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
議案第9号 令和3年度青森市後期高齢者医療特別会計予算
議案第10号 令和3年度青森市駐車場事業特別会計予算
議案第11号 令和3年度青森市病院事業会計予算
議案第12号 令和3年度青森市下水道事業会計予算
議案第13号 令和3年度青森市農業集落排水事業会計予算
議案第14号 令和3年度青森市水道事業会計予算
議案第15号 令和3年度青森市自動車運送事業会計予算
議案第16号 令和3年度青森市深沢第一財産区特別会計予算
議案第17号 令和3年度青森市八重菊第一財産区特別会計予算
議案第18号 令和3年度青森市八重菊第二財産区特別会計予算
議案第19号 令和3年度青森市新城財産区特別会計予算
議案第20号 令和3年度青森市野内財産区特別会計予算
議案第21号 令和3年度青森市土橋財産区特別会計予算
議案第22号 令和3年度青森市大平財産区特別会計予算
議案第23号 令和3年度青森市孫内財産区特別会計予算
議案第24号 令和3年度青森市大字高田財産区特別会計予算
議案第25号 令和3年度青森市大字石江財産区特別会計予算
議案第26号 令和3年度青森市安田財産区特別会計予算
議案第27号 令和3年度青森市大別内財産区特別会計予算
議案第28号 令和3年度青森市七ヶ大字財産区特別会計予算
議案第29号 令和3年度青森市大字野沢財産区特別会計予算
議案第30号 令和3年度青森市金浜財産区特別会計予算
議案第31号 令和3年度青森市深沢第二財産区特別会計予算

- 議案第32号 令和3年度青森市大字荒川財産区特別会計予算
- 議案第33号 令和3年度青森市八ツ役財産区特別会計予算
- 議案第34号 令和3年度青森市上野財産区特別会計予算
- 議案第35号 令和3年度青森市野木財産区特別会計予算
- 議案第36号 令和3年度青森市岩渡財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和3年度青森市前田財産区特別会計予算
- 議案第38号 令和3年度青森市幸畑財産区特別会計予算
- 議案第39号 令和3年度青森市小館財産区特別会計予算
- 議案第40号 令和3年度青森市二ヶ大字（後潟・四戸橋）財産区
特別会計予算
- 議案第41号 令和3年度青森市二ヶ大字（築木館・諏訪沢）財産区
特別会計予算
- 議案第42号 令和3年度青森市清水財産区特別会計予算
- 議案第43号 令和3年度青森市桐沢財産区特別会計予算
- 議案第44号 令和3年度青森市大字六枚橋財産区特別会計予算
- 議案第45号 令和3年度青森市大字岡町財産区特別会計予算
- 議案第46号 令和3年度青森市横内財産区特別会計予算
- 議案第47号 令和3年度青森市大字滝沢財産区特別会計予算
- 議案第48号 令和3年度青森市浪岡財産区特別会計予算
- 議案第49号 令和3年度青森市細野財産区特別会計予算
- 議案第50号 令和3年度青森市女鹿沢財産区特別会計予算
- 議案第51号 令和3年度青森市本郷財産区特別会計予算
- 議案第52号 令和3年度青森市大字野尻財産区特別会計予算
- 議案第53号 令和3年度青森市郷山前財産区特別会計予算
- 議案第54号 令和2年度青森市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第55号 令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第57号 令和2年度青森市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第58号 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第59号 令和2年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第60号 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 令和2年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第63号 令和2年度青森市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 令和2年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議案第65号 令和2年度青森市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第66号 令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第3号）

議案第85号 令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れることについて

議案第86号 令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として
繰り入れる額の変更について

○出席委員

委員長	山本武朝	委員	神山昌則
副委員長	山本治男	委員	天内慎也
委員	橋本尚美	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	工藤健
委員	山崎翔一	委員	小豆畑緑
委員	澁谷洋子	委員	藤原浩平
委員	蛭名和子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	奥谷進
委員	山脇智	委員	大矢保
委員	秋村光男	委員	里村誠悦
委員	中村節雄	委員	奈良岡隆
委員	中村美津緒	委員	員 渋谷 勲

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
企画部長 織田 知 裕
税務部長 梅田 喜 次
市民部長 坪 真紀子
環境部長 長 井 道 隆

福祉部長 舘山 新
保健部長 浦田 浩 美
経済部長 木村 文 人
経済部理事 百田 満
農林水産部長 加藤 文 男
都市整備部長 平岡 弘 志
都市整備部理事 高村 功 輝
市民病院事務局長 岸田 耕 司
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司
交通部長 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛
議事調査課長 菊池 朋 康
議事調査課主査 岩間 憲 仁
議事調査課主査 小山 隆

議事調査課主査 山内 克 昌
議事調査課主事 高木 涉
議事調査課主事 北山 賢 臣

1日目 令和3年3月10日（水曜日）午前10時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年第1回青森市議会定例会の運営スキームにおいて、委員会室内は通常時よりも委員同士の間隔を広げたレイアウトとすること、出席する理事者は質疑者ごとに入替え制とすること、第4委員会室側の一番奥のドアを常時開放すること、おおむね1時間ごとに10分程度の休憩を挟むこととなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第2号「令和3年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第85号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第86号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第2号「令和3年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第85号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第86号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件を一括議題として審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることとなっております。なお、3月8日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は22人と確認されております。

また、委員の皆様には十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和3年第1回青森市議会定例会の運営スキームにあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお

願います。

それでは、議案第2号「令和3年度青森市一般会計予算」から議案第66号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」まで、議案第85号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」及び議案第86号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」の計67件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）あおもり令和の会、渋谷勲でございます。

まず、冒頭申し上げたいと思います。今回、めでたく職務を全うし、退職される多くの職員の方々、そして、管理者、特別職、あおもり令和の会として、心からお喜び、感謝申し上げたいなど、こう思っております。若干の御助言をお許しをいただきたいと思っております。

今回、一般質問で、県病あるいは市民病院の質問等も多々あったわけでありまして。言葉はちょっと悪いかもしれませんが、市民病院事務局長、何か、私、素人が聞いていけば、あたかももう既に合併に賛成したかのような発言が見受けられるんですよね。私はとても残念であります。というのは、市民病院事務局長、私がいつも言っていることは、呼吸器内科がない。そうですよね、副市長ね。眼科がない。これとて、私から言うまでもなく、この眼科も呼吸器内科もあったならば、恐らくは、私はまだまだそういう機運には至らないのではなかろうかなど。私もずっと前から県病の院長の方々からもいろいろお聞きしています。あるいは、弘前大学の教授の方々からもそのパーティーの席で指摘をされ、私、個人的に聞いています。

これまでも私も若干なりとも言ったことはあると思うんですけども、うちのほうの市民病院は、夢と希望を与えるような作りではないと。もう今の世の時代に、市民病院の庁舎そのものも、その教授の方々いわく、温かく見守っていただけるような青森の市民病院、庁舎ではないような話を私は多く聞いています。

ここには基幹病院として、もちろん、今のうちのほうの市民病院あるいは県病、これはなくてはならない基幹病院ですよね。これからの話合いの中で、どういう方向づけをもってやるのか私は分かりません。市民病院事務局長の答弁一つにしても、高度医療だとか、あるいはコロナだとか、何か私は腑に落ちない。せめて、今ない市民病院の機能を若干言いつつ、これすらも我々はできない。そういうことでは何とか同じテーブルの席に着いて、我々のこれまでの課題・宿題を思う存分、その場で言いたい。こういう意見交換の場にしたいとか、私は、こういうことであれば、今日、自分の助言を言う必要もないんだし、とにかく残念でならない。

これがあったならばどうするんですか。そういう今のような、市民病院事務局長

の答弁のような、これは真剣に考えた末の答弁が悪いと私は言っているのではないんです。まだまだそこに行き着くには、いろんな課内でもって、部署内でもって、議論をしつつ、副市長あるいは市長を交えての議論は、私はもっともっと必要ではなかろうかなど。ただ赤字だから、もう先生も来ないからというようなテーブルの着き方は、私は大反対です、正直言って。そういうことじゃなくして、もっともっと議論をしつつ、何で資金不足になるのか、何でこんなに赤字になるのか、その辺も十分考えつつ、我々と意見交換をしながら、テーブルに着きますよと。こういう姿勢だったら私は評価はするけれども、偶然、地元紙にすっぱ抜かれてやるような議論だったら、本当に私は情けない。県病は、県と市の、県全体の基幹病院でしょう。市は、青森市はもちろんのこと、広域、これらを考えての市民病院でしょう。おのずと違うんです、体質が。私はそう思っていますよ。

ということで、私の要望とすれば、お願いしたいことは、テーブルに着いた時点での要所要所の話は、ここにいらっしゃる予算特別委員会委員の方々、あるいは35名の議員の方々にその都度その都度教えていただきたい。これは、会派としても私個人としても、強く要望させていただきます。

以上を申し上げまして、通告に従い、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初に、浪岡のスクールバス。

一般会計10款教育費について。浪岡地区のスクールバスの冬期運行業務委託について、入札の結果、県外企業と契約になったようでありますけれども、指名業者の選定方法についてお示し願いたい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の浪岡地区のスクールバスの冬期運行業務委託契約に係る指名業者の選定方法についての御質疑にお答えします。

浪岡地区のスクールバスの冬期運行業務委託契約につきましては、浪岡教育事務所教育課におきまして、入札を執行しているところであり、選定方法につきましては、業種「運搬・配布等業務」、部門「送迎バス運行業務」に登録を有する者のうち、同族会社1者を除く、市内に本店を有する者及び市内に営業所を有する者の中から選定したところであります。

また、選定した業者数につきましては、青森市入札参加業者等指名要綱第5条に定める当該入札の設計金額または支出予定額が100万円以上500万円未満の場合の指名業者数は8者から15者とされており、選定条件に合致した業者数が14者であったことから、選定条件を満たしているものと判断して、契約担当課の業者選定審査を経た上で、指名通知を行ったものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局教育部長、答弁ありがとうございます。

教育委員会事務局教育部長が考えても、恐らく、こういう細かいことだから、失礼だけれども、分からなかったと思う。聞き取りの最後、私は、これは大変怒ったんです。怒ったというのは、これまでとは違って、浪岡あるいは市内の業者は、このコロナ禍によって、経営も暮らしもあえいでいるわけでしょう。一番かちんと来たのは、今、答弁にもあったけれども、14者だとか、それ前後の業者間で行われた入札。何が悪いのかという、意味が取れないんだよね。今、言ったように、担当者は、8者だとか、こういうことはおのずと頭にも入っていなかったですからね。だから、私が申し上げたいのは、このコロナ禍によって、観光業あるいはこの運送、この方々が非常に困っているわけでしょう。みんな困っているんだよ。それなのに、これは参加型じゃないんだよ。指名なんだよ。地元を愛し、地元の暮らし・経済を守るならば、何でこういうことをしたのかということでは怒ったんだよ。

その後を持ってきてくださった距離数を見れば、浪岡だから、遠くて10キロメートルです。あと、3キロメートル、4キロメートル。これは浪岡の役場時代だったら、まだ消化はできたかもしれない。我々、青森だったら消化し切れません、これ。今、この時代に、除雪云々、大がかりに30億円も超える、なんなんとする除雪費の中で、たった3キロメートル、4キロメートル、遠いところで10キロメートル。冬場は、300万円、400万円の、これすらもやれない。これが実態だったんです。情けないよ、本当に。せっかくなにして、いろんな意味合いで、夏場のスクールバスというのは、1年から3年に延ばしていただいたわけでしょう。その中に何で組み込むことができないのか、私は不思議でならないんだって。ましてや、何で県外の業者——確かに営業所はあります、私は分からなかったけれども。でも、青森市民が、浪岡を含めて——浪岡区長、生活にあえいでいる我々市民のことを考えれば、何で県外の業者まで入れて、あるいは300万円、400万円のものまで入れて、入札をさせるかなんだよ。もっともっと契約課に行って、その旨を伝え、しゃべって、あれはいち早くやるべき問題だと私は思いますよ。私が思うには、本当に解せない。

教育委員会事務局教育部長、今言ったこのことについて、今後、どのように考え、どのように解消しつつ、市内の業者にもっともっと安心をしていただくことも大変重要なことだと私は思いますよ。その点について、若干なりとも、教育委員会事務局教育部長の識見をよろしくお願ひしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 コロナ禍により、経営に支障を来している事業者への受注機会の拡大についての委員の要望に対する御質疑にお答えします。

教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策によって、様々イベントが中止になったり、あるいは縮小されたり、さらには外出の自粛などによって、観光業、運送業者あるいは民間バス事業者におきまして、甚大な影響を受けていることについては理解しているところであります。渋谷委員から要望がありましたことにつきましては、市の契約に関する条例等に照らし合わせながら、今後の参考と

させていただくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今、教育委員会事務局教育部長の答弁のように、十分検討していただいて、この件については、いち早く解消しつつ、安心して入札を執行していただきたい。

一言だけ言うておきますけれども、近隣の町村をちょっと調べてみたら、この県外の業者は絶対入れないと言うんですよ。私も、いろいろと黒石市でも、議員、私の後輩だとかいるじゃないですか。その方々にちょっと聞いたみたんですよ。絶対入れないと言うんですよ。コロナというので、多大な影響を被っているんですよ。その辺について、十分これから、今の教育委員会事務局教育部長の答弁のように、何とかひとつ理解できるようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

次は、市営バスについて、自動車運送事業会計1款事業費用1項営業費用から。これもこれです。まず、我々、議会は満場一致で中小企業振興基本条例を策定したわけですよ。交通部長の聞き取りの中で、いろいろ聞きました。しかし、私にとっては腑に落ちない点多々あったから、今回、改めて市営バスの状況等について質疑させていただいておる。そういう中で、これまでやった弘南バスから県外の県北の業者に替わった事例の中身を詳しくお知らせ願ひたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、渋谷委員からの市営バスの運行委託に関する御質疑につきましてお答えをさせていただきます。

交通部では、経営基盤の確立を図る取組の一つとして、道路運送法に基づき、国の許可を得て、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の委託、いわゆる民間事業者への運行委託を平成16年度から行ってきておまして、この中で弘南バスのほうにも行ってきたところでもあります。その運行の委託先の選定に当たりましては、ダイヤ改正の都度、公益社団法人青森県バス協会の会員事業者に対し、受託意向の調査を行い、広く事業者を募ってきたところでもあります。本年の3月改正の夏ダイヤの実施に当たりまして、同協会の事業者50者を対象に、昨年9月に意向調査を行ったところであり、受託意向を示した全ての事業者の方々と協議した結果、令和元年度から運行委託をしている岩手県北自動車株式会社に、引き続き、委託を予定しているところでもあります。

令和3年度の委託業務の概要でありますけれども、委託期間が令和3年4月1日から11月30日まで。業務内容は、これまでと同様に、運転業務、運行管理業務、整備管理業務。委託ダイヤ数は20ダイヤで、運行便数は、平日137便、土日・祝日137便の運行を予定しているところでもあります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございます。私のまず最初に言わんとするところは、どうしてもなければ、今の状態に反対をする、これは何物でもないんです。聞き取りの際も若干なりとも申し上げ——これまで弘南バスが参入しておったわけでしょう、説明によれば。弘南バスが辞退をされた。辞退をされたということは、問題外のことも若干なりとも聞くけれども、その辺については、交通部長はどのように考え、他社へ移行したのか、その辺、若干なりとも答弁してもらえますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 渋谷委員の弘南バスに関する再度の御質疑にお答えをいたします。

私どもは、先ほども答弁で申し上げましたとおり、運行委託をお願いする場合、県のバス協会の会員事業者にお伺いをしております。その際に、受託意向を示した場合には、個別に協議をして、協議が整ったところで契約をしているところであります。弘南バスとはこれまでもそういう形でやってきておりまして、今回、それができなくなったというのは、いろいろ話をさせていただいたんですけれども、やはり従業員の確保ですとか、そういうふうなところでの問題もあり、ちょっと今回は辞退するというふうなことのお話をいただいているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 交通部長、今、言うことについて、若干、道を外れたことも言いますけれども、私も365日ほとんど市場に通っている人間なんです、今現在も。そういう中で、今、一番問題になっているのは、荷受け自体も、日本全国からなかなか荷物が運び切れないんです。ましてや、例えば、茨城だとか群馬だとか、そういう荷物というのは、東京に一旦運んで、そこから青森へ自社便で持ってきている状況。ましてや、今、若干触れたけれども、このバスの二種免許を取るといっても、大型免許を取るといっても、70万円くらいかかるんだってね、70万円。だから、なかなか成り手もない。それで、長距離であれば特に、1回出れば、4日、5日帰ってこないわけです。だから、今の若い世代、特に新婚さんでも言えることなんだけれども、そういう職種に就けない。これが常態なんです。ましてや、県北だって、私は同じだと思う。

今、仮に——あれは16人ぐらいだったか、まだこれくらいの数字だったらいいか分からないけれども、これすらも県内のいろんな事業所から来てお願いしてやっている状況だと私は思う。ましてや、これすらもどうなるんですか。これからまだまだ増える予定もあるわけでしょう。一番気をつけなきゃいけないというのは、いいですか、今、二百五、六十名いるわけでしょう。運転手、オペレーターですよ。これがますます増えることによって、私はそれを一番危惧するんです。まだまだ、16人だとか、あるいは20人だとか、30人くらいだったらいいかけれども、これも60人と

か70人、80人になってみなさい。うちでやめたとなったらどうするんですか、これ。

ただ、市政とすれば、恐らくは副市長も参加して考えた経営だと思うけれども、バス事業は赤字です。たまには水道部から金を借りて持って行って、つなぎ資金としてやられている。こういった御苦勞は私も十分納得もするし、水道部に対しては特に敬意も表したいんです。でも、これだって長続きするわけじゃないんだからね。ただ減額減額で、これにだけ寄り添ってやるのはいかなものかということで、今回、質疑をさせていただいているんです。

だから、今後については——バス事業というのは、当然なんです、市民の足としてなければならぬ事業なんだから。1億円や2億円の赤字で誰しも指摘しないでしょ。足なんですから。また、交通部長をはじめ、多くの職員は真剣に運行ダイヤから何から何まで考えてやっている。これすらも評価するんです。でも、他県の方々にどうのこうのというのは、私は、今、冒頭申し上げたとおり、中小企業の条例からいってなじまない。そういうことではなかろうかなと。ましてや、これまでいろんな事業所でもってやっていただいている運転手の方々も、ここでちょっと引っ張ってやること自体が心もとないんです、私にすれば。その点について、ちょっとしゃべってください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 渋谷委員の再度の御質疑についてお答えをさせていただきます。

今の私どもの運行委託、正式に申しますと、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託という業務になりますけれども、こちらの件につきましては、要は、その受託者に求められる素養といたしまして、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けているということがまずあります。それでもって、かつ、運転乗務員、それから運行管理者、車両整備責任者など、必要人数をしっかりと雇用しているというふうなことが求められてきます。このことから、青森県バス協会のほうにそういった方々がたくさんいらっしゃるものですから、その会員を対象に意向調査をして、合意に至った全ての事業者と協力しながら進めていくということでこれまで進めてきておりますので、引き続き、そういう形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。まず、反対の反対をしているわけじゃないんです。でも、反対なんです。というのは、これまでの2回の答弁によれば、あるいは私の聞き取りの際も、極端に増やす、そういうものではないと。今言ったように、県のバス協会等とも十分話し合いながらやるんだと。恐らくは、前任である弘南バスも、市営バスのこれまでの賃金だとか、そういうことを踏まえてのお断りだと思うし、その辺については、これからも話をする余地はあるわけですよ。その辺を十分考

えて行動していただくと、運行していただくと。

ましてや、今、私が言ったような260人の中でも、3分の1だとか、あるいは3分の2だとか、こういうことでは、私は絶対反対もするし、私の娘にもよく言い聞かせます。というのはちょっと余計な話だけれども、会社であれば——私達も小さい会社を営んでいるけれども、例えば、売上げを100とすれば、30%でも特化した企業があれば、経営者とすれば、大変危惧しているんです。何でかって分かりますか。これは一例だけれども、この30%が急にぺろっと取引でも停止してみなさい。この会社は倒産します。そういうことを私は常日頃経験をしているから、今回のこの事業に対して質疑させていただいているんです。絶対来るからな、これね、多くなればなるほど。こういうものなんですよ、この事業というのは。

だから、日頃、今の削減だとか何かにあまり捉われることなく、でき得れば、今以上に市内の業者にもっともっと腹を割って話し合える、話をする機会を設けていただくということで、まず努力をしていただきたいなど。ましてや、交通部長、この間の説明の中で、ねぶたん号があるからどうのこうのと言ったけれども、そういうものでもない。この辺の観光地には、私はこれまで言いました、バスは5000万円ぐらいかかると思うんだけど、こういうバスも、たまには、市長にも副市長にも、どうですかとお願いして、1台でも買い換えてみるかと。

我々、川越市に会派で行った際も、あのバスは乗りたかったもの。ちょうど試運転していたんです。それで、これから導入するんだと。あの小さい市でも、その辺を考えつつ、どうすれば来た観光客にまず喜んでいただけるか。例えば、この市内でも、仮に導入した場合は、孫でも小学生でも中学生でもいいんです、乗りたくなるようなバスなんです。それぞれ観光地に行って、みんな経験はあるんだけど、そういうもろもろを、たまには1台でも購入していただくような努力・姿勢を私はやっていただきたいんです。ただ、私がしゃべったからこうするんじゃないくて、研究をしつつ、やってみる。

今、仮に——交通部長、あなたはどう思っているか分からないけれども、あなたも今は事業者の一員なんです、部長ともなれば。この市営バスは、普通の課と違うわけです。事業あつての部長なんです。利益から何からみんな考えねばならない。これが市営バスのモットーでしょう。だから、乗りたくなるようなバスも十分頭に入れながら、やっぱり努力してみる。私は、これも一つの調査研究だと思うし、是が非でも、ただ減額に走って——それは分かります。今、指導体制の中で、いかにしてこの赤字を減らすか。こういうことで県北のバスも始まっているわけです。これは分かる。十分理解もする。でも、今以上にあまり膨れ上がらないこと。もうちょっとていのいいバス——これまで何回も失敗しているんだから、前々政権で。東京から悪いバス7台も9台も買ってきて、これでしょう。こういうのを経験しているんだから、我々も。そういうことで、交通部長、何とかひとつ、市内の経済、コロナ、事業者のことを十分考えつつ、今後の市営バスの所期の目的を十分果たせ

るような事業所にしていただきたいなど、これを強く要望して、この項は終わりたいと思います。以上。

○山本武朝委員長 交通部長から訂正。交通部長。

○赤坂寛交通部長 大変すみません。渋谷委員のほうに一番最初に御答弁した答弁の中で、私、数字を間違えて申し上げておりましたので、訂正させていただきます。

運行委託における運行便数であります。土日・祝日の運行便数137便と申し上げましたが、正しくは135便であります。謹んでおわびを申し上げ、訂正します。失礼いたしました。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 次に、アリーナプロジェクトについて。一般会計10款教育費6項保健体育費の中から質疑をさせていただきたいと思います。

経済部理事、私は、かねてから、浪打の体育館については、堤小学校からカーテンを借りてきたり、様々な創意工夫の中で、これまで体育館の運営に努めた。これをまた高く評価はするんです。県都として、このスポーツ、そういう観点から、私は——今日、教育長も教育委員会事務局教育部長もいるけれども、大変、県におんぶにだっこで、これまで、競技場もない、体育館はぼろぼろです。あと、何がありますか。ほとんど県におんぶにだっこでしょう。ようやく所期の目的を果たすような新体育館、これらを約107億円である程度のめどがついたと。

そこで、これまで多くの議員の方々、委員の方々が質疑されて、私も十分把握しているんです。何で今回、私がこれをやるかといったら、新しく、これまであまり世にも出ていない、そういうことが聞き取りの中で若干見いだせたから、私はあえてこの質疑を取り上げたということで、今、私が言ったように、このアリーナのプロジェクトについて、御助言をお願いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員からのアリーナに関する、選定された事業者からの提案内容ということの御質疑かと思いますが、お答えいたします。

アリーナプロジェクトにつきましては、平成30年5月に設置しました青森市アリーナプロジェクト有識者会議を公開で開催し、御意見を伺いながら、アリーナに必要な施設や主要な機能等について検討を進め、事業コンセプトに、「健康」、「交流」、「防災」の3つを掲げ、業務内容等を示す仕様書に相当する要求水準書を作成の上で、事業者を募集し、3グループから提案があったところであります。

事業者の選定に当たりましては、学識経験者等で構成する（仮称）青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業者選定委員会の審査を経て、最優秀提案者が選定され、先般、選定された事業者が設立したSPC、いわゆる特別目的会社と仮契約を締結し、今定例会に契約の締結について上程しているところであります。

事業者からの提案内容について、（仮称）青森市アリーナの構造としては、鉄筋コ

ンクリート造一部鉄骨造の3階建てで、建築面積は9834平方メートル、延べ床面積は1万979平方メートルとなっております。アリーナの主な施設としましては、メインアリーナとサブアリーナの間に広大な屋根付空間を設けることにより、建物と屋根付空間を一体的に活用できる空間構成となっております、世界的建築家でもあります隈研吾氏らしい提案となっているほか、キッズルームについては県内最大級の面積となります780平方メートルの提案がなされているところであります。

「健康」、「交流」、「防災」の3つの事業コンセプトに基づいた事業者からの主な提案内容としまして、まず、「健康」につきましては、メインアリーナ及びサブアリーナなどを活用し、市民のための生涯を通じた健康増進のプログラムが提案されており、具体的には、多世代を対象としたプログラム・イベントの開催、2つに、子どもが全国レベルの体操技術に触れるキッズパフォーマンスの開催などのほか、24時間利用することができるトレーニングルームの設置が提案されております。

また、「交流」につきましては、スポーツイベント、コンサート等の多様な交流の舞台となるほか、四季を通じて、にぎわいを生む仕掛けを図る提案がなされており、具体的には、多彩な食育・健康プログラムや冬期間のイベント開催による交流など、屋根付空間を活用する具体的な運営計画、また、アリーナの設備や利用方法等についての専門知識を有したアリーナコンシェルジュの配置など、利用者への配慮などのほか、市民が来訪するきっかけとして、カフェ&ベーカリーの設置が提案されているところであります。

最後に、「防災」につきましては、荒天時や災害時にも活動できる施設として提案されており、具体的には、防災フェスや高齢者向け防災ワークショップ等の開催、アリーナと屋根付空間を一体で防災拠点として活用などとなっております、広大な屋根付空間を設けることにより、屋外である利点を生かし、災害時やコロナ禍の中においても活用できることが選定委員会の中では高く評価されたところであります。

このほか、設計段階において、アリーナの模型を設計者と市民が協働で製作するとともに、広大な屋根付空間の使い方をテーマに市民からの提案を設計者と意見交換を行う市民ワークショップを開催するなど、アリーナについての理解を深め、将来の利用者に愛着を持ってもらえるような取組についても提案されているところであります。

今後は、令和3年度にこれら事業者からの提案に基づく設計を経まして、令和6年7月の供用開始を目指し、着実に進めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 副市長、今回のこのアリーナは、本来であれば、前政権の下では考えられなかった。ましてや、三村知事の推薦によって、このアリーナの周辺を太陽光等々を利用した一大ショッピング、こういう町並み、そういうことに1点差で覆された。次の日すぐ、当時の鹿内市長は県に取下げに行ったんです。そうじゃなかったら、今、こういう巨大なプロジェクトはあの場所にはできなかった。そういうこ

となんです。

それで、経済部理事、確かに今の答弁は答弁として間違っていなかったと思う。今、コロナ禍において、勇気ある、夜の時間帯を利用した各市民センター、小学校は、様々、スポーツに、体力・健康増進に果たす役割は非常に大きいわけでしょう。通常、我々、津軽の言葉ではべろっと行っても使えない状態なんです。ただ、今のコロナ禍においては大分落ち着いてもきたし、ただ、今は、集会も何もやれないですよ。だから、これを契機に、幾らかは各市民センターでも、これに特化した何かしらが私はあってもいいと思う。もっともっと市民が憩えるような場所にしたいだけだと思います。全然、あの連中、どこでもみんな出しているんですから。今でもただなんだから、使用料。分かりますか。（「市民センター」と呼ぶ者あり）市民センターの——荒川にもありますよね、体育館。あそこに体育館があるでしょう。前にもこれは述べたことがあるけれども、その使用料について、覚えているのであれば、若干お知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事、答弁は大丈夫ですか。（発言する者あり）ただ、市民センターなので、所管は教育委員会事務局教育部長になるだけけれどもね。

〔工藤裕司教育委員会事務局教育部長「はい、委員長」と呼ぶ〕

○山本武朝委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 市民センターの使用料についての御質疑であります。市民センターは市内に11館ほどありまして、各館によって、使用のルールが異なっているということでもありますので、ここでちょっと申し上げ——私のほうで承知していないところですので、後ほどお答えしたいと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 すみません。そうなんです、なかなか使えなかったんです。あれは1か月ぐらい前からみんな申し込んでおくんでないかな。今は冠婚葬祭でもあまり使わないけれども、これまでは、私のところも大矢委員のところもみんな使ったものです、荒川の市民センターを。使うにしても、それすらもなかなかだったんです。だから、これが幾らか、新体育館を完成させることによって、各市民センターで横の連絡を持ちながら、幾らかは緩和できるような体制づくり、仕組みづくりは私はしなくてはならないと。

ましてや、今、経済部理事だから言うけれども、我々、商売が今一番期待するところは、このコロナ禍が落ち着いてくれば、全国各地域から観光客一つにしても、いろんな方々がこの青森市に来ると思います。これからまだまだ質疑するんだけど、本当に、我々、事業者にとっては、またとないもうけ口につながるのではないかなと期待しているんです。コロナ禍を喜んでるわけじゃないんです。これが収まれば、やっぱり人の出入りが激しくなるわけでしょう。新幹線だって、いつま

でもJR東日本がかなり赤字になって、それなりにいろんな夢とプランを掲げてやると私は思うし、そういうときにこの新体育館を起点として、経済部として、活性化のために、これからいろいろ考えつつ、今言った答弁をある程度市民と分かり合えるように、その辺を、重点的にお知らせを、広報だとか何か使っていただければということで要望させていただきます。この項は終わりたいと思います。

次に、美術の作品について質疑をさせていただきます。

一般会計10款教育費、教育委員会が所管する美術の作品、その点数、保管場所及び市民にどのようにこれからも鑑賞機会を提供するのか。その辺について、詳しく御答弁を願いたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 渋谷委員からの教育委員会が所管する美術作品の点数、保管場所及び活用等についての御質疑にお答えします。

現在、学校を除く教育委員会所管の美術作品につきましては、絵画が1009点、版画1537点、そのほか、書や写真など、331点、計2877点となっております。

作者別では、主なものとして、版画では、棟方志功氏5点、関野準一郎氏602点、棟方末華氏503点、山内ゆり子氏155点、絵画では、棟方志功氏1点、濱田英一氏572点、阿部合成氏175点などとなっております。

これらの作品につきましては、適切な温度・湿度での管理が可能となっております、文化財資料等収蔵庫、古川市民センター収蔵庫、沖館市民センター収蔵庫、中世の館収蔵庫の4か所及びリンクステーションホール青森、リンクモア平安閣市民ホール、各市民センターなどで保管しております。

教育委員会では、これらの作品を活用し、1つには、一般財団法人青森市文化観光振興財団との共催により、「あおもり文化とアート展」と題し、リンクモア平安閣市民ホールなどで年4回作品展を開催しているところであり、令和2年度第1回はコロナで中止となりましたが、第2回では「青森ゆかりの版画家展」、第3回では「雨、青空、ロマン」と題し、作品を展示するとともに、第4回では「『檸檬の画家』小館善四郎展」と題し、3月17日から開催する予定としております。2つには、古川市民センター常設展示室におきまして、春夏秋冬に合わせた関野準一郎氏、棟方末華氏などの季節の作品を展示しているところでもあります。3つに、中世の館におきましては、一枚の美術館と題し、ロビーにおいて、通年で作品を展示しているところでもあります。また、インターネットでも気軽に鑑賞いただけるよう、市ホームページで作品を紹介するギャラリーを開設するなど、美術作品の鑑賞機会を提供しているところでもあります。

教育委員会では、引き続き、所蔵する美術作品の適正な管理に努めるとともに、棟方志功賞版画展をはじめとした展示会の開催に併せて、所蔵する美術作品を展示するなど、市民の皆様への鑑賞機会拡充について検討してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。お聞きすれば、いろんな観点から、いろんな場所でやられている。私も今回で何回かこの質疑をさせていただいております。たまには、小学校、中学校、高校もひっくるめた展示があるわけですね。それが今までどのようにして展示されたのか。あるいは自分のところのおじいちゃんおばあちゃん、あるいはおやじだとかおふくろも見られるような展示の仕方もあると思う。聞き取りの中で、銀行のロビーだとか、様々なことを手直ししているんです。ちょっと情けない。一堂に会してどこかでやるとか、このコロナ禍が収まることによって、私は、きっと多くの県民、国民が期待の持てるものだって、青森にはあるわけですね。例えば、関野準一郎さん。これだって、今、上皇后でしたか、美智子様が買われているんです、私もあるけれども。そういう立派な作品だってあるわけでしょう。その立派な作品をまだまだ生かし切れていないわけですね。だから、そういう作品をあちこちでやるのはいいんだけど、一堂に会して、たまにはやる姿勢というのが私は大事だと思う。今、観光なくして、市内の経済というのはあり得ないんだから。その一端を担うのは、教育長をはじめ、教育委員会事務局教育部長、多くのスタッフの方々なんだから、もっともっと今以上に知恵と汗と工夫を凝らして、このコロナ禍が特に落ち着いてくれば、ワクチンの発達によって落ち着いてくれば、私はそういうことも考えたほうがいいと思います。

ただやめればいいというものでないんです、あおもり桜マラソンみたいにね。やっぱり心に残るような、私も経験があるけれども、倉敷。行けば大したことないんです。あれでも立派に棟方志功のものを飾っていますよね。それを入れて見るんですから。今、ここには宝がこんなにいっぱいあるんですから。それを一堂に会して、どこかで展示するとか、今回、幸いにして、JR東日本のワンフロアを借りると。こういうことでは、ある程度考え抜いてやるのも1つの手法だし、そこには、今、教育委員会事務局教育部長が言った棟方志功さんだとか、あるいは棟方末華さんだとか、関野準一郎さんだとか、浪岡の方々の多くの画家の描いた宝がまだまだあるわけですね。そういうことも含めて、大々的に年1回ぐらいはそういう工夫を凝らしてやるのも1つの創意工夫だと私は思うし、その点について、やる気があるのかなのか、教育委員会事務局教育部長、答弁を。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 先に、先ほどの荒川市民センターの体育館の使用料金についての御質疑にお答えします。

荒川市民センターの体育館の使用料金につきましては、スポーツ使用といたしましては、団体が1時間当たり720円から1050円。そして、通しで貸した場合、5070円から9280円となっております。そして、個人につきましては、1時間当たり、小学生が20円、中学生が40円、高校生が70円、一般が100円となっております。

これについては以上でございます。

次にですけれども、市民が一堂に会して鑑賞できる、そういうふうな機会を考えたほうがいいのではないかというふうなことの御質疑でありましたけれども、これにつきましては、今、これから駅前が開発で市民美術展示館ができますので、これを中心にお答えしたいと思います。

青森駅周辺のまちづくりに関しては、平成30年6月に、本市、青森県、青森商工会議所、JR東日本の4者が相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取組を推進することを目的とした青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。

青森駅舎の跡地につきましては、連携協定におきまして、JR東日本が青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進することとされており、4者で相互に連携協力して検討し、2月25日に駅ビル開発を発表したものであります。

駅ビルは10階建てで、1階から3階は商業施設、4階は、市が開館から42年経過した老朽化の進む市の文化芸術拠点の青森市民美術展示館の移設、県が青森県の縄文遺跡群に関する情報発信拠点の整備のほか、ホテルのフロント、6階から10階は客室145室のホテルが入居する予定となっております。

市民美術展示館につきましては、これまでと同様に、市民の皆様にも美術作品の展示や鑑賞の機会を提供する場として御利用いただきたいと考えておりますが、青森市の文化芸術の魅力の発信や青森駅周辺のにぎわいの創出につなげていけるように、先ほど、渋谷委員からお話がありました一堂に市民が会して鑑賞できる機会も含めて、市が所蔵する美術作品の活用について、今後、詳細に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 御答弁ありがとうございます。すごいものを研究しているじゃないですか。市民病院全体に、私のほうの市役所もだけれども、市長もそうです。ある程度のことは、副市長をはじめ、やられているのよ。聞きに行かないと分からないんですよ。市民病院だってそうなんです。一人一人の先生方は本当に素晴らしい人だと思う。それから、スタッフ、看護師、素晴らしいんです。でも、それが生かし切れてないんです。それで、ただ県病県病と。人気の度合いは、県病がこうなっているわけですよ。やっていることは同じなんです。私はそう思っているんです。この間も、3日、4日ちょっと入院してみれば、本当に大したものなんですよ、私のほうの市民病院も。森副院長が言うように、一人頭にすれば、結構稼いでいるんだよ。でも、6億円とか8億円とか赤字になったり、14億円とか15億円とか資金不足になったりね。副市長も、もうちょっと弘前大学との交渉だとか、いろんなものがうまくいけば、私のほうの市民病院だって、まだまだ夢も希望もある、そういうような病院だと私は思います。だから、市民病院事務局長——今日いないんでしょう。急ぐ必要

は何もないと思うし、これからじっくりゆっくり考えながら、県には吸収されることなく、やるようにしなきゃ駄目ですよ。

それで、教育委員会とすれば、さっきからくどくど経済部理事にも言ったけれども、コロナ禍が収束すれば、結構来ると私は思うんです。そのときこそ市の宝物を一堂に会して見せる場、これは非常に大事だと思う。我々、商売も期待しているんですから。そういうことで、この件についてはありがとう。

次に、りんごセンターについて。一般会計6款農林水産業費1項農業費から質疑をさせていただきたいと思います。

りんごセンターの令和2年度の収支見込みについてお示しをさせていただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の青森市りんごセンターの令和2年度の収支見込みについての御質疑にお答えいたします。

令和2年産のリンゴ生産量についてであります。青森県「攻めの農林水産業」推進本部が令和2年11月27日付で発表いたしました「令和2年産りんごの生産概況」によりますと、日照時間は平年よりやや少なかったものの、気温は平年並みからやや高かったこと、また、降水量は平年より多かったことから、果実肥大が順調に推移し、リンゴ生産量は平年並みから平年並みをやや上回ったとされております。

この生産量の増加に加えまして、青森市りんごセンターの指定管理者であります青森農業協同組合と市が連携いたしまして、リンゴ農家のみならず、県内の移出業者への利用の呼びかけを積極的に行った結果、同センターへのリンゴの入庫量も増加し、本年2月末時点ではありますが、令和2年産リンゴの入庫状況については17万1733箱となっております。黒字となった前年度末時点との比較ではありますが、9051箱の増、率にして5%増の86%となったところであります。

これに伴いまして、青森市りんごセンターの今年度の収支見込みについては、金額的にはこれからではありますが、黒字となった令和元年度同様、入庫量が良好な今年度におきましても黒字となることを見込んでおります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとう。先般の説明の中で、内訳とすれば、津軽りんご市場、これが約1万5000箱か。弘前——弘果でしょう、これが約1万7000箱だと。それから、ファームあおもりが約1万箱。それから、個々の生産組合だとか、そういうやつでしょう、約1万7000箱。JA青森が約10万箱と。合計17万箱ぐらいでしょう。これも高く評価はしたいと思います。

ただ、農林水産部長、気をつけていただきたいのは、私から言うまでもなく、開所以来、ほとんど、1300万円前後の赤字でしょう。今日でこれ何回やったんですか

ね。随分メスを入れたよね。そして、今、坂本課長かな、担当が。彼も頑張っている。あるいは以前にも、いろんな職員の方々が頑張ったおかげでここまでたどり着いてきたんです。でも、両市場とも、組合のため、あるいは個々の生産者のためにガス冷蔵庫を造っているんだから、年に1回でも2回でも、両市場には、特に出かけて行って頭を下げてくる。これは坂本課長に私は必ず強く指摘している。これを逃したら駄目なんですよ、また行っちゃうからね。

あと、JAね。当初、本当にこのJAも、声高くして言ってもいいけれども、ずさんです。かなりずさんだった。契約書があるにもかかわらず、全然、守られないんですから。そうでなかったら、毎年毎年の1300万円、1400万円という赤字にはならなかったと私は思う。当初から10万箱くらいは、ある程度、JAも見据えた形の箱数なので、これに沿ったものを立てれば、こういう具合にならないんです、赤字ね。これは民間だったらとっくに潰れていきますからね。だから、年を増すごとに、そういう両市場とも変化してきているから、ある程度、年に2回でも3回でも行ったら、各担当者あるいは社長に対してでもいいんです、頭を下げる姿勢。私はこれが最も大事だと思う。それで、今回も恐らくや——6月の決算を前にして、こういうことを言えば、ちょっと変だけれども、包括外部監査は法律なのでしようがないと思うけれども、例えば、今期も予定される収入支出の差引きで五、六千万円出るわけですよね、農林水産部長。これを聞いたら、包括外部監査によれば、市とJAが折半になるのか、その辺、ちょっと教えて。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ただいまの御質疑であります。指定管理制度における収支のお話だと思いますので、その点でお話を申し上げます。

渋谷委員は重々御承知だと思いますが、収入と支出がありまして、収入支出差引き額というものがあります。これがまず出て、黒字になれば、当然、それは頑張ったということになるんですが、その中で、青森市と指定管理者とのルールがありまして、一定の収支の額を超えますと——980万円でしたかね、その辺は市のほうに納入いただくというルールがあります。それ以外は指定管理者に返すということで、例えば、平成元年度で申しますと、収支差引きが1374万円ほどありました。そのうち、市への納付が986万円ほどあると。残りの三百数十万円が指定管理者のほうへ入る、収入になるというような制度でこれまでも運用しております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。これは包括外部監査なので文句をつけてもしようがないですよね。ただ、残念なのは、これまでJAが汗をかいて、自ら、ガス冷蔵庫の入庫、利活用に努めたのであれば、私はこういう発言するんでないんですから。それがあまりにも見えなかったから、今現在も発言しているんです。私には見えないもの。これは一千二、三百万円の黒字ならいいですよ。980万円あるからいいといっ

ても、仮に、四、五千万円になればどうするんですか、これ。もったいないでしょう、はっきり言って。ただ、この間の説明によれば、若干なりとも、野沢だとか、いろんなガス冷蔵庫か何か分からないけれども、幾らか使い物にならない、そういう面が出てきていると。この利活用については、もうちょっとJAでもなるのではないかという話を担当者の方々が若干は説明しておったけれども、あれも契約書を見たら、廃止にして、全面的に市役所で建てたガス冷蔵庫を使いましょうというのが契約の趣旨だったんです。そうなんです。だから、これは、本当は赤字にならないんですよ。あまりにもうそをつかれたものだから赤字になっているんです、これ、正直言って。それで、この包括外部監査でしょう。本当に心もとないです。そういう点をひっくるめて、農林水産部長、しっかりと管理監督・運営ね。私は、もうけろと言うんではないんです。ある程度、所期の目的を達しつつ、農家のために今以上に最善を尽くしてやっていただきたい。これが主訴なんです。その辺、ひとつよろしく頼みます。以上。

○山本武朝委員長 農林水産部長より発言の申出がありますので、これを許します。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 先ほど実績のお話をさせていただきました。令和元年度と申し上げますところを平成元年度と申し上げます。正式には令和元年度のことでありました。すみませんでした。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 次、市街化調整区域について。一般会計8款土木費4項都市計画費の中から質疑をさせていただきたいと思います。

これまでも、私は随分この市街化調整区域の件については質疑をさせていただき、問題点も指摘した面について、何ら、私には、心もとないお知らせも、これこれやっているとか、これすらもほとんど見受けられない。でも、担当者と行き会えば、頭はかくんです。でも、何ら進展もないわけでしょう。今回、あえてまた質疑をさせていただいたというのは――都市整備部長がいる間にこれは決めないと駄目ですね。というのは、油川、西田沢、上磯沿線、あるいは、ずっと新城、三内をひっくるめて、細越、高田、あるいは私のほうですとか、人口の衰退が、減少が激しいんです。でも、交通量は多くなっている地域があるんです。例えば、荒川みたいに流通団地だとか何とか控えて――あるいは住民票1つにしてでも、荒川は、人口はほとんどいないんです。新城の何分の何です。でも、私が聞くところによれば、印鑑証明でも何でも、新城の次に荒川は多いんだそうですね。その書類を取るのに、個人的にですよ。職員も1人ぐらい増やしているような状況だそうです。でも、選挙をしに行けば、毎回毎回、人口が減ってどうにもならないんです。それで、わざわざ鶴田町からでも、板柳町からでも、ここに来て、農村部に住みたいといっても、なかなかできないでしょう、今の青森市の体質は。もちろん、不動産関係の話も聞かわけじゃないけれども、まず青森は面倒だと言っていました。

今、五所川原市でも十和田市でも、たまに行けば、田んぼの真ん中でも何でもばんばん建っているじゃないですか。私は、こういう点から、もうちょっと考えつつ、何で減少するのか、この周辺——まあ、街のど真ん中もそうだけれども、ただ自分たちが事を始めようとする。新幹線のあの辺だとか、あるいは新町に特化した立地適正化計画だとか、こういうふうなことばかりやっていますよね。せっかく合併した浪岡は何一つやらない。都市計画審議会に行ってもそうです。あなたたちがやろうとすることは会議にかかるけれども、我々の意見というのは一つも聞く場もない。私はこれで辞めたんです。あの審議会委員なんて、私に言わせれば、とんでもない話です。何のためにやっているんですか、あれ。絶対、関心もないし、やろうとすることは議会だとか何かでやればいいんだから、わざわざ都市計画審議会委員を呼んで、反対か賛成か。ただ説明して、それで終わりでしょう。これはやらないほうがいいんです、あんなの。いつもつくづく感じている。

もっともっと、さっきからずっと言っているとおり、浪岡をひっくりかえした建物をやることによる経済、人の歩き、いろいろ勘案しなきゃ駄目なんですよ。浪岡の駅だって、人はあんまり行かないと思ったら、利活用は結構あるんですもんね、あそこね。私は初めて分かったよ。そういったあまり知られていないことだっていっぱいあるわけでしょう。ただ特化しているもの。市役所でやる、補助金を差上げるとか、ただこればかりでしょう、やっているのが。ただ国土交通省から予算を頂いてくる。あと何があるんですか。正直言って何もないですよ。私がしゃべっていることは違うんです。地域住民の活性化。浪岡だって、このままだと衰退してしまいますよ、浪岡の議員もいるけれども。あるいは我々の周辺、みんな死んじゃいますよ。そういうことでひとつ、都市整備部長、市街化調整区域について答弁を。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいま渋谷委員から御質疑がありました都市計画マスタープランの策定状況等について御説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、長期的な都市政策の視点に立って、土地利用、都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の総合的な指針としての役割を担うものであり、本市におきましては、平成11年に策定した青森都市計画マスタープランと平成15年に策定しました浪岡町都市計画マスタープランがあります。

本市の現行の都市計画マスタープランにつきましては、策定から20年近く経過し、プラン策定当時の予測を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進んでいるなど、社会環境が大きく変化してきており、今後の本市のまちづくりにおきましては、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した都市機能の立地や公共交通の充実を図る必要があることから、平成30年度より、新たな都市計画マスタープランの策定に着手したところであります。

現在の検討状況としましては、平成30年度、県が実施しました都市計画基礎調査

における人口分布や土地利用、建物の現況等の調査等に基づき、現行の都市計画マスタープランに基づくこれまでの取組状況や、都市づくりにおける整理を進めるとともに、令和2年の都市再生特別措置法の改正に伴い、災害ハザードエリアにおける開発抑制、まちづくりと防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることが求められていることなどを踏まえ、現在、目指すべき都市像や土地利用の方針などを定める全体構想の骨子たたき台の検討を行っているところであります。

市街化調整区域の在り方につきましては、令和2年第1回定例会予算特別委員会等での渋谷委員からの御意見を踏まえ、他都市の事例も含め調査研究を行うなど、全体構想骨子たたき台の検討と並行して検討を進めているところであり、市としましては、引き続き、市街化調整区域を含めた各地域の実情を踏まえながら、地域コミュニティの維持や活性化を図るという観点からも検討してまいります。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 若干、要望でもいいんじゃないかな。私は、これまでも、一遍に皆やりなさいとか、お願いするんじゃないんです。せめても除雪体制のしっかりした幹線だとかあるわけでしょう、市内にも。そういうところをモデル地区として掲げながら、もしやってみて、その地域がおおっと思えるんだったら、徐々に徐々に広げてくださいと。これすらも市長の特権があるわけでしょう。今、都市整備部長は、県だとか何か言っているけれども、県は県全体なんですよ、市役所だけ持っているんじゃないんだから。私も田舎の議員出身だから、こういうことしか言えないけれども、やっぱり、どうするかなんですよ。これは大事だと私は思う。選挙のたびに減っていますから、投票者数が。大矢委員のところはもっと減っていると思う。もう死んでしまっていないんです。

そういうことで、この立地適正化計画も——都市整備部長も市内をいろいろ回って歩いて、浪岡も必須だと思うだろうし、私が覚えているところによれば、コンビニを開きたい、何開きたいと土地まで買いに来ているような話もする。本人にすれば、そこは医療から何から託児所から全部そろえてやろうとする。浪岡区長、一番覚えているでしょう。そういう勇気のある個人的な人もいます。だから、いろんな制度を、国土交通省から、総務省から頂いて、その地域の発展のために私はやっていただきたいんです。何もここにばかり特化することないんです。そう思う。そういうことで、時間も大分押し迫ったので、都市整備部長、今日はこの辺で終わりたいと思います。

次、除雪ですよ。高村都市整備部理事、いいですか。一般会計8款土木費。

私は、あまりこれを本当はやる気持ちでなかった。ちょっと私の思いを——課長だとか、白取主幹だとか、小田室長だとか、私の意見を聞いていただければなということに来ていただいたんです。そうしているうちに、しゃべったら、やっぱり必ず聞かなきゃならないことが起きてきたんですよ。

まず、能書きをしゃべる前に第1点。聞きたいことは、狹隘路線の除排雪作業委託料を十分に確保すべきと考えるがどうか、これについて。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 渋谷委員からの除排雪について、狹隘路線の御質疑にお答えいたします。

令和3年度当初予算案におきましては、除排雪対策事業の拡充といたしまして、降雪・積雪状況により、迅速な除排雪作業が十分に行えますよう、あらかじめ除排雪対策経費を令和2年度より3.4億円増額することとしており、狹隘路線分の委託料につきましても、1億3363万円、対前年比13%増となっております。

狹隘路線の見直しにつきましては、今後行います除排雪事業者へのヒアリングなどによる御意見等も踏まえまして、工区内路線から狹隘路線への変更などの見直しを行うとともに、小型除雪機の所有状況などを確認し、委託事業者の見直しを行うなど、今シーズンにおきまして、多くの市民から御要望・御相談を受けたことを踏まえまして、効果的・効率的な作業に向けまして、あらゆる可能性について、今後検討してまいります。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 高村都市整備部理事、あなたもお聞きのとおり、分かるようにですよ、あなた方は二言目にはダンプがない。異口同音にしゃべる言葉でしょう。オペレーターがない。今冬の雪を踏まえて、3億何がしの予算を——前回何ぼでしたか、28億円だったか——上乘せして、私はこれすらも納得いかないです。この間の一般質問でも聞いていれば、この狹隘路線というのは、約1000件くらいの苦情があったわけでしょう。市内だから約1000件というけれども、浪岡とか、我がふるさとに行けば、1000件といえ、膨大な苦情なんです。それをある程度認識しないと駄目ですよ。ほとんどは、工区やってから狹隘路線でしょう。私の持論からいけば、これすら考えなければ駄目なんです。

ましてや、私のほう中村美津緒委員が質問したタコグラフだとか、量を取れば、やっている最中にでも抜け出て、自分のお願ひされているコンビニでも事業所でも出向いていくわけでしょう。これはやむを得ないといえ、やむを得ないんです。やむを得ないけれども、あらかじめ苦情の多いところ、どうしてもここだけはやらなきゃ駄目なところ、この辺について、力点を置いて、排雪の費用も含めることによって、いささかは、ダンプだとか、オペレーターだとか、こういうことも勘案しながら、方向性を持って、除雪の体制を組まなきゃ駄目なんです。

市役所ですから、いかなることでも苦情はあえて少なくするように少なくするようにしなきゃ駄目なんです。特に今回の除雪に対しては、都市整備部長をはじめ、職員の方々には本当に頭が下がる思いです。だから、雪対策でも何でも、私は、あなた方を腐す必要もないし、これからどういうふうにして考えればいいのかということちょっと来ていただいたんだけれども、これすらもあまりなかったところで、

ただ3億4000万円だと。3億4000万円で済む問題ですか、これ。多くの市民というのは、建物と違って、こういった雪対策については金に糸目をつけないんです。我々もしゃべらないし、そうでしょう。雪降ってしまえば、どうしますか。金かかるのは当然でしょう。ましてや路線としては、ここから名古屋近辺まであるわけでしょう。そういうことじゃなくて、一番苦情の多い工区をどうするかなんです。そこには、ダンプも必要です、オペレーターも必要です。それを少しでも、今の——例えば、1000万円なら1000万円のものを、300万円ぐらいはあげるから、排雪は何とか頼むと、こういうふうなお願い事だっているわけでしょう。これをやることによって狭隘路線も一日でも早くなる、あるいは1日半でも早くなるわけでしょう。そういうことを私は考えてもらいたいです。そういうことについては御助言ありますか、どうぞ。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 渋谷委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今冬、トータルでは1万6000件を超えるような多くの御要望をいただいたところです。特に、その主なものといたしましては、年末から1月の中旬までの、まさに災害級と言えるような降雪に対する、また、それに加えて、雨、急激な路面状況の悪化ということについての御意見・御要望を多数いただいたところであります。

来冬、次のシーズンに向けましては、このような経験を踏まえ、また、委員から御指摘のあったような特に作業に日数のかかった工区などについて、事業者の皆様からの御意見も踏まえながら、見直しが必要と考えております。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 次に、市の職員によるパトロール業務を展開しているわけでありませけれども、何か聞くところによれば、常時、16人だとか、あるいは歩道関係があれば20人を超えちゃうわけですね。そういうことで、これも不思議だと思うんです。段階的に東西南北の業者に任せるのも一つの手法じゃないかなと思う。何でこういうことを言うかといえ、うちのそばにも、県の幹線だとかを専門にやっている業者がいるんです。たまにパトロールカーがいますからね。あれは、県から、国から行ったのかどうか分からないけれども、もう既にやられているんです。市でもそういうことをやることによって、私のほうの中村美津緒委員が言うようなタコメーターだとか、グラフだとか、あれは事務的な中の問題だとか、もっともっとやれると私は思う。

これですよ。今の状態でいったら、あと20年すれば、人はどうするんですか。人口も20万人くらいなんですよ、20年、30年すれば。だから、今からでもそういうことをやって、徐々に徐々にやっていかなければ大変ですよ、これ。今みたいに予算もあるわけでもないし、だから、このパトロールを今からでも部分的に——日報を取ればいいわけでしょう。それで、整理すればいいわけでしょう。みんな、あれでしょう、建物を建てるというときは、仕様書がみんなあるでしょう。その仕様書に

沿って、業者はみんなやるわけでしょう。これは慣れているでしょう、あなたたち。だから、部分的にやってみて、結果がどうなのかこうなのか、十分検討した上で、よければ、また次に移ってやるとか、こういうことを民間にある程度やらせなければ大変だと私は思う。

もう1つ、安ければいいというものじゃないけれども、民間のほうが安くつくんです。職員がまずやるよりは安くつくと思う。安くついた分は——あなた方が、業務の中で、今、手が回らない点だって多々あるわけでしょう。そういうところに人材を配置するとか、もっともっと詳しく調べつつ、幾らかでも市民の期待に応えるような姿勢を示さなきゃ駄目なんです。

したがって、このパトロールの件について、高村都市整備部理事の思っていることをちょっと示していただきたい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 渋谷委員からの市職員によるパトロール業務の民間委託の御質疑にお答えいたします。

除排雪の実施に当たりましては、除排雪作業の仕上がりなどのばらつきを解消するため、市の出動指令を現在、原則としております。

パトロール班の業務内容といたしましては、市内を7地区に分け、道路状況を把握するために、午前9時からパトロールを開始し、道路の圧雪や幅員状況、また、除排雪作業後の場合には、仕上がりの状態について確認しているところであります。その後、午後1時から、除排雪対策本部にて、パトロール会議を開催し、パトロール結果はもちろんのこと、今後の気象情報、また、雪に関する相談窓口に寄せられております相談内容を踏まえまして、除排雪の出動の可否を判断し、午後2時を目途に必要な路線・工区に作業の指令を出しております。

また、工区・路線の除排雪作業管理といたしまして、作業中の工区・路線をパトロールし、誘導員の配置状況や作業が粗末になっていないかどうかの確認、また、必要に応じて、事業者をパトロール班が指導しながら、早朝にかけて、当日の作業の進捗状況を確認することといたしております。

このように、パトロール班は、除排雪対策本部が有する情報を踏まえつつ、除排雪対策本部の他の班とも綿密に連携しながら、業務を遂行しておりますことから、今すぐ来年度において、当該業務を民間に委託するというものではありませんが、パトロール業務のより効率的な実施方法につきましては、委員の御意見、また、他市の事例や先進技術の活用なども含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁のとおりで、私はすぐやれと言うんじゃない。検討に検討を重ねて、部分的にモデルとしてやりなさいというのが、渋谷委員の意見です。今、高村都市整備部理事が言ったことは、民間の方々でも十分できることです。それは、

何も難しいものではない。機械を1台持たせれば、十分できる。だから、その点については、都市整備部長を先頭にして、ありとあらゆる角度から——何も他都市をそう見なくてもいいんです。他都市って、それはまねごとなんですよ。私は大嫌いな言葉なんです。そうでなくて、市独自でたまにやってみなさいよ。事例も何も要らない、そんなもの。あなたの答弁によれば、今のことをできないわけないでしょう、業者でも。それ以上にみんなやっているんだから、業者は。利益のために、経営のために。そういうことを十分踏まえつつやるように、6月議会で、もう1回、これをやるから。今日は時間がない。

次、これは底そぎって言うんですか。（「底剥ぎ」と呼ぶ者あり）徹底させるべきと思うがどうか、その点について。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 渋谷委員からの除雪についてのうち、底剥ぎの徹底についての御質疑にお答えいたします。

本市では、除排雪作業終了後の仕上がりには差が生じないように、出動は市の指令を原則としているとともに、重機オペレーターの運転技術の向上などを図るための講習会もシーズン前に実施しているところであります。

市の出動指令につきましてはパトロール班が指令を出しておりますが、パトロール班は、除排雪作業終了後のパトロールにおきまして、路面の圧雪が厚くなっていないかどうか、また、路面がわだち状態やそろばん状態になっていないかどうか、車両通行に支障を来していないかなどの項目についてパトロール・確認し、必要に応じて、事業者に対して指導などを行っているところであります。

また、重機オペレーターの運転技術の向上などを図るための講習会につきましては、ベテランのオペレーターを講師として、除雪機械を実際に用いた実践的な講習会をシーズン前に実施しているところであります。

来年度におきましては、これらに加え、新たに除雪オペレーター担い手育成支援事業といたしまして、市の除排雪業務を請け負う事業者に対しまして、除排雪作業の担い手となる除雪オペレーター育成に係る車両系技能講習の受講料などの費用の一部を補助することとしております。今年度におきましては、1月中旬の災害級の降雪により、除雪した後も直ちに再度の降雪が続いたため、十分な底剥ぎまでに至らず、市民の皆様からも路面状況の著しい悪化について多数の御意見・御要望をいただいたところであります。

これらの反省を踏まえまして、来年度におきましては、運転技術の向上支援、また、より丁寧な出動状況の確認の取組によりまして、底剥ぎの徹底など、除排雪作業終了後の仕上がりには差が生じないように、除排雪作業の平準化を図ってまいります。

○山本武朝委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 都市整備部理事、やるって言うから勘弁するけれども、今回、そも

そも言いたいことは——これは渋谷勲君の話ではないんです。大勢の業者は——何で、第一に、去年の暮れに苦情が来たかといえば、これは業者の皆さんがしゃべる言葉です。予期しない大雪になったからあれだけけれども、幹線・補助幹線をすぐやればよかったんだと。そこを3日ぐらい間が空いてやったから、もう雪もそういう状態になったと、異口同音にしゃべる業者は結構いるんです。まあ、これから聞いてみなさい。そうなんですよ。

人間というのは——間違い、過ちは誰にでもあるんです。これを指摘しているのではないんです。そういうことが多々聞かれている。基本は、今、都市整備部理事がしゃべったとおり、底剥ぎなんです、幹線も補助幹線も。それによっては、多少、経費がかかるんです、排雪がかかるんですから。だから、それらを有する方々でなければ、この幹線だとか何とかは無理なんです。そこです。それには、若干の——そうでしょう、排雪の経費がかかるんですから。これはかかってもしょうがないと思う。それをやることによって、枝線に散らばっていくんですから。そうでしょう。だから、この底剥ぎは徹底して、新年度からは業者に機会あるごとにやっていただきたい。あるいは、今、しゃべったパトロールの件についても、そうでしょう。これから見ても、パトロールをうたっているけれども、雪が厚くなったか薄くなったかって、正直、誰でもやれることです、委託しても。それを十分検討すると。それから1番目にしゃべったことも含めて、今後、今冬の雪の反省点を踏まえながら、来期に向けて頑張ってください。そういうことです。以上。

それから、教育委員会事務局教育部長、棟方志功記念館について。要望です。

私は30年も議員をやっているけれども、一度たりとも財団との話合いというのは聞いたこともない。覚えもない。ましてや、雪解け、雨降り——若干、漏れていることも聞いている。県には何千点あるかよく分からないけれども、今のスペースで棟方志功記念館に置いてくださいと言っても、入りますか。土地は市役所のものですよ。それくらいの話合いはされてもいいと思います。

何が文化ゾーンなんですか、あそこ。何を目的にして、文化ゾーンなんですか。訂正しなさい。何もありません。図書館があるわけでもないし、あそこには市の膨大な土地もあるわけですよ。勤労者何とかかんとかセンターだとか、まだ使われているけれども。それらの利活用を今後進めていけば文化ゾーンもいいけれども、今の状態だと何も要らないでしょう。

一度は悪者になってもいいから、県との、財団との交渉はやるべきだと私は思うよ。駄目なら出ていきなさい。マッチしないんだから。何十年なりましたか、あれはもう。これまでのいろんな事柄をひっくるめながら、私はやったほうがいいと思います。どうするのか。頭の堅い連中ばかりにやらせるから、駄目なんですよ、あれは。もっと柔軟な人がやれば、歩み寄りの必要があるんだから、あの記念館については。起爆剤なんだから、あそこが。私はそう思う。何ら——品を替えて、ただやっているにすぎないですよ。それで、何点も見せることができますか、あれ。

ああいう建物があるんだから、もうちょっと拡幅するとか、駄目ならば、県で市にあげればいいんですよ、調度品をひっくるめて。私はそういう話合いも最も大事だと思います、これからは特に。

そういうことで、悪い人になってもいいから、副市長もいるんだから、連絡を取り合って、その辺の話合いをできるだけやるように努めていただきたい。これを強く要望して、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午後0時1分休憩

午後1時再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 自由民主党、奥谷進であります。

今定例会において本特別委員会に付託されました議案第2号「令和3年度青森市一般会計予算」のうち、6款農林水産業費に関連して質疑をいたしたいと存じます。農作物の鳥獣被害対策について質疑をいたします。

野生の鳥獣による農作物被害は、令和元年度、本県における農作物の被害は約6326万円余りと、前年度からみると約1割増となっております。ニホンザルやツキノワグマやカラスなどの動物の被害が大変多く見受けられるわけであります。

青森市では、近年、私どもの奥内地区や新城地区など、市内全域でニホンザルの目撃情報が増えておるわけであります。また、野菜のほか、リンゴやサクランボなど果物の食害も発生しており、農家の努力だけでは対策が十分取れない状況にあると思います。農家が種をまき、収穫まで丹精込めた農作物を守るためにも、また、農家の小作の意思を損なわないためにも、さらに対策が必要であると私は考えます。本市におけるニホンザルによる農作物の被害の現状とその対策について、市のお考えを示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奥谷委員のニホンザルによる農作物被害の現状と対策についての御質疑にお答えいたします。

本市の鳥獣による農作物被害については、農家等からの情報提供に基づきまして、現地調査を行い、被害の状況を確認しているところであります。ニホンザルによる

過去3か年の農作物被害については、平成30年度は10件で、被害額は34万6000円、令和元年度は7件で、被害額は22万9000円、令和2年度は18件で、被害額は108万5000円となっており、被害件数及び被害額の増加が見られております。

市のこれまでの対策についてであります。ニホンザルから農作物被害を防止するための対策といたしましては、地域が一体となった取組が有効とされていることから、作物残渣を圃場に残さず片づけるなどの取組を記載したチラシの農家などへの配布、市のホームページ等で周知しているほか、今年度新たに、比較的被害の多いリンゴの栽培講習会に合わせ、鳥獣全般に係る被害防止対策のポイントについての講習会を6月と8月に計6か所で開催したところであります。延べ135名の参加があり、高い関心が寄せられたところであります。また、地域が連携して、鳥獣の追い払いを行えるような取組を推進するため、スターターピストルを今年度1丁増設し、計4丁を青森農業協同組合の本支店で貸出しを行ったところ、16件の御利用があったほか、電動ガンを今年度1丁増設し、計2丁で職員による追い払い活動などを26回ほど行ったところであります。

今後についてであります。具体的な鳥獣対策に関する協議や情報共有等を目的として、県、青森警察署、青森農業協同組合、青森県猟友会などの関係機関で構成される青森市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、加えて、パトロール活動や追い払い活動、生息・被害調査等を行う青森市鳥獣被害対策実施隊を設置することとしております。併せて、ニホンザルへの有効な対策を講じるため、個体数や群れの行動範囲を把握する生息状況調査を実施することとしており、これらの経費を令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

市といたしましては、新たな対策が効果的・効率的に行われるよう、引き続き、県などの関係機関と連携し、鳥獣による農作物被害防止に努めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。それなりに市当局も、この追い払い活動を26回行ったということでもあります。何としても、サル被害などは、やはり情報が第一に考えられるわけでありまして。特にこれからも被害が多発することも多いかと思いますが、何としても被害状況を迅速に市民から、農民からキャッチするためには、やはり「広報あおもり」等々で、ぜひとも今後、その対策を周知されるようお願いを申し上げる次第であります。

特に今回の鳥獣被害につきましては、令和2年度には108万5000円余りということではありますが、これから年々増える可能性は持つておるわけでありまして。何としても、農協、青森警察署、青森県猟友会などと連携をしながら、今後ぜひとも、漏れなく様々な情報をキャッチしていただくことを強く望むところであります。

特に農林水産部におかれましては、私は昨年12月の予算特別委員会でも質疑をいたしましたわけではありますが、今回は、農林水産部をはじめ、市長の英断によって、

このように新規の予算を計上されたということは、本当に農家にとっても安心をしていることだと思います。私どもは、常に農業の地域に住んでいる一人として、我々は農家の代表であり、地域の代表であるという使命感を持って、議員として活動しているわけであります。ですから、何としても地域問題を取り上げなければならない我々の責務であると、そういう感じを受けているわけでありますが、今回の新規のもろもろのスマート農業普及、さらにまた、水田農業高度化推進事業の、こういう問題も大きく予算計上をいたしておりました。まさにこれからの農業に活気を与える大きな要因になることと思います。どうか今後とも、この農業政策については、今まで以上に農林水産部が取り組んでいただくことを強く要望して、この質疑を終わります。

次に、第7款商工費第2項商工業振興費に関連して質疑をいたします。中核工業団地について質疑をいたします。

中核工業団地については、これまでも私は何回か質問をした経緯もありました。コロナ禍にあっては、本市の高校生や専門学校生、大学生など、本市をはじめとする地元での就職を希望する傾向が強まっていると言われております。また、首都圏などの大都市圏でも、学生生活を送っている方やお勤めになっている本市出身の中でも青森に帰ってきたいという思いを強くしている方々も多いと思います。

このような状況の中で、小野寺市長は、今議会定例会初日の提案理由の説明の中で、新年度予算では「あおもり、挑戦！プロジェクト事業」と銘打って、新しい働き方担い手誘致プロジェクトに取り組むことを明らかにされました。移住・就業情報の発信や相談体制を新しい働き方推進室に一元化するとともに、東京のビジネスセンター「A o M o L i n k ~赤坂~」に移住相談担当職員を新たに配置すると。県外の企業向けのサテライトオフィスの体験モニター事業やインターンシップの受入れに係る経費の支援や、情報サービスの企業の進出に向けたサテライトオフィス設置費用支援などの実施を表明されました。本市におけるポストコロナを見据え、人口減少の歯止めをかける攻めの姿勢だと私は考えております。小野寺市長の意欲、コロナ禍における不況に立ち向かい、前進する強い姿勢を感じるものでありますが、中でも、本市の企業誘致に当たっては、情報サービス企業を受皿として、市内のサテライトオフィスに着目し、誘致活動を展開しようとする取組は、本市の企業誘致の新たな可能性を引き出すものであり、大きく期待を寄せておるところであります。

一方では、これまでと同様、中核工業団地を中心とした工業団地の企業の誘致もまた、地域経済の活性化と雇用創出の場として非常に重要なものと考えます。

私は、平成2年の初当選以来、30年余り経過いたしました。当時の会派の議員と市内の工業団地を視察したことがあります。本市の経済の活性化、雇用の創出のためには、工業団地への企業進出が重要な要素であると私は認識いたしました。

これ以来、私は、市内の工業団地における企業誘致に向けた取組について、何度か議会で取り上げてまいりました。中核工業団地に隣接する南部工業団地や三内丸

山の西部工業団地については、いずれも整備を行い、全ての区画が分譲済みとなっておりますが、中核工業団地については、まだ空き区画と未分譲の土地があるとのことでもあります。中核工業団地については、青森県が中心となって整備を進めた工業団地ではありますが、市としても、道路や下水道・上水道、公園の公共施設整備を負担したところであり、今後、さらなる地域経済の活性化と雇用創出の場としていただくためには、残りの区画の早期の分譲を期待するところでもあります。

そこで質疑をいたします。青森中核工業団地の現状と分譲に向けた今後の取組をお示し願いたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 奥谷委員の青森中核工業団地についての御質疑にお答えいたします。

青森中核工業団地は、本市における工業集積拠点として、独立行政法人中小企業基盤整備機構と青森県の共同事業として開発・造成され、市が水道・道路などのインフラを整備したものであり、平成8年度から造成工事を開始し、平成12年度から一部の分譲を開始、平成14年度には造成工事が完了し、全面分譲となったものであります。造成等にかかる費用につきましては、用地買収・造成等に要した費用が約83億9000万円、幹線道路・都市下水路・上水道・都市公園などの関連公共施設の整備に要した費用が約60億3000万円、このうち、市の事業費は約30億2000万円となっております。

中核工業団地の分譲促進に向けた活動につきましては、平成15年度に用地の賃貸制度を導入、平成20年度には区画を分割するなど、企業ニーズに対応しながら、区画の分譲と企業立地の促進に取り組んできたところでもあります。また、青森県及び青森県土地開発公社と本市の3者で――平成10年に青森中核工業団地企業立地推進協議会を組織し、本市や同工業団地の企業立地環境等を広く情報発信するため、PR用パンフレットの作成、各種展示会への出展、新聞・ビジネス経済誌等への広告掲載、立地意向に関するアンケート調査などを実施し、進出企業の開拓・掘り起こしに努めております。さらに、同工業団地の立地企業への市独自の優遇制度として、工場等用地の取得助成、事業の用に供する機械・装置等の取得助成、除排雪機器・機械等の購入費助成について制度化しております。

これらの取組を通じ、同工業団地には、現在、31社の企業が立地し、全56区画のうち、39区画が分譲済みであるほか、6区画を賃貸しており、残り区画数は11区画、全体区画数の約2割となっております。

令和元年度には6区画、令和2年度には1区画を分譲するなど、順調に推移しているものの、今年度は、インターネット検索サイトへの広告掲載や、県内物流企業へのPR活動、立地意向調査に取り組むなどの強化策を展開しているところでもあります。また、令和3年度には、新たな取組といたしまして、中核工業団地を含めた本市の立地環境や魅力を伝達するための企業誘致プロモーション動画の作成を行う

予定であります。

中核工業団地につきましては、今後も、青森県及び青森県土地開発公社はもとより、青森商工会議所等の関係機関とも緊密に連携し、企業ニーズに的確に対応しながら、引き続き分譲促進活動を展開してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。中核工業団地の分譲促進についても御答弁をいただいたわけではありますが、インターネット検索サイトの掲載に取り組むなど、新しいチャレンジをしているようであります。企業側に興味を持っていただくためには、どのような中核工業団地の立地を考えているのか、県や土地開発公社とも相談しながら、積極的に取組を進めていただきたいと思います。

今、経済部長からも御説明がありましたが、私も、先般、中核工業団地のパンフレット、ガイドをもらってまいりました。せっかく企業が張りついても、どうしても地元企業が張りついており、大企業がなかなか来られない。こういうことが往々にしてあるやに私は拝読をいたしました。何としても、山峡に造成したという大きなハンデがあるから、大企業が中核工業団地に進出して来ないんじゃないかと、そういうことを私は指摘したいと思うのであります。

見ると、地元の企業で張りつけている会社もあります。大企業を何としても我々は——やはり、500人、600人の企業が青森市に進出し、そして若い人が就職できるような、そういう仕組みが必要である、そのように私は考えるわけであります。これを見ても、本当に数少ない規模の小さい県内・青森市内の企業が張りついている。

これも様々、先ほど答弁にはありましたが、いろいろ諸条件があるようで、例えば、除雪費の助成とか、機械の助成とか、そういうこともあるようですが、それはとにかく行政と公社との話合いの下で、これから誘致企業に取り組まれると思いますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、小野寺市長は、この中核工業団地も含めて何としても企業誘致をしたいという——東京に4名ぐらいでしたか、配置するようであります。そういうことを考えて、今後は何としても、先ほど私が冒頭で話したように、青森で働きたい、東京に行っても、コロナ禍のように、いつ自分が感染するか分からないという、その思いで、今、東京に就職されている方々が往々にしているそうであります。ですから、父や母にも、青森に企業がないのかとか、いろいろな注文があるようであります。しかしながら、今は、受入れ体制が我が青森市内の企業もなかなかできない状況にあるわけであります。そういう意味からも本市の経済の活性化に向けた若者の働く場を確保するためには、残りの区画を早期分譲して、企業誘致を進めていただきたいと思います。このことを強く要望して、これは終わります。よろしくどうぞ。

次に、10款教育費に関連して、小中一貫教育についてお伺いをいたします。

昨年4月1日、私どもの地元の旧西田沢小学校、旧奥内小学校、旧後潟小学校の

3校が統合しました。新たに北小学校が誕生したわけであり、新しい名前の学校が青森市に誕生するのは、平成15年の東陽小学校以来、17年ぶりだと思います。すぐ近くには北中学校もあることから、同じ北の名前を有している学校同士が協力をし、中学生が一緒になって活動することがあります。小学生が一緒に行っている奥内駅・後潟駅の清掃活動や、夏休みには、中学生が小学校を訪問して、宿題の中で分からない問題を小学生に教える活動など、小学生が中学校で英語の授業を体験するなど、小学生が中学校の行事に参加する取組が行われているようであり、

このような取組は、中学生にとってはリーダーとしての資質が育まれ、小学生にとっては将来あるべき姿を間近に見ることができるものであり、人間形成に大変有利な取組であると思っております。また、小学生が中学校の生徒の授業体験をすることは、中学校へ進学するに伴う不安の解消にもつながるわけであり、いわゆる中1ギャップの解消に効果があるものと考えております。

現在、北小学校の子どもは、すぐ近くの北中学校に進学することから、今後も小・中学校が連携し、小中一貫教育に発展してほしいと期待するものであります。現在、青森市では、三内中学校区においても、北中学校区においての取組をさらに推し進めた小中一貫教育が行われると聞いておりますが、そこでお伺いをいたします。

本市における小中一貫教育の現状と今後の方向性について、教育委員会のお考えを示していただきたいと思っております。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 奥谷委員の小中一貫教育についての質疑にお答えいたします。

本市における小中一貫教育につきましては、9年間を通じた系統的な教育の中で、確かな学力、豊かな人間性など、今後必要とされる資質・能力に加え、中1ギャップの解消を目的として、平成29年4月から、三内中学校区内の三内小学校、三内西小学校及び三内中学校の3校において実施しているところです。

三内中学校区においては、義務教育9年間を、小学校1年生から小学校6年生までの6年間と中学校1年生から中学校3年生までの3年間として捉える6・3制を見直し、小・中学校を連続したものと捉え、1年生から9年生までとした上で、学年のくくりを1年生から4年生までの前期、5年生から7年生までの中期、8・9年生の後期とする4・3・2制を採用しているところです。前期4年間は、学級担任制により一人一人の情緒の安定を図る中で、基礎・基本の定着を図る段階、中期3年間は、教科担任制による専門性の高い指導を通して、問題解決の手法を身につける段階、後期2年間は、身につけた知識・技能や問題解決の手法を基に、問題解決の能力を高める段階とし、発達段階に即した指導に取り組んでいるところです。

このような指導の下、具体的には、数学・理科・英語・音楽・家庭科・道徳などにおける乗り入れ授業、国語・社会・算数・理科・体育・家庭科などにおける教科担任制、野球・ソフトボール・サッカー・バスケットボール・吹奏楽などにおける

小・中学校合同の部活動、三内丸山遺跡などの地域教材を活用した小・中学校共通の学習活動などに取り組んできたところです。

これらの取組により、理科等の乗り入れ授業及び教科担任制を実施した教科の学力に向上が見られたこと、不登校生徒数が減少したことに加え、中学校1年生で新たに不登校になる生徒が増える傾向にある中、三内中学校においては、中学校1年生での新規不登校生徒が2年連続ゼロであること、小学校6年生を対象とした意識調査の回答で、中学校進学に対する不安が少なくなったが91.5%、学校が楽しいが99.0%、授業がよく分かるが96.3%となっていることなどから、小中一貫教育の成果があったものと考えているところです。

今後におきましては、三内中学校区における成果を踏まえ、令和3年度は、新たに北中学校区、油川中学校区、戸山中学校区において、小中一貫教育に取り組むこととしたところです。

新たに取組が始まる3中学校区におきましては、三内中学校区同様、4・3・2制の下、小・中学校教員による乗り入れ授業及び教科担任制による専門性の高い指導、また、1人1台端末を活用し、中学校区の教員が児童・生徒一人一人の理解度・達成度を客観的かつ詳細に把握することによる、きめ細かな指導に取り組むこととしております。

教育委員会では、学校訪問等を通して、小中一貫教育に取り組む学校を支援するとともに、その成果を市内小・中学校の学校運営に反映させてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。小中一貫教育が、今、教育長が申し上げましたように、北中学校区、油川中学校区、戸山中学校区で行われるということで、大きな期待を持つものであります。令和の時代は、そういう小中一貫教育の時代になるんじゃないかと、そういう予測もされておったわけではありますが、私は、これまでも小中一貫教育は、大阪、そして名古屋といったように、行政視察して、これを取り上げたのが、これで3回目の小中一貫教育の質疑をしたわけであります。まさしく我が青森市教育委員会の大きな先取りだと、そういうような評価をしたいところであります。

答弁の中で、4・3・2制、教科担任制に加えて、1人1台の端末の活用がありました。今年2月には小学校4年生から中学校3年生まで1人1台端末が配備され、来年度、小学校3年生と教員に端末が配備されると聞いております。

先月、NHKの本市の中学校における1人1台端末を活用した授業の様子を見ました。本市の学校教育は、全く、令和の時代の学校教育といった質の高いものに転換していると思いました。

そこで質疑をいたします。1人1台端末を活用した指導とは、具体的にどのようなことなのかお示し願いたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 1人1台端末を活用した指導についての再度の質疑にお答えいたします。

本市における小中一貫教育は、小・中学校教員の乗り入れ授業や小学校高学年での教科担任制などにより、より専門性の高い指導を可能とすることで、児童・生徒の資質・能力の向上を目指すものであります。次年度新たに小中一貫教育に取り組む3中学校におきましては、現在、小学校4年生から中学校3年生まで配備されている1人1台端末に加え、次年度、小学校3年生に配備予定の端末等を活用することで、教員の負担を抑えつつ、きめ細かな指導のほか、乗り入れ授業や教科担任制による専門性の高い指導の実現を目指すものであります。

具体的には、乗り入れ授業や教科担任制及び進級・進学に際して必要となる児童・生徒一人一人の理解度・達成度を、同一中学校区内の全ての教員が校種の枠を超え、客観的かつ詳細に把握するためのシステムを導入することとしているところです。そのことにより、学習が進んでいる児童・生徒や回答に時間がかかっている児童・生徒、さらには解答に至るまでの思考過程など、教員の端末に表示される一人一人の理解度・達成度を基に、支援を必要とする児童・生徒を迅速に把握し、適切に対応することで、今後必要とされる資質・能力の育成を図ることとしているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。今までは、先生方がテストやノートを採点したり、集計したりしなければならなかったことが、1台の端末を活用することによって、瞬時に確かめられるということに驚きました。しかも、同じ中学校区の小学校・中学校の先生方がこの情報を共有し、きめ細かな指導に生かされることは素晴らしいことだと私は考えます。小中一貫教育を導入することで、1人の児童・生徒が小学校1年生から中学校3年生まで、9年間を小学校・中学校の両方の先生方が見守ることになりますが、そのことで中1ギャップが解消され、2020年代においても必要とされる資質・能力の育成が図られるものと思います。

どうか教育委員会の御支援の下、三内中学校区、加えて我が北中学校区をはじめ、油川中学校区、戸山中学校区の3中学校区の成果をさらに他の中学校区にも広げていただくよう、心から要望いたしまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

最初に、一般会計10款教育費5項社会教育費、市民ホールの地下駐車場の修繕について質疑いたします。

市民から、市民ホールの地下駐車場が随分壊れて使えないままになっているとい

う声を昨年末にいただきました。担当課に問合せをさせていただいたところ、たしか34区画のうち8区画が壊れて使えないということだったので、すぐ修繕していただけるんだらうと。どうするんですかとお尋ねしたんですが、すぐにお返事がないまま、今年に入って、総務企画常任委員協議会でもお尋ねしました。その際、企画部長からは、しっかり対応しますとお返事をいただいています。しかし、新年度の予算には、この市民ホール地下駐車場の修繕について提案されていません。修繕の見通しについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育員会事務局教育部長 万徳委員からの市民ホール駐車場の現状及び修繕予定についての御質疑にお答えいたします。

リンクモア平安閣市民ホールの駐車場につきましては、パークロック方式による駐車場で、各駐車区画に車両センサー及びロック板の機器が設置されており、駐車料金は機器からの情報を精算機が受信して精算する集中管理の方式となっております。現在、センサーの故障により、課金ができない8台分の区画の使用を停止しており、全34台のうち26台が使用可能な状況となっております。

修繕に当たっては、当該センサーは既に生産終了となっており、現行のものと異なるセンサーでは対応できずに、駐車場の管理システムとの互換性の関係から、故障していない区画を含む全ての区画の機器を一括で更新する必要があるとのことであり、多額の費用が見込まれるところであります。施設の修繕全般につきましては、限られた予算の中で、安全性などの観点から優先度や緊急度が高い箇所から実施しているところであり、本件につきましては費用を圧縮する手法などについて研究してまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 つまり、地下駐車場全体を取り替えなきゃいけないということなんだと思いますが、今、多額の費用とおっしゃっていましたがけれども、大体幾らとか言っただけじゃないんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育員会事務局教育部長 駐車場の費用についての御質疑にお答えします。

おおよそ3200万円と見積りで見積り出されております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 新年度は研究しますということでしたが、いつ頃着手するか、どうするかという方針は出していただけるんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育員会事務局教育部長 改めての修繕の見通しについての御質疑にお答えします。

市民ホール地下駐車場の修繕につきましては、先ほども申し上げましたけれども、駐車場の管理システムとの互換性との関係から、多額の費用が見込まれること、そして施設の修繕全般には、限られた予算の中で、優先度が高いものあるいは緊急度が高い箇所から実施していることなどから、本駐車場につきましては、現在、費用を圧縮する方法などについて、指定管理者あるいは関係業者等から聞き取りを行うなどして研究しているところでありまして、現時点で見通しをお示しすることはできないものであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 34台分のうち8台分使えないというのは、結構、数が多いと思うんです。その後、研究している間に、また1台、2台と使えなくなってしまうかもしれません。入り口には満車とか、恐らく表示があるんでしょうね、ちょっと現地で確認していないんですけれども。それでも待っていて、やっと入ったといったときに、あれっ、8台分、結構空いているじゃないかと。壊れている状態で、あれっという声は——おかしいねという市民の声が寄せられたわけですし、当然、あっちもこっちも壊れたままの状態だというのはどういうことだろうと。青森市は何をやっているのだろうと思われてしまいますよね。ちょうど青森駅に新しいビルも造ると発表があったところの本当にすぐ近く、駅を挟んで反対側のところなので、ちょっと今日の御答弁だと、いつどうなるのかさっぱり分からないままで大変残念でしたし、声を寄せてくださった方にも御報告したら、びっくりして、体が不自由な方とか、当然、あそこは芸術のところですので荷物がたくさんある利用者もいるので、ほかの駐車場を使えとなってもすごく不便だということは言って、もう本当にびっくりしていました。

指定管理者からも再三要望が上がっていたと思うんですよね、この直近で分かったことではないので。なので、研究しますという答弁ですが、なるだけ早く前向きな具体的な答弁がいただけるよう要望して、この項は終わります。

続きまして、同じく10款教育費5項社会教育費、成人式のレンタル衣装キャンセル料の助成についてです。

昨年、コロナの影響で、残念ながら、ねぶた祭の中止が決まったとき、その直後に、そういった関連の店舗などを中止の影響がないかどうかということで聞いて回ったら、呉服店のほうから、成人式は大丈夫でしょうかと言われて、去年の夏だったので、その当時はまさかと思っていたのですが、年が明けて、そのまさかとなってしまうました。ただ、オンラインの成人式は取りやめて、延期ということと同時に、衣装代キャンセル料の発表を聞いたときには、本当によかったと思いました。それで、私も呉服店にすぐお知らせをして、喜んでいただいたんですが、そのときに、この制度は、店が申請するんでしょうか、新成人でしようかと聞かれて、再度、担当課に確認をさせていただいたりしました。

そこで質疑しますが、成人式レンタル衣装キャンセル料助成についての制度と利

用状況についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 万徳委員からの成人式レンタル衣装キャンセル料助成に係る制度と利用状況についての御質疑にお答えします。

令和3年1月10日に開催を予定していた成人式につきましては、新型コロナウイルスの感染が予断を許さない状況となったことを受け、新成人や市民の皆様の安全を第一に考え、延期としたものであります。

教育委員会におきましては、成人式の延期に伴い、振り袖など、衣装レンタルのキャンセル料が発生した新成人の皆様に対し、男性につきましては上限3万円、女性につきましては上限10万円の助成を行うこととしたところであり、1つに、令和2年度青森市成人式に新成人として参加申込みをした方、2つに、令和2年度青森市成人式に新成人として出席するため、衣装をレンタルした方、3つに、成人式当日分として、事業者を支払ったレンタル料が返還されなかった、または事業者に対しキャンセル料を支払った方などを助成金の交付対象者としております。

利用状況につきましては、令和3年1月15日から2月26日までの申請期間に37件の申請があり、現在、内容を精査しているところであります。

なお、延期後の成人式の開催につきましては、より分散した形で安全に式を開催するために、改めて実施方法や時期を検討し、今後の感染状況を慎重に見極め、判断してまいります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 利用状況が少ないのは、延期ということになったので、お店側のほうで、このたびのキャンセル料は取らず、そのまま、また実施のときに利用してくれるならいいよというところも多いんじゃないかなと思います。新成人には全員にもう周知していただいたということですから、漏れはないはずだと思うんですが、この発表の直後に、私のところにも、美容院とか写真店などについてはどうなんだろうかという——関連する業界から市のほうにも要望はなかったのでしょうか、お示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 関連業界からの助成の要望等についての御質疑にお答えします。

令和3年1月8日、レンタル衣装キャンセル料の助成を行うことを公表して以降、事業者からは、衣装レンタル事業者1件、美容事業者2件の計3件の問合せがあり、いずれも事業者向けの助成はあるのかという内容でありましたので、事業者の皆様方には、市内に所在する店舗等に係る必要な経費の一部を支援する事業継続支援緊急対策事業補助金を活用していただくよう紹介したところであります。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 このたびは、美容院や写真店などは、この事業の対象とは直接

はならなかったと、問合せも何件かあったようですけれども。

このたびの成人式の中止なり延期なりというのは、もうないだろうと。今度こそ実施されるだろうと思うんですが、ただ、教育委員会というよりは経済部のほうに要望しますけれども、コロナに限らず、このような不測の事態のときには、ぜひ関連する事業にも広げて、柔軟に御対応いただくようお願いして、この項は終わります。

続きまして、同じく10款教育費1項教育総務費、G I G Aスクール、1人1台端末を使った授業について質疑いたします。

先ほども、奥谷委員からも質疑がありました新年度予算で、G I G Aスクール推進事業としては、教育I C T環境の実現として、教師用及び小学校3年生用1人1台パソコンの配備と、2 i n 1パソコンを小学校1・2年生用パソコンとして活用するための設定費用を取組内容として、2億5907万円計上されています。

私は、一般質問では、G I G Aスクール、1人1台端末を使った授業の内容について主に聞きましたが、このたびの予算特別委員会では、教育の環境、備品の整備についてお尋ねしたいと思います。

先ほども紹介されていた、NHKでも報道があった中学校の授業を見させていただいたときに、I C T機器としては、クロームブックだけではなく、教師が黒板に板書する代わりに、ホワイトボードのくるくる巻けるようなスクリーンを巻いて、それでプロジェクターからパソコンの映像を映して、しかも、その機械がすごくスクリーンに近かったのでお尋ねしたら、短焦点の機械だと。焦点が近い機械が最近はあると。それとクロームキャストとかいって、共有できるような機械も使ったり、設定したりしている様子を見ました。

そうすると、生徒は、手元で問題を解くだけでなく、先生の解説などで板書と同じように前を向いて授業を見ている様子があって、なるほど、こういう感じなのねと。しかも、ホワイトボードみたいな、柔らかい、巻いたやつでしたから、ペンで先生が印を書いたり、書き込むことができる道具でしたので、すばらしいなと思ったんですが、こういった備品——スクリーンとか液晶とか、そういったものは各校・各クラスに行き渡っているんでしょうか、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 万徳委員のG I G Aスクールに関係する備品についての質疑にお答えいたします。

G I G Aスクール構想の実現のための環境整備として、本年度、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒1人1台のパソコン配備のほか、インターネット通信環境の改善や無線L A N化をはじめとする校内ネットワークの整備を行ったところ です。

これらI C T環境の整備に伴い、各学校におきましては、令和2年第3回定例会で御議決いただいた9月補正予算に計上された学校再開支援事業を活用し、児童・生

徒の学びの確実な定着のために必要なものとして、大型テレビやプロジェクターなどを購入しているところであり、大型テレビやプロジェクターなどのいわゆる大型提示装置については、本年度内に、おおむね各学校とも普通教室に1台整備される見込みとなっております。また、パソコンの画面を大型提示装置に転送するためのクロームキャストについても、必要に応じ、当該事業を活用して購入している学校があることに加え、去る3月8日には、盛運輸株式会社及び株式会社新日本物流から、地域貢献事業として、クロームキャスト250台の寄贈があったところであり、まずは、これら大型提示装置等も活用し、1人1台パソコンを活用した授業を行っていくこととしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 大型提示装置という言い方なんですね。なるほど、よく分かりました。

それで、このたびの予算の提案の中には、先生方のパソコンも入っていて、昨年からはクロームブックが配備はされたんだけど、担任用がないというお声を私も頂いていました。それはやっぱり担任用がなければ使いづらいだろうなということ、これが生徒に配られたのですから、担任用が必要だということは、私もそう思います。

ただ、発達段階に応じたICTということで、小学校3年生・2年生・1年生に本当に必要なかどうかということについては、皆さんの御意見もいただきながら、立ち止まって、よく考える必要があるのではないかなと私自身は思っているんですが、ただ、それでも——つまり端末を配る2億5907万円より必要なものがまだまだあるんじゃないかなと。例えば、学校の先生方からは、職員室のWi-Fiとか、通信環境がなくて、配信できないという声もいただいたんですが、現状はいかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 職員室へのWi-Fi整備についての再度の御質疑にお答えいたします。

職員室へのWi-Fi整備につきましては、来年度、教員用パソコンが配備される予定であることに合わせまして、職員室でもWi-Fiが利用できる環境を整備することとしており、令和3年度当初予算案に所要の経費を計上し、今定例会において御審議いただいているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、先生方のお声は、この点でも1つ実現するということとはよかったとは思いますが。

ただ、私自身は、授業を見させていただいて、一番最初に感じたのは、やっぱり

密だなど。教室——生徒と生徒の間が割と手を伸ばせば触れられるぐらいの間隔でしたので、やはり少人数学級の実現が望まれますし、1人1台端末の授業についても、机がもうちょっと大きければなど。こんなものですから、クロームブックをどんと置けば、ノートを開いて、鉛筆で書くという作業は、事実上、できないですよ。だから、パソコンをしまつて、ノートを開いて書き込むとか、どっちかになるのかな。だから、本当に机を大きくしてあげてほしいなというのは私自身の印象でした。それは、現場の先生や保護者やいろんなお声があると思いますので、必要な備品というのは、単に1人1台のクロームブックだけではなく、声を聞いて検討していくということが重要だと思いますので、要望させていただきます。

もう1点、やはりいろんな教育費が削られているんじゃないかというお声を頂きました。要望ですが、新入学児童学用品支給事業というのがあって、小学校1年生に入るときにお祝いというか、記念というか、必要だからということで、今年度は、算数セット、色鉛筆、粘土が支給されるそうです。ただ、これは随分前から行われていたんですが、最初、17品目だったところがどんどん減って行って、新年度は、算数セット、色鉛筆、粘土という3点だと。1年前は、これに工作マット、連絡帳があったと。つまり、工作マットや連絡帳が減らされたというか、お兄ちゃん・お姉ちゃんに比べて、新入生には5点から3点になっているということも聞いても、やはり2億5907万円の1人1台端末が小学校3年生に必要なのかなということは思っています。ぜひ、この点は立ち止まって、GIGAスクール構想を再検討いただきたいということを要望して、この項は終わります。

続きまして、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費の中の荒川中和処理施設についてお尋ねします。

市内の主に米を生産している方から、荒川流域の用水の酸性が強くて、農作業に大変苦勞しているという声をお聞きしました。それで、この中和処理施設があるはずなんだが、今、どうなっているのかと問合せをいただきました。この荒川中和処理施設の概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 万徳委員の荒川中和処理施設についての御質疑にお答えいたします。

荒川中和処理施設につきましては、八甲田山麓の地獄沼などから強い酸性水が荒川に流入し、稲など、農作物が影響を受けていることから、地元からの要望を受け、かんがい期間中——6月から9月までのことですが——の水質改善を目的に、県が酸性水を中和処理するために設置し、平成18年度から県により管理運営されている施設であります。

その中和処理方法であります。酸ヶ湯温泉付近の泉源5か所——泉源というのは、出ている湧水の源であります——から自然湧出している強酸性水を荒川本流から、まず分離させ、地中に埋設した約22キロメートルの導水路から中和処理施設

に導水し、塊状石灰石等により、pHを導水時の1.5から4.0程度に中和処理した後、深さ約650メートルの地点の注入孔に地下注入し、浸透させる方法であります。その当該処理に係る経費として、県と市が2分の1ずつ、年間1300万円を負担しているところであります。

当該施設は、荒川の水質改善のため必要な施設でありますことから、今後も県と連携して適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の処理方式をちょっと確認させてほしいんですが、もともと割と強い酸性の水をpH1.5からpH4.0に中和してから地下に放水というか、しみ出させているということですか。中和処理する前はpH幾つなんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再質疑にお答えします。導水時点のpHのことだと思います。

聞いているお話だと、導水時のpHは1.5というふうに聞いております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もともとはpH1.5なのを処理したらpH4.0ぐらいになるよということですね。そうすると、生産者が用水を使った時点での効果というのはお分かりになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

その水を使った効果というような御趣旨だと思いますが、先ほど私が御答弁したように、まず、この中和処理施設で処理した水を深さ650メートルの地点に地下浸透させるということです。それが、直接、作物の用水に使われるということはない状態です。ただし、水でありますので、地下浸透している過程で川に流出したりするということは否定できないというふうに聞いております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それでは、環境部のほうへ。市内の河川のpHとかを調べていただいているのでしょうか。お知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

市では、健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい環境基準の達成状況を把握するため、市内18河川におきまして、水質調査を実施しているところであります。調査項目につきましては、水中の水素イオン濃度を示すpHなどについて測定しているところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この処理施設との因果関係、効果かどうかは別だということは承知の上で、例えば、荒川流域のpHはどうなっているのでしょうか。直近でお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

荒川流域におけるpHというお話でありますけれども、今年度測定した荒川・堤川流域では3か所測定しておりまして、下湯ダムの下のほうでは3.6から4.5、荒川の荒川橋付近で3.4から3.8、甲田橋の付近では4.2から4.9のpHの測定結果になっております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、環境基準はこの河川には適用外だけれども、やはり6.5から8.5という一般的な河川のpHよりは酸性なんですね、残念ながら。ということが分かりました。

それで、もう一度、農林水産部長に。この荒川中和処理施設があるらしいということで生産者は言っていました。市民や生産者に対して、こういった施設の概要について周知するなどの機会はあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 万徳委員の再度の御質疑にお答えいたします。周知の方法について、その機会があるかといった趣旨の御質疑だと思います。

市としては、今年度、コロナウイルス感染予防対策のため開催できませんでした。が、例年、毎年4月から5月にかけて、農事振興会や農業委員等を対象に、市の農林業に関する主要施策説明会を開催しておりまして、当該中和処理事業の概要についても説明を行っておりますので、今後とも、そういう機会を通じて、また、必要な機会がありましたら、その機会を活用して、周知に努めたいと思います。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後に要望ですけれども、このたび、環境に負荷の少ない有機農法について、いろいろ生産者からお声を聞いているときに、この話も聞きました。それで、やはり、川に魚や虫など、生き物がすめる川にしたいという、それこそ環境保全の運動もかねてからあったと聞いています。そういう意味で、いろいろ努力はされているとは思いますが、市民や生産者の意見をよく聞いて、今後、改良・改善できるところがあれば、ぜひ検討いただくようお願いして、この項は終わります。

最後に、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費、給食への地元食材導入について質疑をさせていただきます。

私は、本会議の一般質問で、学校給食に安全・安心な食材を使用してほしいという市民の声に応えるべきではないかということで、有機農法使用などについて取り上げてまいりました。安全・安心な食材として、身近な農産物である地元食材、市内の農産物、県内産の農産物などを導入するということは大変重要だと思います。

それで、農林水産部の中にあおもり産品支援課があり、給食施設への地元食材導入促進に関する事項をやられているとありますが、その概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 万徳委員のあおもり産品支援課の事務の中にあります給食施設への地元食材導入促進に関する調査についての御質疑にお答えいたします。

給食施設への地元食材導入促進に関する調査につきましては、青森県が実施しております学校給食における地元食材使用状況調査を県からの御依頼に基づきまして、あおもり産品支援課が窓口となり、学校給食課へその内容を照会し、回答を取りまとめ、また県のほうに回答していると。そういった流れの調査物であります。

この調査の目的につきましては、1つには、学校給食において、地元食材がどの程度活用されているかを把握すること、2つには、使用割合が高い食材において、その成功要因を分析すること、3つには、使用割合が低い食材においては、課題等を明らかにすることとされており、地元食材利用率を向上させていくための県の基礎資料として利用していると聞いております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 農林水産部としては、調査の用紙か何かあるのでしょうかけれども、それを学校給食課のほうに依頼して、来たらまた県に出すということを専らやっているということのようですが、そのデータというのは公開されているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。

そのデータが公開されているかというのは、ちょっと確認はしておりません。この場ではちょっと明確にはお答えできません。すみません。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 お手元に直近の資料とかがあって、例えば、卵加工品、大豆加工品、小麦粉加工品など、聞いたら答えていただけるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 調査項目は80項目あると思いますが、そのデータについて、県のほうでどういうふうにして扱っているのか、そこについては確認しないと、ちょっと今ここでお答えできません。すみません。

○山本武朝委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、御答弁の中で、目的としては、やはり安全・安心な食を地元産品の活用をというのが県としても調査の目的だったということですから、全く内緒にしていることはないだろうと思うので、また、ぜひ公開しているのかどうか確認いただいて、後からでも資料をもらえればと思います。

米については、一般質問で100%市内の米を使っていると御答弁いただきました。それで、みそ、しょうゆなどはやはりとても大事だと思うんですが、大豆加工品で、大豆はなかなか市内でも県内でも手に入らないだろうなと推測されるので、どうなっているのかなど。あと、卵も、今、液卵で、割った状態で仕入れしているというふうに学校給食課からは聞いていたんですが、これは市内なのかな、県内なのかななどと、やはりいろいろ気になります。

この食の安全、有機農法、特別栽培生産物などについての消費者の関心は本当に高いです。つい最近も消費者団体で映画会をきっかけにまた枝分かれして行って、種苗法についてだったと思いますが、勉強会がありますので、どうですかという御案内もいただきました。保護者や市民、消費者団体の関心が高いということを想定して、ぜひこういったデータについても逐一公開できるように御努力いただくよう要望して、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分からといたします。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブ、秋村光男です。私からは、3点について質疑をいたします。よろしく願いいたします。

最初は、青森駅周辺整備推進事業についてであります。

この事業は、第2期の中心市街地活性化事業の中心事業でありました。そして、今日まで継続しているわけでありましてけれども、4つの分野に分かれているということは皆さんも御承知かと思うんですが、自由通路と駅舎については3月27日からの供用開始と聞いています。その後、来年度に入るでしょうか、西口公園、西口の整備と。

懸案事項として残っているのが都市機能の部分であります。この都市機能に何が建つのか建たないのか、更地にして、公園にしてしまうのかなど、様々憶測があっ

たわけですけれども、先月の26日に、地元紙に駅舎の跡地に複合ビルを建設するということが大々的に記事になりました。あそこはもともとJRの土地ですので、JR東日本の土地にJR東日本が複合ビルを建てるということで、あと、事業費は何円というのは全然分かっていませんけれども、商業施設やホテルがあそこに建つということなので、事業費はどのくらいになるのかなと思って、ちょっと気をつけて調べてみたんですが、まだ分からないということでもあります。

今、JR東日本が複合ビルを建てると。その複合ビルを建てるということが、今、青森市が取り組んでいる青森駅周辺整備推進事業の中の都市機能という位置づけなのか、あるいはJR東日本がこれまで、例えば、4者協定であるとか、あるいは県との2者協定の中で、駅周辺にJR東日本が持っている土地についてはJR東日本が責任を持って開発するんだという項目があります。どちらの協定にもあります。その協定に基づいて、JR東日本がその責任を果たしているだけだよというふうになるのか、どちらになるのかによって、市がどれだけ金を負担しなきゃならないのかと大きく変わってくるというふうに私は思っています。

ですから、先月の末に出た記事だけ見れば、何か青森市は何も負担しないのかなと。JR東日本が自分たちの土地に複合ビルを建てるということなのかなと。ただ、その中に美術展示館が入るということで、その美術展示館の賃貸料だけ払えばいいのかなとか、何かそういう話もちよっと聞いたりするんですけども、私は、そこに建てるということがどっちの立場で建てなのか。青森駅周辺整備推進事業の都市機能として建てるか、あるいは、協定に基づいて、JR東日本が、それは自分の責任を果たしたいだけだよ、自分の責任を果たしたんだということ建てなのか。それによって、青森市が負担しなければならない経費は大きく変わってくるというふうに私は認識しています。その辺については、また折を見て質問させていただきたいと思いますけれども、今日は、青森駅周辺整備事業における令和2年度3月補正予算及び令和3年度当初予算の概要をお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 秋村委員からの令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算についての御質疑にお答えいたします。

青森駅周辺整備推進事業につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等を活用して整備を進めているところであります。

令和2年度予算については、市当初予算の歳出予算として25億8584万4000円を計上していたところでありますが、当該交付金について、国から令和3年度予算額の一部前倒しされたことに伴い、11億9881万9000円を増額補正するとともに、令和3年度当初予算について、令和2年度予算への前倒し分を除く3億375万3000円を計上することとし、本定例会で御審議いただいているところであります。

予算の使途につきましては、現在の青森駅駅舎の撤去等を行うとともに、青森駅西口駅前広場の整備に着手することとしております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。そうしますと、今いただいた答弁では、いわゆる補正予算の中に、3月補正の中に、来年度の事業費約15億9000万円ですか、この部分というのは含まれているという、そういう解釈ですよね。分かりました。ありがとうございます。

そして、この来年度の事業の中に駅舎の撤去の部分があるんですけども、これは西口も東口も両方入っていますか。西口にもちょっとした小さい駅舎があるんですけども、それも含まれているかということです。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ただいま秋村委員から再度の御質疑がありましたので、答弁いたします。

来年度の現駅舎の撤去につきましては、東口、それから西口、それから現跨線橋も含めた撤去になります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。

毎日のように駅周辺を見て歩いているんですけども、非常に新駅——新駅というのは建て替えた駅です。色も非常に目立つ色で、そして階段は、今、東口のほうはエビナを使うことになるんですけども、正面に駅ができなければ。（「ラビナ」と呼ぶ者あり）エビナです。エビナが入り口になります。エビナが入り口になって、右に折れて、左に折れるという格好になります。新駅になれば、真っすぐ下りてくるような駅になるということになります。それについては、私も十分把握しているんですけども、問題は中がどういうふうな形になっているのかということ、ただリング箱を基調にしたとかという、そういう話だけ聞こえてきているんですけども、その辺は、特別、何といいますか、駅の特徴といいますか、自由通路の特徴とかというものを持ち合わせているものですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 秋村委員から再度の御質疑がありました自由通路の特徴についてお答えいたします。

大きな特徴の一つとしましては、展示スペース、いわゆる駅前アートギャラリーを今回整備しているところであり、自由通路壁面への展示スペースである駅前アートギャラリーは、自由通路壁面をデザインしているリング箱を模した壁の内側等に様々な展示をすることができる空間として整備しているものであり、具体的には、それぞれの空間の大きさは、縦・横・奥行きが約20センチメートルから約50センチメートルとなっております。また、個数としては、全体で38か所を設けておまして、この市民展示ギャラリーとしての利用につきましては、本年6月開始を想定しており、今後、具体を「広報あおもり」などでお知らせしてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。今、答弁いただいたような取組が、非常に大事なところだと私は思うんですよ。ただ西口と東口をつなぐ通路だけじゃなくて、遠回りしてもそこを歩いていきたいというくらいのものがやっぱり必要になる。そういうふうな感覚をぜひとも持って、この自由通路をオープンしていただきたいなというふうに思います。青森駅周辺整備事業については、以上で終わります。

次は、地域公共交通キャッシュレス化事業についてでありますけれども、カードの性格とか、どういうふうにして使うのか、どういう便利なところがあるのかということ是一般質問でも何人かの議員が聞いておりますので、私は、青森市の市営バス、市バス、ねぶたん号、ここだけ使う、ここだけしか使えない、これではちょっともったいないと思うんです。やっぱりもっと拡大していかなければならないという――まず当面は、鉄道にどうつなげるかです。まあ、青い森鉄道の前にJRだと思っておりますけれども、JRも市営バスも一挙に乗れるというふうな形が最も好ましいというふうに思うんですけれども。今、仮に、2022年4月からですか、このカードが使えるというふうになっても、駅で使えないんですね。そういう状況に今なっています。ですから、これはやっぱりどんどん拡大をしていって、使える範囲を広げていくというふうな形にぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思って、質疑します。

地域連携ICカードの鉄道への利用拡大について、どのような取組をしているのかお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 秋村委員からの地域連携ICカードの鉄道への利用拡大についての御質疑にお答えいたします。

交通系のICカードにつきましては、JR東日本によるSuicaなどが導入されているところであり、ICカード導入により、1枚のカードで提携している事業者間における複数の公共交通機関の利用が可能になるとともに、乗降時間の短縮や運賃確認の簡略化のほか、新型コロナウイルス感染症予防対策などのメリットが想定されます。市では、青森市営バス、青森市市バス、あおもりシャトルdeルートバス「ねぶたん号」の全路線において、令和4年春に地域連携ICカードの供用を開始することとしております。

なお、地域連携ICカードにつきましては、八戸市においても令和4年春に供用を開始する予定であるほか、JRバス東北株式会社では、本年3月27日から、青森空港線や横内線等で交通系ICカードの利用を開始するなど、県内において、交通系ICカードによるキャッシュレス決済の普及が進んでいるところであります。

地域連携ICカードの鉄道への利用拡大につきまして、市では、平成30年3月に策定した青森市地域公共交通網形成計画において、鉄道線の充実として、鉄道駅への全国系交通ICカードの導入を促進し、利便性を図ることとしており、本年度も

青森県鉄道整備促進期成会の一員として、青森県と共に、J R 東日本盛岡支社には昨年8月24日に、また、本社には9月5日に、本県への地域連携 I C カード等の導入を要望したところであります。

また、青森県におきましては、J R 東日本における在来線向けの交通系 I C カードシステムの検討・開発状況を踏まえながら、青い森鉄道株式会社と連携し、交通系 I C カード導入に当たっての課題や効果等を検討するため、青い森鉄道 I C カード導入可能性調査を実施すると伺っております。

今後、市としましては、J R 東日本における在来線向けの交通系 I C カードシステムの検討・開発状況や、県における可能性調査の結果を踏まえ、様々な機会を捉え、J R 東日本や青い森鉄道株式会社など、交通事業者に交通系 I C カードの導入について働きかけてまいります。

今の答弁で、青森県鉄道整備促進期成会の一員としての要望活動のところで、J R 東日本本社には9月9日に要望をしております。訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。本社の社長の名前でもって——この都市建設常任委員協議会の資料ですね、J R 東日本もこうやって一緒に取り組んでいるということで載っていますから、もう少し J R も積極的になってもいいのではないかなというふうに思うんですけども、少しお恥ずかしい話をさせてもらえれば、今、石江高間に新幹線の駅がありますけれども、あそこの改札口は S u i c a でもって乗り降りできませんよね。そういう状況なんです。やっぱり、改札機は S u i c a 対応のものに切り替えないと。お客様に便利だというふうなことをうたっていますけれども、東京から来たお客様に、新駅で降りる、それから在来線に乗って、青森駅に行くとなったときに、青森駅で190円払わなきゃ駄目なんです。今、そういう状況なんです。ですから、ぜひともそこは J R 東日本のほうに強力で申入れをしていただきたいと。多少金にかかるでしょうけれども、やっぱりそこはできるだけ早く S u i c a でもって通れる改札口の設置を青森市からも強力で要望・要請を出していただきたいということをお願いして、この項は終わります。

次は、現在も取り組まれているんですけども、来年度も事業計画に載っています篠田地区の流融雪溝事業についてであります。

予定表を見れば、今年度は詳細設計と移設補償ということで書かれています。詳細設計に入ることなんですけれども、詳細設計の前の大枠の設計部分というのはできているかと思うんですけども、もし教えられたら、工事を着手する順序を教えてほしいなというふうに思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの篠田地区融流雪溝整備事業について、工事の着手についての御質疑にお答えいたします。

市では、平成28年度に策定しました青森市雪対策基本計画におきまして、雪に強

く住みよいまちづくりを推進するための取組の一つといたしまして、流・融雪溝の整備を推進することとしております。流・融雪溝の整備に当たりましては、1つに、十分な水源が確保できること、2つに、地表勾配や流末が確保できること、3つに、地域が自主的に管理組合を組織し、整備後は費用負担を含む管理運営を行うことを条件としており、これまでに、同計画におきまして、青森地区における流・融雪溝整備可能地区として選定した15地区のうち7地区の整備が完了しております。

これまで、青森地区では、流・融雪溝の整備は1地区ごとに進めてまいりましたが、平成30年度からは2地区並行して整備を進めることとし、現在整備中の佃地区に加えて、篠田地区の調査にも着手したところであります。篠田地区の進捗状況につきましては、平成30年度には取水箇所を検討や概略での整備路線の調査を行ったところであります。令和元年度は、整備に向けた路線測量を行うとともに、篠田地区内の関係する町会長などを対象に、融流雪溝整備事業の概要等についての説明会や既に供用開始している地区での現地見学会を開催したところであります。今年度は、融流雪溝の整備に向けた詳細設計や、道路下にあります地下埋設物の位置を確認するための試掘調査等を実施しているところであります。

来年度予定しております篠田地区の融流雪溝の整備工事につきましては、現在、融流雪溝の詳細設計を進めている段階でありますことから、お答えできる状況にはないものですが、流・融雪溝の整備につきましては、地域からも早期の供用開始を待ち望む声が多いことから、令和3年度予算における除排雪体制強化プロジェクトの一環といたしまして、篠田地区を含む現在着手中の地区における事業進捗に努力してまいります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 すみません、私はどこから工事に着手するんですかと聞いたと思ったんですけれども、都市整備部理事、この工事に着手するときに、複数の箇所からスタートするという形になるものか、1か所からまずスタートするという形になるものか、一般的にはどんな形になるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

篠田地区につきましては、まだ詳細設計が終わっておりませんので、どこから、もしくは複数の箇所から一度にかかるのかということについて明言できるものではありませんが、今まで他地区の整備を行ってきた経験上から言いますと、着手するところは1か所からまず工事を進めていくところが多かったように思っております。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。1か所が多いということでしたので、篠田地区もそうなる可能性が高いということだと思います。

あと、電気料についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、これもどのくらい

のエリアを管理組合が持つのかということによって、料金が大幅違ってくると思うんですけども、これまではどんなものですか。地域によって、かなりの差が出てくるということのようなんですけれども、もし分かっていたら、これまででは、最低どのくらい、最高このくらいかかっているよというようなことをお示しできたらお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの融流雪溝の電気料金の再度の御質疑にお答えいたします。

篠田地区の融流雪溝稼働に必要な電気料金につきましては、一般的に、取水ポンプの規格、いわゆるポンプの大きさに非常に上下いたします。ポンプの規格につきましては、来年度に実施を予定しております取水施設の詳細設計で決定することとしてありますので、今の段階ではまだお示しできる状況にはないものであります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 分かりました。今の段階ではちょっと言えないということだったかと思えます。

これで最後の質疑になりますけれども、篠田地区もお年寄りが多いんです。早く融流雪溝を通してくれという要望が非常に強いところです。私も少しでも早くと思っているんですけども、住民に説明するときに、やっぱり自分の前を通してもらいたいというのがほとんど多いんですけども、市が設計・敷設しようとしている融流雪溝と地域の方々との意見が合わないと。意見が合わなくて、トラブルになるとかという、そういう経験はありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 秋村委員からの融流雪溝が入る位置についての再度の御質疑にお答えいたします。

融流雪溝の設計に当たりましては、地形的な要因、また、地下埋設物の設置状況、投雪の見込める家屋の数などを考慮して、融流雪溝の設置位置を今まで決定してきたところであります。

また、これまで整備を行ってきました桜川・筒井地区や整備中の佃地区につきましても、道路の幅員が広い、例えば、両側歩道の幹線道路とかというところでは融流雪溝の両側設置というケースもありますが、通常道路の幅員が狭い、いわゆる生活道路では今まで片側設置のところが多い状況となっております。

篠田地区におけます融流雪溝の設置位置につきましては、今後、実施を予定しております町会への説明会を通しまして、お聞きいたしました住民の皆様からの御要望を設計条件と照らし合わせまして、もちろん、どうしても動かせないような地下埋設物とかも中にはありますので、そういうことを総合的に判断してまいります。

○山本武朝委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。1シーズンでも早い融流雪溝の使用を地

域の皆さん方はお待ちしております。来年、再来年というのは無理でしょうけれども、ひとつ、できるだけ早い融流雪溝の設置を強く要望して、終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子です。よろしく願いいたします。

まず初めに、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費に関連して、除排雪対策事業の中で、市民の雪捨場について質疑をさせていただきます。

今冬は本当に異例な降り方のために、いつにも増して雪捨場がなく、多くの市民が苦労をされておりました。そんな中で、ボランティアで、家庭用除雪機や小型の重機で近隣の雪片づけを手伝ってくださる方々も多く見受けられました。そんな方から、市民雪寄せ場に雪を捨てさせてもらいたいとの要望がありました。今冬のような豪雪の場合は、個人所有の機械による除雪作業の際も市民雪寄せ場を利用させてはどうかと思いますので、市の考えについてお聞かせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 軽米委員からの市民雪寄せ場への個人所有機械による雪捨てについての御質疑にお答えいたします。

市では、市民の自主的な雪処理に対する支援の一つといたしまして、市民雪寄せ場事業を実施しているところであります。市民雪寄せ場事業は、住宅密集地に空き地を所有していらっしゃる方が、町会・町内会との契約により、地域の雪寄せ場として、町会に無償で貸付けする場合に、固定資産税の一部を減免することにより、私有地を活用した市民の雪寄せ場の確保を図るものであります。

市民雪寄せ場につきましては、近隣住民による人力、スノーダンプなどの運搬を想定しているものであります。雪寄せ場を管理していただいております町会、また、当該土地の所有者による合意がある場合につきましては、委員がおっしゃるように小型の重機やハンドガイドの利用を許可するなど、個別のケースにより対応して下さってよろしいものというふうに考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 御答弁ありがとうございます。何か捨ててもいいような感じの御答弁でありがたいなと思いました。とにかく高齢化がますます進んで、雪捨場の確保、それがこれから最も重要になってくるかと思えます。今回のような豪雪でなくても、市民雪寄せ場があつという間にいっぱいになって、高齢者や女性の方は、本当にスノーダンプでもなかなか雪を押し上げていくというのはなかなか大変な状況にあります。だからこそ、近年は、小型重機だったり、家庭用除雪機で除雪する人も増えてきているのではないかと思います。なので、やっぱり市民の雪捨場所を確保するには、まず市民雪寄せ場を小まめに排雪していかなければならないのかなと思うんです。今、利用していただいても、すぐいっぱいになってしまえば、当然、小型重機を使ったりすると、すぐいっぱいになってしまいますので、そのた

めには除排雪の予算に最初から市民雪寄せ場の排雪の分をきちんと最初から入れて、どこまでも予算の問題だと思うので、なかなか排雪となると予算がある程度余って、最後のほうに排雪していくような形になってしまうんですけども、やはりこの市民の雪捨場を確保するためには、市民雪寄せ場を排雪する。そして、その予算をきちんと持って、小まめに排雪をしていって、市民の雪捨場をきちんと確保していくという、そういうこともきちんとやっていかないと、なかなか捨ててもいいですよといっても、すぐいっぱいになってしまえば、誰も雪を捨てられなくなってしまうので、ぜひ、そういう市民の雪を捨てやすい環境をつくってもらいたいと要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

続いて、4款衛生費3項斎場費に関連して、青森市斎場建替事業について、その概要をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 軽米委員からの青森市斎場建替事業の事業内容についての御質疑にお答えいたします。

青森市斎場は、昭和47年度に供用開始いたしました鉄筋コンクリート造の施設で、人体炉7基、胎児炉と動物炉が各1基の合計9基の火葬炉のほか、遺族控室や拾骨室などを備えております。

現斎場が抱えている課題といたしましては、供用開始から48年が経過し、施設全般にわたり老朽化が進んでいること、火葬件数が年々増加しており、令和22年には老年人口がピークを迎えると見られ、さらなる火葬需要の増加が見込まれること、駐車台数や控室数の制約のほか、会葬者の動線が交差しないよう、プライバシーに配慮する必要があることなどがあります。

斎場は、市民生活に不可欠な施設であり、これらの課題を解決し、将来にわたって安定的に運営する必要があります。このため、青森市斎場の建て替えに着手することとし、令和3年度当初予算案に調査等の委託料として2939万2000円を計上し、本定例会におきまして御審議いただいているところであります。その内容といたしましては、1つに、新たな青森市斎場の在り方と整備手法を検討する斎場建て替え基本計画策定業務及びPFI等の民間活力導入可能性調査業務に係る委託料として1507万円、2つに、測量調査業務に係る委託料として792万円、3つに、地質調査業務に係る委託料として640万2000円となっております。

なお、新たな斎場の建設場所につきましては、財政負担や整備期間、交通アクセス等の環境、法令等に基づく事務手続等を考慮いたしました結果、現斎場敷地内が最適であることから、現地での建て替えを軸に調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

このほか、来年度のスケジュールといたしましては、地元の新町野町会と隣の合子沢町会等の皆様を対象といたしました地元説明会を実施したいと考えております。これら町会等の皆様には、その後におきましても、事業の進捗に応じ、説明会

を開催し、丁寧に説明しながら進めてまいります。

新斎場の供用開始時期につきましては、令和3年度に実施予定の基本計画の策定作業の中で検討することとなりますが、他市におきましては、基本計画の策定から起算し、5年から7年を要している自治体が多かったことを参考に、現段階では令和8年度の供用開始を目指しております。

事業の検討に当たりまして、斎場は、市民生活に不可欠な施設であるとともに、市民の皆様がかけがえのない故人と最後のお別れをする大切な場でもあることを十分に考慮し、進めてまいります。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

要望で終わりますけれども、以前、私も多死社会に向けて、今の火葬場で十分間に合うのかという質問をさせていただきましたけれども、今回、本当に建て替えになることになって大変よかったなと思っております。今の答弁から、まだまだ詳細はこれからだと思うんですけれども、これまでも、斎場のイメージというか、行った感じが寒々しい感じが——実際、寒いんですけれども、また、暗いという、そういったイメージがすごく多くて、他都市で斎場に向けてのアンケートみたいなのを取ったところのをちょっと見たんですけれども、やっぱり明るくて暖かいイメージのものを造ってもらいたいという市民の意見が多かったというふうなのが以前ありました。本当にそこは大事だなと思っております。プライバシーに配慮する部分は大変重要ですが、やはり暖かくて明るくて、みんながほっとするような場所で最後をみとっていくというような形にしていなければなと思います。もう1点は、できれば子どもたちが遊べるスペース、そんな大きい場所でなくていいので、結構な時間待たなければなりませんので、ちょっとしたスペースに、絵本やおもちゃであったりとか、DVDであったりとか、子どもたちが時間を潰せるような、そういうスペースもぜひ設けていただきたいなというふうに思っています。

全てはこれからかと思えますけれども、そういった部分も考慮して、ぜひ検討していただければと思います。要望して終わります。ありがとうございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費に関連して、ワクチン接種について質疑をいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種体制については、平日はかかりつけ医など、医療機関での個別接種で行い、土日は市内11か所の市民センターと浪岡中央公民館での集団接種の併用型で実施としておりますけれども、このたび、常勤医や協力医、協力医療機関等と連携した高齢者入所施設等の巡回接種も実施することですけれども、その概要についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 軽米委員からの高齢者入所施設等の巡回接種についての御質疑にお答えいたします。

高齢者施設については、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設があることから、入所者の予防接種については、平時の定期接種の接種場所を基本としつつ、接種後の健康観察も重要であることを念頭に、施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行うことが、国の「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」により示されております。

これによると、医療を提供する介護保険施設である介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設では、当該施設での接種が可能であり、施設の医師等の所属医療機関が接種実施医療機関に該当せず、かつ、当該施設内で接種を要する場合には、接種実施医療機関を市町村と相談し調整することとされております。高齢者の住まいとしての施設である介護老人福祉施設では、嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関である場合は、巡回により当該施設内で接種が可能であり、嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関に該当せず、かつ、当該施設内で接種を要する場合には、接種実施医療機関を市町村と相談し調整することとされております。また、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護等の施設については、かかりつけの往診医がおり、その往診医が接種実施医療機関の所属である場合に、当該施設内で接種することが可能であり、当該施設内での接種を要するものの、訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な場合には、接種実施医療機関を市町村と相談し調整することとされております。

以上を踏まえ、これらの各施設や入所者の状況に応じた接種方法を検討するに当たり、現在、入所者の人数や接種体制の構築等について、順次照会・確認を行っているところであります。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。次から次へと国の情報も変わって対応が大変かと思えますけれども、何とぞよろしく願いいたします。この項は終わります。ありがとうございました。

続いて、病院事業会計の資本的収入及び支出の中から、1款市民病院資本的支出1項建設改良費1目器械備品購入費に関連して、マイナンバーカードの保険証としての利用について質疑いたします。

いよいよ今月末からマイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。公明党では、行政のデジタル化の提言・推進をしまりました。このマイナンバーカードを保険証として利用するというのもその一つであります。

そこで、今月末スタート予定のマイナンバーカードを保険証としての利用についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 軽米委員からのマイナンバーカードの保険証利用についての御質疑にお答えいたします。

国においては、令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、医療機関を受診する際、これまでの被保険者証のほか、マイナンバーカードも被保険者証として利用できるオンライン資格確認等システムの運用を令和3年3月下旬から開始する予定となっております。

オンライン資格確認等システムの実施機関は、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会であり、市町村国保のほか、健康保険組合、全国健康保険協会、各共済組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合の5つの医療保険者が持つ被保険者の資格情報の一元的な管理を行うこととなります。また、各医療保険者は、マイナンバー、被保険者番号、加入・脱退等の記録を結びつけた資格情報を医療保険者等向け中間サーバーに集約し、それを基に資格確認に必要な情報から成るオンライン資格確認等システムが別途構築され、運用されることとなります。

マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、被保険者本人が自宅のパソコンやスマートフォン、あるいは国保医療年金課窓口に設置した専用端末を利用して、マイナポータルから登録手続を行うことで利用が可能となります。

マイナンバーカードを被保険者証として利用するメリットにつきましては、1つに、就職や転職、引っ越しなどで保険者が変わっても、被保険者証として、継続して使用できること、2つに、医療機関等に設置される読み取り端末にマイナンバーカードをかざすだけで、医療保険の資格確認がスピーディーに行えること、3つに、手続なしで、高額療養費制度における限度額以上の一時的な支払いが不要になること、4つに、医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険の事務コストの削減につながることで、5つに、確定申告の医療費控除の手続が便利になること、6つに、加入する保険が変わっても、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が引き継がれていくことで、健康管理や医療の質の向上につながるなどが挙げられます。

市といたしましては、マイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになることは、市民の方々の利便性の向上等につながることから、市のホームページや「広報あおもり」への掲載をはじめ、窓口においてもリーフレットを活用するなどし、その普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。今、具体的に説明いただきましたけれども、そうしますと、市民病院におけるオンライン資格確認システムを導入することになるかと思うんですけれども、そのスケジュールと、マイナンバーカードを保険証として利用した場合の病院での患者の流れについてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 軽米委員からの市民病院におけるオンライン資格

確認システム導入のスケジュール及び病院での患者の流れについての御質疑にお答えいたします。

総務省においては、マイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認の導入について、公立病院に対し、令和3年3月中の導入に向け、顔認証付カードリーダーの導入や既存システムの改修等について、積極的な対応を行うよう通知しているところであり、また、厚生労働省では、医療機関の導入支援策として、顔認証付カードリーダーの無償提供と既存システムの改修に要する経費を補助しているところでもあります。

市民病院では、オンライン資格確認システムの導入経費について、令和2年度12月補正予算において措置しており、現在、システム導入に向け、既存の医事会計システムの改修などを行っており、令和3年3月末をめどにマイナンバーカードを利用した保険資格確認を開始することとしているところでもあります。また、浪岡病院においては、現在、建て替え中ということもあり、令和3年5月の新病院の開業に合わせ、オンライン資格確認ができるよう、導入の準備を進めているところでもあります。

お尋ねの市民病院に来院する患者さんの流れ・行動についてではありますが、患者さんがマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、自宅のパソコンやスマートフォン、あるいは国保医療年金課窓口を設置した専用端末を利用して、マイナポータルから登録手続きを行っていただいた上で、患者さん御自身が、市民病院の健康保険証の確認受付窓口において、マイナンバーカードを顔認証付カードリーダーにかざし、顔認証を行うか、患者さん御自身が暗証番号を入力していただくこととなります。

なお、このシステムにより、病院としては、患者さんの保険証情報の入力事務の効率化、オンラインでの保険資格情報の確認ができるようになり、また、患者さんにとっては、保険証が変わっても、新たに健康保険証の発行を待たずに医療機関を受診できるようになるとともに、限度額適用認定証の申請・持参が不要になるなどのメリットがあります。

市民病院においても、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能となることについて、院内掲示等でお知らせしながら、その普及に努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。暗証番号だけでなく、顔を認証してというところが、高齢化が進んでいく中で番号を忘れがちなので、大変いいかなと思います。メリットをいろいろ説明していただきましたけれども、ちょっと今回の中になかったんですけれども、災害時のときも、特別措置として、マイナンバーカードによる本人の確認がなくても、薬剤の情報を閲覧することができるという部分も大変大きなところかなと思っております。特に、また、高齢者は病院を幾つも掛け

持っていて、たくさん薬をもらっているのです、そういった薬の情報も病院側が必要なときは把握できるということで、すごく大事なことだなど思っております。

ただ、まだ市民病院のみ、国保の人だけというスタートですので、何よりもマイナンバーカードの普及が大事なので、これからまたさらにマイナンバーカードの普及に取り組んでいただければと要望して、この項は終わります。ありがとうございます。

最後の質疑になります。第3款民生費第1項社会福祉費第2目障害者福祉費に関連して、マスクがつけられない表示カード・バッジについて質疑いたします。

今、マスクをつけていることが当たり前になっていますけれども、マスクをつけたくてもつけられない人もおります。発達障害や感覚過敏、脳の障害、皮膚の病気、呼吸器の病気などで、マスクをつけることにより、痛みを感じたり、気分が悪くなる人もいらっしゃいます。しかし、なかなか周りから理解を得られず、厳しい指摘や冷たい目線などで苦しんでいるというお声も聞かれています。今回、公明党のほうにも、知的障害の子どもがマスクをつけられないだけでなく、周りから大変冷たい目で見られて、何かないのかというふうな市民相談もいただきました。

千葉県松戸市では、「マスクをつけられません」と書かれたかわいいイラスト付きのカードやバッジを配付しております。また、市のホームページで、マスクをつけられない人に対する理解を求めています。大変大事な取組かなと思います。本市でも、発達障害や感覚過敏など、様々な理由でマスクをつけられないことを周囲に知らせる意思表示カードやバッジ等を配付するべきと思いますが、市の考えをお聞かせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 軽米委員からの発達障害等でマスクの着用ができない方の意思表示カード等についての御質疑にお答えいたします。

発達障害のある方は、触覚・嗅覚等の感覚過敏といった障害特性により、マスクやフェースシールド等の着用が困難な場合があります。こうした発達障害や感覚過敏などがある方のために、一部の自治体——東京都豊島区、また、先ほど委員からも御紹介がありました千葉県松戸市、鎌ヶ谷市等では、マスク等をつけられない意思表示カードやバッジを配付していることについて承知しているところであります。

国におきましては、マスク等の着用が困難な状態にある発達障害のある方等への理解について啓発しているところであります。また、統一的な規格でマスクをつけられないことを周囲に知らせるカード等の普及について、既に実施している団体とも話し合い、検討するとのことでもありますことから、本市においては国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○山本武朝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ありがとうございます。

先日の参議院予算委員会で公明党の西田参議院議員が、マスクをつけられないこ

とを周囲に知らせるバッジや意思表示カードを配付している自治体を紹介しながら、統一したものを作って、普及の後押しをしてほしいと質疑しておりました。ヘルプカード・ヘルプマークも、公明党が、一人の声を国に上げ、全国で統一したものと働きかけて実現をいたしました。マスクをつけられませんカードやバッジも、これから普及させていかなければならないものと思っております。本市でも県内でいち早く取り組んでいただければと要望して、私からの質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後4時からといたします。

午後3時28分休憩

午後4時再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 無所属、蛭名和子です。私のほうから3項目質疑いたします。よろしくお願ひします。

1つ目は、歳入1款市税2項固定資産税で、令和3年度当初予算案の歳入についてです。

令和3年度当初予算において、市税は昨年度比15億8600万円の減少が見込まれています。市税のうち、市民税や法人税は、コロナ禍で、休業や廃業等の理由などで減となるのは分かるんですけども、純固定資産税は3億700万円の減少を見込んでおります。その内訳をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 蛭名委員からの固定資産税減少の内訳についての御質疑にお答えいたします。

「令和3年度当初予算（案）の概要」における現年課税分の固定資産税のうち、土地、家屋及び償却資産に課税している純固定資産税の歳入予算額は約152億8100万円となっており、令和2年度当初予算と比較して約3億700万円の減少を見込んでおります。

その内訳についてであります。土地分については、地価の下落を反映させたことなどにより、5390万6000円の減。家屋分については、令和3年度に実施する評価替えにおいて、既存家屋の経年による減価を反映させたことなどにより、2億172万2000円の減。償却資産分については、東北新幹線の線路設備等に係る課税特例が

終了することなどにより、2億9794万円の増。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、厳しい経営環境にある中小事業者等の負担を軽減するため、昨年4月の税制改正において、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期間と比較し、30%以上50%未満減少している方については2分の1を、50%以上減少している方については全額を、令和3年度に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減する措置が講じられたことにより、3億4933万9000円の減少となっております。

これら土地分、家屋分、償却資産分及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る軽減措置分を合わせ、3億702万7000円の減少を見込んでいるところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 増額もあるということですが、やはりコロナウイルス関係の緊急経済対策による軽減措置は大きい金額になっております。この緊急経済対策に係る経済措置で、大分、約3億5000万円減になりますが、これは国が税制改正を行うものですので、この減資分については補填はありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 緊急経済対策に係る軽減措置による減収分の補填についての再度の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る軽減措置による減収分につきましては、国が全額を補填することとなっております。令和3年度当初予算案において、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として3億4933万9000円を計上しているところです。

以上でございます。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 全額補填されるということで安心です。

最後、要望になるんですけれども、コロナがいつ終息するか分からず、市税の減少も令和3年度だけとは限らないと思います。厳しい環境下にあっても、税収の確保には努力していただきたいということをお願いして、この項は終わります。ありがとうございました。

次は、3款民生費1項社会福祉費の障害者自立支援給付事業についてです。

「令和3年度当初予算（案）の概要」の性質別歳出の主な増減額を見ますと、扶助費のうち、障害者自立支援給付事業が前年度に比べ増加しておりました。特に居宅サービス事業が前年比3億3300万円増となっております。障害者自立支援給付事業の大幅な増額の内容をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 蛭名委員からの障害者自立支援給付事業についての御質疑に

お答えいたします。

障害者自立支援給付事業は、障害のある方や難病患者等に対して、自宅または施設等において必要な介助を行ったり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を行うことで、障害者自らが望む地域生活を営むことができるよう支援するものであり、本市においては、障害者の施設入所や通所サービス及び居宅支援等の利用に係る11の事業を実施しております。

これら11事業のうち、令和3年度当初予算案と令和2年度当初予算を比較し、伸びが見られる主な事業といたしましては、障害者等に自宅で入浴・排せつ・食事の介護等を行う居宅サービス事業は、延べ利用者が1951人増加すると見込み、令和3年度は、令和2年度と比較し、3億3274万4000円の増、障害者等に一般就労に必要な知識や能力の向上、就労後の職場定着等の支援を行う就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援事業は、延べ利用者が623人増加すると見込み、令和3年度は、令和2年度と比較し、6606万6000円の増、障害者等に身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う自立訓練事業は、延べ利用者が278人増加すると見込み、令和3年度は、令和2年度と比較し、4910万2000円の増、障害者等に施設で入浴・排せつ・食事等の介助や創作的活動などのサービスを提供する生活介護事業は、延べ利用者が557人増加すると見込み、令和3年度は、令和2年度と比較し、2390万8000円の増となっております。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 今、教えていただいた事業は、それぞれ延べ人数が増えているということでした。

それで、この財源内訳はどのようになっておりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 障害者自立支援給付事業の財源の内訳についての再度の御質疑にお答えいたします。

障害者自立支援給付事業は11の事業から成りますが、このうち、居宅サービスについては、国が定める基準額の2分の1が国の負担、4分の1が県の負担、残りが市の負担となります。残る10の事業につきましては、2分の1が国の負担、4分の1が県の負担、残りが市の負担となるものであります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 延べ利用者数の増加によって予算もつけてもらったといいますか、厳しい財政状況の中で福祉のほうにもつけてもらったということで、よかったなと思って質疑させていただきました。予算が増額され、サービスが行き渡ることによって、日常生活や社会生活の充実が図られることになるので、引き続き、利用者寄り添った施策を推進していただきたいということで、この項は終わります。

次は、8款土木費3項港湾費、全国アマモサミット開催事業についてです。

令和3年度青森市当初予算案の主な取組に、新規事業として「全国アマモサミッ

ト2021 in あおもり」の開催事業が掲載されておりました。陸奥湾の環境及び資源の保全につながる表記サミットの概要についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 蛭名委員からのアマモサミットの開催概要についてお答えいたします。

全国アマモサミットは、海の自然再生・保全を目指し、平成20年から沿岸地域が抱える環境問題をテーマに日本各地のアマモ生息地で開催されております。

本市では、令和3年のアマモサミットの開催に向け、昨年9月に、国や県、民間関係団体等で組織された全国アマモサミット2021 in あおもり実行委員会に参画し、令和3年度当初予算案に開催事業負担金として、150万円を計上しているところであります。

アマモサミットの開催概要として、期間は、本年9月11日土曜日と12日日曜日の2日間、会場は、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」周辺一帯を予定しております。主な内容といたしましては、1つに、全国のアマモ場や海域環境改善活動などの関係者や、日本テレビ系の番組「ザ！鉄腕！DASH！！」のDASH海岸コーナーでおなじみの木村尚氏による研究・活動報告をはじめ、講演やパネルディスカッション、2つに、全国の高校生たちがアマモをメインテーマとした海に関する研究発表を行う高校生サミット、3つに、本年7月に供用開始予定の人工海浜、通称あおもり駅前ビーチでのシーカヤックや海との触れ合い体験等の交流イベントなどを予定しており、現在、その詳細について、実行委員会で検討しているところであります。

本事業を通じて、海の環境保全に係る市民意識の醸成を図るとともに、今後においても、引き続き、関係機関と連携しながら、陸奥湾の自然環境の保全等に取り組んでまいります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 概要は大体分かりました。

それで、実行委員会形式でやるということですが、事務局はどこになるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 蛭名委員からの実行委員会の事務局についての再度の御質疑にお答えいたします。

実行委員会は、国、県、青森商工会議所、公益社団法人青森観光コンベンション協会などで構成し、事務局は、特定非営利活動法人あおもりみなとクラブが担っているところです。

なお、この事務局を担っております特定非営利活動法人あおもりみなとクラブは、青森ベイエリアでイベントや海の環境学習などを実施している団体であり、市の公共施設であります青函連絡船メモリアルシップ八甲田丸やあおもり北のまほろば歴史館の指定管理者となっているところであります。

○山本武朝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 最後、要望で終わります。

高校生も参加するということで、豊かな海を後世に残す活動として意義があると思います。これから企画すると思うんですけども、一般市民も参加して、例えば、ごみ拾いとか、海の環境保全の重要性を啓発できるようなイベントも開催していただきたいと思います。市民も陸奥湾から様々な恩恵を受けており、事業実施の成果が出るよう、市も、実行委員会として、しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

以上で終わります。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月12日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時16分散会

2日目 令和3年3月12日（金曜日）午前10時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月10日に引き続き付託された議案の審査を行います。

審査に先立ち、私から御報告いたします。前多正博副市長及び成田一二三教育長が、所用のため、本日の委員会を欠席するとの報告を受けておりますのでお知らせいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自由民主党の中村節雄でございます。

まずは、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費に関して質疑をしたいと思います。

昨日、青森市内で新型コロナウイルスに関するクラスターの発生が発表されました。私たちも、感染防止に向けて、いま一度気をつけていかなければならないと考えておりますけれども、そういった中で、昨日、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチンが青森市とむつ市に先行して配送されるとのテレビでのニュースと、本日の新聞にも掲載されておりました。ワクチンについては、一般質問でも多くの議員が質問されておりましたけれども、ワクチンの効果とすると、発症予防効果が期待できるとのことでありました。

そこで質疑をしたいと思います。今回、本市が県内で初めての配送先に選ばれたとのことですが、その内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
中村節雄委員からの高齢者向けの新型コロナウイルスワクチンについての御質疑にお答えいたします。

国から、数量限定で、4月5日の週の配分として、各都道府県へ出荷が予定されている高齢者向け新型コロナウイルスワクチンについて、昨日、県から、その配送先として本市が選ばれたところであります。

本市への供給は、4月5日の週の配分で1箱とのことで、人数にすると975人分となります。今回のワクチンの供給量に鑑み、本市としては、接種は、まずは、クラスター防止等、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者施設入所者を対象に、常勤医がおり、ワクチン接種後においても、常時、健康観察を行うことができる環境にある介護老人保健施設での接種を先行して進めていくことを考えております。介護老人保健施設は12施設ありますが、具体的な実施施設については、各施設とも御相談させていただき、調整を進めてまいります。

国の通知によれば、当該ワクチン接種は4月12日の週からとされておりますので、

準備を着実に進めるとともに、当初、4月からの開始が予定されていた個別接種や集団接種については、今後、ワクチンの供給量が増えてきてから実施することが見込まれるため、医療機関及び関係施設等とも相談しながら、国の動向を注視し、進めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。先週の3月6日には、新型コロナウイルスワクチン接種研修会も開催された。万全の体制が構築されているということで、青森市とむつ市が選定されたのではないかなというふうに思っております。今後も、そういう万全の体制が構築されていることはうれしい限りで、市民の皆さんが、今度、配付されてくると、ワクチン接種することにより、個々の命や健康被害などのリスクを軽減して、コロナ前の生活を取り戻すことが期待されているところでもあります。それが社会経済の安定にもつながると思いますし、ぜひとも引き続き、市においてはコロナワクチンの接種に向けた対応を適切に実施してほしいと思います。

また、一般の65歳以上の高齢者になったときには、議員の皆さんの中にも対象になる方もおられます。疾患を持っている方もおりますので、率先して接種を受けていただくようにもお願いをしたいと思います。

何よりも、浦田保健部長をはじめとして、気を抜かないで、引き続き取り組んでいただくことを要望して、質疑は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、青森産品流通・販売促進事業に関連して、伝統野菜の取組について質疑をします。

令和2年度における策石かぶ・筒井紅かぶなど、伝統野菜の取組実績についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）中村節雄委員の令和2年度の伝統野菜の取組についての御質疑にお答えいたします。

市では、青森農業協同組合や青森市物産協会など、生産から販売までの多様な主体で組織するあおもり産品販売促進協議会と連携いたしまして、本市農水産品の魅力を国内外へ広く発信し、販路拡大を図る取組を行っており、その一つとして、あおもり魅力野菜活用促進事業に取り組んできたところでもあります。これまで、市内飲食店からのニーズや付加価値の高い西洋野菜等に取り組んできたところですが、これに加え、古くから本市の一部地域で栽培されていた在来種である伝統野菜の筒井紅かぶ・策石かぶに注目し、今年度から試験栽培を行うこととしたところでもあります。

今年度の取組についてであります。これまで伝統野菜を栽培してきた生産者4

名に、新たに久栗坂地区等の生産者7名を加えた計11名で試験栽培を行い、栽培に必要な技能・知識の習得等を目的とした栽培講習会の開催や土壌・栽培方法の違いによる生育状況を比較検証するための土壌調査及び成分分析を実施したところであり、加えて、収穫したカブの一部を活用し、雪国である本市の特性を生かした雪下・雪室貯蔵試験を実施したところであり、今後、貯蔵前後の成分比較により、その効果を検証することとしております。また、久栗坂地区の生産者それぞれが漬物加工に取り組んでおり、令和2年11月21日には久栗坂町民会館にて漬物試食会を開催するなどし、生産者同士で、また、地域住民との交流を図ったところあります。さらに、知名度向上及び販路拡大を図る取組といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から集客イベントの開催には至らなかったものの、11月には、都内卸会社と連携し、首都圏の飲食店等へのサンプル配布を行うとともに、本市アンテナショップ「A o M o L i n k ～赤坂～」において、収穫後の新鮮な筒井紅かぶ・筑石かぶの店頭販売を行ったところあります。

市といたしましては、これら今年度の取組を踏まえ、地域との連携・協力の下、引き続き、青森市伝統野菜の様々な試験栽培に取り組んでまいることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。今までやってきた生産者4名に、新たに久栗坂地区等の生産者7名を加えた計11名という答弁をいただきました。この筑石かぶというと、私の地元でもあるので、実は生産者1名いたのが作ってなくてということで、ぜひこの伝統野菜ということで取り組んでいるので、作ってみませんかと声をかけたとき、当初、3名ぐらいがやってもいいよという話でした。栽培講習会とかを開催して、担当課の職員が一生懸命、やっぱりそういうことをしたので、久栗坂の生産者が7名の参加という、私が声をかけたときよりも増えたと。興味を持って増えてくれたという、うれしいことがありました。

そこで再質疑をしたいと思っておりますけれども、筑石かぶの試験栽培に取り組んだ久栗坂地区の生産者の反応はどうであったのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。久栗坂地区の生産者の反応についての御質疑でありました。

今回の試験栽培に御協力いただきました久栗坂地区の皆様の中には、初めて筑石かぶを栽培した方もおられたものの、大半は地区内で筑石かぶを食べて育った方のことでありまして、収穫後の試食会では、幼少の頃の記憶とともに、懐かしい味を通じ、皆さんから、ぜひ来年度も栽培に取り組みたいとの声を頂いたほか、来年度から新たに栽培に取り組んでみたいという方が地区内に数名いるとのお話もいただいたところあります。

市としては、播種、管理、収穫、加工に至る一連の作業を通じ、御参加くださる地区の皆さんの情報交換・共有を図りながら、一人でも多くの方が筑石かぶの生産に携わっていただけるよう、その魅力の発信に努めるとともに、筑石かぶの栽培・伝承を通じた地域の活性化に寄与できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 来年度から新たに栽培に取り組みたいという方が地区内にまた数名いると。さらに人数が増えるということでもあります。今後の展開について、どういうふうにして進めていくのかお示しをいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 今後の展開についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和3年度における本市伝統野菜——筒井紅かぶ・筑石かぶに係る取組といたしましては、1つに、生産基盤の強化の部分につきましては、久栗坂地区において、新たに栽培に取り組んでみたいという方が数名いらっしゃることから、令和3年度は栽培講習会の開催回数を増やすこと、そして情報交換会の開催など、今後、地域の生産者自らが伝統野菜を保存・伝承できる仕組みづくりに取り組むこととしております。2つに、販路開拓の方策といたしまして、伝統野菜の希少性や食べ方などの認知度を高めるため、様々な機会・媒体を活用したPR活動に取り組むとともに、現在、分析を進めている土壌調査・成分分析の結果、さらには実証を進めている雪下・雪室貯蔵の有効性等を検証し、将来的な販路確保に活用できないかなど、さらなる検証を進めることとしております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。栽培講習会の開催回数を増やしたり、情報交換会の開催とかという話でありました。久栗坂町民会館で昨年11月21日に漬物試食会というのを生産者のほうで開催したんです。実は、この日、市の職員にすれば、休みの日であります。しかしながら、市の担当課の課長をはじめとして、職員数名が、こういう栽培講習会を積極的に開いてくれたり、そういう休みにもかかわらず参加してくれたという気持ちで、久栗坂の生産者がまた増えるということになっていったと思います。そうすると、今度、生産量とかなんとかが上がってきたり、生産性を上げたりとか、様々なことがあるかと思えます。

浅虫でダイニングアウトという——この伝統野菜の筑石かぶとか、こういうやつの生産性が上がってきたときに、ただ漬物とか、そういうものだけでなく、新たなレシピ開発だとか、そういう部分でのブランド化していくという部分も話を聞いている中では、「A o M o L i n k ~赤坂~」との連携だとか——何か販売したところ、50個ぐらい販売して、すぐ完売したと。やっぱり、東京であれば見たこともな

い、興味があるという部分もあるかと思えます。どういうふうにして食べるかというのは、私は偏食なものですから、漬物も食べれないものですから、実は、久栗坂町民会館に私も11月21日に行ったとき、食べてみてと言われたんですけども、すみません、食べられませんと。ということで、皆さんに期待しますということで話ししておりましたけれども、今後、やはりその分析とか、いろんなことをやっていると。雪下・雪室貯蔵試験も実施したという話ですから、様々な部分——ともかく休みにもかかわらず、市役所の職員が率先して関わってくれたということに、本当に久栗坂の皆さんは大変喜んでおりました。引き続き、そのような形で進めていただくことを要望いたしまして、この項の質疑を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

次に、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費の中の除排雪対策事業について質疑をいたします。

幹線である戸山団地線と生活工区の中の戸山団地地区の4工区への除雪作業出動指令日をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 中村節雄委員からの除排雪について、幹線である戸山団地線と戸山団地の工区への出動指令日を示せとの御質疑にお答えいたします。

幹線であります戸山団地線の出動指令につきましては、12月は15日、18日、20日、22日、30日の5回、1月は1日、3日、5日、8日、9日、10日、19日、24日、30日の9回、2月は4日、9日の2回、合計16回の出動指令を出しております。

また、戸山団地地区は4つの工区に分かれております。それぞれの出動指令日につきましては、1工区が、12月16日、21日、1月5日、20日、2月2日、9日、25日の合計7回、2工区が、12月16日、24日、1月2日、12日、21日、2月5日、25日の計7回、3工区が、12月16日、23日、1月2日、12日、21日、2月5日、25日の計7回、4工区が、12月16日、21日、1月1日、8日、21日、2月5日、25日の計7回となっているものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございます。

再質疑したいと思います。戸山団地地区の幹線や工区は、排雪時にどこの雪堆積場を利用しているのかをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 中村節雄委員からの戸山地区の使用している雪堆積場の御質疑にお答えいたします。

幹線であります戸山団地線及び戸山団地地区の4つの工区の排雪に当たりましては、通常、最も近隣にある戸山団地内の雪堆積場を利用しているものであります。

○山本武朝委員長 中村節雄委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。幹線は16回、生活工区は全て4工

区ある中、全部7回ずつと。実は、私の女房は、毎年なんですけれども、出勤日をみんなカレンダーにつけていました。私のところは生活工区の戸山団地の3工区なので、このとおりです。私もカレンダーを見て控えてきたのと同じ回数です。私、12月のときにも予算特別委員会で話をしたと思うんですけれども、この出勤日が一番重要かなと。一般質問の中で雪に関して、実は、24人の一般質問の人数の中で17人が除排雪、それから流雪溝に関して質問していました。やっぱり市民の一番の関心事はこの雪だと思うんですよ。

そういう中で、一般質問の答弁の中で、平成24年度から市の指示に変わったと。私の記憶で、昔、業者の判断で出ていたというときがあって、ところが様々なことあって、指令を出すのは14時と言っていましたよね。私、何十年も前に市の除雪をやっていたとき、そのときは市で指令を出されていました。そのときは夜中の12時に指令を出されたときがあります。市役所の庁内に常駐していて、そのときは道路課ですけれども、今の雪の降り具合であれば、朝までにかなり積もると。出勤できないかと電話が来るんです、夜中12時。携帯電話もないときです。でも、やっぱり、そのときに出てやったおかげで——次の日の14時に指令を出されていれば、その日の朝まで積もったやつと、連続で降ったり何だりすると、雪の量が多くて、1回出た除雪よりも時間が3倍かかります。だから、適切、適宜の時間とか日にちとか、今、業者に14時とかに指令を出さないと、準備とか様々なのがあるからこういう時間なんでしょうけれども、降る時間がどうかというのとどれぐらい降るかというのを、今は天気予報でも何でもかなりの精度で当たりますので、この判断は、私は自主的に業者でもいいんでないかなと。そっちのほうがいいんでないかという気もしております。この辺は大矢委員が除雪のことをやるので、その辺のこともあるかと思うんですけれども。

それで、この除雪をこれだけあれしたときの、今言ったみたいに、戸山団地の資料ももらったんですけども、戸山団地で観測していますよね。気象庁の気象台で発表しているのと数値が全然違うわけです、戸山はやっぱり雪が深くて。平均6.2回という話がありました、生活工区です。戸山団地で7回ですよ。やっぱり少ないですよ、どう考えても。やっぱりこれだけ少ないと、それだけの雪を片づけるのに——私のところの通りは150メートルかそれぐらいかな。夜中の1時に来て、朝の5時半までかかりました、150メートルか何ぼぐらいのあれを。1時間かからないですよ、普通、そのくらいやるのに。4倍、5倍もの時間がかかるんです。あと、圧雪の厚さが大きくなってくると、機械の能力によって、下から剥げなくなる。例えば、そういうのとかがあります。機械の能力も昔であれば、タイヤショベルに排土板のタイプに代えたり、ワンタッチカプラか何とかというのがあるって、プラウつけたり何だりって、業者もよかったときはいろんなのを持ったりしていました。ところが、今はみんなバケットなわけです。道路勾配だとかなんとかによっては、やっぱり斜めになって滑って、下から剥いていくって、力をかけても剥げなかったりします。よ

く見ていて、ただ走っていつているだけじゃないかと言うんだけど、もう剥げないんです、機械の能力によって。3立米クラス以上のやつでないと剥げなくなる雪がいっぱいなんです。だから、生活道路から苦情が来る。いろんな部分の中で、店を構えていたり何だりとか、そういうところはあれなんですけれども、できれば日中除雪も積極的な活用をしたほうがいいんでないかなと思います。圧雪のやつがじゃけて、気温の関係もあるんですけども、そうなったときに日中に剥がれたやつを夕方片づけるのは楽なんです。ところが、それを夜中にやられれば、今度は気温下がって、それが全部凍って、寄せ雪の苦情も多くなる。だから、やっぱりそういうところができるところ。

あと、何回もしゃべっているところがあるんですけども、工事の発注は、第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期とあるんですけども、できれば、本当は第3四半期までに終えて何だかんだすれば、除雪の体制に入りやすいと。特化していける。実は、そういうときにあれすれば、私が昔やっていたときに、昼間も現場の仕事して、夜中、除雪やらされてと。私のおやじにしゃべられれば逆らえないものだから、このままずっと働いていけば死ぬぞと言ったけれども、何も若いやつは死なないとしゃべられてやらされた。毎日やらされた。ところが、今はやっぱり分業していかないと駄目ですよ。昼間の現場をやっているやつが、そういうところがオペレーターなども昼に使えば、夜中も除雪やれとかなんとかと、やっぱり頼みづらいですもの。だから、業者によっては、指令が出て出られないという、そういう理由もあるかも分からない。なので、11月1日から3月31日までの期間だから、そういうところも把握しないと駄目ですよ。現場をどこが持っているか。そこにどういう作業員、オペレーターが配置されているか。こう降られれば、毎日出ると言ったら、その作業員を休ませないといけないとか、そういうところもあるかと思いますので、今年度はほとんど終わりだろうから、来年度に向けて、そういう検討をしていただきたいなど。

だから、この出動指令の部分に関しては、市の指令が、今、原則です。ところが、書いている中では、除排雪事業実施計画の中では、「緊急の場合は事業者の自主判断での出動も可」という部分があります。できれば、やっぱり雪が多くて何だかんだであれば、業者が、これだけは今やらなければ、そのまま圧雪にしたりすれば、うちの機械では剥げないとしゃべったら、やっぱりそういう判断の部分も取り入れたり、業者にも責任を持たせたりというところがあってもいいのかなというふうにも思います。来年度の実施に向けて、そういう部分は検討していただきたい。

それから、出動指令遵守の徹底という中では、「故意又は過失により出動指令に従わない事業者に対しては、委託料の減額を行う」とって、これも答弁の中で1%と聞いたら出ないですよ。7回出て、100%が7回であれば、14%ぐらいになるわけですよ。1%しか減額、これは6回しか出ていなくても1%減額ですよ。この1回分で14%ですよ。言うことも聞かなくなるという、これが答弁の中に出てきたときは

びっくりした。最低10%とか、2回目からは20%とか、指示に従わないと。やっぱり、そういうペナルティーなどが無いと駄目な部分があるかなというふうにも感じていました。これはどうこうというわけじゃないです。

入札制度に関しても、今は総合評価落札方式で金額が下がりました。市役所の令和2・3年度の例えば、青森市業種別工事者名簿とかなんとかとあって、この総合点を出すのに、客観点と主観点があるわけです。市の除雪をやっているならば、主観点で点数が上がる。メリットがあって、ペナルティーが少なくてと。やりたいとしゃべってもやれない業者もいっぱいあるわけです。だから、そういうところ、私は何年分もこれをずっと取っているんだけど、見直ししているんだけど、やっぱり1回工区でも何でも持てば、余していても離さないですよ。まして、そういうメリット部分があれば離さないですよ。基本的に生活工区は5キロメートルがあればいいんだけど、その辺を見直したって、業者は何かしてやるとはしゃべるんです。私が思うには、ダンプも足りないと言うけれども、実は、ダンプは何ぼでもあります。業者から頼まれて、貸してくれないかと言っても、いや、付き合いがなければ貸さないですよ、空いていても。その中で、例えば、ダンプの金額が何ぼだとしゃべっていても、あなたたちは元請で頭を剥いで無理くりやらされて、私たちには何もメリットがないんだから、貸せと言っても貸さないですよ。あとは、ダンプはダンプだとか、登録の仕方を変えればいいと思う。工区とか幹線とか何とかでも、やっていないところでも、ダンプを持っているところはいっぱいあるわけです、業者で。差し枠とかつけて登録させて、市の指令で貸して——業者からしゃべられれば、夏とかなんとかのときはライバル会社とかなんとかもあれば、貸せと言ったって貸さないですよ。だから、やっぱりそういうところもきちんと検討していかないと駄目かなというふうに思っています。

あまりしゃべれば時間もなくなるので、私のほうの会派のほかの方もいるので、だから、この除排雪、これからいくと、除排雪時間は、原則として、午前6時だけれども、緊急対応等については、様々あったところの中で、日中除雪の積極的なそれは検討していただきたい。それから、実施基準は、やっぱり、いまだに幹線路線においては降雪がおおむね10センチメートル以上、それから、その他の路線及び工区はおおむね15センチメートル以上でと。照らし合わせてやれば、そういった感じでやっていないじゃないという話になるから、そこはもう終わってしまったやつだから言いませんけれども、そういう形での市民の皆さんから苦情が少し——それでは、文句ばかり来て、市役所の職員もかわいそうだと思う。だから、そういうところは考えていただきたい。様々、私は、本当は、マーキングして、しゃべりたいことがいっぱいあったけれども、今しゃべっても過去には戻れないので、その辺は、引き続き、同じ業者の一人として、大矢委員が多分、大分話をするんでしょから、その辺を要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。総括表に基づいて質疑します。

土木費、除排雪について。

今年度も残り半月ほどとなって、街の中の残雪も日ごとに形を小さくしているこの頃ですけれども、私が都市建設常任委員会のときも指摘しましたけれども、旭橋西側のたもとから柳町通りにかけての道路、ジャスマックの前を歩いていく道路ですけれども、車道の雪、それから歩道の排雪が全く手がつけられていないようなところがたくさんあって、また、交差点の雪盛りも横断歩道をふさいでいるところも数々ありました。そこで、歩道をこのまま放置して、春に雪が解けるのを待っているのかというふうな話もして、今の予算特別委員会の聞き取りのときにも、このことを聞くからなというふうにしてお話しておきましたが、見事に、3月9日夜、車道も歩道も機械が入りまして、開通したところであります。おめでとうございます。

そこで、ここは、3月9日に、歩道にロータリが入っている跡がありましたので、そういう1メートルほどの一番狭いロータリでも仕事ができる場所だというふうに思いましたが、今年、そういう除排雪など、この道路はちゃんとやられたのかと思っていましたけれども、その点をお聞きします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの除排雪について、本町地区におけます歩道除雪の状況につきましてお答えいたします。

本町地区の歩道除雪につきましては、他地区と同様、職員によるパトロールに加えまして、町会、また、地域住民の皆様、学校関係者などからの情報提供を参考に積雪状況を確認し、歩行に支障ありというふうにパトロールが判断した場合、委託事業者に指令を出しているところであります。

歩道除雪の実施に当たりましては、道路幅員に応じて、小型ロータリ除雪車、ハンドガイド式の小型除雪機または人力で実施しており、歩道幅員が狭く、常時、除雪ができないような箇所につきましては、車道の排雪時にタイヤショベルと一緒に歩道の雪も撤去するなど、歩道の確保に努めているところであります。

同じく雪盛り処理につきまして、本町地区は幹線道路が多い地区となっておりますが、幹線道路の除雪作業におきましては、特に交差点付近で除雪作業による寄せ雪により堆積する雪が高くなることから、パトロールにより、状況を把握し、交通の安全を確保するため、必要に応じて、雪盛り処理により視界を確保しているところであります。

今後も引き続き、パトロールにより、状況を把握し、歩道除雪・雪盛り処理に対して、適切に対応してまいります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 パトロールの判断によって、歩道の排雪も車道と一緒に力を合わ

せてやるというようなお話。パトロールの判断というところがありますよね。それから、雪盛りの話も、そういうパトロールの判断に基づいて、あるいは近隣の町内の人たちからの声なども聞いてというふうなことなんでしょうけれども、じゃあ、パトロールはどこを見て歩いていたんだというふうなことも言いたくなるわけです。今日現在でも、横断歩道のところに高い雪盛りがある箇所が何か所もあります。

とりわけ、この地区というのは冬期バリアフリーの計画区域に入って、融雪装置はついていませんけれども、誘導地区という形で、冬期の歩行にとっても目配りしなければならないという地域になっているわけです。それなのに、歩道に人が歩いた跡もないんです。つまり、空き家も多いですから、それからスナックだとかもありますので、閉まっているところは手をかけないというか、朝も手をかけないという感じになっているのでそうなっているんでしょうけれども、そういう状況もある。それは、パトロールはこの地区を練り歩かなかったのかどうか、もう1回確認したいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪対策本部内におります各地区パトロール、また、歩道のパトロールもあります。特に、先ほど申したように、学校関係者、町会、また、地域の住民の方からの情報を基に、そういう情報を寄せられた箇所は重点的にパトロールを行っております。また、適切なタイミングでの歩道除雪の指示もパトロールのほうから受託事業者に対して指示させております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 同じ答弁の繰り返しになっているようですが、結局、パトロールが力を発揮していなかったというか、何も見ていなかったのではないかというような状態が、この春が間もなく来ようとしているところまで来ても、その形が残っているということは厳しく、反省しなければならない。歩道の除排雪は、このこの車道の除排雪の話とも絡む話になりますけれども、ここも本町地区の除排雪の業者というのは、A級の建設会社です。この地区は、先ほどのお話をすると、歩道がちゃんとやられていないというのは、車道もちゃんとやられていない可能性があるという意味でもある、ドッキングしてやれないんだから。この地区は、すぐ海手が、もう青森港管理所が管理している港湾道路になって、雪捨場にダンプトラックが行く地域にもなっているわけです。こここのところの除排雪がしっかりしないと、みんなボトルネックみたいになって大変になるというふうなことも、この際、指摘しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、この歩道除雪に関して、もう1点質疑しますが、今日、議会に来るときに国道の裁判所の向かいの道路にちょっと入って、すぐ信号のある一方通行の道路をこちらに曲がってきたんですけども、あの一方通行の道路は西側のほうは浪館通りまでぶつかっている道路だと思っておりますが、こっちは観光通りまで来る一方通

行の道路です。歩道の除雪が長島の辺りも全く手がかかっていない。いっぱい残っている。それから、裁判所の向かいの道路も、旧線路通りまでの道路も歩道があるんですけども、排雪も何も手がついていない。これは、さっき本町地区の話をしましたけれども、市内の中心部でもこういう状態がたくさん残っているのであれば、これはどうするつもりなんだと。暖気になったので、そのうち、今月いっぱいたてば消えるだろうと思って、何も手をかけないんですか。この辺の歩道の除雪についての今後の計画を示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の歩道除雪についての御質疑にお答えいたします。

歩道除雪につきましては、繰り返しになりますが、職員による歩道パトロールのほか、地域の皆様、また、学校関係者、町会関係の方からの情報提供を参考に、歩道上の路面状況を確認し、支障ありというふうに判断した場合には、委託事業者に指令を出しているところであります。

先ほど委員がおっしゃたようなところは、非常に歩道の幅員が狭いところというふうな認識がありますが、歩道の幅員に応じた小型ロータリ除雪車またはハンドガイド式小型除雪機、それでも入れないようなところは人力ということで実施しており、歩道幅員が狭く、常時、除雪ができないようなところは、車道と一緒にできるだけ排雪するように努めているところであります。今後も引き続き、パトロールによりまして、適切に対応してまいります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 苦しい答弁ですね。今、指摘した道路は、冬期バリアフリー計画で言えば、緑色で示されている一方通行の道路になっていて、車道の除排雪のときに一緒に、車道の排雪時に除雪というふうに書いている路線ですから、こここのところ——それから、さっきも言った縦の南北道路は、何も印がついていない、真っ白い路線になっていますけれども、これは、はっきり今でも車道はもうすっかりアスファルトが見えていますので、人がみんな車道を歩くわけですよ、脇に寄れないわけですから。これは、本当に早く、もちろん学校も始まるとかということになれば、そこまでにはやると言うのかもしれないけれども、学校が始まるまでとかというふうなところでやっても駄目です。直ちに手をかけるべきだというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

歩道パトロールに加えまして、情報がありましたところにつきましては、歩行に支障ありというふうに判断した場合には、除排雪対策本部から委託事業者に指令を出して、実施しているところであります。引き続き、パトロールにより、状況を把握し、適切に対応してまいります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 適切に対応してください。結局、今までのところ、不適切ということですからね。本当に1万6000件を超える声が届くわけがこの辺にもあるのではないかと思います。その辺のところ、歩道の除雪については直ちに手をかけるように、重ねて要望しておきたいと思います。

ちょっと順番が違いかもしれませんが、先に、今冬の除排雪で地域格差が出たことが今議会でも出されて、本会議で奈良議員が指摘された区域がありますけれども、そことも関連して、私は、業者の作業能力がその原因になっているのか、あるいは工区や路線の請け負う作業量——面積が広いとか、道路の距離が長過ぎるとか、作業量が多いのか、ちょっと考えてみたいというふうに思います。

奈良議員が本会議で取り上げた堤町二丁目、それから松原地区の工区を担当する除排雪業者はどこに問題があるのかというふうなことですけれども、ここは堤町二丁目・松原地区とありますが、併せて勝田地区も入っている。あれは平和公園通りから東側、市民病院通り、浦町中学校の南側の道路、松原通り、国道と囲まれた地域になっているところですよ。結構広いといえば広いと思います。

初めに、この業者のダンプトラックや、それからショベル、ロータリなど、市に登録している台数は何台になっているか、ちょっと教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの堤町二丁目・松原地区の工区担当の事業者の重機・ダンプトラックの登録台数についての御質疑にお答えいたします。

当該工区を担当する除排雪事業者から除排雪対策本部に提出されております重機とダンプトラックの届けによりますと、幹線及び工区作業に当たるためのタイヤショベルが8台、タイヤドーザーが3台、グレーダーが2台、ロータリが2台、ダンプトラックが15台という内容になっております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 すみません、ダンプトラックのトン数は、10トンなのか、それ以下なのか。そのトン別に分かっていたら教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

すみません、今、ちょっと手元にはダンプトラックの15台の内訳の資料がありませんので、少しお時間いただきたいと思います。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 誘導員は何人雇っているのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの誘導員についての再度の御質疑にお答えいたします。

重ね重ね申し訳ございません。ダンプトラック同様、詳細な人数について、今、

持ち合わせの資料がありませんので、少しお時間いただきたいと存じます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 私が聞いたところによると、誘導員の数については、除排雪事業実施計画の中には、何人とかという数が決まっていなくて、しっかり確保することというふうな文言で確認されているらしい——でいいですね。うんと言いましたので。

やっぱり、例えば、もう大分前になりますけれども、除雪作業中にショベルローダーが人を引っかけて、人身事故が起きたということもまだ記憶に新しい。そこで、誘導員をちゃんとつけなさいというふうなことも厳しく指摘されたはずです。ところが、誘導員を何人確保しなさいとか、どういう形で配置しなさいとか、そういうことなど、1つも決まっていないようです。このところは直ちに直視をするべきだと思いますが、それを検討する考えはありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、かつて痛ましい人身事故というものが起こった際に、その次の年から、誘導員を、見張りを必ずつけるということに、たしか平成24年度からだと思いますが、そういうふうには除排雪事業実施計画の記載等も変えております。基本的には、その道路や工区によりまして、どこの場所に人を配置して、車や人が入ってこないように指示をするかということが一概になかなか決めにくいことから、その工区において何人というものについては、なかなか決めにくいところがあります。基本的には、道路の入り口に人もしくは車を配置して、工区または路線の除排雪作業の支障になるような車や人が入ってこないようにシャットアウトするのが、その役目となります。通常、作業日報を終了後、朝に提出していただいておりますが、その作業日報に何人使ったというものは、毎回、作業後、報告させております。また、契約金額の中には、その人数の労務単価も計上しております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今、問題になっている当該事業者がハローワークに求人広告を出していましたが、今年の正月過ぎ。除排雪作業時の誘導員が、何人とかは書いていませんでしたけれども、不足していたということも、ここで分かると思いますので、その誘導員の配置方については、今おっしゃるとおり、作業のやり方・手順もあってあれでしょうけれども、例えば、今、問題になっている堤町二丁目の場合は、国道からの進入禁止のところもあります。一方通行のところも幾つか並んでいる街区でもありますので、そういう場合は、どういうふうに配置するのかということも業者によって、判断のしどころだと思いますが、人が足りないというふうな状況がないように指導していただきたいと思います。

それから、この業者の受け持っている区域がちょっと広過ぎるのではないかとというふうな感じもしているんですけども——すみません、ちょっと待ってください。

ちょっと私が調べた感じで、まとめた感じで言いますので、この業者の受け持っている路線、それから工区、その他について言いますので、確認をお願いします。

この業者、幹線としては、金沢地区線、距離2.73キロメートル、浜館地区線9.93キロメートル、奥野地区線4.34キロメートル、浪打戸山線1.85キロメートル、幹線だけを合わせますと、4つの幹線で18.85キロメートル。それから、全面委託工区は、F-8、堤町二丁目ほかで距離が10.27キロメートル。それから、K-2、これは浜館地区になりますけれども、ここも10.89キロメートル、この場所は、浜館の東青森駅の南側の土地区画整理をやって、新しくきれいに道路を造った地域です。そのほか受け持っているのは、雪の堆積場が、新城平岡、面積が7700平方メートル、月見野、2万2000平方メートル。それから、これは指示があれば動くんでしようけれども、場所は決まっていますが、狹隘路線や歩道の担当もしている。それから、凍結防止剤散布の中部地区を受け持っている。さらには、これは春になってからの作業だと思うんですけども、田代平開拓道路の路線ということになっています。

以上が、この業者の受け持っている路線、そのほかであります、それでよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今、委員がおっしゃられました内容で間違いのないものと思っております。もう一度、補足の確認を兼ねまして、私からもう一度申します。

幹線につきましては、金沢地区線、浜館地区線、浪打戸山線、奥野地区線。工区につきましては、F-8工区とK-2工区。また、雪捨場に関しましては新城平岡と月見野。そのほかに、歩道の除排雪、それから狹隘路線の除排雪、あと、凍結防止剤散布の中部地区、また、これは、シーズンオフ、春先の話ですけども、山間除排雪として田代平。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この業者の受け持っているところは、幹線と全面委託工区合わせて40.01キロメートルになります。約40キロメートルということになります。都市整備部理事は、これまで本会議でも3日で除排雪は終わるものとして計画しているというような答弁をされたと思いますが、この業者は3日で終わるようになっていなかったわけですね。ここは随分無理がかかっていたというふう思うんですけども、その要因は何だというふうにお考えでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

除排雪対策本部といたしまして、当初、除排雪事業者と契約する際、シーズンオフ、夏の間、各事業者から、昨冬の除排雪事業の仕事の状況というものを聞き取りいたしました。特に、手持ちの機械もしくはリースの機械等も含めまして、機械

力及びオペレーターの配置ということで、各工区・各路線の除排雪作業をスムーズに行える事業者ということで基本的には張りつけしております。

ただ、今冬につきましては、1月上旬、災害級の降雪が続いたことにより、確かに、路線、それから工区の除排雪に多大な遅れが生じ、市民の皆様から多くのお電話等をいただいたのは確かであります。この反省を踏まえまして、来冬の除排雪事業につきまして、今冬、見直していくこととしております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 さっき、この業者の所有している重機などの話を聞きましたが、私が担当から以前聞いたところによると、ダンプトラックは全部で15台あるというふうなお話でしたので、後で突き合わせてください。このタイヤショベル8台、タイヤドーザー3台、グレーダー2台、ロータリ2台、ダンプトラック15台というので、こここのところがこれだけのものを持っていながら、聞いた話によりますと、浜館地区での除排雪に手間取って、それで堤町の方面に来たのが1月20日だったというふうなことです。浜館地区も区画整理していますので真っすぐですが、元の村の中はちょっと狭くて、曲がりくねった道路ではありますけれども、地区の面積で大半を占めるのは割と仕事しやすいところではないかと思うんです。でも、ここでも手間取って、堤町に来たのが1月20日過ぎになってしまうと。

こういう現状というのは、やっぱり、この区域を、工区の見直し、あるいは台数の検討し直しなど、様々検討する材料が多くなっていると思うんですけれども、工区の見直しなどはどういうふうに考えていますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの工区の見直しについての再度の御質疑にお答えいたします。

市では、除排雪作業の実施状況などに関する除排雪対策本部のパトロールの評定結果を基に、毎年度、除排雪事業者の見直しを行っているところであります。具体的には、除排雪作業に関する相談件数が多かった事業者、また、除排雪作業を終えるまでの日数が長かった事業者につきまして、シーズンオフのヒアリングを実施した際に、除排雪対策本部から指導や改善策というものを事業者と協議し、必要に応じ、業務改善に向けた計画書を事業者から提出していただき、それでもなお改善が見込まれないといったような場合には、新たな委託事業者を先行するとともに、また、工区割りにつきましても合わせて検討しているところであります。今冬の除排雪作業を踏まえた検討につきましても、今後行うこととしております。

また、先ほど御答弁できなかつたことではありますが、ダンプトラック15台の内訳につきましては、4トン車が4台、10トン車が11台となっている内訳であります。

また、先ほどの誘導員につきましてですが、1工区に最低3人以上は張りつけということで契約しております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 3人以上ってありましたけれども、この業者が何人確保していたのかは、今すぐではお分かりにならないと思いますので、後で教えていただければ、誘導員の数について。

それから、やっぱり工区の見直しは、今の業者は、これくらい雪が降る、今年ぐらいの降り方をして、量としてもそうで、今年のような降り方をしていても対応がなかなかできかねる状態があちこちであったんじゃないでしょうか。ここの堤町地区だけではないんだというふうに思いますし、そういう意味では、見直しはどうしても必要になってくるというふうに思います。一、二例、各業者が持っている工区などの合計のキロメートル数なんかも言ってみますと、これはE-9、長島の地区幹線や旭町大通り線などを担当している業者の合計受持ち距離は48キロメートルぐらいになっている。それから、戸山団地の2、3とかを担当している業者は35.19キロメートル担当と、受け持っている。

そうすると、実際どうなんだろうと。本当にここでできるのだろうか。先ほど、中村節雄委員も150メートルをやるのに夜中の12時頃から朝の5時までかかったというふうなお話もされていますし、そういうお話ももちろん大事にしながら、工区の見直しというのは必要になってくるだろうな、作業能力の問題もそういうふうになってくるだろうなというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

除排雪でもう1点、2点、聞いておきたいんですけども、私は本会議でも言いましたけれども、工区の契約方式をシーズン契約から単価契約に変更すべきだということを書いてきたところです。実際、シーズン契約から単価契約にして、出来高払いにしていくというときに、どれくらいお金がかかるのかということ——都市整備部理事も本会議での答弁でも予算の変動幅が少ないような趣旨の御答弁をされていましたが、これは前と同様——前と同様って、以前の議会でも高村都市整備部理事と同様に答弁しているのがありましたので、ちょっと紹介しますけれども、これは平成27年第1回定例会の一般質問ですけども、当時の櫻庭信也都市整備部理事が答えていて、「いわゆるシーズン契約を導入した経緯につきましては、年数はちょっとはつきりしませんけれども、かなり前なんですけれども、大雪になると、シーズン契約じゃなくて出来高払いにすると物すごい予算がかかる、降らないときは極端に少なくなるということで、業者のほうでも収入に乱高下があるという話もあったほか、行政側の理由としては、予算の平準化のために一定額に収まるような契約方法を考えた。例えば先ほど説明した400センチメートルから600センチメートルの間であればこの契約金額で何とか除雪をやってくださいということになれば、ある一定の量の予算額についてはそこで変更とかがないということでの平準化が見込めるということで、大きく言うとそういう2点のことがメリットとしてあったと思います」という答弁をしているんですけども、物すごいお金がかかるということを書いている。物すごいお金がかかるというのは、試算をしたからではない

かと思うんです。

そこで質疑は、どれくらい予算がかかるのか、単価契約の出来高払いにした場合の試算を示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

一般質問でも御答弁いたしました。青森地区の除排雪作業委託におきましては、地域内の生活道路は、11月から3月までのシーズン契約として委託料を支払っているところであり、シーズン契約につきましては、年間の累計降雪量の基準値を500センチメートルとして契約し、基準値を上回った場合には増額変更、下回った場合には減額変更とするというものであります。ただし、昨冬のような少雪により除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持などに必要な費用について保障する最低保障額を設けております。最低保障額の内訳といたしましては、機械を持続して使用するために必要となる整備及び修理などに係る維持修理費、継続保有していくための保険料や税金、保管などに必要な経費である管理費、除排雪を行うための諸経費の合算額としており、当初契約金額の4割を最低保障として支払うこととしております。

本市では、平成8年度から一部工区においてシーズン契約を導入し、平成24年度には、前年に発生した豪雪を踏まえ、除排雪作業の仕上がりなどのばらつきを解消するため、出勤につきましては市の指令を原則とすること、また、累計降雪量の基準値につきまして、500センチメートルを基準とすること、最低保障額の割合を契約金額の4割に引き上げることとし、それまでのシーズン契約で課題となっておりました部分について見直しを行い、今年度もこの方針に基づき、契約を行ったところであり、

シーズン契約によるメリットといたしましては、事業者にとりましては、一定の収入が見込まれますことから、暖冬や少雪時におきましても除排雪に使用する車両の調達が容易になり、従業員の雇用の安定につながられること、市にとりましては、降雪状況に左右されにくくなりますことから、毎年の予算規模の平準化が図られることが挙げられるところであり、

市では、工区の契約におきましては、シーズン契約が最も適した契約方法であると考えておりますことから、現時点では、幹線などで行っている単価契約への変更は考えていないところであり、単価契約へ変更した場合の委託料の試算というものは、今、行っていないところであり、

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 予算の平準化と言いますが、今年度はまだ5メートルまで達していないと思いますが、これを超えた場合でも5メートルという基準での平準化という見方ができるということなんでしょうけれども、ちょっと多く降ったり、

積雪が2メートル近くになったりしますと、当然、予算を補正しないと駄目になるわけですね。それで、もちろん、これは雪が降ってみないと分からないものなので、毎年平準化なんてできませんよね、そういう意味では。何ぼ使うかって、あらかじめ、当初予算で決めてしまうことができないので、予算を補正するわけですが、そういう意味では、平準化というのは、役所にとっては、大変都合いい考え方と言えば、都合いい考え方だというふうに思います。やっぱり単価契約での出来高払いということになりますと、市の指令で出勤となって、行って帰ってくれば幾ら入ると。幾ら幾ら入るということでは元気も出ますし、やっぱりそっこのほうがいいとしゃべっている業者もたくさんいるというふうに思います。

鹿内市政のときに、これは平成24年だと思いますが、市長答弁で、アンケートをやった結果について答弁をして、単価契約について、そのときの結果を述べているのがありますけれども、そのときも昨シーズンまでのルールを見直したほうがよいというのが34%、出来高払いを導入したほうがよいのが49%という数字も出ています。多分、このアンケートは毎年やっていると思うんですけども、その年の雪の降り方などによって、様々答えが変わってくるんだらうというふうに思います。やっぱり、単価契約に見直していく、その中にGPSを導入するということを含めて考えていくこと、それから今年みたいに作業に偏りができたような場合は、周辺の業者の移動なども考えるというふうなお話もされていますが、そういうときでもGPSは文句なしに非常に力を発揮しますし、時間での契約などというよりも明快になっていますので、それも含めて考えていただきたいということを申し上げて、ちょっと残っていましたが、除排雪については、これで終わります。

次に、青森駅跡に複合ビルが、2024年度の完成で、4階から10階がホテル145室という大きな建物が建つということで、その中に、市民美術展示館を市が移設するという記事が載っていました。そして、また、市の市民美術展示館と同じく4階には、2021年の世界文化遺産登録を目指す北海道・北東北の縄文遺跡群をPRする拠点を県が設置するというような記事が載っていました。

この記事を読んで、市民美術展示館の移転ということが出てきましたので、私としては初めてのことでした。ここで言われている協同組合タッケン美術展示館——青森市民美術展示館を移設することとした経緯について質疑いたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤原委員から御質疑のありました協同組合タッケン美術展示館の移設に係る経緯についての御質疑にお答えいたします。

青森駅周辺のまちづくりに関しましては、平成30年6月に、本市、青森県、青森商工会議所、JR東日本の4者が相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取組を推進することを目的とした青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。

青森駅舎の跡地につきましては、連携協定において、JR東日本が青森駅周辺に

おける自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進することとされており、4者で相互に連携協力し、検討をし、2月25日に駅ビル開発を発表したものであります。

駅ビルは10階建てで、1階から3階は商業施設、4階は、市が開館から42年経過し、老朽化が進む市の文化芸術拠点——青森市民美術展示館の移設、県が青森県の縄文遺跡群に関する情報発信拠点の整備のほか、ホテルのフロント、6階から10階は客室145室のホテルが入居する予定となっております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 私が聞いたのは、その市民美術展示館がなぜここに入ることになったのかを聞いているわけです。なぜ市民美術展示館だったのか。これまでも、いわゆる都市機能施設については、何を入れるんだということで、たくさん議論にもなってはきたところですが。何を入れるかというところが最大の眼目であったのではないのでしょうか。それが老朽化も進んでいるとはいえ、市民美術展示館ということになったその経緯についてお聞きしているわけです。お答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

施設の老朽化、まちづくりの観点などから総合的に検討を重ねた結果、市民美術展示館の現青森駅東口駅舎跡地を活用した駅ビルへの移設について進めていくこととしたものであります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 総合的に検討したって、総合的ってしゃべっちゃえば、何でも説明したことになってしまわないですか。なぜ市民美術展示館だったのか。例えば、市民の声を聞いたとか、候補は様々あるんでしょうけれども、市民美術展示館しか候補に挙がらなかったんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますが、施設の老朽化、まちづくりの観点などから総合的に検討を重ねた結果、美術展示館の移設について進めていくことにしたものであります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 全く根拠が——これじゃあ、市民は分からない。こういうのに予算をかけていくというふうなことになるのもとても納得できるものじゃありませんよ。例えば、どういう施設か幾つか候補として挙げて、検討されたのですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになってしまいますけれども、施設の老朽化、まちづくりの観点などから総合的に検討を重ねた結果、市民美術展示館の移設について進めていくこととし

たものであります。

○**山本武朝委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 委員長、これじゃあ、議論は先に進めないよ。そういう感じになりますよ。

私は、この先、もっと具体的な話も聞こうと思うんですけども、総合的に検討した結果でこうなったというふうな話、そこしかできない。なぜ、市民美術展示館になったのか、もう1回答弁を求めます。

○**山本武朝委員長** 藤原委員のより根拠を知りたいというのは理解できますが、答弁として、総合的に検討したというのも答弁の形であることは事実であります。

答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

今後、移設後の新たな美術館につきましても、市民意見を聴取する場を設けながら、具体的な移設については進めていきたいというふうに考えております。

○**山本武朝委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 委員長、総合的に検討を重ねるといのが答弁のうちだというふうに言うけれども、委員長は、多分、この予算特別委員会の審議を十分尽くすというふうなことを願っているんだろうと思うんです。

○**山本武朝委員長** はい、そのとおりです。

○**藤原浩平委員** そういうときに、こういう答弁だけで十分審議を尽くしたというふうな形にはならないじゃないですか。そういう意味で、委員長からも答弁について注意をしてください。

○**山本武朝委員長** この際、暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時50分再開

○**山本武朝委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

この際、私から理事者に申し上げます。答弁については、質疑内容をよく把握し、的確に答えていただくようお願いいたします。

答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 藤原委員から再度の御質疑にお答えいたします。

市民美術展示館のほか、市の施設の老朽度具合及びまちづくりにつきましても、総合的に検討した結果、市民美術展示館を移転することとしたものであります。

なお、具体的には、青森市民美術展示館におきまして、平成28年9月から翌年の

3月まで半年間、エレベーターが長期故障したことにより、利用者の皆様に大変御不便をおかけしたという経緯があり、また、利用者の皆様、文化団体等から、耐震化が完了して、エレベーターが修繕したというものの、不安が残る、あるいは、現地建て替えをすると工事期間中は使えなくなる、町なかの別の場所に移転してほしいという御意見もいただいております、今回、青森の魅力を国内外に発信する拠点として、青森駅周辺のさらなるにぎわいづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 まず初めに、これだと最初から市民美術展示館があつて、市民美術展示館がありきでものが進んでいるという感じがして仕方ありません。総合的という言葉に文句をしゃべっているんじゃないんだ。総合的という言葉を使うのであれば、比較するものがあつて、例えば、A、B、Cとか、たくさんあつて、甲乙つけ難いとか、そういう中で総合的に判断したとかというのであれば、まだ分かるけれども、何も言わないで、総合的に検討を重ねた結果なんて、そんな人をばかにした答弁なんか、もう絶対許しませんからね。

確かに市民美術展示館が老朽化しているというのは分かります。建て替えしなければいけない、あるいは移転など、何か手を打たなければいけない建物だというのは分かります。それで、今の話もちよっと取ってつけたようなところがありますよね。平成28年にエレベーターが故障したって、平成28年に故障して、今はもう故障は治ったんですか。現地建て替えに期間がかかるとか何とかと言って、駅のこの施設、都市機能をつけるのにも、これは2024年の完成なんでしょう。これだって時間のかかる話ですよ。

それで、なぜ、市民美術展示館でなければならないのかという議論が——ほかのものは何も議論の中にたたき台としてでも、ほかの施設だとかは出てこなかったのでしょうか、教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

老朽化している施設につきましては、多々検討はしてございましたけれども、具体の施設名につきましては、誤解を生む可能性もあるため、答弁を差し控えさせていただきます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 これも具体の施設の名前——答弁を差し控えるってどういう意味ですか。これじゃあ議論になりませんよ。

都市整備部長はこういう説明にもなっていないような答弁を繰り返したということ、そこのところはしっかりと市民に伝えていかなければいけないというふうに思います。

この話だけで先に行かないと言えば、委員長、困るでしょう。

○山本武朝委員長 はい。

○藤原浩平委員 委員長の解任の話までするかと思っていたんだ。

次、関連して聞きます。

この市民美術展示館なんですけれども、例えば、ここの床面積はどれぐらい使うことになっているのかとか、それから天井の高さだとか、その他、設計の具体について、市の意見が通る、採用されるというふうになっているんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 藤原委員からの市民美術展示館の設計等についての御質疑にお答えします。

市民美術展示館の移設に当たっては、新駅ビルの開業が予定されています令和6年度に向けて、設計・施工などの準備を進めていくこととしております。床面積、天井の高さ、搬入搬出経路などの事項につきましては、JR東日本や県ともしっかりと協議しながら、今後、進めていくこととしております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今後って、そういうことをしていくとすれば、市の負担は、どれくらいそこにつき込むつもりなのかということ、それから、その床を借りることになるのか、買い取るのか、このことについてはどうなんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 負担金、床の取得等についての御質疑にお答えします。

駅舎跡地の活用につきましては、青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定第3条の規定に基づき、土地所有者であるJR東日本が主体となって、検討を進めていただいたところでありますが、4者が連携して検討を進め、令和3年2月、県と市が新駅ビルの4階に入居する方向で取り組むことについて、JR東日本盛岡支社と合意に至ったところであります。建設に当たっての負担金の支出及び床の取得の予定はないものであります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 床の取得はないものというような、じゃあ、借りるということですね。何から何までこれからというふうなことで、お金に係ることなどもほとんど全く、幾らになるというふうなことも分からないわけですね。もう少しお金に関連するんですけれども、例えば、設計などについても、市民美術展示館などという施設の特徴・特質からいって、例えば、天井の高さもあまり低いものだと困るとか、照明の問題だとか、換気の問題だとか、様々あると思うんですよね。さっき、聞いてもいないのに搬入搬出の話もされましたけれども、今の市民美術展示館も搬入搬出の専門のプラットフォームがあります。それから、市民美術展示館は主に市民が作品を持ち寄って展示するという施設ですので、例えば、何月何日までの展示をするというふうになっている場合に、大体は、あそこの市民美術展示館の使用時間が午後5時までとかとなっていますので、午後3時までには一般公開しますよと。そし

て、その後、午後3時を過ぎるとみんな一斉に作品を取りに来ると。みんな一緒にぶつかったりするんですよ。それも、もう当然、大きい額だとか、様々ありますので、自動車で来ます。そういうことに耐えられる敷地や容量が必要になってくると。そういう設計にしてもらうというようなことが可能で、そのお金は幾らとか、何かそういう話がないと、市民美術展示館でなければならないという話もよく分からなくなってくる。そういう条件ができないのに市民美術展示館になるというふうなことは、やっぱり問題です。そういう具体の話まで総合的に考慮されたんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤原委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

現在、駅ビルにつきましては、基本設計をJR東日本でやっているところであります。今後、JR東日本のほうで詳細設計を進める予定というふうに聞いております。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 だから、そのときに市民美術展示館特有の設計・条件が認められるのかどうか、そのためにそれが表示の規格よりも大きいとか、特殊な施設が必要だということになった場合でも、それに應えるのかどうかとか、そういうことがなければ、市民美術展示館でいいというふうにはならないんじゃないですか。もっと、例えば、平べったい箱みたいな部屋が1つあるというふうになるんだとすれば、それはそれなりのものがあったとしても考えられるんでしょうけれども、何かそういう特殊性も考えてもいないような形で、こういう話がどんどん進められるというのは到底認められない。

次に行きます。

最後、これは新聞によれば、同じくこの4階に、さっき県の話もしたけれども、2021年の世界文化遺産登録を目指す北海道・北東北の縄文遺跡群をPRする拠点を県が設置するという記事になっていますが、この世界文化遺産登録というのは、今年、登録されることを狙って、運動を進めてきたわけでしょう。今年こそというふうなときになっているのが、この世界文化遺産登録の合意されているところだと思うんです。

ただ、これを見ると、2021年、つまり今年の世界文化遺産登録を目指す遺跡群をPRする拠点を県が設置する。2021年の世界文化遺産を登録するためのPRをするというふうにも読めるんですけども、建物が建つのは2024年。こういうことについて、県と県育教委員会から、何か、市教育委員会にこれでいいですよとか、このことで相談しましょうとか、何かそういうことがあったんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 県との連携調整についての御質疑にお答えします。

行政施設部分につきましては、これまで県と進捗を合わせて整備していくことと

しておりますが、これまでも4者が連携して検討を進め、令和3年2月、県と市が新駅ビルに入居する方向で取り組むことについて、JR東日本盛岡支社と合意に至ったところであります。県の縄文遺跡群に関する情報発信拠点につきましても、本市の小牧野遺跡や三内丸山遺跡など、北海道・北東北の縄文遺跡群の17の遺跡に関する情報を縄文遺跡群への継続的な来訪と周遊につなげていけるよう、青森県と本市をはじめ、4者が連携して取り組んでいくことになるものと考えているところでもあります。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 関連ですけれども、この建物が2024年度に完成予定で、そのときでも世界文化遺産登録ができていないというふうな、登録がされていないというふうなことになるのではないかというような誤解を招くんだらうと思うんですけれども、本当のところどういうことなんでしょうか。どんな施設にするつもりなんでしょうか。世界遺産との関係でどうなんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 世界遺産との関連についての御質疑にお答えします。

県の縄文遺跡群に関する情報発信拠点につきましては、今後、連携して協議していくこととしておりますので、その世界遺産の決定の可否にかかわらず、先ほども申し上げましたけれども、その後の縄文遺跡群への継続的な来訪と周遊につなげていけるように協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 結局、何も具体的なこともないし、この建物をどういうふうにかかしていくのかとか、何の相談も具体的なものもなく、とにかくまず市民美術展示館とかという話が先にあって、そこに後でつじつまを合わせていこうなどというようなやり方に思えてしょうがない。こんなことにまたお金を使うと。ちょっと市民が納得できるような形で説明する必要があるんだと思いますが、説明する力がないうままで進めていくのには、到底、賛成はできません。

以上を申し上げます。

○山本武朝委員長 ただいま都市整備部理事から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 先ほどの藤原委員からの除排雪についての御質疑のうち、誘導員の数についての御質疑に即答できませんでした。

この事業者は、シーズンを通して、誘導員を10人雇用しているものであります。また、2つの工区を同時に作業するタイミングの際には、さらに臨時で10人プラスして、20人の誘導員を確保しているとのことであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

この後、休憩時間中に、各派代表者会議を開催いたしますので、本委員会の再開時刻は、後ほど事務局を通じて連絡いたします。

午後0時9分休憩

午後1時30分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、木下靖委員。

○木下靖委員 市民クラブ、木下靖です。

まず、全国アマモサミットに関連しまして、アマモを象徴的なキーワードとして、海の自然再生・保全を目指す全国アマモサミットの開催事業について、経緯、内容とその事業概要をお尋ねいたします。なお、去る3月10日、蛭名委員の質疑に対する答弁で、基調講演であるとか、高校生サミット、駅前ビーチでのシーカヤックなど、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」周辺で開催される旨の説明がありましたので、同じ内容であれば、その点については重複を避けるため省略をお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 木下委員からのアマモサミットの開催概要についての御質疑にお答えいたします。

全国アマモサミットは、海の自然再生・保全を目指し、平成20年から沿岸地域が抱える環境問題をテーマに日本各地のアマモ生息地で開催されているところであります。

昨年9月、令和3年のアマモサミットの青森開催に向け、国、県、本市のほか、民間関係団体等で構成する全国アマモサミット2021 in あおもり実行委員会が組織されたところであります。

青森で開催することとなった経緯といたしましては、実行委員会関係者によりますと、本市において、陸奥湾沿岸市町村等と連携し、むつ湾週間の取組やむつ湾フォーラムの開催などを通じて、陸奥湾の環境保全に取り組んでいること、また、県においては、水質等の改善やアマモをはじめとする藻場の形成を通じた水生生物の生息環境の改善を目的に、整備が進められております人工海浜、通称あおもり駅前ビーチが本年7月に完成が予定されていることなどから、青森市において開催することとなったと伺っております。

アマモサミットの概要につきましては、おととい、3月10日に蛭名委員に答弁した内容と重なりますので、先ほど、木下委員から割愛して構わないということとし

たので、そこについては省略させていただきます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 ありがとうございます。

全国アマモサミットは、数年前にも青森で開催されたというふうに記憶をしております。全国各地の沿岸地域が抱える環境問題をテーマに、毎年、地域の事例発表や意見交換の場として開催されているという、この全国アマモサミットですけれども、港で栄えてきた歴史を持っている本市にとっては、この海の環境保全に対する関心を高めるということは大変重要だと考えます。今後とも、市におきましては、積極的にこういった取組に臨んでいかれるよう要望をしまして、この件に関しては終わります。

続きまして、防災拠点機能整備事業についてお尋ねをします。

これまで、議会報告会、いわゆる議員とカダる会における市民との意見交換の場で、市民の方から、指定避難所は、緊急の場合、すぐに開けることができるのかという意見が出されていきました。避難所近隣の住民にとっては、関心の高い問題であります。このたび、災害発生時に、迅速に避難所を開設するために避難所用キーボックスの設置が提案されています。その概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 木下委員の避難所用キーボックスについての御質疑にお答えいたします。

本市では、今年度から防災活動拠点施設を兼ねる指定避難所60か所に、避難所配置職員として、指定避難所の近くに居住する3名の職員を各施設に割り当て、震度6弱以上の地震が発生した際に、自分の担当する指定避難所へ参集し、避難所を開設する役割を担うこととしております。避難所の開設につきましては、基本的には、避難所配置職員と共に参集する市民センター職員や学校の教職員などの施設管理者が鍵を持参し、避難所配置職員と共に避難所の安全を確認した上で行うこととなりますが、災害の規模あるいは状況によりましては、鍵を持つ施設管理者の到着に時間を要することも想定されるところであります。

本市としては、このように施設管理者の到着に時間を要する場合におきましても、避難所開設に支障のないよう、全ての防災活動拠点施設60か所に避難所用キーボックスを設置することとしたところであります。これによりまして、災害発生時、鍵を持つ施設管理者の到着が遅れた場合におきましても、避難所配置職員などによる迅速な避難所の解錠・開設ができると考えており、関連経費について、令和3年度当初予算に計上して、御審議いただいているところであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、総務部長のほうから、指定避難所60か所において、近くに住む3名の職員を配置して、キーボックスに———どういう仕組みなのかは、詳細には分からないんですけれども、キーボックスというんですから、その施設を開ける鍵が

入っている箱があって、それが暗証番号か何か分からないですけれども、開けられるようになっていくということなのだと思います。今、60か所というお話がありましたけれども、指定避難所はもっとたくさんあったと思うんですけれども、この60か所というのはどういう施設ですか。防災活動拠点施設というお話でしたけれども、具体的にはどういう施設ですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 防災活動拠点施設60か所についての御質疑にお答えいたします。

この60か所は防災活動拠点施設を兼ねる指定避難所ということで、具体的に申し上げますと、小学校が43か所、それと各市民センター等が17か所の合わせて60か所となっております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 小学校43校に、市民センター等が17か所と。

先ほどのお話ですと、基本的には施設管理者という方がいらっしゃるって、その方が開けるんですけども、その施設管理者が迅速に行けないような場合に備えてということでしたが、多分、小学校とか市民センターということになると、この施設管理者という方は、必ずしも、その施設近辺に住んでいる方とは限らないと思うんですが、どういう方がその施設管理者として配置されているのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 施設管理者についての御質疑にお答えいたします。

市民センター等の場合ですと、大抵は、市民センターの職員の代表者が施設管理者になっております。また、小学校の場合ですと、教頭先生ですとか、やはり学校の教職員の方が施設管理者という形になっております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今のお話だと、やっぱり必ずしも施設の近辺に住んでいるとは限らない方が施設管理者ということで、市の職員の方は近隣に住んでいる方が行くということであると思います。この件については、以上で結構です。

次に、特別支援教育支援員配置事業についてお尋ねをします。

市では、特別支援教育支援員の配置基準を見直し、青森市立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童・生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援を適切に受けられるようにするため、支援員の配置人数を従来の37人から48人に増員するとしています。この件につきましては、令和元年度包括外部監査結果報告書において、「青森市において特別支援員のニーズに対する配置実績人員は著しく不足している状況が示唆される」との意見が付されています。

そこで、本市における特別支援教育支援員の配置数の考え方をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 木下委員の特別支援教育支援員の配置数

の考え方についての御質疑にお答えします。

特別支援教育支援員の配置に当たっては、教育委員会が、各小・中学校に対し、特別支援教育支援員を必要とする児童・生徒の調査を行い、肢体不自由や多動傾向、自閉症・情緒障害、知的障害等の状況及び必要な支援内容について、対象となる児童・生徒一人一人の状況の報告を受けているところであります。

教育委員会では、この報告を踏まえ、学校の要望を詳細に把握するために、電話での聞き取りを行うとともに、学校訪問を通して、実際に対象児童・生徒の学習状況を見極めた上で、特別支援教育コーディネーターや学級担任をはじめとする校内支援体制、医療・福祉などの関係機関との関わり等についての確認を行い、特別支援教育支援員が必要と判断した場合に配置を決定してきたところであります。

特別支援教育支援員の配置につきましては、令和2年度において、小学校に33名、中学校に4名、計37名を配置しているところであり、令和3年度におきましては、よりきめ細かな支援が行き届くよう配置基準を見直し、48名に増員することとしております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の答弁ですと、各小・中学校に対して調査を行っている。その上で、対象となる児童・生徒の一人一人の状況の報告を受け、それを踏まえて、電話での聞き取りとか、学校訪問を通して、状況把握をし、特別支援教育支援員が必要と判断した場合に配置決定をしているということでした。

それでは、この令和3年度においては、よりきめ細かな支援が行き届くよう、配置基準を見直したということです。この増員に至った理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 特別支援教育支援員の配置人数を増員した理由についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、これまで学校からの特別支援教育支援員の支援を必要とする児童・生徒の状況を確認してきたところでありますが、令和3年度の配置に当たりましては、1つには、校内での肢体機能障害等による介助の状況、2つには、教育支援委員会の医学的検査に基づく答申、3つには、通院等による診断の状況など、児童・生徒の医学的な診断等についての情報を詳細に調査した上で、適切な支援・指導の在り方を踏まえ、配置基準を見直したところであります。

その結果、学校からの特別な支援を要する児童・生徒一人一人の状況を当該配置基準に照らして、48名に増員したところであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今、教育委員会事務局教育部長が挙げられた、校内での肢体機能障害等による介助の状況と、教育支援委員会の医学的検査に基づく答申、また、通院等による診断の状況、これらの情報を調査して、配置基準を見直したということでしたが、この介助の状況だとか、答申だとか、通院による診断の状況、これらにつ

いて、もう少し具体的な例示をいただけますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 介助の状況、そして、医学的検査に基づく答申、通院による診断の状況等についての御質疑にお答えします。

まず、肢体機能障害等による介助の状況につきましては、腕の欠損や肢体不自由等、それぞれの状態や年齢により、支援内容が異なりますが、車椅子や松葉づえでの移動の際の補助、そして、トイレ等への付添い、給食での補助、体育等での補助などの学習支援や生活支援を行っているところであります。

次に、教育支援委員会の医学的検査に基づく答申につきましては、学校から提出されました教育支援に関する調査票に基づいて、教育支援専門相談員による専門検査の後に、専門医師による診察や保護者・担任との面談等、医学的検査を行い、判断会議の後に特別支援学校へ入学することを勧める児童・生徒、それから、特別支援学級に入学することを勧める児童・生徒、さらには、通常学級において、特別に配慮して指導することが望ましい児童・生徒などの総合診断の結果が教育委員会に具申されているところであります。

次に、教育支援委員会の検査を受けずに、通院により、個別に診断を受けている児童・生徒の状況については、各学校において、通院している医師の診察によるLD、ADHD、自閉スペクトラム症候群などの診断から、児童・生徒の個別の支援計画が作成され、支援が行われているところであります。

教育委員会では、学校からの調査報告、教育支援委員会からの答申、そして、各校において作成した個別の支援計画に基づいて、学校への聞き取り・訪問によって、児童・生徒一人一人の医学的診断等による障害の程度に応じて、支援員を配置することとしたものであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 そうすると、今年度、令和2年度において、小・中学校長から支援が必要というふうに回答があった児童・生徒の数というのは何名あったのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校から支援が必要と回答があった児童・生徒数についての御質疑にお答えします。

小学校につきましては、全43校中39校から468人について特別支援教育支援員の配置の要望がありました。これは、全児童数に対する割合にしますと3.71%となっております。中学校につきましては、19校中10校から67人の要望がありまして、これは、全生徒数に対しての割合としては0.98%であります。合計しますと、市内小・中学校全62校中49校から535人の要望がっております。割合にしますと2.76%であります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 小・中学校合わせて535人の支援が必要だというニーズがあると。全体の割合からすると、2.76%に当たるということなんですが、それでは、このニーズに対して、どれくらい応えられているのか、それをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校のニーズに対する対応についての現状についての御質疑にお答えします。

令和2年度におきましては、特別支援教育支援員の配置要望のあった学校49校のうち、児童・生徒一人一人の障害の程度、そして支援の在り方について確認し、配置が必要と判断した学校38校に支援員37人を配置したところであります。その他につきましては、小・中学校から提出された児童・生徒一人一人について、各校の特別支援教育コーディネーターや学級担任をはじめとする校内支援体制、医療・福祉など、関係機関との関わり等について支援することで、各校のニーズに応じてきたところであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今の答弁ですと、1人の支援員が1人の児童・生徒に対応するというわけではないでしょうから、複数の児童・生徒に対応するというケースも当然あると思います。また、支援員ですので、特別支援教育支援員の方が、その対象児童・生徒の全てを見るということでもなくて、特別支援教育コーディネーターだとか学級担任、いわゆる学校の先生たちも対応するということで、全体として、ニーズに応じているということであると理解をいたします。

それでは、これも令和元年度の包括外部監査結果報告書の中で、令和元年度までの特別支援教育支援員に対する報酬が時給810円ということで、これは青森市の最低賃金790円と同程度であるというふうな意見が付されています。

それでは、現在、本市の特別支援教育支援員の報酬がどうなっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 特別支援教育支援員の報酬についての御質疑にお答えします。

令和2年度からは、会計年度任用職員として採用し、時給890円に引き上げております。そして、新たに通勤手当も支給しているところであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 令和2年度からは会計年度任用職員ということで、時給890円に上がったと。昨年でしたっけ、青森市の最低賃金が793円ということだったので、前の790円のときに810円、今、793円で890円ということで、そういう点では、ある程度、改善されたのかなというふうに思います。

それでは最後に、新たに通勤手当を支給したということでしたので、その額についてお尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 通勤手当についての御質疑にお答えします。

特別支援教育支援員の通勤手当につきましては、青森市教育委員会会計年度任用職員取扱要綱に基づきまして、通勤距離に応じて支給しており、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に対象となっております。令和2年度におきましては、支給対象となる支援員32名に対して、4月から2月までの実績として、99万8600円を支出しているところであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 会計年度任用職員の要綱に基づいて、距離2キロメートル以上の方々に対して、距離によって差があるでしょうから、今のお話ですと、32名が対象で、99万円強の交通費が支給されているというお話でした。了解です。この件に関しては以上で終わります。

それでは最後に、校舎等維持修繕事業についてお話をします。

それでは、市内の小・中学校で学ぶ児童・生徒の教育環境のハード面を支える校舎等維持修繕事業費について、以前は、これは私の記憶なんですけれども、合併後の平成18年度、平成19年度のあたり、小学校の場合は、この事業費が1億7000万円前後、中学校で2300万円前後で推移をしていたと記憶をしています。最近の予算書を見ますと、年度によって予算額に大きな幅があります。例えば、平成28年度は、小学校が約1億5000万円。これが平成29年度は約5億8000万円、前年度比プラス約4億3000万円です。平成30年度は約4億4000万円、前年比マイナス約1億3900万円。令和元年度は5億8600万円、前年比プラス約1億4300万円。令和2年度は約2億9000万円、前年比マイナス約2億9540万円、約半減です。次年度、令和3年度の予算書を見ますと、小学校の場合は約3億1000万円、前年比プラス2000万円ぐらいと。かなり年によって幅がありまして、以前とこの校舎等維持修繕事業の形態が変わったのかなというふうにも思うのですが、この事業形態が変わったのか、校舎等維持修繕事業費の構成についてお尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 木下委員からの令和3年度の校舎等維持修繕事業の構成についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、改築や長寿命化改修のほか、老朽化による機能低下を復旧する広範な改修を進めるとともに、維持修繕につきましては、各種法定点検の結果や各小・中学校から提出される修繕要望等について、緊急度や優先度を見極めながら対応しているところであります。

令和3年度の当初予算案におきまして、所要経費を計上している校舎等維持修繕事業の構成については、小学校費は3億1087万円を計上しており、その構成は、浪館小学校の校舎の暖房及び屋内運動場の照明器具の改修工事費及び工事監理業務委

託料として7983万2000円を計上しております小学校大規模改修事業、そして浪岡南小学校の校舎及び屋内運動場の屋根の改修工事費及び工事監理業務委託料として1億5520万4000円を計上している小学校施設整備事業、そして甲田小学校ほか、5校の地下タンクの改修工事費及び工事監理業務委託料として3135万9000円を計上しております小学校地下タンク改修事業、そして小規模な修繕を行う維持修繕料として4447万5000円を計上しております小学校維持修繕事業となっております。

また、中学校費につきましては5417万6000円を計上しており、その構成は、南中学校の校舎の給水管の改修工事費、浦町中学校及び浪打中学校の特別支援学級の空調設備の交換工事費及び工事監理業務委託料として3202万4000円を計上しております中学校大規模改修事業、小規模な修繕を行う維持修繕料として2215万2000円を計上しております中学校維持修繕事業となっております。

なお、大規模改修事業や施設整備事業等につきましては、実施する工事により、毎年度予算額は変動しておりますが、維持修繕料の当初予算額については、直近5年間は同程度で推移しております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 それではまず、毎年、学校から上がってくる営繕要望は何件ほどありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校から上がってくる修繕要望の件数についての御質疑にお答えします。

令和2年度の小・中学校の維持修繕の修繕要望の件数につきましては、令和3年3月8日の時点で、小学校は1214件であります。そして、中学校につきましては540件となっております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 今は、小学校1214件、中学校540件の修繕要望があると。それらの件数に対して対応できている割合といたしますか、それはどのくらいありますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 修繕要望に対して対応している件数についての御質疑にお答えします。

対応している件数につきましては、令和3年3月8日の時点で、小学校につきましては、1214件の修繕要望に対しまして603件となっております49.6%、そして中学校につきましては、540件の修繕要望に対しまして250件の修繕を実施しております。これは、46.3%となっております。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 要望件数に対して、それぞれ5割を切っているという状況なんですけれども、この修繕要望に対して対応できないという理由はどういうものがあるんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 修繕要望について対応できないことについての御質疑にお答えします。

維持修繕につきましては、各種法定点検の結果や、毎年3月に各小・中学校から提出される修繕要望のほか、日々寄せられる新たな修繕要望についても、緊急度あるいは優先度を見極めながら対応している状況であります。したがって、数が多いということもあって、半分ほどの状況になっておりますが、本年度に対応できなかったものについては、次年度の早い時期に対応するように努めております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 一応、毎年、維持修繕料というものは手当てをしているけれども、当然、その年度途中で緊急性を要する新たな修繕要望が上がってくるということは十分考えられると思います。特に水回りだとかというものに関しては、急いでやらないといかんということで、そちらが優先されるということになるのだと思います。

それはそれとして、そうすれば、今の維持修繕料というのは、この5年間ほぼ変わらずにきているということだったんですが、今の予算書には載っていないんですけども、この平成19年とかの予算書を見ますと、小学校の維持修繕料という区分があって、そこには4700万円と載っています。中学校は2266万9000円、これが平成20年にも同じ金額、小学校が4700万円、中学校が2266万9000円だったかな。全く同じ金額が載っているんですけども、そういう点で見ると、その部分はずっと変わらずに、ほぼ一定額で学校からの要望には応えられる金額であるという理解でよろしいですかね。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校からの要望に応え切れる金額なのかとの御質疑であります。学校からの要望に対して、緊急度あるいは優先度が高いものを対応しているというふうな状況で、子どもたちの学校生活に支障がないように対応しているというふうなことであります。

○山本武朝委員長 木下委員。

○木下靖委員 要は、そういった緊急度等を見極めて、子どもたちの教育環境に支障がないように修繕事業を進めていただければいいかと思っておりますので、以上で私の質疑を終了します。

○山本武朝委員長 次に、里村誠悦委員。

○里村誠悦委員 あおもり令和の会、里村誠悦であります。

2款総務費1項総務管理費であります。

今、コロナが猛威を振るっておりますけれども、市有施設の感染対策について、サーマルカメラを設置すべきではないか。今、ついているのは、本庁舎、駅前庁舎、浪岡庁舎、各小学校、リンクステーションホール青森だけになっております。その

ほか、リンクモア平安閣市民ホール、協同組合タッケン美術展示館——さつき話題になりました市民美術展示館、産業会館、はまなす会館、三内丸山アリーナ、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」、モヤヒルズ、ユーサ浅虫、八甲田山雪中行軍遭難資料館、青函連絡船、観光交流センター、観光情報センター、盛運輸サンドーム、青森市スポーツ会館、市民室内プール、カクヒログループスタジアム——これは市民体育館、大進建設スポーツ広場——青森市スポーツ広場、各市民センター11館に、ついておりません。ぜひ、つけていただきたいと思います、よろしく申し上げます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 市有施設へのサーマルカメラの設置についての御質疑にお答えいたします。

サーマルカメラは、赤外線を検知することによりまして、接触せずにリアルタイムで体表温を測定することが可能でありまして、視覚的にセルフチェックもできますことから、空港や港湾はもとより、様々なイベントや施設において活用されており、複数人を同時に測定できる固定式ドーム型、あるいは一人ずつ測定するタブレット型、あるいはハンディー型などがあります。

令和2年第2回定例会の一般質問での里村委員の御意見を踏まえまして、本市におきましては、先ほど委員からも御紹介がありました、多くの市民の方が各種手続や相談等で訪れます本庁舎・駅前庁舎・浪岡庁舎にドーム型のサーマルカメラをそれぞれ1台ずつ、計3台設置しているところであり、また、文化施設でありますリンクステーションホール青森にも同様のサーマルカメラを1台設置しています。

また、全小学校43校及び全中学校19校、合わせて62校にハンディー型のサーマルカメラをそれぞれ1台ずつ、計62台を配備しているところであります。

そのほか、病院施設としては、市民病院にドーム型のサーマルカメラを2台、タブレット型を2台、浪岡病院にはタブレット型を5台、計9台を設置しています。

交通部におきましては、東部営業所及び西部営業所にハンディー型のサーマルカメラを各1台ずつ配備しています。

さらに、避難所運営対策として、市民センター等、17施設での使用を想定いたしまして、タブレット型のサーマルカメラを17台用意しているところであります。

このように、行政施設、文化施設、学校施設、病院施設、交通部及び避難所運営対策も含めまして、合計で87施設94台のサーマルカメラを配備させていただいております。

その他、委員のほうから例示していただきました観光施設などの主な市有施設17施設につきましては、サーマルカメラを設置しておりませんものの、非接触型体温計を設置するなど、それぞれのいわゆる業種別ガイドラインに基づいた感染予防対策を実施しているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。常時、全部つけるような形で、つけな

ければ、また、そういう別な形でやっていると思います。当然、皆さん、思っているでしょうけれども、やっぱりそういう施設にないと、これからまた困ります。これから観光客もどしどし見えると思います。それから、今も、観光客で、何ていうんだろう、脇からぼっぼつと来るといふ、そういう形で、やっぱりもっともっと注意しなければいけない。細心の注意をしなければ、青森もまた東京と同じになってしまうということになりますので、ぜひつけていただきたい。

それから、市民センター辺りにつけてほしいというのは、やはり今のコンパクトシティの形からいくと、インナー、ミッド、アウターとあるんですけれども、それこそインナー、中心市街地だけがいろんな行事をやっている。そうすると、ミッド・アウターは静かなもので、全然聞こえてこない。ねぶたの音も聞こえない。花火の音が、私は幸畑にいますけれども、どんとちよつと遅れてくるようで、そうすると、青森市内で一番いいのは、真ん中のあんこだけがあって、その周りは全然何もないということになる。ということで、市民センター辺りに大きなテレビとサーマルカメラをつけたときに、今の状況が落ち着いたら、今度、市の広報あたりを流す。今、こういうところでこれをやっていますよ、あれをやっていますよということを再三流す。また、防災の情報も流したり、こういうところでやっていますよというのをやっていただきたい。

それから、地域の歴史とか、地域から役所へ、役所から地域へ情報を流す。そういうふうなことをやっていただければ、もっともっと、青森市民というか、市民も喜ぶと思うんですよ。やはり、この中心市街地とアウターとでは情報量が全然違う。ですから、私たちは見捨てられたんだろうかと、そういうふうに思っている人がいるかもしれませんので、ぜひ検討して——やはりにぎやかになる、同じ情報を持つということが、やはり市民にとって大切ではないかと思っております。そうすることによって、またいろんな青森の発展ができると思いますので、ぜひつけていただきたい。よろしく願いして、これは終わります。

次に、8款土木費4項都市計画費。

毎年、毎回お願いをしているんですが、樹木が成長することにより、強風の際に枝折れや倒木の危険性が高まる。そういうふうにして、私も何回も何本も倒していただきました。昨日、おとといですか、幸畑阿部野の公園の写真が送られてきました。今、枝を払っていますよ、ありがとうございますという写真が送られてきました。公園が一番心が安らぐところなのに、木が大きくなることにより恐怖に変わる。幸畑西公園、幸畑北公園の中、小さい三角公園ってあるんですけれども、その隣に先生を退職した人がおります。もう80歳過ぎています。風が吹くと、ごーっ音が出て、木が揺れる、怖くて寝られない、何とかできませんかというふうは何回もお願いされました。そのたびをお願いして、枝を払ってもらったりしているわけですが、質を疑います。

まず、危険性が非常に高いので、市としては、その維持管理について、どうい

ふうにしているのか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 里村委員からの都市公園の樹木の管理についての御質疑にお答えいたします。

本市では、良好な都市環境の提供や都市の安全性の向上、豊かな地域づくりなどを目的といたしまして、142か所の都市公園を設置しており、子どもから高齢者まで幅広い世代にわたりまして、遊び場や健康づくり、交流や憩いの場として安全で快適に御利用いただけるよう、維持管理を行っているところであります。

都市公園の樹木の維持管理につきましては、樹木の健全な成長を促すことや景観への配慮といたしまして、樹形を整えることを目的に、剪定などを行っているところであります。

具体的には、都市公園の快適な環境と安全を確保するため、春の公園開設時に行っている遊具などの公園施設の定期点検と併せ、目視による樹木点検を行っており、枯れ枝などにつきましては、速やかな剪定を行うとともに、腐朽などが見られ、安全の確保が疑われる樹木につきましては、別途、病害虫の有無や葉の茂り具合、また、木づちを使用した打音検査による空洞の有無などについて、個別に点検を行った上で、必要に応じ、伐採を行うなどの個別の対応を行っているところであります。また、日常的な巡回パトロールにおきましては、枯れ枝や枯れ木を発見した場合には、速やかに枝の除去や伐採を行うとともに、公園外への樹木の枝の張り出しや枯れ木などの情報や御相談が市民の皆様から寄せられた場合には、樹木の生育状況を確認の上、適宜、剪定や伐採を行っているところであります。なお、点検の結果、異常の範囲や程度が不明な場合には、専門的な知見・技能を有する樹木医に判断していただく場合もあります。

このほか、台風や低気圧の接近など、強風による枝折れや倒木が心配される場合には、事前に巡回パトロールを行い、安全の確保が疑われる樹木につきましては、その都度、枯れ枝の除去や伐採を行うとともに、強風が収まった後の巡回パトロールにおきましても、枝折れなどを確認したときには速やかに対処しているところであります。

都市公園におきます具体的な伐採などの昨年度の実績につきましては、約900本の樹木の剪定、約60本の樹木の伐採といった作業を行ったところであり、このうち、幸畑・横内地区につきましては、幸畑西公園におきましては、シラカバの根に著しい腐食が確認されたことにより2本のシラカバの伐採、阿部野南公園におきましては、桜の枯れ枝が確認されましたことによる1本の桜の剪定、阿部野北公園におきましては、木の高さを抑えることを目的といたしました3本のケヤキの芯止め、また、わくわく広場におきましては、昨年度の実績はないものの、平成30年度に立ち枯れが確認されたことによるトドマツを1本伐採といった作業を行ったところであります。

今後も、市民の皆様には都市公園を安全で快適に御利用いただきますよう、樹木の点検などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

では、再質疑いきます。大きくなった樹木について、伐採の計画はあるのか。それから、大きくなった樹木が何本あるのか。それから、樹木を処分するために要する期間。それから、大きくなった樹木を処分するための予算はついているのか、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 里村委員からの都市公園の樹木についての再質疑に順次お答えいたします。

まず、大きくなった樹木の伐採計画についてであります。樹木の伐採に当たりましては、樹木に腐朽の進行による幹の亀裂や空洞、また、樹木の不自然な傾斜などが確認される場合、枯れ枝などの状況から安全の確保が疑われる場合、樹木の過密状態によって、環境が損なわれる場合などといった状況を踏まえまして、緊急度・優先度を判断した上で対応しておりますことから、計画的に伐採を行うということについては想定していないところであります。なお、大きくなりました樹木により、日差しが遮られている、枝葉が民地側へ大きくせり出しているなどの御相談も寄せられていることから、樹木の高さを低くする剪定につきましては、その都度、樹木の状況を確認の上、可能な範囲で実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、大きくなった樹木が何本あるのかという本数についての御質疑であります。樹木の大きさにつきましては、樹木の種類・樹種や、また、地域により異なることもあり、木の高さや幹周などにおいて、具体的に数値などの基準を設けていないことから、大きくなった樹木を本数としては整理していないところであります。樹木の維持管理に当たりましては、樹木が成長し、大きくなったことも要因として生じる枝葉の民地側へのせり出し、また、日差しの遮断などについて、剪定などにより対処しているところであります。

次に、大きくなった樹木の処分に要する期間という御質疑についてであります。樹木の伐採に当たりましては、先ほど申しましたように、樹木に腐朽の進行による幹の亀裂や空洞、また、樹木の不自然な傾斜などが確認される場合、枯れ枝の状況から安全の確保が疑われる場合、樹木の過密状態によって、環境が損なわれる場合などといった状況を踏まえ、緊急度・優先度を判断した上で対応しております。このことから、計画的に伐採を行うということについては想定しておりませんので、処分に要する期間についてお示しすることは難しいものであるというふうに考えております。

次に、大きくなった樹木の伐採に要する予算についての御質疑であります。

大きくなった樹木の伐採に特化したものではありませんが、樹木の剪定や伐採に充てられる事業費といたしまして、御審議いただいております令和3年度当初予算案では735万5000円となっているところであります。なお、今年度の予算につきましては738万円となっているところであります。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。わくわくランドとか、これから大きくなってしまふような木は、ぜひ芯止めをしていただきたいと思います。やはり、公園というのは何であるのかと。不安をそそるためにあるわけじゃないし、やはり、みんなあそこに、ああ、いいなど、心安らぐような、やっぱりそういう場所でありたいと思いますので、ぜひ、予算が足らなければ、また予算をつけていただいて、よろしくをお願いします。

今、幸畑の福祉館を建て直すわけですがけれども、あそこにも樹木があるんですね。樹木というか、木が2本。あれは倒す予定ですか(発言する者あり)はい。

それで、もう1つお聞きしたいのは、まだ壊していませんけれども、右から入っていくと、あそこに花壇があったんです。やはり、皆さん、花が好きなものですから、そこを大切にしていました。新しい福祉館には、花壇があるのかというふうな話がありまして、ぜひ、今ここでお聞きしたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 里村委員からの幸畑福祉館への花壇の設置についての御質疑にお答えいたします。

幸畑福祉館は現在地での改築を予定しており、今年度、現施設の解体に向けた解体設計業務や新施設の整備に向けた地質調査業務及び建設設計業務の委託を実施してきたところであります。改築に当たりましては、事前に地域からの御意見・御要望を丁寧にお聞きした上で、令和2年7月11日に地域説明会を開催し、現在の施設の機能・規模を基本とした改築の方向性など、市の考えをお示したところであります。また、地域に対し、令和2年11月13日に、基本設計案を提示し、了解が得られたところであります。現在は、現施設の解体工事を発注したところであり、令和3年5月末までに取り壊すこととしており、その後、建設工事を発注し、施設の完成は年末頃を予定しており、令和4年1月からの供用開始に向け、準備を進めているところであります。

地域住民が楽しめるような花壇等の設置についてのお尋ねについてであります。幸畑福祉館は、近隣に青森大学や都市公園である幸畑中央公園があり、多くの緑に囲まれている環境にあります。これに加えまして、幸畑福祉館の改築に当たりましては、地域住民から草花を楽しめるようなスペースをぜひ設置してほしいとの要望がありましたことから、敷地内、場所でいえば、玄関のスロープ沿いに花壇を確保し、住民の皆様が花や緑に親しめる環境とすることとしております。

○**山本武朝委員長** 里村委員。

○**里村誠悦委員** では、これは終わります。

次は、第6款農業水産業費第3項水産業費第3目水産振興センター費のうちの漁業の担い手育成事業における新たな取組についてお願いします。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。農林水産部長。

○**加藤文男農林水産部長** 里村委員の漁業の担い手育成事業についての御質疑にお答えいたします。

昨今の漁業を取り巻く現状といたしまして、新規漁業就業者数の減少や高齢化の進展が課題となっております。将来にわたって、漁業が持続的に発展していくため、新たな漁業の担い手確保が重要となっております。

このため、担い手確保の取組といたしまして、国では、漁業学校等で学ぶ者を対象とする漁業就業準備資金の交付や漁協等が実施する新規就業者研修への支援を行っております。また、県では、漁業就業希望者に対し、水産知識や漁業技術を習得できる漁業基礎研修や、小型船舶操縦士資格を取得するための資格取得講習を実施しているところであります。

本市におきましては、本市管内の漁業者等で構成される青森市漁業研究リーダー会と連携し、小学生を対象とした漁業体験学習等の実施を通じて、漁業への関心を高めるための取組を行っているところであります。今年度の取組といたしましては、1つに、陸奥湾産マボヤ勉強会とホヤランプ製造体験を行っており、青森市立北小学校6学年の29人を対象に、陸奥湾産マボヤの生態や養殖の仕方等について、水産振興センター職員が説明した後に、ホヤ養殖を行っている漁業士の指導の下、生きているマボヤを実際にさばき、マボヤの殻を使ったホヤランプを製作したところであります。また、2つに、ホタテガイ養殖の現状に関する学習を行っており、青森市立北小学校5学年の29人を対象に、ホタテガイ養殖を手がける漁業士が講師となり、陸奥湾で養殖されているホタテガイの生態や養殖方法等について学んだ後、漁業士の漁船に乗り、陸奥湾内の養殖施設の見学等に取り組んだところであります。

令和3年度の新たな取組につきましては、青森圏域連携中枢都市圏を構成する平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村と連携した取組を行う予定としております。具体的には、連携市町村共通の財産であります陸奥湾内で行われている漁業について、子どもたちが共に興味を抱き、関心を高めることができるよう、県内唯一の水産研究機関であります青森県産業技術センター水産総合研究所と青森県漁業士会に所属する漁業士と連携し、水産教室を実施する予定としております。この水産教室は、令和3年9月頃の実施を予定しており、青森圏域市町村の小学校5年生、総勢80人程度を対象に、青森県内の漁業の特色や青森県の海で取れる主な魚の種類、そして生態等をテーマとして、水産総合研究所内で試験用に飼育されている魚類や貝類等を見学しながら学習することとしており、これら関係する経費につきましては、令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであ

ります。

市といたしましては、今後も、県など、関係団体と連携しながら、漁業の担い手確保に努めてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。子どもたちにたくさんいいものを見せて、青森に帰ってくるようにやっていただきたいと思います。

最後に要望いたします。県議会の入り口にはサーマルカメラがちゃんとしております。ぜひ、議会にも設置をしていただきたいと、一番最初に言うのを忘れていましたので。

それから、私が議長のとときに、変人みたいなのがいまして、私に向かって、このやろうというふうな文句をつけてきた人がいました。そして、2階まで行って、私は怖いですから、あまり構わなかったんですけども、事務局の方に、処理というか、さばいてもらいました。今、そういう方が、最近は来ませんけれども、前にもあったらしいんですよ。ですから、ぜひ、あそこの前にサーマルカメラと警備員を置いていただきたい。今、これから、どんな人が入ってくるか分かりません。ですから、ちょっと怪しげな人たちも入ってくるやもしれませんので、ぜひ、そこは検討していただきたい。女性の事務員の方もいますので、それにお年寄りも多いので、何とかひとつ、その辺のことを総務部長、考えていただきたい、よろしいですか。よろしければ終わります。

ありがとうございます。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時45分からといたします。

午後2時36分休憩

午後2時45分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

初めに、議案別冊令和3年度青森市一般会計・特別会計予算のうち、議案第10号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計予算」について質疑します。

まず、質疑ですが、本庁舎駐車場について、駐車料金を無料・免除とする手続はどのようになっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 山脇委員の本庁舎駐車場の無料及び免除の手続についての御質疑にお答えいたします。

青森市役所前駐車場につきましては、旧庁舎解体後の昨年6月から整備を開始し、同年6月末に完了して、10月1日から供用を開始したところであります。

本駐車場は、料金精算機設置によりまして、無人管理を行っており、市役所本庁舎の利用者はもちろん、青森市急病センター——現在は、地域外来となっておりますが——の利用される方々にも利用していただいております。駐車場入り口に設置しております駐車券の発券機によって、駐車場利用券を交付し、駐車場出口の料金精算機で料金を精算するという方式になっています。

駐車料金については、青森市駐車場条例の第18条に規定しておりまして、午前8時から午前零時までの時間帯を普通駐車として、市役所に用件がある場合は、最初の1時間は無料、以降30分ごとに110円の駐車料金を徴収するということとなっております。また、最初から駐車場を利用することを目的とする場合には、最初の1時間が220円で、以降30分ごとに110円の駐車料金を徴収することとしております。普通駐車以外の時間帯となる午前零時から午前8時までは夜間駐車といたしまして、他の市有駐車場と同額の650円を徴収することとしております。なお、青森市急病センター——地域外来を利用する場合は、駐車時間に関係なく駐車料金を無料としておりますほか、市役所に用件がある場合で、市の都合によって、1時間を超えた場合は免除として取り扱っているところであります。

本駐車場の無料及び免除の手続は、用件を済ませた部局で駐車場利用券に検印を押印した後、駐車場から出る際に、管財課、守衛室あるいは青森市急病センター等におきまして、検印の確認及び認証機で磁気処理することで、所定の駐車料金を無料等に行っているところであります。

すみません、先ほど、答弁冒頭、駐車場の整備につきましてお話しした際、昨年6月から整備を開始し、同年6月に完了と申し上げましたが、正しくは9月に完了でありますので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○山本武朝委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この駐車場に関しては、一度、押印をした後に、守衛室なり、急病センターなりで、磁気に通さないと無料にならないということで、そういう手間がかかるのは、ある程度、やむを得ないことだとは思いますが、私がこれを聞いたのは、運用されて日が浅いこともあるんですが、議会のほうにも、当然、議員を訪ねて、相談に来られる方もいますし、議会の傍聴に来られる方もいます。そういった方が、議会事務局で押印を受けた際に、一度、本庁舎まで行かなければならないということもありまして、私も、判こだけでは無料にならないということを、今回——前までは人がいたので、今回、無人になって、それで料金を払ってしまったという人もいたりして、ちょっと不便を感じたもので質疑したんですが、今、無料

にするための磁気センサーのような装置は何台あるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 認証機の台数についての御質疑にお答えいたします。

本駐車場の駐車料金を無料または免除にするための認証機ですけれども、守衛室に2台、管財課、それと急病センターにそれぞれ1台設置して、運用しているところであります。

○山本武朝委員長 山脇委員。

○山脇智委員 まず、現状、4台あるということで、あと、1台の値段については約30万円ということだったので、ちょっとお聞きしたいんですが、私としては、この議会棟に設置されていないというのがやはり非常に不便でして、本庁舎には1台あればやっぱり——まあ、別に1台と言わず、2台でも3台でもいいんですが、必ず下りていけば、守衛室の前を駐車場に行く前に通るので、その分あればいいんじゃないかなというふうにも思って、議会棟にも購入するか、それか本庁舎にある分を1台回していただくなりして、その認証機を設置していただければ、本庁舎に行かなくても、議会棟で用を済ませた方が無料で駐車場を使えるようになるので、できればそのようにしていただきたいと思うんですが、お考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 認証機についての再質疑にお答えいたします。

先ほど認証機につきましては、守衛室に2台、管財課、それと急病センターに設置して運用していると申し上げました。この認証機であります。駐車料金を免除するという、いわゆる金銭に関わる行為であります。厳格に、また、公正を期す必要がありますとともに、本市としては、利用者の利便性に配慮し、駐車場に近い現在の場所に設置しているものであります。

したがいまして、台数を増やす等は考えておりませんが、引き続き、認証の、いわゆる手続の周知を図りながら運用してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 山脇委員。

○山脇智委員 議会棟に設置しても、別に厳正なちゃんと運用管理をすれば、何の問題もなく、本庁舎に4台あるのに、議会棟に1台もないというのは、議会棟に来る市民にとっても不便ですし、議員も、様々市民が訪れる——議会棟も議員だけでなく市民の利用もあるので、そういう点でいえば、当然ながら、私は設置されて当然だと思うし、今の総務部長の答弁だと、非常に議会が軽視されているんじゃないかなというふうにも思ったりしますので、今後、議会棟で押印された際でも、スムーズに駐車料金を無料にできるように要望して、次の質疑に移ります。

次に、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費、除排雪に関して質疑します。

凍結防止剤の散布について、凍結防止剤散布車の出動基準についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山脇委員からの凍結防止剤散布の出動基準についての御質疑にお答えいたします。

凍結防止剤散布業務につきましては、冬期間の安全な道路交通を確保するため、路面凍結のおそれがある場合に、交通量が多くなる朝夕の通勤時間の前に、主に急勾配の道路や橋梁などに凍結防止剤を散布し、スリップによる事故などを防止するものであります。

凍結防止剤は、気温が氷点下となり、雪や雨、雪解けの水などで路面がぬれていて、凍結のおそれがある場合に散布しているところではありますが、除雪作業が必要となる圧雪・積雪時には凍結防止剤を散布することにより、道路状況を悪化させてしまうおそれがありますことから、散布を控えるように除排雪対策本部で指示しているところでもあります。このように、除排雪の作業状況を踏まえながら、凍結防止剤の散布を実施しているところでもあります。

○山本武朝委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、圧雪時には防止剤の散布を控えるようにというお話があったんですが、この間、先ほど、午前中に中村節雄委員からも質疑があったように、今冬は、圧雪が非常に残っている箇所が多かったために、この凍結防止剤が圧雪状況でも散布されて、非常に車が埋まってしまったというケースがあるんじゃないかということが指摘されているわけなんですけれども、この凍結防止剤の散布については、やはり除雪がしっかりとされて、ブラックアイスバーンになる前に凍結防止剤が散布されて、この有用性が一番発揮されるように散布するべきで、先ほど、そうしているとは言ったんですが、ちょっと今冬は圧雪状況でも凍結防止剤が散布されたというケースがあったと思うんですが、そういったことは把握していますでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山脇委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

凍結防止剤の散布につきましては、先ほど申し上げたように、気温が氷点下となり、凍結のおそれがある場合に散布するところでもあります。除排雪作業が必要となる圧雪や、また、路面に積雪がある状態のときに凍結防止剤を散布することにより、道路状況を悪化させてしまうおそれがありますことから、除排雪対策本部からは散布を控えるように指示しているところではあります。今後も、除排雪状況・作業状況を踏まえながら、凍結防止剤の散布につきましては実施していきたいと考えております。

○山本武朝委員長 山脇委員。

○山脇智委員 この凍結防止剤の散布は単価契約——時間による契約になっていて、その出動時間に応じて支払われるということなんですけれども、なかなか細かな指示というのは出ていないと思うんですよね。そういう観点から言うと、今冬の場合なども踏まえて、来冬から新たな除排雪のシステムなども導入されるということですので、なるべく除雪が入った後に凍結防止剤が散布されるということが的確

に行われていくことによって、市の路面状況とかも保たれると思いますので、来冬以降、できれば、今もやっているというふうには言っているんですけども、やはりもうちょっと凍結防止剤の散布状況などについて細かく把握して、道路除雪と連携してやっていただくよう要望して、終わります。

最後に、コロナウイルス感染症対策については要望だけ述べます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費についてなんですけれども、新型コロナウイルスのワクチン接種が4月12日から65歳以上の高齢者を対象に始まるんですが、今、皆さん、報道などで御存じのように、かなり限定的な量が分割されて入ってくるということで、どういう接種体制になるのかというのは、非常に市民からも要望が多いところですし、アナフィラキシーショックなど、その副作用についても、かなり心配の声が寄せられています。市のホームページのほうで市民に対するコロナワクチンについての情報提供が、2月10日の時点で、かなり大ざっぱな内容で止まっておりますので、そういった点では、やはり今、どういう接種順位でやるのかというのは各自治体で検討されていて、青森市も、今、検討段階にあって、示せないこととは思うんですけども、あと1か月で接種が始まりますので、分かり次第、市民の皆さんを安心させるためにも、ホームページ等、その他様々な情報メディアを使って、しっかり情報提供していただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 市民クラブの橋本尚美です。

まず、この3月で退職される皆様、本当に今まで親身になってお話を聞いてくださり、また、真摯に受け止めて、迅速に対応をしてくださいましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

1つ目の質疑に入る前に要望したいことがあります。現駅舎を撤去した後に、このたびJR東日本が建ててくれることになったビルのことです。

以前からたくさんの議員、そして私も要望していました仮設トイレが設けられたということにおきましては感謝申し上げます。そこで、新しいビルが建った際は、当然ながら、この仮設トイレは撤去されますし、ビルの1階にトイレを設置していただけますように、詳細設計に入る前に何とか申入れをしてほしいということ。駅ビルにおきましても、1階にはトイレがありませんので、体が不自由な方など、また、バス待ちの方などを考えますと、1階にトイレがあればと思います。

また、4階に入る予定の市民美術展示館のことにおきましては、関係団体の方々の御意見を聞いて、出来得る限り反映できるように、こちらもお申入れをお願いしまして、お運びいただけますようお願いいたします。

質疑に移ります。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費、青森駅周辺整備推進事業に関することです。3月27日、いよいよ目の前にオープンが迫っております自由通路に関

してです。

自由通路には、駅前アートギャラリーが設けられますが、そのアートギャラリーの概要をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 橋本委員からの青森駅自由通路展示スペース——駅前アートギャラリーの概要についての御質疑にお答えいたします。

市では、3月27日に供用開始する青森駅自由通路について、完成した自由通路に愛着をもって活用していただくため、市民の皆様からの御意見等を踏まえ、壁面への展示空間を整備することとし、活用方法の具体について、青森商工会議所、青森青年会議所等から御意見を伺いながら検討してきたところであります。

検討の結果、自由通路壁面の展示スペースである駅前アートギャラリーについて、東口側は来青者への本市や駅周辺の魅力を発信する公共的な展示空間として、中央部は市民の皆様等の文化活動の展示空間として、また、西口側は市民への本市の施策・事業等を紹介する公共的な空間として活用することとしているところであります。

青森駅自由通路の供用開始時におきましては、JR東日本及び青い森鉄道株式会社に御協力をいただき、東北デスティネーションキャンペーンに関連した展示を行うこととしているところであり、6月からは、中央部について、市民の皆様が文化活動に係る展示ギャラリーとして貸し出すことを予定しております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。中央部が市民の方が借りることができる、文化活動にということでした。

身近に、絵画や、また、彫刻や陶芸などを作られる方々が複数人いらっしゃって、県庁前の地下道にも、このような市民が無料で使える展示の空間があるんですけども、そこと同様に心待ちにしている方々が多数おられますので、今回、質疑に取り上げております。

ところで、展示スペースの大きさがどのくらいで、市民が使える数は幾つくらいあるのかお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 橋本委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

駅前アートギャラリーにつきましては、東口側・中央部・西口側に計38か所の展示スペースを設けており、そのうち市民の皆様が文化活動の展示空間として活用する中央部は23か所となっております。

また、展示スペースの大きさにつきましては、縦横がともに約50センチメートルで奥行きが約40センチメートルのものが5か所、縦横が約20センチメートルまたは50センチメートルで奥行きが約20センチメートルのものが18か所となっております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 縦長、横長、それぞれあるということで、奥行きも深いところと浅いところがあるということが分かりました。実際にオープンになったら、自由通路を早速訪ねてみたいと思っております。

そこで、これは1回に同じ方・同じ団体が何日くらい借りられるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 橋本委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

駅前アートギャラリーの利用期間につきましては、長島地下駐車場の歩道に設置されている長島市民ギャラリーが展示期間を1か月程度としていることから、駅前アートギャラリーも同様に1か月程度とする予定であります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 分かりました。

最後に、市民への周知方法やPRなど、どのように考えているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 橋本委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

駅前アートギャラリーの利用に係る市民の皆様への周知につきましては、6月からの利用開始に向けて、市ホームページや「広報あおもり」を活用するほか、市役所、各庁舎、各支所及び各市民センターなどに募集案内のリーフレットを配布するなどし、市民の皆様への利用周知に努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

念願の東西の自由通路ですので、人が渡るだけではなくて、飾る人も見る人も通るたびに楽しめるウォークアブルギャラリーロードとなるように、周知やPRや運用のほうをよろしくお願い申し上げて、この項は終わります。

2つ目の質疑に移ります。

新年度の当初予算案における主な取組には、新しい働き方担い手誘致プロジェクトは、ポストコロナの時代を見据えて、リモートワークをする企業や働く人を応援するものとして、外部の人を本市に呼び込むという、大変綿密なステップを踏んで、興味を持ってもらい、検討して、そして決断してもらい、定着していただけるようにという、綿密なプログラムとして盛り込まれておりました。そこで、本腰を入れたという取組と感じております。一方で、これまでも本市が行ってきた地域の地域ベンチャー支援もあります。外から人を呼び込む支援の事業と地元への支援の事業、双方の観点から、今回は2つの視点を持って質疑させていただきます。

先に、地元の企業の支援であります地域ベンチャー支援事業について質疑させていただきます。

予算案の主な取組の中には、この地域ベンチャー支援事業について、ちょっと耳

になじみの少ない言葉なのですが、アクセラレーションプログラムと書かれてありました。このアクセラレーションプログラムの概要をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 橋本委員のアクセラレーションプログラムについての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成29年度から地域ベンチャー支援の取組に着手し、起業マインドの醸成から起業に向けた相談支援・情報提供、さらには起業後のフォローまで、一貫した支援を行っているところであります。

来年度におきましては、これまでの取組に加え、新たに、地域経済の活性化を目指す中小企業や成長意欲の高い個人事業主等に対し、豊富な経験を有する有識者等による短期間での集中的な支援や投資家等とのマッチング促進等により、成長を加速させるアクセラレーションプログラムを実施することとしております。なお、本事業は、当初、令和2年度から実施することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和3年度に順延して実施するものであります。来年度の事業実施に当たりましては、支援企業の選定において、ポストコロナを見据えた社会課題解決型事業の提案を優先することとし、また、リモートを活用した支援を行うなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施する予定としております。

本事業の実施におきましては、企業支援に取り組み、メンターと呼ばれるビジネスに関する専門家や投資家・大手企業との人脈を持つアクセラレータープログラム運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、市と当該事業者とが連携し進めることとしております。本事業に係るコース設定につきましては、1つに、事業拡大を目指し、資金調達や事業提携の獲得といった、より実践的な支援を行うアクセラレーションコース、また、2つに、次世代を担う起業家等に専門的な知識を習得させる支援を行うインキュベーションコースを設けることとしており、計5者程度を集中的に支援することとしているところであります。支援企業につきましては、主に本市に所在する企業等からビジネスプランを公募するなどして、支援企業を選抜・決定し、メンターによるレクチャーや助言を通じて、プランを磨き上げ、最終的には、投資家や金融機関・大手企業とのマッチングの場となる、いわゆるデモデイを開催し、新たな事業の創出と拡大につなげていくものであります。

市は、これまで、地域ベンチャー支援等を通じ、起業または新たな事業展開といった新ビジネスの発掘に主眼を置いてきたところであります。来年度におきましては、ポストコロナを見据え、その発掘した新ビジネスをさらに成長させていく支援に移行させ、アクセラレーションプログラムをはじめとした関連事業に取り組み、本市産業の振興に努めてまいります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 大体分かりました。このメンターという専門家の方がいろいろな

助言・アドバイスを行って、志ある事業主——中小企業や個人にみっちり寄り添って、成功まで導くということだったかと思えます。また、事業の拡大を図ったり、より高次の展開を目指すということで、コースも、このアクセラレーションコースとインキュベーションコースと2つがあるということでした。

ビジネスプランの公募や選抜・決定ということと、また、聞き取りの際は、この運営事業者が公募型のプロポーザルで選ばれると聞いていましたので、タイムスケジュールをお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 スケジュールについての再度の御質疑にお答えいたします。

今後のスケジュールにつきまして、本定例会において、令和3年度当初予算案を御議決いただきましたら、本事業を運営する事業者の公募を4月上旬頃から開始いたしまして、5月中旬に公募型プロポーザル方式での審査を行い、6月には運営事業者を決定することとしております。運営事業者決定後、アクセラレーションプログラム参加希望者を募集し、アクセラレーションコースにあつては2者程度、インキュベーションコースにあつては3者程度を採択いたしまして、9月から来年の1月まで、専門家による集中支援を実施することとしております。

先ほども申し上げましたとおり、最終的には、投資家や金融機関・大手企業とのマッチングの場となるデモデイを開催し、新たな事業の創出と拡大につなげていくということとしております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 タイムスケジュールが分かりました。2者、3者という若干名、少数精鋭な者を選んで、9月から来年の1月までの短期集中型で行うということでした。これまで、本市も、地元の企業を地元の産官学金のメンバーで支援していくという、その顔を知った信頼関係の下、応援してきたという経緯もありますし、やはり、地元ならではの、そういった信頼関係が根づいて、根を張るということでは理想的なことかと思えますので、その実現のためにも、広い見地から様々なプロの目線で、外部の方の経験値を伝授していただくといったプログラムだと受け止めました。成功実績を期待しております。

地元の人材育成でちょっと御紹介したい事例があるのですが、もう6年も7年も前に、1人で帯広市に十勝のフードバレーへ視察に行きました。それで、今も確実に実績を積み上げて、地元の信用金庫などとの大変友好的な関係の中で着々と進んでいるということも、つい先日、実際に分かっている方から改めてお聞きしました。このフードバレーは、六、七年前に現地で聞いたお話ですと、若手の、フードですから食に関係する事業を起業する方を応援する——海外に行って、確実にスキルを身につけて、地元に戻って、大成してほしいという思いを持って、地元の企業の方が1人につき100万円だったと思っています。10人だと1000万円、それを御寄附して、応援しているということでした。

本市でも、これまで4年間、起業する際の初期投資としても使うことができるベンチャー向けの助成金がありまして、これは当初から4年間ということで、篤志家からの数億円の寄附金があつて、それを原資に行ってきたものだったと思っていました。それが4年間ということ過ぎてなくなりまして、少々残念には思ったのですが、ある意味よりハングリーな、強固なチャレンジ精神を持った方に、お金以上に即戦力となるソフトの面でスキルを盤石なものとして身につけてもらうといった、そういう新たな取組に私は本当に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

そこで再質疑ですが、経済産業省のほうで緊急事態宣言に関連しているものとして、もう既に3月8日から申請が始まっております一時支援金や、また、これから公募することとなっております補助金など、数種類あるのですが、これは本市も一部の事業者の方が対象となるものです。この一時支援金なり、また、これから公募となる補助金など、併用といいますか、これらを頂いても、今回の本市が求める事業に手を挙げて、申請は可能かどうかお尋ねします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 補助金の併用についての再度の御質疑にお答えいたします。

今、申しあげましたアクセラレーションプログラムは、いわゆる専門家等の支援をメインとした事業であります。今、橋本委員から御紹介のありました国の補助金とは、いわゆる補助対象が異なりますので、併用して受けることが可能であります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 分かりました。

これまでもる地元の企業を応援するといった地域ベンチャーの支援のことをお聞きしましたが、ここからは、県外から人を呼び込む事業の取組に関する質疑に移ります。

10月14日の地方紙に、テレワークをぜひ青森でということで、青森商工会議所や本市、また、青森公立大学と一緒に、青森リモートワーク人材誘致研究会を設立して、本当に外部から人を呼び込んで、リモートワーク体験を通じ、リモート体制を整えていくといった取組を行うことになっておりましたが、コロナの影響で、残念なことにキャンセルが続いたということをお聞きしております。これは、県の事業ですので、また、来年度も同じような事業が続けられるかどうかは、まだ現段階では分かりませんが、ぜひ来年度もやっていただきたいなと思っております。

このコロナ禍におきましては、青森のような田舎の優位性を考えますと、まさに本市が人口を増やすチャンスではないかと思っております。

そこで質疑させていただきます。次年度の予算案には、幾つもの新しい働き方への支援が列記されております。その中で、新しい働き方担い手誘致プロジェクトとして、サテライトオフィスの設置に向けた取組がありますが、この取組内容をお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 サテライトオフィス設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、コロナ禍におけるリモートワーク等の普及に伴い、地方移住への関心が高まっていることを踏まえ、企業やリモートワーク人材等の誘致などに取り組んでいく新しい働き方担い手誘致プロジェクトを実施していくこととしたものであります。

プロジェクトステップ1、関心層へのアプローチであります。県外企業に本市へサテライトオフィス設置に興味を持っていただくための取組といたしまして、企業誘致プロモーション動画や市内のコワーキングスペース等を体感できるバーチャルリアリティーコンテンツを作成し、本市の立地環境や魅力をPRしていくこととしております。

また、プロジェクトステップ2、検討層へのアプローチであります。興味を持っていただいた県外企業にサテライトオフィス設置を御検討いただくための取組といたしまして、県外企業を対象に、市内のコワーキングスペースを体験していただくサテライトオフィスモニター事業を実施するとともに、施設を体験した県外企業が負担する市内までの交通費について、1人当たり上限1万7000円まで、宿泊費について、1人当たり1泊につき5000円までの経費を補助する青森市サテライトオフィストライアル補助金の創設を予定しておりますほか、青森圏域が連携して、首都圏等の企業訪問や来場者の多い展示会等や青森県が主催いたしますあおもり産業立地フェアに参画し、青森圏域全体の立地環境をPRすることとしております。

プロジェクトステップ3、計画層へのアプローチであります。サテライトオフィス設置を決断していただくための取組といたしまして、オフィス等の新設等に伴い、新たに従業員を雇用した誘致企業への助成制度である雇用促進助成金の対象要件について、11名以上の新たな正規雇用が必要であるところを、情報サービス業の場合は、1名以上に要件を緩和するほか、助成金額についても、市内居住の新たな正規雇用従業員1人当たり20万円から30万円に増額することを予定しております。加えまして、市内のコワーキングスペース等にサテライトオフィスを設置する情報サービス企業への最大100万円を助成する青森市サテライトオフィス進出支援金の創設を予定するなど、支援制度を大幅に拡充し、新しい働き方担い手誘致に重点的に取り組むこととしております。

本市では、今後も、関係団体や庁内の関係部署とも連携し、本市における立地環境の情報発信に努め、サテライトオフィス設置の促進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 幾つもあって、ちょっと私も聞き漏らしているところがあるかも

しませんが、まず、いろいろな何本もの支援事業が御紹介されました。そこで、コワーキングスペースを活用したという事業が幾つかありましたが、確かに、私も知り合いが借りているところを2か所知っていて、現場を見ているんですけども、コワーキングスペースは手軽で手頃で利便性に優れているということで、そこを仕事場として、居を構えるのは郊外にという選択肢も都会の方にしてみると、首都圏では通勤時間も長いですから、短い通勤時間で、ゆったりのライフスタイルが実現できるということで、こちらもお墨つきのもではあるのですが、コワーキングスペースは全て町なかにあって、本当の町なかにあって、私の思いとしては、せっかくの青森ですので、どっぷりと海・山——郊外にオフィスも構えて、田舎の環境の中でリラクゼーションもしながら、業務の効率も上げるということも視野に入れた誘致がいいのではないかと思います。以前、テレビの番組で、ちょっと忘れられないのがありまして、やはり、郊外の一軒家を企業が借りて、複数人の社員がそこでリモートワークをしていると。鳥の声を聞いたり、四季折々の環境の中で、これまでにない発想を持って、仕事を進めているといった番組でした。

そこで、本市も、浅虫だとか山岳地域とか、また、浪岡地域など、そういった地域に新しく建てるもよし、また、空き家、古民家、また、アパートの一室でもいいんですけども、コワーキングスペース以外でサテライトのオフィスを構える場合にはどのような支援があるのか、改めてお尋ねいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 支援策についての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、橋本委員から御紹介のありました場所のお話でありますけれども、助成金の適用地域でありますけれども、中心市街地のみならず、市内全域において、誘致企業のオフィス等の新設等に伴い、新たに従業員を雇用した場合に助成いたします雇用促進助成金、また、情報サービス業やコールセンターの貸しオフィス等の賃料の一部を助成いたします情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金など、青森市商工業振興条例に基づく助成を受けるということは可能となっております。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 来年度の予算として掲げられているのは、市内全域で雇用促進に関するものと、また、従前から、貸しオフィス等に対する助成金があると。既存の支援事業もあるよということだと思います。分かりました。

そこで、やはりどうしても、その室内空間ということだけを見比べると、もう部屋の中に入ってしまうと、首都圏、都市部でも、本市でも全くほとんど同じかなと、変わらないなと思いますので、ぜひ、このコワーキングスペースの推奨と並行して、青森ならではの海・山の豊かな自然も宣伝していただきたいと思います。まさに本当に、このコロナ禍にあって、一層、自然環境、青森のすばらしさが光るところだと思います。そこで、大企業のオーナーであっても幹部の人たちであっても、ダイレクトにアタックをして、青森市にほれ込んでいただいて、トップのほうからの命

で、社員を青森市に送り込んでいただけるような戦略も考えてほしいと思います。自信を持って、本市をPR、旗を振ってほしいと思います。来年度、聞くところによりますと、新しい働き方推進室も設置されるということもありますので、まずは、地元の起業応援で人口の転出を防いで、また、新しい働き方での支援で転入人口が増えるように、意欲的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、この項は終わります。

最後の質疑は、競輪事業特別会計の1款競輪事業費1項総務経営費2目財産管理費です。

このたび、老朽化も大変進んでいる競輪場を一部手直しといたしますか、修繕、撤去、そういった事業があると聞いております。

そこで、令和3年度の当初予算の施設整備事業でどのような整備を行うのか、具体をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 橋本委員の競輪事業の施設整備事業の御質疑にお答えいたします。

令和3年度に予定しております施設整備事業につきましては、1つに、耐震診断の結果を踏まえ、現在、利用を中止しております北側スタンド棟の解体撤去工事が事業費約2億5000万円、それから2つに、メインスタンド棟内に点在しております食堂店舗を2階フロアに集約し、フードコート化するための設計及び工事が事業費約1億5000万円を予定しているところであります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 私は競輪場に行ったことがないので、これから実際に視察に行こうと考えておりますが、競輪場の中には食堂も何か所かあって、また、今おっしゃってくれたように、次年度は予算をかけて、その幾つかの食堂を集約すると。そしてまた、耐震診断で既に使われていなかった北側のスタンドは撤去するということの予算だと分かりました。

競輪事業そのものは、聞くところによりますと、単なるギャンブルではなくて、大変奥が深いものだというふうにも聞いております。

そこで、依存症のことをちょっとお尋ねしたいのですが、どうしても自制心のコントロールといたしますか、難しいところがあるようで、ほどほどというのができずにどんだんのめり込んでいってしまう方も中にはいらっしゃるということで、その加減がどうしてもギャンブルとなると難しいと。そして、表面的には、多い相談件数があるとかではないようなのですが、実は、生活を逼迫するような、支障を来すような買い方をしている人は結構な数はいるのではないかというふうにも、多重債務などの相談を受ける方から聞いています。あと、本人は依存症だという自覚がないので、むしろ周囲ですとか、家族のほうが困っている現状があるということも聞いております。

そこで、実際に、本市がギャンブル依存症対策として取り組んでいることはどのようなものかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 ギャンブル依存症対策の本市の取組についてお答えいたします。

青森競輪場では、平成29年8月31日付で競輪業界の中央団体であります公益社団法人全国競輪施行者協議会から通知された「ギャンブル等依存症対策の強化について」に基づきまして、平成29年度から、のめり込み防止及び未成年者車券購入禁止の注意喚起ポスターの掲示や、依存症注意喚起及び公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターなどの連絡先を競輪場ホームページに掲載しております。また、令和元年度から、毎年5月14日から5月20日までをギャンブル等依存症問題啓発週間と定め、競輪場等に啓発ポスターを掲示、また、競輪場等の場内モニターなどを活用した依存症の注意喚起をするほか、本人申出または家族申出による競輪場等への入場禁止及びインターネット投票利用停止措置に係る規程の整備を行ってきたところであります。

○山本武朝委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 幾つもこれまでもしてこられたとは分かりましたけれども、どうしても、場内にポスターを貼ったり、また、アナウンスしたり、場内でのそういった紹介というのは、車券を買いに行く人がそこに相談をしたりとか、そのポスターを見て、何か心を改めるとかというのは、ほぼ少ないのではないかと思います。

それで、あらゆる場でそういった相談先ですとか、24時間のフリーダイヤルもありますし、本市が直接やっているメンタル的なケアということは、保健所でもどこでもやっていないのですが、青森県のほうでは精神保健福祉センターでやっていますし、また、借金などに絡む御相談などは消費生活センターですとか、また、信用生協ですとか、借金に関係するところがいろいろありますので、フロー図みたいな形で、こういうメンタルの御相談はこういう場所にとか、電話相談はこういうところとか、あと、関係機関を列記した——1機関だけではなかなか解決できないと思いますので、目で見て分かるようなものをもっと目立つところ、目につくところに掲示していただきたいなと思います。自己破産であったり、個人再生をする人とかもおりますし、また、クレジット関連の協会では貸付自粛制度とあって、自分の意思で、向こう5年間、借金ができないような制度もありますので、何とか、競輪、ギャンブルで人生が駄目になったり、周りの家族などを巻き込んで悲しい思いをする方がいないように、いろんな形で掲示をしてほしいと思います。

そして、今やネットやスマホでも車券が買えるということで、また、青森市の競輪場では開催していなくても、全国いろんなところでやっているのを本市で買えるということも、私、今回、知ったんですけども、年がら年中買えるということもあって、この依存症対策はしっかりとやっていただきたいなということを申し上げ

て、全部、質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時55分からといたします。

午後 3 時38分休憩

午後 3 時55分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 あおもり令和の会、奈良岡隆であります。

国民健康保険事業特別会計 1 款総務費 1 項総務管理費、マイナンバーカードの保険証代用についてお尋ねいたします。

初日に軽米委員も取り上げられていましたけれども、3月下旬からマイナンバーカードを保険証として利用できるようになります。

そこで、マイナポータルで健康保険証利用の申込みを行った場合、従来の保険証の交付はどうなるのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 奈良岡委員からのマイナンバーカードの保険証代用についての御質疑にお答えいたします。

国におきましては、令和元年 5 月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、医療機関を受診する際、これまでの被保険者証のほか、マイナンバーカードも被保険者証として利用できるとしたところであります。

この利用に当たりましては、被保険者本人がパソコンやスマートフォン、あるいは国保医療年金課窓口に設置した専用端末でマイナポータルから登録手続を行うことで利用可能となりますが、従来どおりの被保険者証でも、引き続き医療機関等を受診できます。また、マイナンバーカードで医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを読み取るための端末が必要となりますが、この端末を導入していない医療機関等では、これまでどおり被保険者証が必要となります。

なお、医療機関等に含まれない柔道整復・はり・きゅうなどにおけるマイナンバーカードの被保険者証としての利用につきましては、現在、国において検討中でありますことから、これまでどおり被保険者証が必要となります。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 今までどおり、保険証が従来どおり交付されるということだと思いますけれども、その場合、例えば、マイナポータルでマイナンバーカードを保険証として使うということを申し込んだ場合に併用できるのかどうか。要するに、従来の保険証とマイナンバーカードの保険証と併用して使えるのかどうかお知らせください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**梅田喜次税務部長** 奈良岡委員からのマイナンバーカードの保険証代用についての再度の御質疑にお答えいたします。

マイナンバーカードを被保険者証として利用できるように登録された方を含め、被保険者証につきましては、保険者から被保険者の方に従来どおり交付され、被保険者の方が医療機関等を受診する際には、マイナンバーカードと被保険者証を併用して使用することが可能です。

以上でございます。

○**山本武朝委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** では、登録した方がマイナンバーカードを使って受診もできるし、それから、その次のときには保険証を使ってもできるということだと思います。確定申告が、e-Taxで、それこそ控除の優遇があるということで、マイナンバーカードを申請している人が多くなってきていると思います。そういう方が保険証の登録もするというのもあると思いますので、ぜひ、問合せ等があった場合にきちんとお知らせできるような窓口の体制を整えていただきたい。これは要望して、終わります。よろしくをお願いします。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルスワクチンの接種についてお尋ねします。

市は、ワクチン接種について、かかりつけ医療機関での個別接種を中心に、集団接種でカバーする方針を示しています。

そこで、個別接種について伺いますが、接種券が自宅に届いてから接種を受けるまでの手順をお知らせください。

○**山本武朝委員長** 答弁を求めます。保健部長。

○**浦田浩美保健部長** 奈良岡委員からの個別接種を受けるまでの手順についての御質疑にお答えいたします。

ワクチン接種の対象者には、新型コロナウイルスワクチンの接種券と予診票、併せて、個別接種実施医療機関や集団接種会場及び予約方法を記載した接種案内等を送付することとしております。個別接種を希望する際は、ワクチンを予約する必要があることから、直接、医療機関に電話で予約を入れていただきます。接種当日には、医療機関から指定された日時に、送付された接種券と事前に記入した予診票、健康保険証を持参して受診をしていただき、医師による予診の後、接種の可否を判

断いただき、ワクチンを接種することとなります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 市からの接種券ですけれども、接種券が個人宛てに送付されるということですので、つまり、高齢者世帯で、2人の高齢者がいた場合は2通来るということでよろしいんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 通知についての再度の御質疑にお答えいたします。

対象者一人一人への個別通知としておりまして、本市の対象者は、令和3年1月1日現在で申し上げますと、65歳以上の高齢者が9万2426人への個別通知ということを用意しております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、その接種券ですけれども、発送は郵便でされるのでしょうか。また、いつ頃からの発送になるのか。また、一斉発送は多分無理なので、順次発送になると思うんですけれども、どういったところから発送することになるのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 個別通知の発送方法等についての再度の御質疑にお答えいたします。

通知につきましては、郵送での発送となります。発送時期につきましては、国では、当初、発送スケジュールとして、3月中旬以降の発送を示していたものが、今は、4月23日までの各市町村の実施日にできるだけ近い日程で発送するようということに変更しております。

一方で、全国の市町村にひとしくワクチンが配送されるのは4月26日の週で1箱としており、以降の供給量、発送スケジュールは示されていない状況にあります。通知を受け取っても、ワクチンの見通しがなく、予約ができないという状況が懸念され、市民が混乱を来さぬよう、発送日及び発送の方法、一斉なのか段階的なのかというようなことも含めまして、現在、まさに状況を注視しながら、検討のさなかにあります。

○山本武朝委員長 静粛に願います。

奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 検討は分かるんですけれども、現時点でいつから発送するとかって、計画がないと何も準備できないでしょう。だから、正確にいつからということを知っているわけじゃないんです。今、いつからを考えているかを聞いているんです。

それから、順次発送するのであれば、どういう発送の仕方をするのか。給付金るときはばらばらで混乱しました。きちんとした方針を立ててもらわないと、今みたいな話だと、国でどうなるか分からないじゃなくて、市で、現時点でどういうふう

にやろうとしているのかを、考えているのかをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

発送の時期及び発送の方法につきましては、現在、様々な状況を考えて検討をしているさなかにあります。その時期について見通しということで、今現在、ここで申し上げることは困難であります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 非常に市民が関心を持っていることで、それで、我々に説明したスケジュールにはちゃんと書いているじゃないですか、3月のいつ頃からって、接種券。これは、何のために我々に説明したんですか。こういうスケジュールでやると、我々に表を出して示したわけでしょう。そうすれば、何も根拠がないのに、自分たちの今の現状の考え方を示したわけじゃなくて、いつになるか分からないけれども、表ではこういうふうに示しているということですか。おかしいでしょう。もう1回答弁ください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 発送時期についての再度の御質疑にお答えいたします。

研修会の際の資料でお示ししておりますものにおきましては、発送ということでは、3月の下旬から4月の中旬頃にかけてのこととして置いております。おおむねその時期ということで想定はしておりますけれども、それについて、明確に下旬あるいは中旬ということ、今現在、申し上げることができず、様々な状況を注視しながら、検討しているさなかにあるということでもあります。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 国のほうの都合があるので、それは分かります、市のほうでの事情は。ただ、今の説明だと、これから、市のほうで、我々、議員に対して説明したことを信用できないですよ。だって、スケジュールをこれで説明しているんですもの。そうでしょう。これから、市から説明を受けたときに、そうすれば、このスケジュールだと信用して話を聞いているわけですから、その示した内容が不確かだ。駄目でしょう。

今日の新聞に、ワクチンが青森市とむつ市に1箱ずつ975人分、4月12日から高齢者接種を開始するというふうに載っていますけれども、これは、高齢者の接種はどこからやるんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 高齢者の接種についての再度の御質疑にお答えいたします。

高齢者の接種は4月12日から始められるようにということで、国のほうが示しております。本市におきましては、4月5日の週の配分として、各都道府県へ出荷が予定されている高齢者向け新型コロナウイルスワクチンについて、昨日、その配送先として本市が選ばれたところであります。

この配分は1箱で、人数にすると975人分です。今回のワクチンの供給量に鑑み、本市としては、接種は、まずは、クラスター防止等、重症化のリスクの大きさ等を踏まえ、高齢者施設入所者を対象に、常勤医がおり、ワクチン接種後においても、常時、健康観察を行うことができる環境にある介護老人保健施設での接種を先行して進めていくことを考えております。介護老人保健施設は12施設ありますが、具体的な実施施設については、各施設とも御相談させていただき、調整を進めていくことと考えております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ワクチンの接種券ですけれども、一斉配送は無理だと私は思います。やっぱり、順次、それぞれ発送していくという形になると思うんですけれども、その場合、きちんと市民の方が分かるように、理解できるような発送方式。例えば、高齢者でも、80歳以上とか、その次は70歳以上にするとかというように、きちんと分かるような形で発送していただけるようお願いしたいということで、よろしくお願ひします。

次に、10款教育費1項教育総務費、中学校での英語教育についてお伺ひいたします。

新しい学習指導要領に基づく中学校教育が2021年度から始まります。新学習指導要領では、学ぶ英語の語彙数が大幅に増えています。この4月から新指導要領が始まるわけですけれども、学ぶ英語の語彙数は、これまでは、中学校が約1200語、高校で約1800語でした。これからは、今年度から小学校5・6年生で始まっていますけれども、小学校では600語から700語、中学校では1600語から1800語、高校では1800語から2500語。それからまた、これまで高校で学習していた、教わっていた現在完了進行形とか仮定法、これらの文法も勉強することになります。さらに、先生方も大変だと思うんでしょうけれども、授業は英語で行うというのが基本となります。

新学習指導要領では、より高いレベルの英語教師が求められていると思いますけれども、お聞きしますが、英語担当教師のうちCEFRのB2レベル、つまり英検準1級程度相当以上のスコア等を取得している市内の中学校の英語教師は全体の何%ぐらいいるのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 CEFRのB2レベル、英語検定準1級相当以上のスコア等を取得している本市の英語担当教師の割合についての御質疑にお答えします。

グローバル化が急速に進展する中、英語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされ、英語教育のさらなる充実が求められているところであります。このような中、令和3年度から、中学校において、新学習指導要領が全面実施されることに伴い、英語担当教員は、原則、英語の授業は英語で行うこととなったところであります。

文部科学省におきましては、英語担当教員に求められる英語力の目標を外国語の取得状況を示す国際基準——CEFRのB2レベル、すなわち、相当の抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の内容を理解し、英語を母国語とする者と緊張しないでやり取りができるレベルとしているところであります。

現在、本市の中学校英語担当教員の英語力につきましては、CEFRのB2レベル相当以上のスコアを取得している教員の割合につきましては、令和元年度の調査によりますと、全国平均が38.1%であるのに対し、本市におきましては24.3%となっております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 24.3%です。実は、国で、毎年、この英語教育実施状況調査を行って公表しています。令和2年度はコロナの関係でやっていないと思うんですけども、例えば、令和元年度の調査だと、青森県の平均が29.1%です。24.3%ですから、県の平均よりも低いんです。県都青森市が県より低い。全国的に見ても、この20%台というのは、すごい低い水準。全国平均は先ほど述べられましたけれども38.1%、本県は約10%低い、本市はさらに4.8%低いわけですから。ちなみに東京都は57.5%です。

教師の採用試験に当たって資格取得要件にすることも、私は必要だと思いますけれども、それは県の採用方針ですから。ただ、青森市の教育水準をCEFRだけではかろうというふうには思いませんけれども、ただあまりにも差があり過ぎるという、これは問題だと思いますので、このCEFRのB2レベル以上の英語教師を増やすために、どういうふうを考えられるかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 英語担当教員のCEFRのB2レベル、英語検定準1級以上の取得率を上げるための教育委員会の取組についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、英語担当教員が英語の資格試験において、CEFRのB2レベル相当のスコアを有しているかどうかにかかわらず、CEFRのB2レベル相当の英語力を身につけている必要があるものと考えており、CEFRのB2レベル相当のスコアを有する教員の確保に努めているところであります。

具体的な取組としては、次年度の英語担当指導主事が一定期間、各学校に常駐し、英語の教科担任と英語を使って、共同で授業を行うこと、また、昨年度から開催しておりますALTを講師とするE-TALK教室により、英語担当教員の英語力向上を図ること、そして、平成29年度から県が実施しております英語外部検定試験補助制度の活用を推奨することなどに取り組んでまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 このCEFRというのは、Aというのは基礎段階、Bが自立段階、Cが熟達段階というふうに分けて、1、2で分けています。B2というのは、実務

に対応できる者、要するに準上級者と言われる者ですけれども、先生がこれを持っていないくて、このC1とかを持っている子どもたちがいますよ、大勢。そういう子どもたちがということなんです。今の中学2年生が4月から中学校3年生になると、2021年度、新年度から新しい指導要領で学ぶこととなります。使用する教科書は——先ほども述べましたけれども、小学校で学ぶ語彙は、以前を含めると、以前の約2倍です。2倍の語彙を使った教科書で学ぶこととなります。そして、高校受験に進んで、さらに大学受験に進むわけです。例えば、東京都は、英語の教師半数以上がCEFRのB2レベル以上です。本市の子どもたちは、大学受験でそこで学んだ子たちと戦うことになるんです。

授業では、今回の新学習指導要領で、コミュニケーションも、きちんと先生が、子どもたちがコミュニケーションしたのを文法上、正しく使えているかどうかまで分かった上で指導するようにしなきゃいけないようになっているんです。ですから、英語の先生の技術レベルがすごく求められているんだと私は思います。大学受験では、全国の子どもたちと戦うわけですから、特に英語は、大学受験では大きな配点を占めています。ぜひ——先生も、私は分かるんです。教育委員会としては、先生も今すごい大変だ、時間が、いろんなのをやらなきゃいけないって大変だというのは分かります。それは分かるんですけれども、先生も大変だけれども、子どもたちのことを考えていただければ、子どもたちはその中で学んで、高校受験、大学受験を迎えるわけですから、ぜひ、子どもたちのことを第一に考えて、教育レベルの向上に努めていただきたい。お願いして、これは終わります。

最後に、病院事業会計についてお聞きします。

青森県立中央病院と青森市民病院のあり方検討協議会についてお尋ねします。

建設地も協議することになるのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良岡委員からのあり方検討協議会における建設地の協議についてであります。協議会では、人口減少や高齢化、医療従事者不足など、両病院を取り巻く現状や課題を整理した上で、将来的に持続可能な医療提供体制の構築に向け、あらゆる可能性等について、専門的かつ多角的な検討をさせていただくことを予定しております。その上で、市民病院の対応については、様々な可能性を検討する必要があるものと考えております。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 県病と市民病院の協議会について、初めて公になったのが、私の知る限り、2月13日の新聞報道においてです。新聞記事には、「施設の老朽化などで統合案が取り沙汰されている青森市民病院と県立中央病院」、「統合案が取り沙汰されている」とあります。市民病院あるいは市長部局において、これまで統合案を取り沙汰したことがあるのかお聞きします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良岡委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

2月13日の新聞記事で、私も、初めて、その統合案みたいな感じで文言が出たことは承知しております。ただ、それについて、具体、その統合みたいな形を前提としたような、そういったことは、私どもは議論したことはありません。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 たしか、私がずっと市民病院の経営問題を取り上げてきて、いろいろとお聞きした中で、市民病院をどうするんだ、ちゃんと青森市で維持していくんですねということを知ったら、市のほうで、市民病院をちゃんと維持して、残していきますというような答弁がありました。

唐突に、私——あまりに唐突ですよ、これ。今、市民病院事務局長がおっしゃられましたけれども、この経営統合に誘導するような、あるいは、あたかも既成事実化するような動きに、私は非常に違和感を持ちます。

そもそも、どこに建設するのか。先ほどのお話ですと、あらゆる可能性とおっしゃっていましたが、どこに建設するのかを明確にしないで、場所を明確にしないで、病院の機能分担や診療科の再編・連携について協議する。これは、機能分担については、これまでもずっと地域医療構想調整会議で協議してきたわけですよ。やってきたんですよ、ずっと。

市内には、ほかにも大きな病院があります。機能分担、診療科の再編・連携については、この全体を見た上で、地域医療構想調整会議でも話ししてきて、きちんとした機能分担についての考え方をやってきたのに、それこそ急に、こういうことが出てきたことについては、非常に、本当に唐突すぎると思います。

我々が考えるべきは、市民病院、青森市民のことです。経営の効率化を名目にして、そういう議論をして、間違っても地域医療が後退するようなことがあってはならないと私は思います。

先ほどの答弁だと、あらゆる可能性について協議するということですが、建設地は市民にとって最大の関心事だと私は思います。市民病院の立地状況によっては、交通のアクセス、要するに市民の利便性が変わります。低下する可能性もある。救急搬送時間の問題も出てきます。救急搬送時間、命に関わる救急搬送が、どれくらいかかるのか。当然、建設地もそういうことを考えてのことでなければ、私はいけないと思うんです。

協議会について、市民も大変関心が大きいですから、透明性がなければいけないと思いますけれども、そうでないと、これからいい形をつくらうとしても、市民の理解が得られないと思います。この設置要綱の中で、この協議会を公開とすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良岡委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

会議の公開ということについてでありますけれども、協議会の公開・非公開については、協議会で取り扱う情報や協議・検討する内容を踏まえつつ、速やかに協議会の委員の皆様の見を確認した上で決定したいと考えております。

いずれにいたしましても、県と調整し、皆様が議論の推移を知ることができるような対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 当然、設置要綱をつくらなければいけないわけですから、その中にいろんなことが入ります。それで、こういう協議会っていうのは、原則、公開ですから、その中で、委員の皆さんに諮るというんだったら分かるんですけども、最初から委員の方に丸投げというのはいかななものかと思っておりますけれども、まずは、この協議会——4回ですよ。あまり時間ないな。たった4回であらゆる可能性について、どれだけ話ができるのか。多分、普通に考えれば、最初に、委嘱状の交付をやって云々で、委員の紹介とか、云々やって、最後の4回目は、提言書をまとめるという形です。果たして、どこまで議論が尽くせるのか。果たして4回でできるのかなと私は思っています。

とりあえずは、この議事録をしっかりと取っていただいて、それで、すぐにその都度、議会に報告していただきたい。そして、議事録を作成したら、速やかに公開すると。これをぜひお約束していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

先ほども答弁申し上げましたけれども、今まさに、その協議の公開の部分については、県とも調整しながら動いていきますので、それを踏まえた中で、どのようになっていくかというのは、また皆様方にお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 市民病院ですから、ぜひ、議会のほうに、その都度都度、しっかり報告していただきたい。

いろいろとお聞きしたいことがあるんですけども、ちょっと時間がないので、1つだけ言えば、経営問題とか、こういう統合問題とかというのは、県病のほうから話が来ているように思いますが、要するに、青森市民病院は二次医療機関、あっちは三次です。ところが、経営が悪くなったのは、はっきりしています。県病が三次医療もやっていたら、二次医療もやっている。青森市民病院の分も仕事をやっている。それから、平成21年度まではきちんと経営されていたんです。ところが、病院長が替わって、先生が、がばがばと辞めた。あれは、診療科ごとの医療費用と

医療収入を比べればはっきりします。2つの診療科だけ、その診療科の赤字が全体の赤字になっています。ですから、ちょっと、一緒になればよくなるという話でないとは思いますが、時間もないので、この件については、またいろいろと質疑させて、討議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、山本治男委員。

○山本治男委員 自由民主党、山本治男です。

1点だけ。10款教育費5項社会教育費、小牧野遺跡の世界遺産登録についてです。

青森市の野沢地区にある小牧野遺跡は、約4000年前の縄文時代後期の遺跡ですが、縄文の石が地表にむき出しになっている、全国でも珍しい環状列石であります。三内丸山遺跡と違い、小ぢんまりとした遺跡ですが、地理的立地条件がいいのか、自然環境に非常に恵まれております。現在、ドングリの木などを植林したり、環境整備が進んでいますが、もともと栗林があって、その栗林の中には縄文栗もあり、そのほかにも野生のヘーゼルナッツや小さな梨なども自生しております。遺跡を歩きながら、そういうものを探して歩くのも1つの楽しみです。非常に楽しいものです。

遺跡の中にちょっとした見晴らし台があり、方向で言えば、南東と言えはいいのでしょうか、雲谷が見えます。そして、八甲田山が見えます。それと太陽と合わせて、位置関係で、多分、縄文人が、夏至や冬至、それによって、季節を感じていたと思っております。そういうことを想像しているだけでも、ちょっと縄文人と同じところに立って、青森市内を見る、陸奥湾を見る、そういうロマンを考えるのもまた楽しいものであります。

そこで質疑ですが、小牧野遺跡の世界遺産登録を見据えて、どういう取組をしているかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 山本治男委員からの小牧野遺跡の世界文化遺産登録を見据えた取組についての御質疑にお答えします。

本市の小牧野遺跡及び三内丸山遺跡を含む北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録につきましては、本年6月下旬から7月上旬頃に中国の福州で開催される予定の世界遺産委員会におきまして、世界文化遺産登録の可否が審議される見込みとなっております。

小牧野遺跡をはじめとする縄文遺跡群の世界文化遺産登録を見据えた取組につきましては、教育委員会におきまして、世界遺産委員会開催時におけるパブリックビューイングや世界遺産登録決定記念式典を開催することとしているほか、縄文シテイサミット in あおもりの開催、「縄文の学び舎・小牧野館」における世界遺産コーナーの設置、市民図書館における縄文遺跡群をテーマとした企画展の開催なども予定しているところであります。

また、小牧野遺跡及び三内丸山遺跡の保存面に関する取組といたしましては、4

月1日からの施行を予定しております一部改正後の青森市景観計画及び本議会で御審議いただいております青森市景観条例と連動して、同じく4月1日から、両遺跡の範囲や緩衝地帯及びその周辺におきまして、開発行為等が計画された際に、その影響を評価する遺産影響評価の試行を開始し、世界文化遺産登録後に本格的に運用する予定としております。

○山本武朝委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。6月下旬から7月上旬の中国での会議で登録が決まるということですがけれども、そのためにも、今、実際には、旧野沢小学校を「縄文の学び舎・小牧野館」と称して、情報公開みたいにやっております。その旧野沢小学校の「縄文の学び舎・小牧野館」を今以上に充実させていくことは考えておりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 「縄文の学び舎・小牧野館」をさらに充実させる考えについての御質疑にお答えします。

旧野沢小学校を改修した「縄文の学び舎・小牧野館」につきましては、小牧野遺跡の出土品の展示や保管、遺跡に関する情報発信を行う施設として、平成27年度に供用を開始し、これまで県内外の多くの方に御来館いただいたところであります。

世界遺産登録後には、「縄文の学び舎・小牧野館」におきまして、新たに世界遺産コーナーを設置する予定としており、具体的な展示内容といたしましては、1つには、ユネスコの世界遺産の概要及び北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産としての普遍的価値の説明、2つには、平成18年度の文化庁への提案書提出から令和3年度に見込まれる世界遺産登録までの歩みについて、3つには、本市の小牧野遺跡や三内丸山遺跡などを含む縄文遺跡群を構成する各遺跡の発掘調査成果の写真や説明などのパネル展示を考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。

実際、「縄文の学び舎・小牧野館」は私も何度か行きましたけれども、狭いながら情報がぎゅっと入っていて、とても勉強になります。ですから、私の希望としては——ちょっと要望させていただきませうけれども、小学生・中学生にあれを見せて、青森市内の縄文遺跡——三内丸山以外の全国でも珍しい、4000年も前の縄文人が触ったであろう石がそこにある。それを見せて勉強をさせるというのも——ですから、年に1回くらい遠足とかで使って、「縄文の学び舎・小牧野館」を見学させるのもよろしいのではないのでしょうか。

そのためにも、小牧野遺跡に行くまでの林道が非常に——昔から整備されずにありますので、何とかバスで行けるように整備するべきと思いますが、その点に関して、どう思いますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 小牧野遺跡に通じる道路の整備についての御質疑にお答えします。

小牧野遺跡に通じる道路につきましては、現在も遺跡を見学するための大型バスが通行可能な状態となっております。今後につきましては、世界遺産登録を見据えた遺跡訪問者の受入れ体制の強化策として、これまで必要に応じて実施してきた農道及び市道の補修や草刈り等について、遺跡見学に伴う大型バスなどの車両がより安全に通行できるよう、令和3年度から新規の縄文遺跡群景観維持・安全対策事業により、毎年定期的実施する予定としております。

○山本武朝委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 分かりました。では、少しずつ整備はしているということですね。ということで、あの林道は、結構狭くて、砂利道で、今でも。私は、最初に行った頃、県に聞いたら、あれはあのままで変わらないと、舗装する気もないという話だったので仕方ない——何か理由があるらしいんですけども、ちょっと忘れちゃいました。でも、何とか、あの遺跡と野沢小学校の前のほうまで、ちょっとしたくぼ地があるんですよ。あれがもしかしたら、縄文人が歩いた道ではないかと、縄文の道ではないかと。定かではありませんが、そういう話もあります。あそこを整備すれば、真っすぐ1キロメートルぐらいなのかな、歩いて行けるんですよ。そうすれば、「縄文の学び舎・小牧野館」を見学した後にそこを歩いて、子どもたちが真っすぐ遺跡に行けると。そういう整備もやってほしいなと希望しております。ですから、もっともっと、年に1回でもいいから、小学生・中学生に小牧野遺跡を見せて——三内丸山もいいんですけども、あそこはレプリカしかないので、やっぱり本物を見せるということは必要だと思うんです。ですから、何とか遠足に利用できるように要望して、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○山本武朝委員長 本日の委員会はここまでで終了し、3月15日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後4時46分散会

3日目 令和3年3月15日（月曜日）午前10時開会

○山本武朝委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、3月12日に引き続き付託された議案の審査を行います。

審査に先立ち、私から御報告いたします。藤原浩平委員より、通院のため、本日の本委員会を欠席するとの報告を受けておりますので、お知らせいたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、工藤健委員。

○工藤健委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、工藤健です。どうぞよろしく申し上げます。

一般会計予算8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、除排雪対策事業についてであります。まず最初に、昨年と今年の除雪に関する「まちレポあおもり」を通しての相談・要望件数をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）工藤委員からの「まちレポあおもり」への相談についての御質疑にお答えいたします。

市では、スマートフォンやタブレット、パソコンから、位置情報や現場写真つきで相談ができる専用のアプリケーションを利用した「まちレポあおもり」を令和元年7月から運用し、雪に関する相談のほか、冬期以外には、道路、公園及び水路に関する御相談を受付しているところであります。「まちレポあおもり」を通じて寄せられました雪に関する相談は、昨年度は26件、今年度は3月8日現在で1361件となっているものであります。

「まちレポあおもり」により相談された内容につきましても、電話やメール、ファクスなど、ほかの方法による相談と基本的には同様の対応であります。先ほど述べましたとおり、「まちレポあおもり」は、位置情報や現場写真つきで相談が可能ですことから、電話などに比べ、職員の現場確認が容易であります。また、迅速な対応が可能となっておりますことから、雪に関する相談につきましても、「まちレポあおもり」の利用を推進してまいりたいと考えているところであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。3月8日現在で1361件、とても多い相談件数だと思いますが、「まちレポあおもり」というのは、市民の方がその場で写真を撮って、レポートを打ち込んで送信するということですね。行政にとっても、現場の状況が確認できるし、現場を確認するというのももちろんありだと思いますが、夜間、休日、あるいは電話がつながりづらいときもその情報がしっかり届くので、市民に

とっても利便性があります。ただ、ほかの電話と対応は同じだということではありますが、「まちレポあおもり」は送信すると、それに受付済みとか解決済みという返信メールが来ると思っておりましたが、その状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの「まちレポあおもり」についての再度の御質疑にお答えいたします。

「まちレポあおもり」を通じて寄せられました相談受付件数は、3月8日まで1361件となっております。このうち「まちレポあおもり」において解決済みとしているのが1110件となっております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。1361件分の1110件、結構な解決率だと思いますが、多分、その他というのは、対応中のものも含め、それからちょっと外れるようなこともあるんだろうと思いますが、せっきくのシステムであります。

ちょっと教えてほしいんですけども、「まちレポあおもり」の中にいろんなカテゴリーがあります。今は冬ですので、雪に関するものが多いと思いますが、「雪に関する相談」、「ゆきレポート」とあるんですけども、これは何か違いはあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの「まちレポあおもり」についての再度の御質疑にお答えいたします。

今、委員がおっしゃったような内容については、ちょっと、私、把握しておりませんでした。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 すみません、ちょっと見ていて気がついたので。カテゴリーが「雪に関する相談」、あるいは「道路に関する相談」、「公園に関する相談」、「水路に関する相談」と分かれていて、今、ほぼ雪だとは思いますが、雪以外にも道路の補修とか。今は大変な状況になっていますので、私も、二、三、「まちレポあおもり」を使って、即対応していただいておりますので、とてもありがたいと思っています。

先ほども言いました市民からの現場の画像とレポート、それに対応して、市がきちんと返信するという、ある意味で双方向の情報ツールなので、これはシステムの信頼性を高めるためにも、今までどおりきちんと対応・返信してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。

「まちレポあおもり」はこれで終わりますが、次に、市民雪寄せ場についてです。

近くに雪寄せ場があれば、とても助かります。ただ、なければ、やはり家の前の雪などを道路に積むか、あるいは歩道にということになってしまうんだろうと思います。その市民雪寄せ場の数・面積について、この3年の推移をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの市民雪寄せ場の過去3年間の件数についてお答えいたします。

市では、市民の自主的な雪処理に対する支援の一つといたしまして、市民雪寄せ場事業を実施しているところであります。市民雪寄せ場事業は、住宅密集地に空き地を所有している方が、町会・町内会との契約により、地域の雪寄せ場として、町会に無償で貸付けする場合に、固定資産税の一部を減免することにより、民有地を活用した市民の雪寄せ場の確保を図るものであります。

市民雪寄せ場の過去3年間の件数につきましては、平成30年度は431件、令和元年度は387件、令和2年度は366件となっているものであります。（「面積」と呼ぶ者あり）大変失礼しました。市民雪寄せ場の面積につきましては、平成30年度が約19万2000平方メートル、令和元年度が約17万3000平方メートル、令和2年度が約16万1000平方メートルであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。数も面積もやっぱり若干減っています。市民雪寄せ場は、基本的には空き地利用ですので、固定資産税の減免等があるにしても、空き地の所有者の協力がなければ、これはどうしようもないんですが、最近、意外と郊外でも空き地に家が建っています。逆に、同時に空き家も増えているんですよね。空き地は減って、空き家が増える。不思議な現象ですが、市民雪寄せ場の対象になる空き地自体はなかなか増えていかないということです。基本的には、町会と所有者の、いわゆる契約になるんだと思いますけれども、なかなか思うように増えないんです。せめて市から市民雪寄せ場の提供の働きかけをしてもらえると助かるんですけれども、そうした市民雪寄せ場を増やす取組はどのようにしているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの市民雪寄せ場に関する再度の御質疑にお答えいたします。

令和2年度における市民雪寄せ場の確保に向けた取組といたしまして、「広報あおもり」や市ホームページへの掲載のほか、テレビ広報やラジオ広報を通し、周知を行ったところであります。また、公益社団法人青森県宅地建物取引業協会青森支部の会員の約200社に対しまして、町会からの、不動産屋の看板が乗っているような空き地について、所有者の問合せ等があった場合には、町会と所有者とのスムーズな貸借契約に向け、協力依頼を行ったところであります。

今後におきましても、市民雪寄せ場に適した青森市所有の遊休市有地や国・県の所有している公有地などについても調査するなど、市民雪寄せ場の確保に努めてまいります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。近くに公有地とか、そういうところがあれば

ば、それは、多分、いろんな形で開放はしてもらえらると思うんですが、やはり民有地だと思います。不動産業者にいろいろお願いするにしても、できれば、もう一歩踏み込んでお願いしていただきたい。実数自体が減っていますので、なかなか大変——今年の冬もそういう場所が幾つもあるって、問合せも伺っております。

あと、市民雪寄せ場を排雪もしてもらっているようですが、これもできれば、きめ細かにやってもらえれば。少し雪が降ると、近隣から皆さん持ってきますので、すぐいっぱいになってしまうということですので、よろしくお願ひします。

この冬、特にじゃけんにされた雪ではありますけれども、格闘した冬も雪が解ければ、これから桜も咲いて、新緑が芽吹くと。青森の場合は、喉元過ぎれば何とかとよく言われる雪でありますけれども、大変だった過去を忘れて、目線をあしたに切り替えるというのは、多分、雪国の知恵の一つでもあると思うんですが、問題・課題は、来年に向けて、忘れないように、しっかりとまた対応していただけるよう要望いたします。

ちょっと伺った話ですけれども、青森の雪は、毎年八甲田へ降る雪の量というのが約20億トンなんだそうです。それで、これは十和田湖の貯水量の約5分の1に上るそうで、全国でも最も深いと言われる雪ですけれども、この深い雪がしっかり下のほうで締まって、少しずつ解け出した雪の6割がブナの葉を通して、こっち側に浸透していくそうです。それが湧き出て、青森県の青森市東側・西側に流れる川に、いわゆる豊富な水で潤しているということだそうでもありますので、確かに大変な雪ですけれども、一面はそういうものがあるということも心しながら過ごしていきたいなと思っております。これで、除雪については終わります。

次に、10款教育費……

○山本武朝委員長 工藤委員、ちょっとお待ちください。雪に関して答弁ができるようですので、答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 先ほど、工藤委員から「ゆきレポート」についての御質疑がありました。

「ゆきレポート」とは、市からの雪に関するイベント情報などを情報提供するためのものというふうに認識しております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それでは次に、10款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費、世界遺産登録推進事業についてであります。

世界遺産登録に向けて、記念事業が幾つかありますけれども、6月から7月にかけての世界遺産委員会がとても待ち遠しいところですが、北海道・北東北だけではなくて、全国の考古学ファンや関心のある方も楽しみにしていると思ひます。最近では、若い方も、縄文を古くて新しい現代アートとして見ている方も増えているということです。

世界遺産候補としての縄文遺跡群ですけれども、歴史的なあるいは文化的な遺産としての貴重性と、いわゆる観光資源としての価値を生かしながら盛り上げていければと思います。

では、青森市の取組として縄文シティサミット開催事業がありますけれども、これについて概要をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 工藤委員からの縄文シティサミット開催事業の概要についての御質疑にお答えします。

縄文シティサミットにつきましては、平成10年、青森市制施行100周年記念事業の一環として、全国の縄文遺跡を有する都市の首長を本市に招聘し、開催されたものであります。これをきっかけに、翌平成11年、縄文遺跡を有する都市のネットワーク化を図り、縄文の心や文化観を共有し、まちづくりに活用するための方策を探ることを目的に、縄文都市連絡協議会が設立され、現在、北海道から九州まで17市町が加盟しているところであります。

本協議会におきましては、設立以来、毎年、各加盟都市において縄文シティサミットを開催しておりますが、令和3年度につきましては、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界文化遺産登録が見込まれますことから、まさに時宜を得たものとして、本市で開催することを立候補したものであります。縄文シティサミットでは、毎年、縄文をテーマとした首長討論を開催しており、令和3年度のテーマは、縄文遺跡の世界遺産登録にちなんだものになりたいと考えており、今後開催されます縄文都市連絡協議会の会議におきまして、各加盟都市間の意見を調整した上で決定されることとなっております。

また、サミット開催の翌日には、北海道・北東北の縄文遺跡群の構成資産である小牧野遺跡や三内丸山遺跡を加盟都市の首長に視察していただくことを通じて、縄文の魅力や歴史的意義を共有したいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。縄文遺跡自体は全国にありますので、その価値を共有できればと思いますけれども、昨年、会派で北海道を回りまして、縄文遺跡を回って、行政とか施設の方といろいろ話をしましたが、皆さん、やはり対象のほかの遺跡全ては見えていないんです。本州と北海道ということもありますけれども、なかなか行けないということでもありました。

縄文シティサミットは、縄文都市連絡協議会に加盟する17市町の首長によるサミットということでもありますけれども、加盟都市の担当者が意見交換をするということも大事だと思います。各縄文遺跡に関する情報交換ができる機会を設けてはいかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 加盟都市の関係者の意見交換の場につい

での御質疑にお答えします。

縄文都市連絡協議会におきましては、サミットの数か月前に、当該年度のサミット開催地におきまして、担当者が集まる幹事会を開催し、サミットのテーマや運営方法を協議しているほか、開催地の遺跡を視察し、ガイダンス施設を実際に管理している方々も交え、遺跡の管理方法や施設の展示方法などについて情報交換を行っております。また、サミット当日には、三内丸山応援隊や小牧野遺跡保存活用協議会のような各加盟都市の遺跡保存活用団体も有志で参加しており、終了後には、交流会も行っているところであります。

教育委員会といたしましては、行政担当者、そして民間協力者を問わず、このような幅広い関係者が忌憚のない意見交換をすることは重要であると認識しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。担当者のみならず、いわゆる現場の方とか、地域の応援隊の皆さんも、それに関わるということであれば、とても喜ぶと思いますし、それぞれ北東北と北海道で1つの縄文遺跡群としての文化遺産ですので、やはりそういった情報交換とか交流は必要です。ぜひ続けていただきたいと思います。

こうした北海道・北東北の各遺跡からのメッセージとか情報は、最近では、ユーチューブで結構配信されております。先月には、青森の縄文遺跡群のイメージソングをRINGOMUSUMEがプロモーションビデオで発表しております。これは、私も見ましたが、なかなか今感覚の優れたプロモーションビデオだなと。これは縄文遺跡がブレイクすれば、ひょっとすると紅白もみたいな、そういう期待もできるようなと思いました。世界遺産登録次第だと思えますけれども。

そんな中で、小牧野遺跡のPR動画なんですけれども、どちらかといえば、小学生向けの内容で、少し映像が古そうに見えます。ターゲットを広くして、遺跡の魅力をPRする、やはり新たなものをつくる必要があると思うんですけれども、指定管理の方にとというのはちょっと無理があるので、青森市として制作する予定はないのかお伺いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 小牧野遺跡のPR動画制作についての御質疑にお答えします。

教育委員会におきましては、世界遺産登録を目指す小牧野遺跡に関する動画として、平成29年度に「こまっくーが紹介する小牧野遺跡」と題した遺跡解説動画を、小牧野遺跡関連施設の指定管理事業におきまして、遺跡スタッフ及び文化財課職員との共同により、自ら制作したところであります。本動画は、「縄文の学び舎・小牧野館」の展示品や小牧野遺跡の見どころなどを約15分の時間で解説したものとなっております。小牧野遺跡のホームページやユーチューブで閲覧することが可能となっております。

また、令和元年度の職員提案による縄文遺跡群を対象としたクラウドファンディングを令和3年度に実施することとしており、この取組の中で、広く寄附を募るためのPR動画を制作してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。今の時代、ビジュアルはとても大事ですし、観光面だけでなく、遺跡の歴史とか文化性をしっかり伝えるためにも必要です。クラウドファンディングも1つの方法でもありますので、ぜひ検討していただきたい。世界遺産になれば、多分、世界中からネットを通して検索されるはずですよ。となったときに、小牧野遺跡はこういう遺跡だということをやはりきちんと伝える必要がありますので、ぜひ検討してください。よろしくお願いします。

次に、観光政策のほうに移りますけれども、7款商工費1項商工費3目観光費、「ここだけ青森市」ツーリズム造成事業の内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 工藤委員からの「ここだけ青森市」ツーリズム造成事業の概要についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、観光振興を図るため、青森商工会議所や青森観光コンベンション協会等の関係機関と連携して、青森市観光振興会議を組織し、受入れ体制・環境の充実や、四季を通じた魅力づくり、観光情報の効果的な発信を行うなど、官民一体となった誘客を促進しているところであります。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人誘客が難しい状況にあることを踏まえまして、国内観光客の誘致に取り組むこととしております。

工藤委員お尋ねの「ここだけ青森市」ツーリズム造成事業は、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録を契機とし、国内の旅行者のうち、特に宿泊旅行者数の多いシニア層をターゲットとして、三内丸山遺跡や小牧野遺跡を活用した付加価値の高い特別な体験ができるツアー商品を造成するものであります。

北海道・北東北の縄文遺跡群が世界文化遺産に登録された場合には、国内外から注目が集まることから、関係機関と連携を図りながら、本市の魅力発信及び受入れ環境の整備などに努めていきたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。世界遺産登録が前提であるというのは承知しております。きっかけになって、それ以外に青森の歴史とか文化とかが注目されればいいなとは思っております。

そして、2015年7月に青森市が国際会議観光都市に認定されています。当時、庁舎に垂れ幕を下げて、セレモニーをした記憶がありますが、その後、青森市で開催されました国際会議をお伺いしましたら、1回だけということだそうですので——でも、原子力関係の国際会議で、参加者はそれでも429名いたということでした。国際会議ですから、どうしても相応の魅力ある大都市での開催になるのは仕方

ないと思うんですが、これは認定当時にも一般質問でお話をしましたが、本会議自体は大きなホテルで行うということであるにしても、例えば、レセプション、ミーティング、分科会、いわゆるそういう社交・交流の場を、美術館とか博物館、歴史的な場所で行うということもあるようであります。それをユニークベニュー——特別な会場という言い方をするそうですけれども、地域が誇る、地域ならではの場所で開催するということが会議に参加した人にとっては特別な体験として記憶に残るということです。

多分、世界から注目されることになる三内丸山遺跡と小牧野遺跡をぜひ活用して、観光を含めて、青森に来た方に特別な場所で特別な体験をしてもらおうと。国際会議もそうですし、MICE誘致の鍵にもなると思いますので、積極的に活用して売り出すことを御検討ください。

そして、この項の最後に、北海道・北東北の縄文遺跡群というのは、もちろん北海道の遺跡も含まれます。前議会でもお話をしました。北海道の縄文遺跡というのは、その後、稲作文化に行くのではなくて、続縄文文化を経て、アイヌ文化へと向かいます。本州とは異なる文化の流れを遂げています。北海道の厳しい寒さの中で、自然と共生するというアイヌ文化は、持続可能な社会として、とても魅力的な、学ぶものがあるとは思っておりますが、先週、民放のテレビで、アイヌ民族に対する不適切な発言がありました。悪意はないものの、いわゆる歴史的な知識がないゆえの言葉だと思うんですが、アイヌ民族の誇りを大きく傷つけることになりました。そこで思ったのは、やはり教育はとても大事ななというふうに思います。特に今回の世界遺産登録に向けた縄文遺跡群では、北海道と北東北というのは同じ文化圏として扱われておりますので、青森市の小・中学校の教育の中でも、縄文文化と一緒に、そこから続く北海道のアイヌ文化についても、歴史も含めて適切に取り上げていただくように、これは要望としてお願いします。この項はこれで終わります。ありがとうございます。

最後に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、防災対策事業であります。

3月11日で東日本大震災から10年がたっています。先月の福島県沖を震源とする地震でも、改めて、災害はいつ起こるか分からないという危機管理の必要性を思い知らされました。地震に限らず、今の国内のいろんな自然状況を見ますと、千年に一度の大雨が降ってもおかしくないと言われておりますが、一昨年、これまでの5.5倍の浸水面積となる洪水浸水想定区域図が発表になっております。新たな洪水ハザードマップの配布について、予定をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの洪水ハザードマップの御質疑にお答えいたします。

洪水ハザードマップは、台風や豪雨の影響により、河川堤防の決壊や増水により

まして、河川の水が堤防を越えるなど、浸水した場合の浸水範囲・深さなどの情報及びその際の避難に関する避難判断水位、避難場所などの情報を住民の皆様に分かりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを主な目的として作成した地図であります。市では、青森県が公表した浸水想定区域を基に、平成22年度に青森市洪水ハザードマップを公表し、その後、平成29年度に、指定避難所や避難判断水位などを更新した青森市洪水ハザードマップを公表しているところであります。

平成27年の水防法改正に伴いまして、河川の氾濫を想定する上で対象とする降雨が、想定最大規模降雨、いわゆる千年に一度以上の規模の降雨となったことを受けまして、県におきましては、市内の7水系10河川について、新たな洪水浸水想定区域を平成31年1月から令和2年6月にかけて順次公表しましたことから、これを受けまして、市では、現在、避難判断水位の追加や浸水範囲拡大に伴う避難所指定の見直しを行うなど、新たな洪水ハザードマップの作成業務を進めており、今年度内の完了を予定しているところであります。

新たな洪水ハザードマップの配布に向けた今後の予定といたしましては、令和3年度に洪水浸水想定区域の全世帯及び要配慮者利用施設などへ配布することとしており、併せて、市ホームページや「広報あおもり」などにおきまして、青森市洪水ハザードマップを更新した旨を、市民の皆様にお知らせすることとしております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。一応、今年度内には作成をして、令和3年度で配布をすると。その配布先ですけれども、いわゆる被害想定区域内の全世帯ということですが、かなりのエリアだと思うんです。その想定区域内に入っていない世帯であっても、勤務先であるとか、あるいは何かの用事でよく行く場所であるとか、そういう意味では、知っておく必要がある。これが市内で想定区域自体が少ないのであれば、それはそれでいいんですけれども、結構なエリアだと思うので、それは全世帯にということとは考えていないですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

今年度、今、作業を進めております新たな洪水ハザードマップにつきましては、浸水想定区域内の全世帯への配布及び要配慮者利用施設への配布を想定しているところでありますが、浸水想定区域が今回かなり拡大することによりまして、前回配布した際の、枚数的には倍以上の枚数を作成いたしまして、配布する予定としておりますので、かなりの部分はカバーされるものと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。かなりの部分はカバーされますけれども、全世帯ではないんですよね。これはプラス追加でいろいろお願いしたいと思いますが、中心部は、ほぼ区域に入ってしまうし、住宅街でも、ちょっと高台にあるところは別ですけれども、それ以外は意外と周囲を囲まれるような感じで、そういうエリア

が多いです。このハザードマップについては、被災可能性のある地域にはやっぱりきちんとリスクを伝えて、そこに該当する町会等には説明会をこれから開いていく用意はあるのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 工藤委員からの洪水ハザードマップの説明会についての御質疑にお答えいたします。

市では、これまでも、地域住民の皆様の防災知識の普及と防災意識の高揚を図るために、町会・町内会などや自主防災組織などからの御要望に応じまして、防災講習会などを随時行っているところであります。今後におきましても、町会・町内会などから、洪水ハザードマップについて、説明会の御要望があった際には、説明会の開催日時や会場について調整の上、随時、対応してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。災害への備えというのは、まず、十分な情報を伝えた上で、危機感を持ってもらうというのがやはり大事だと思います。特に、災害想定、被害の大きそうな地域には積極的にお知らせする必要がありますので、自主防災意識を持ってもらうためにも、ここは、できれば、市のほうから積極的に説明会を開くなり、それだけでなく、何らかの機会でもいいと思うので、そういう時間を設けて、地域の皆さんにお知らせしてもらいたいと思います。

洪水についてはこれで終わりますが、昨年4月、内閣府の有識者検討会から日本海溝・千島海溝沿いの地震が発生すれば、八戸市には26.1メートル、陸奥湾内の青森市にも最大5.4メートルの津波が襲うという発表がありました。今後、県を通して、新たな津波浸水想定など、いろんな詳細が示されると思いますが、市の対応をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 新たな津波浸水想定への対応についての御質疑にお答えいたします。

本市では、津波浸水想定区域に対応する避難所を指定しまして、平成26年2月に青森湾西岸断層帯の一つであります入内断層を震源とする内陸直下型地震による津波を想定しました青森市津波ハザードマップを作成し、津波浸水想定区域内の全世帯及び全事業所に配布を行って、津波災害への注意喚起を行ってきたところであります。

現在、県におきまして新しい津波浸水想定を策定中であります。県が作成中であります新しい津波浸水想定は、工藤委員のほうからも御紹介がありましたように、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによります津波浸水想定を踏まえてシミュレーションを行っておりまして、現在の青森市津波ハザードマップに示しております津波浸水想定に比べますと、津波高が高くなり、浸水範囲の広がりも当然にして予想されます。このことから、津波災害に対応する避難所の見直し及び津波ハ

ザードマップの更新が必要になるものと考えております。

今後も、県と連携を図り、その津波災害対策に万全を期していきたいと考えております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 気象庁が今月の8日に東日本大震災から10年間の地震活動のまとめを発表しています。それを踏まえて、10年前に巨大地震が発生した東北から関東の沖合にかけての日本海溝沿いの流域では、今後もマグニチュード7以上の大きな地震が高い確率で発生すると評価されておりまして、気象庁は厳重な注意を呼びかけております。地震、津波、洪水を含めて、災害に備えるための事前情報としてのハザードマップはこれからも計画的にきちんと整備していただくようお願いいたします。

次に、避難所運営についてですが、避難所用キーボックスの設置という疑問をしようと思っておりましたけれども、先日、木下委員に答弁がありましたので、割愛をいたしますが、施設管理者と、職員を3名配置していて、施設管理者が間に合わない場合には、職員がキーボックスを開け、避難所の鍵を開けるということです。それが市内60か所、小学校と市民センター等に設置予定であるということですのでよろしいですね、その内容で。

地域にいる職員であれば、災害時も対応可能だと思います。函館市も似たようなことをしているんですが、ほかに避難所地域協力員ということで、地域町会役員に避難所の解錠と安全確認までをお願いしています。電話でお伺いしましたが、高齢化など、地域の事情もあるんだけれども、市内に84か所避難所があるそうですけれども、その3分の1で対応が可能だということでありました。自主防災組織を含めて、地域の協力を得ながら、地域にも当事者意識を持ってもらうという意味では、そういった方法もありかなと思います。とても有効な制度だと思いますが、もちろん全てとは言いませんけれども、市内60か所で職員が手薄な避難所というのも多分あるんだと思いますけれども、どうですか、そういうのを参考にしても、いかがでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 避難所の鍵の管理についての御質疑にお答えいたします。

基本的に、先ほど、工藤委員のほうからも御紹介がありました施設の管理者あるいは施設の配置職員等でもって、緊急時、早い人がキーボックスの鍵を使って解錠をし、施設の安全を確認した上で、避難所を開設するという流れになっております。ただ、施設の配置職員などがということで答弁させていただきました。場所によりましては、やっぱり施設の都合・状況、あるいは地域の状況等がありますので、工藤委員の御紹介のような自主防災組織の代表とか、町会の代表、その方にまで、鍵の管理を拡大することも、ただいま想定しているところであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。災害時の対応というのは、やはり臨機応変にならざるを得ないところもありますので、ぜひ、そういった協力関係は結んでおくべきだと思います。御検討ください。

次に、現在の青森市の自主防災組織活動カバー率をお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織の組織活動カバー率についての質疑にお答えさせていただきます。

現在ということでしょうか。直近何か年……

〔工藤健委員「直近で」と呼ぶ〕

○能代谷潤治総務部長 直近3か年ぐらいでよろしいでしょうか。

〔工藤健委員「いえ、現在で大丈夫です」と呼ぶ〕

○能代谷潤治総務部長 現在ですか、はい、承知いたしました。すみません。

本市では、令和3年2月末現在で、407の町会・町内会のうち、195の町会・町内会で自主防災組織が結成されているところであります。この市全体の世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている世帯数の割合、いわゆる組織活動カバー率、いわゆる組織率でありますけれども、これは、今年2月末現在で、50.93%となっているところであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。自主防災組織活動カバー率が少しずつじわじわ伸びてはおりますけれども、県の平均が54.4%——これは、多分、去年度だと思いたしますが、54.4%で、でも、全国ワーストツーンなんですよね。全国平均が84.1%。なかなか難しいという気がします。伸びない理由をどのように捉えているのかお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織の組織率についての再質疑にお答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきましたけれども、本市では、令和3年2月末現在で、407の町会・町内会のうち、195の町会・町内会で自主防災組織が結成されております。その組織行動カバー率、いわゆる組織率も50.93%となっております。組織率を年度ごとにちょっと見ていきますと、平成30年度は48.49%、令和元年度ですと49.89%、今年度は50.93%と、年々増加しているところであります。微増ではありますが、増加しています。また、10年前、東日本大震災時の組織率は25.64%でありますので、約10年間で倍増しているという状況であります。率そのものはまだまだ低いところですが、伸びといたしましては伸びている状況であります。

市としては、今後におきましても、組織率向上のために、組織未結成の町会とか町内会に対しまして、自主防災組織の新規組織結成のための説明会ですとか、防災講話あるいは防災訓練などの指導とか、そういう支援を通しまして、拡大に努めて

まいりたいと思いますし、毎年、学校を中心として、その周辺の連合町会等で青森市総合防災訓練を実施しております。その防災訓練とかを活用しながら——幸い、その防災拠点一つ一つの中で、その区域の中で自主防災組織を結成していないというところはないんです。ですので、新たな結成だけじゃなくて、既に結成されている町会・町内会等と一緒にやっていくというふうな方策も取りながら、積極的に働きかけて、継続的に促進に努め、自主防災組織の結成町会あるいは町内会の数の向上に努めていきたいと思っております。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かります。伸びてはいます。伸びてはいますけれども、だんだん、最近になると、じわじわ伸び率が下がってきていると。伸びない原因というのは相応にあるんだと思います。どうしても、よく話をすると、青森って災害が少ないよねというような、危機感がないというのものもあるし、やはり、町会がある程度、自主防災組織の中心になるということであれば、高齢化もあるし、役員不足というのもあります。

では、現在の自主防災組織で女性がリーダーになっている組織というのは幾つあるのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織の女性のリーダーの活躍についての質疑にお答えさせていただきます。

本市では、先ほど申し上げましたけれども、139の自主防災組織が結成されておまして、町会・町内会の数でいきますと、195の町会あるいは町内会が自主防災組織を結成しているところであります。その中で、町会長が女性というところは6町会、そのうち自主防災組織のリーダー・会長としているのが4名となっております。このほか、本市では、防災士の資格取得の費用の助成をしているんですけれども、この助成を利用いたしまして、防災士の資格を取得した方が、女性で1人いらっしゃいます。

リーダーまたはリーダー格となって組織内で活動している人を何をもって定義するかというのはあるんですけれども、会長とか防災士というのは、今、言った数です。そのほか、その組織の中には、部会とか班とかを編成しながら、班長あるいは部会長というふうな形でも活動している方がおります。そういう意味で、数は正確には把握していないんですけれども、そういう組織内でリーダーまたはリーダー格となって活躍されている女性につきましては、相当数いるものとして認識しているところであります。

○山本武朝委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

最後に、地域で、自主防災、避難所運営にも関わっておりますので、その立場から提案を述べて終わります。

1つに、学校、市民センターが防災拠点であるということから、各地域に展開するまちづくり協議会へ働きかけをしてほしいということ。2つに、今後増えていくコミュニティ・スクールとの連携です。学校、地域、そして家庭、PTAを巻き込んで進めるということが効果があると思います。そして3つに、今、最後に質疑しました町会・町内会対象の防災説明会の出席者はほとんど男性です。女性は、1人か2人、3人、そのぐらいしか来ていません。でも、実際には、避難所運営には、女性の視点がとても大事でありますし、市民防災セミナーとか、あるいは防災活動の実践者には女性がたくさんいます。ですので、ぜひ、男女共同参画を含めて、多様性の視点というのが避難所運営にはとても大事でありますので、女性のリーダー・サブリーダーを育成しながら、地域に巻き込んでいただくようお願いいたします。

防災は、地域の文化でなければ、地域には根つきません。青森市の行政組織も、総務部、都市整備部、福祉部、市民部、教育委員会、この行政の横断的な連携と地域とが一緒になることで地域防災の推進力になると申し上げて、私の質疑を終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午前11時5分からといたします。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。

次に、神山昌則委員。

○神山昌則委員 あおもり令和の会、神山昌則です。順次質疑してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、農林水産振興の中から、先端技術の導入による作業の省力化や生産性向上について、スマート農業の対策事業についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）神山委員のスマート農業普及対策事業の中のスマート農業チャレンジ事業についての御質疑にお答えいたします。

市では、農作業の省力化や生産性向上に向け、ロボット技術・情報通信技術等の先進技術を取り入れましたスマート農業の普及に取り組んでおり、令和元年度には、

スマート農業を身近に感じていただくため、青森地区・浪岡地区で農薬散布用ドローンや無人のロボットトラクター等を紹介する実演会を実施し、各地区合わせて100名を超える方々の御参加をいただいたところでもあります。また、今年度は、スマート農業の実証実験として、ミニトマト農家の御協力の下、日射比例かん水制御システムの収量・品質の向上や省力化の効果の検証、農業振興センターでビニールハウス側面の開閉作業を自動で行う自動換気システムの収量・品質の向上や省力化の効果の検証、果樹園地におけるスマート農業技術の導入可能性を探るため、リンゴ園地及びサクランボ園地でIoTセンサーカメラを活用した土壌水分や葉ぬれ度と病虫害の発生状況との関係性の検証及びドローンによる農薬散布効果の検証を実施し、昨年8月1日に青森市スマート農業技術導入実証実験現地説明会を浪岡地区のリンゴ園地で行い、約50名の方々が参加するなど、関心の高さがうかがえたところでもあります。なお、実証実験の結果につきましては、青森圏域連携中枢都市圏による取組として、東青5市町村の農業者を対象に、本年2月に報告会を開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、開催を見送ったため、今後、栽培講習会の際に資料配布を行うなど、農業者への周知を図ってまいります。

お尋ねのスマート農業チャレンジ事業につきましては、令和3年度からの新たな取組として、スマート農業の一層の普及を図るため、作業を自動化し、人手を省くことが可能になるロボット技術や、熟練者の作業記録のデジタル化・自動化による情報共有、農作物の生育や病虫害の予測に向けた気象データや各種データのAI解析などの技術を活用したスマート農業機器を導入し、市と共に省力化や収量向上等の実証実験を行い、その成果報告会等に御協力いただける意欲ある農業者に対し、機器の購入に要する経費の2分の1、上限200万円を補助するものであり、この経費を令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところでもあります。

市といたしましては、スマート農業技術の導入は農作業の省力化・軽労化や次世代を担う若手農業者の育成・確保を図るという観点から重要なものと認識しており、今後も引き続き、県や青森農業協同組合等、関係団体と連携しながら、スマート農業の普及促進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

まさしく今、車をはじめ、農業機械、全てのものがロボット化・スマート化、いろいろやっていますけれども、これは一朝一夕にいくものじゃなくて、結局、長い蓄積があって、初めて実用化になるもので、最近、去年あたりは自動のロボット草刈り機。もうエンジンからバッテリーです。もうエンジンの時代は終わるのかなと。これもまた世界の炭素化のいろいろ取組でやっていますけれども、その中で、青森市

では、補助率2分の1、上限200万円って、この意味をちょっと教えてもらえませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 補助率の御質疑にお答えいたします。

機械購入等に係る経費があります。そのまず2分の1を対象としますが、その補助金の上限を200万円にしているということであります。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 例えば、どういうふうな農業機器を想定するのか、その辺、分かりますか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 スマート農業機器の再度の御質疑にお答えいたします。

例えばであります、ロボットトラクターでありますとか、農業用のドローンでありますとか、アシストスーツでありますとか、あるいは圃場等の環境制御システム、あるいは先ほど御紹介がありましたリモコンの草刈り機、そうしたもろもろのスマート農業とされている機械というふうに、全般を考えております。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

私も、もうずっと農業機械関係の仕事をしていまして、技術も全く変わっているんです。もう今、例えば、直線キープのGPS付きのトラクターとかも普及段階に入っているわけですが、いや、すごいものです。農業機械がもうタブレットか携帯がないと仕事ができないんです。トラブルがあった場合——この機械が真っすぐ行かない、どうしても蛇行するとなる。何を一番先に見なきゃ駄目だって、タブレットを見て、GPSの位置がどこにいるかを見ていくんです。GPSがその近くにいないと、電波が弱いので、受信し切れなくて、そういうふうになる場合もある。一番最初にGPSの位置を確認してくださいと。これがメーカーの基本的な指導なんです。すごいものですよ。農業機械でGPS見なきゃ駄目って、考えられなかったんです。それだけ技術が進んでいっています。それはなぜかという、人手不足、後継者がいない、そこに行き着くんだらうと思いますけれども、何せその分、価格が上がるわけです。それで、今、200万円、2分の1のこの補助金というのは、すごく農家にすれば助かると思いますので、よろしく願いして、この項は終わります。

次に、水田農業高度化推進事業について。

令和3年度から予定している水田農業高度化推進事業の概要をお願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 水田農業高度化推進事業についての御質疑にお答えいたします。

水田農業高度化推進事業は、本市の基幹産業であります米の生産を安定的に維持して、稲作経営の安定及び持続的な発展を図るため、スマート農業技術を活用してさらなる水稲の生産コストの低減や水稲栽培の省力化に地域ぐるみで取り組む農業者団体を支援する事業であります。

具体的には、地域ぐるみで水稲の航空防除を実施するおおむね30戸以上の農業者で構成する農業者団体に対しまして、スマート農業技術の活用により水田農業の高度化を図る取組に要する経費に対し助成するものであります。交付要件といたしまして、農業者団体による農業者を対象としたスマート農業講習会の開催や、省力化や収量向上などの効果を検証するスマート農業実証実験、また、スマート農業機器の購入、例えば、病害虫の発生状況に応じた農薬散布を実施する農薬散布用ドローン、自動で正確な作業ができる自動操舵機能付田植機及びトラクター、遠隔操作により用水管理作業を削減する水田の水管理システム、離れた場所から圃場やハウス内の環境を確認できるIoTセンサーカメラ、重量物の持ち上げ下げ時に腰や腕にかかる負荷を軽減するアシストスーツの購入などの取組に応じて、10アール当たり最大250円を交付するものであり、この経費を令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

市といたしましては、今後も、スマート農業の推進により、米の安定生産による稲作経営の安定及び持続的な発展を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。この内容によると、30戸以上の農家が対象だよという話なんですけど、青森市あたりは、30戸以上の数というのは把握しているものなんでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 農業者団体の30戸以上の団体ということであります。

今、手持ちにある資料で御紹介いたしますと……

〔神山昌則委員「大まかな数でもよろしいですよ」と呼ぶ〕

○加藤文男農林水産部長 はい。例えば、全部はちょっと今、把握、手元にないんですが、北部地域の病害虫防除実施協議会、ここははるかに50戸以上超えておりますし、ほかに4つほど組合があるんですが、おおむね30戸以上もしくはその前後というふうに記憶しております。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 農業に関しても、多角的にいろんな施策をやってもらって、本当にありがたい限りです。何回もしゃべるけれども、結局、設備投資のお金なんです。例えば、簡単にドローンと言うけれども、ドローンを1機買うのに大体280万円から350万円ぐらい。前にも私が一般質問で申し上げたことがあるかないか、ちょっとあれですけども、前は免許を取るのに50万円かかったんです。今は、大体30万円

くらいで、だんだん自動車の講習場でも免許を取れるようになりまして、安くはなっているんですけども、いずれにしてもドローンは1年に何日使うか。何日かなんです。春から秋まで使うのではない。何日か使うだけ。それで、投資するという、これが農業機械の実態なんです、稼働率が非常に悪いという。それで、設備投資はだんだん上がっていくということで、こういう支援というのは、すごく農家の人は助かると思いますので、ひとつこれからもよろしくお願いします。この項はこれで終わります。農林水産部長、ちょっと時間が、あと2人控えていましたので、これはこれで終わります。

次に、特産物開発支援事業について、令和3年度、来年度から予定している特産物開発支援事業のうち、今、盛んにふるさと納税を拡大しているような感じがしているんですけども、この中身をちょっとお示してください。よろしくお願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 ふるさと納税進呈品導入支援事業についての御質疑にお答えいたします。

本市では、これまで、あおりり産品の高付加価値化を推進し、農林水産業者等の所得向上を図ることを目的に、生産、加工、販売まで一貫して行う、いわゆる6次産業化に取り組む生産者及び生産者団体を、青森県と連携し、青森市生産者6次産業化支援事業として実施してきたところであります。

具体的には、青森県では、「地域の6次産業化」スタートアップ支援事業として、係る経費の3分の1に相当する額、上限20万円を、また、農山漁村女性起業育成・経営発展支援事業として、係る経費の2分の1に相当する額、上限50万円を助成しております。これらに加えて、市では、同事業交付決定者に対して、かさ上げの助成を行っており、新商品開発、人材育成、販路開拓、機械施設の導入に係る経費の4分の1に相当する額、上限25万円を助成しているところであります。

これらの取組に加えまして、令和3年度からは、本市産品を活用した特産品の開発に取り組む生産者のみならず、加工・製造並びに販売する事業者等を対象としたふるさと納税進呈品導入支援事業を予定しており、この経費を令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

具体的には、まず、対象者につきましては、青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税における返礼品となり得る特産品を開発する生産者をはじめ、加工・製造販売する事業者等を対象とし、その支援内容につきましては、特産品開発に係る新技術の導入・開発支援としており、具体的には、技術研究、資機材の導入、品評会等の開催に係る経費の3分の1、上限50万円を助成することとしております。

令和3年度においては、これまで取り組んできた青森市生産者6次産業化支援事業と新規事業として実施を予定しておりますふるさと納税進呈品導入支援事業のこの2事業を特産品開発支援事業として整理・統合し、本市産品の高付加価値化をより一層推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本事業につきましては、一次・二次・三次産業事業者との相互の連携が必要でありますことから、青森商工会議所、青森農業協同組合など、関係機関と情報共有を図りながら、事業の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。この事業も非常に大事だと私は思っています。一次産業、二次産業というのは——一次産業は、農業・漁業者のみならず、裾野が広い事業でありますので、私は、これはぜひ成功させてほしいと思っています。というのは、たまたまうちの息子が東京にいますけれども、何をしゃべっているかという、青森市に魅力がないという話なんです。それは個々にはあるんですけれども、自分たちの仲間で何をやっているかという、A君、B君、C君と、あなたはあそこのものやっってください、私はここのもの。なぜって、税金で持っていかれるんだったら、少しでも地元に戻したいというものがあるらしくて、最近、変わってきているのは、東京都にやらなきゃならないという話なんです。東京都はコロナで、大分、支出しているんで、東京にもふるさと納税をやらなきゃならないんじゃないかという機運もあるんです。ですから、地方だけじゃない、大都会と競争しなきゃが駄目だなんていう。だから、それに対しては、特産品と簡単に言うけれども、これは、みんな分かっており、難しいんです。ですから、じっくり時間をかけて、これはやっぱり青森だなというものを、ぜひ青森市が一丸となってやっぱりやってほしい。さすがというぐらいのものね。どこでもあるものだったら、そんなに、いや、青森にというわけに、来ないと思う。だから、皆さん、よく言うじゃないですか。青森は自然が豊富で食べ物もおいしいし、どうのこうのと言うんだけど、それをいかに形にするかということなので、農林水産部長、この事業もぜひ成功させてほしいと私は思っています。裾野の広い事業ですから、どんどん広がっていくわけですから、これも要望して、終わります。頑張ってください。

1つだけ。これはふるさと納税とまた違うんですけれども、例えば、4町で、七戸町、東北町、五戸町、それから三戸町、ここで、青森の米を海外へ輸出できないというのが今までの定説だったんですけれども、青森産のまっしぐら、この4町のまっしぐら226トンがあるメーカーを通して輸出したと、昨年。現在、2020年は714トン、約3倍に増えている。こういう事例もあるんです。だから、いかにみんなで知恵を絞って、軌道に乗せていく。何でもいいんです。業界でも何でもいいです、メーカーでも。そういうのをうまく使ってやっていきたいと思っていました。これは一例ですので、青森のまっしぐらでも約3倍も輸出するという、これは何か協会をみんなつくってやっているみたいですが、そういう事例もありますので、ぜひ我が青森市も頑張ってください。

次に、移住就農対策について伺います。

去年、年が明けたのでおととしかな、我が会派であそこへ行ってきたんです、淡

路島の洲本市。ここは青森と違って真逆の気候なので、それでもう1つは、移住対策とA Iの、これは徳島県なんですけれども、A Iの、津軽弁だとかを標準語に直すやつ、それともう1つ、タマネギ。奥内地区でタマネギをやっていたので、蓬田村も、今、タマネギをやっているでしょう。その関連もあって、淡路島へ行ってきました。やっぱり非常に参考となるものが多々ありました。やっぱり移住するまでも大事なんですけれども、移住した後のフォローですよね。移住者同士のコミュニティを取ったり、うまくやっていました。

そこは羨ましいのは、気候がいいということと、こっちと違って、土地利用型じゃなくて、ミカンとか果樹とか、そういう高収益の農産物も生産できる場所なので、羨ましいなと思ってきたんですけれども、その中で、移住者を募るとき、やっぱり移住者も魅力がなきゃ駄目だと思うんです。我が青森市には幸いに農業振興センターがありますよね。それから、水産振興センターがある。ところが、農業振興センターは、私は、地元なので、よく分かるんですけれども、あれだけ立派な設備があって、何でもできる。だから、その農業振興センターをもっと活用して、そういう魅力を生み出せないものかと。それに対して、市ではどう考えているのかお伺いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 移住就農対策の事業の中で、農業振興センターを活用すると、そういった趣旨の御質疑かと思えます。お答えいたします。

本市では、新規就農者の確保・育成と定着化を図るため、東青管内市町村が連携し、各種支援の窓口として、あおもり就農サポートセンターを平成28年7月に開設し、首都圏での移住就農PRや、専門の栽培指導員による就農前後の技術的なサポートなどを実施しております。令和3年度におきましては、本事業の継続に加え、新しい働き方担い手誘致プロジェクトの一つとして、さらなる移住就農対策を展開していくこととしております。

まず、本市への移住就農に興味を持っていただくための取組として、移住に関する情報発信・相談体制を新設する新しい働き方推進室に一元化し、首都圏での移住就農相談会の開催やオンラインでの移住就農相談を行うこととしております。

次に、本市への移住就農を検討していただくための取組として、1つに、本市への移住就農に興味を持つ方を対象に、先ほど、神山委員に紹介いただきました四戸橋の農業振興センターなどにおいて、2泊3日で本市の農業を体験していただく短期就農体験モニター事業、2つに、2週間から3か月の期間で農業振興センターや栽培農家の圃場などで、農業の基礎知識・技術の現地研修を行う農業インターンシップを実施するほか、就農を目指す地域おこし協力隊員を新たに1名配置し、主に農業振興センターでの作業に従事しながら、就農に必要な知識や技術・資格等を習得していただくこととしております。

次に、本市への移住就農を決断していただくための取組といたしまして、就農を

目指して移住する方へ、引っ越し等に係る費用の2分の1以内、世帯当たり上限25万円に、同居の子どもがいる場合1人につき5万円を加算して助成する移住就農支援事業、また、就農初年度から3年度目までに要する農地の賃借や機械の購入等の初期費用に助成を行う新規就農者定着化支援事業について、補助率を10分の3以内から2分の1以内に、上限額を年間15万円から3年総額50万円に引き上げるなど、支援制度を拡充し、移住就農対策に重点的に取り組むこととしたところであり、

お尋ねの移住就農対策での農業振興センターの活用につきましては、農業振興センターは、新たに農業に従事しようとする者の育成に資するために設置された施設であり、作物を栽培するために、露地圃場のほか、温度管理のしやすいビニールハウス、土壌病害の影響を受けにくい水耕栽培施設、スマート農業の実証実験圃場として、自動換気システムを取り入れたビニールハウスなど、様々な施設を有すること、また、トラクターや草刈り機などの農業機械を有し、これらを圃場において、実際に操作できること、さらに本市に適した農業の指導ができる専門の職員を配置し、初心者や就農希望者を含めた本市の特性に合った農業研修を実施していることに加え、農業次世代人材投資事業の研修施設として、県から認定を受けていることなど、農業研修に必要な環境が整っている施設であります。

このようなことから、移住就農に関心のある方が就農に向けた最初のステップとして御利用いただくには十分な施設であると考えており、今後も、移住就農を含め、新規就農者の育成の場として、農業振興センターを活用してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。何か、答弁を聞いていると、すごく手厚いやり方だなと思っていました。

研修に来て、はい、それで終わりという――随分、耳にしていますけれども、いかに定着してもらうか。私は、若い人に今がチャンスだよと言うんです。農地を広げるのにもいっぱいあるんです。もう高齢者になって、作れない。それで、息子はちゃんと正職について、うちに入って来ない、そういう方々はいっぱいいます。ですから、後潟でも、青森市内から作って来ている人、うちの隣の油川から、多分、作りに来ているんです。

それで、もう1つ、ここ3か月ぐらい前だったかな、私の友達の娘が帰ってきました。東京の人と結婚したんですけれども、旦那のほうが、母親も亡くなって、向こうの親戚関係がないということで、嫁さんのほうへ来て、今、ちゃんとやっています。青森はいいって。彼が言うには、すごく生活のリズムが私に合っていると言うんです、せこせこしないで。だから、晩はどうしているのかと聞いたら、毎日、温泉に行くんだって。それだけ、青森はいいなど。だから、あなたの友達も連れて来てよと冗談でしゃべっているんだけど、そういう、我々、地元の方は、生まれながらにここで住んでいるので、気がつかないことがいっぱいあるんです。

一番いい例が、「秘密のケンミンSHOW」という番組を見ることがあると思うんですけども、例えば、赤飯を甘くするとか、茶わん蒸しに栗が入っているとか、あれは青森の文化だからね。それから、ポテトサラダに卵をつけて食べるとか、それは我々は当たり前なんだけれども、よそから見れば、あっ、違うなど。そういうのは比較して、青森でなければ駄目だというのがあれば。

それで、もう1つ、打楽器の先生で、黒坂さんというんだけど、東京音楽大学を終わっているんです。私が児童館の館長をやったとき、その人に頼んで、太鼓の曲を1曲を作ってもらったんです。それで、なぜ青森に来たのと言ったら、奥さんが青森の人で、ピアニストで、奥さんについてきたと言うんです。

それと、もう1つ、この間、食堂で、女の子が青森弁じゃないので、どこと聞いたら、山形だって。結婚して、青森に来たのと言ったら、彼女いわく、そうじゃないんだって。ねぶたが好きで、青森に住んでいると言うんです、引っ越してきたって。そういう方もいるので、そういうのを1つでも、農業とか、そういうのを受けて、定住してもらえばいいなと思う。それはなぜかというと、魅力があるので来ているんです。それを我々市民としても、そういうのを一人一人発信できればいいんじゃないかなと。

ただ、問題は冬だよ。今年は随分あれだけれども、雪でいろいろあったけれども、そこなんですよね。後潟辺りでも、青森に来るんです、部屋を借りて。何でか。冬が大変だから。青森に家を建てたり、油川に家を建てたりする。これが実態なんです。

今冬も、話がちょっと変わるけれども、雪でいろんな問題があるとき、一番肝心なのは、雪のために、遠いところから勤めに行くのは時間がかかる。だから、近くに移る。そうすれば、またまた後潟とか、あっちのほう寂れていくという話なんです。だから、それをどう持っていくのかというのが地元の悩みなんです。だから、こういう定住のやつは、もっともっと手厚くして、一人でもやってほしい、こう思っています。それも、市民全員で頑張らなきゃ駄目だと思っています。1つの部署ではできないと思っています。ふるさと産品もこれも全て全員野球でやると、そういうことで提案して、この項は終わります。ありがとうございました。

次に、私のうちのすぐ裏が後潟漁港でありまして、しょっちゅう散歩しているわけですけども、この中で、漁港整備事業とありました。防災とか、これは後潟と奥内と久栗坂。これはどういう事業なんですか。御説明いただければありがたいです。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 漁港整備事業についての御質疑にお答えいたします。

漁港は、漁業者の貴重な財産である漁船の安全を確保するとともに、漁業生産や流通拠点として重要な役割を果たしており、本市管内においては、後潟漁港、奥内漁港の奥内地区と飛鳥地区、久栗坂漁港及び青森漁港の5か所の漁港が整備されて

おります。漁港整備は、青森県が主体となって実施しており、その費用負担割合は、国が10分の5、県が10分の4、市が10分の1となっております。現在、整備が行われている漁港は、後潟漁港、久栗坂漁港及び奥内漁港の奥内地区の3漁港であります。

まず、後潟漁港につきましてですが、平成26年度からこれまで、物揚げ場約440メートル、護岸約180メートルの補修工事が終了しており、令和3年度は漁港内のしゅんせつ約1万2700平方メートルを行う予定としております。

次に、久栗坂漁港につきましては、令和元年度からこれまで、東側防波堤のかさ上げ工事のための測量・設計が終了したところであり、令和3年度は、東側防波堤約193メートルのかさ上げ工事を行い、整備が終了する見込みとなっております。

最後に、奥内漁港の奥内地区は、令和3年度から新たに、漁港南側に、防波堤約105メートル、護岸約95メートル及び物揚げ場約120メートルの整備に向け、測量・設計を行うこととしており、この経費については、令和3年度当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。

今後においても、市では、これまでと同様、本市管内漁業者の漁港整備に関する御意見をお聞きしながら、必要な整備について、県に働きかけてまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。それも、国の事業に基づいてやっているという理解でよろしいですか——はい。これも、青森市に対しての——一次産業の要ですので、やっぱり漁港がしっかりしないと、今、大変なんです。なぜ大変なのかというと、船揚げ場の前の砂が、今、寒暖の差が激しくて、干潮になると、もう出るでしょう。船が出せない。そういうトラブルもあって、漁師の人たちも自分でショベルに積んで、砂を寄せたりして——これが自然のあれだからね。去年までよくて、今年が多いってわけではないんですからね。仕方がないことなだけけれども、そういうのもあると、漁業者に負担がかかっていく。ホタテの価格に見合っていないかなきゃ駄目だというものもあるので、その辺もあるので、ひとつよろしく願います。

ちょっと私、ここでPRしてもいいですかね。今、毎日のように——農林水産部長、ありがとうございます——「いとみち」という映画が、東奥日報に、今、PRされていますけれども、あの監督が横浜聡子さん。うちがすぐそばなんです。後潟の生まれで、約10年前に、彼女が30歳のとき、後潟、奥内、蓬田村で映画を撮りました。青森の公立大学でもやったんですけれども、なぜかというと、監督いわく、おじいちゃん・おばあちゃんが元気うちに、自分の仕事を見てほしい、これが根底にあったみたいで、ですから、今、弘前市とか鶴田町で撮影しましたけれども、ぜひ、日本映画監督協会新人賞をもらっている才能ある監督ですから、それを我々は映画を見て応援していきたい、それをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後0時50分からといたします。

午前11時43分休憩

午後0時50分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。

次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自由民主党の丸野達夫です。

令和3年度青森市一般会計予算、歳入1款市税3項軽自動車税1目軽自動車税についてお伺いいたします。

滞納繰越分につきまして、収入見込額として、904万4000円を計上しておりますけれども、その滞納繰越分について、その台数、滞納理由及び収納対策をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 丸野委員からの軽自動車税の滞納繰越分についての台数、理由及び収納対策についての御質疑にお答えいたします。

まず、滞納繰越分における軽自動車等の台数につきましては、令和3年2月末現在で、延べ5852台となっており、令和2年度当初賦課台数9万8083台の5.9%となっております。その内訳につきましては、令和元年度分で1465台、平成30年度分で1255台、平成29年度以前分で3132台となっており、主な滞納理由につきましては、所有者の居所不明、所有者の死亡、自己破産等による生活困窮、廃車済みの未手続などとなっております。

軽自動車税における収納対策につきましては、滞納が発生した場合、督促状送付と納付お知らせセンターからの納付勧奨、文書及び電話による催告を行っております。このほか、並行して、滞納者の財産調査についても実施し、預金や給与等の差押え可能な財産が判明した場合は、差押えを実施しているところであります。

今後におきましても、軽自動車税を含む市税に滞納が発生した場合には、督促状送付と納付お知らせセンターからの納付勧奨、文書及び電話による催告を実施し、差押え可能な財産が判明した場合は差押えをすることで、収納率の向上及び税負担の公平性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 当初、この質疑をしようと思ったのは、収納率が14.4%で、低いなと思って質疑しようと思いましたが、6000台弱の滞納分があるということで、きちんと取ってもらいたいなとは思っているものの、居所不明だったり、所有者死亡というのは、ある程度仕方ない部分もあるのかなと思いつつも、さらに、給与差押えとか、督促も結構しているということだったので、収納対策としてはよくやられているのかなと思います。特に現年度分で見ると、収納率97.5%で7億3047万8000円の徴収を予定しているということなので、非常に高い徴収率なので、このまま維持して頑張っていっていただければなと思います。以上です。

次に、令和3年度青森市一般会計予算、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、マイナンバーカード等交付事務費についてお伺いたしますが、1億8682万9000円が計上されております。地方公共団体情報システム機構が申請用QRコード付マイナンバーカード交付申請書の再交付を行っているという聞いておりますけれども、本市におけるマイナンバーカードの申請及び交付状況についてお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 丸野委員からの本市におけるマイナンバーカードの申請・交付状況についての御質疑にお答えいたします。

本市におけるマイナンバーカードの交付率は、令和3年2月末現在、24.2%であります。

国におきましては、マイナンバーカードの普及を強力に推進しているところであり、地方公共団体情報システム機構——J-LISが、令和2年12月下旬から3月中旬まで、75歳未満のマイナンバーカードの未取得者等に対し、申請用QRコード付マイナンバーカード交付申請書を再送付いたしまして、申請を促しているところであります。このことにより、令和3年2月は約7600件と申請件数が大幅に増加しているところであり、同年3月まで、同様の申請状況が見込まれるところであります。

マイナンバーカードにつきましては、駅前庁舎市民課のほか、浪岡庁舎、支所及び情報コーナーにおいても交付等を取り扱っており、浪岡庁舎市民課では土曜日、駅前庁舎市民課では土曜日及び第2日曜日にも交付を行い、平日来庁できない市民の方に利用いただいております。3月中旬から4月上旬までは転出入により市民課窓口が混雑するため、申請件数を注視しながら、インターネットや電話による交付予約を活用した混雑の解消など、今後とも必要な対策を行ってまいります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 市民部長、ありがとうございました。マイナンバーカードの交付が順調に進んでいるということなので、ああ、いいなと思いますけれども、唯一、1点、市民部長も最後おっしゃいましたけれども、やっぱり混雑していて、お年寄りが待たされる時間が長いのが嫌みたいですので、極力、その点の解消を図ってい

ただければなと思います。それと同時に、うちの親もそうなんですけれども、お年寄りには比較的協力するという形の姿勢が見られるんですが、うちの息子の世代にはなかなか浸透してなくて、恐らく今後もそうなんでしょうけれども、交付状況が20代はあんまり伸びてこないのかなと思いますので、その対策も並行して取っていただければと思います。

次、令和3年度青森市一般会計予算、8款土木費1項土木管理費1目土木総務費において、私道等整備事業が159万円計上されておりますが、何件でどの程度の規模を予定しているのかお示してください。

それと同時に、8款土木費で令和3年度の側溝整備の予算額と令和2年度の側溝整備実績延長をお示してください。

以上です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 丸野委員からの私道等整備事業についての御質疑にお答えいたします。

この際の私道といいますと、青森市管理の市道と個人所有の私道との区別がつきにくいもので、ここは「わたくしどう」と言わせていただきます。

私道などの整備に当たりましては、本来、その土地の所有者が整備などを実施すべきものでありますが、本市では、私道所有者本人や所有者の同意を得ました沿線の住民・町会の方々などが申請者となって実施する自主的な整備に対しまして、私道所有者などの負担を軽減し、私道等整備の促進と生活環境の向上を図ることを目的に、青森市私道等整備事業補助金交付要綱を定め、整備に必要な経費の7割を上限として、補助する制度を設けております。

令和3年度につきましては、現在のところ、土地所有者の同意を得た1つの町会が申請者となって実施するカーブミラー設置の御要望があるところであります。

次に、令和3年度の側溝整備の予算と整備実績延長についてお答えいたします。

住宅地内の、いわゆる生活道路の側溝・舗装の整備に関しましては、各町会・町内会に地域の要望を取りまとめていただき、寄せられた要望の箇所につきまして、現地調査を行った上で整備を進めているところであります。

生活道路の側溝などの改修や整備に係る道路整備事業の工事費の令和3年度当初予算額につきましては、令和2年度と同額の1億7700万円を当初予算案に計上し、本定例会において御審議いただいているところであります。令和2年度の側溝の整備実績につきましては約2800メートルとなっているところであります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 高村都市整備部理事は道路行政が長かったので、よく御存じかと思えますけれども、側溝の整備というのが各町会で非常に要望の高い事業であります。次々、側溝が古くなって、壊れていくので、毎年、2キロメートルから3キロメートル直していても、なかなか間に合わないというのが実情だと思います。な

ので、別にこれは道路維持課はよくやっていると思います。少ない予算の中で、穴ぼこがあれば、自分たちで行って埋めてもらったり、経費の削減にも非常に協力的です。

むしろ言いたいのは、副市長もいるのであれですけれども、政策の大きさもあるので、別にそれを問題視するつもりはありませんけれども、例えば、青森駅の東西自由通路、アリーナ、我々もこれは必要だと思っているから賛成していますけれども、これは要らない人もいるわけです。ところが、側溝・道路整備、除雪もです。要らない人はいないんです。非常に市民要望の高い事業です。この事業に一向に目を向けない行政って、私はどうなのかなと思います。担当者はもう苦勞していますよ、優先順位をつけながら。これは小野寺市長のことじゃないですけれども、一般論で、首長はマスコミが好きだし、目立つような事業でいっぱい自分をアピールします。でも、市民に寄り添うというんだったら、こういうものに予算をきちんとかけないと、市民は心変わりします。昨日、どこかの首長も、現職のまま落ちてしまいましたけれども、やっぱり市民ニーズ、何が一番なのかということをきちんと考えた上で、目玉になる政策は政策でやっていいです、それは我々も支持しているわけですから。ただ、市民に直結するこういう生活面もきちんと面倒見るというふうにしなないと。たまたま今回、私道ですよ。私道の整備要望も1件でカーブミラーしかなかったけれども、2年待ってくださいとか、1年待ってくださいとか、しょっちゅう聞きます。やっぱり市民にとって一番大事なのは、自分の家の前の道路がどうなのか、自分の家の前の側溝がどうなのか、これが一番やっぱり大事です。そういう部分にきちんと意を用いて、市民に寄り添う、痛みの分かる市政であってほしいなと要望しておきます。あまり言うと、会派に戻った後、うるさいので。

次に、令和2年度青森市一般会計補正予算、議案別冊89ページ、5款労働費1項労働費1目労働諸費、はまなす会館の運営事務についてお伺いたします。

補正予算で、はまなす会館運営管理事務として100万3000円の増額補正を行っておりますが、その理由についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 丸野委員のはまなす会館運営管理事務についての御質疑にお答えいたします。

青森市はまなす会館は、勤労者の健康増進及び余暇活動の場を提供し、勤労意欲の向上及び雇用の安定を図るとともに、広く市民の多目的な利用に供することを目的とした会議室・研修室及び体育館等を有する施設であります。

当該施設は、平成18年度から一般財団法人青森市産業振興財団が指定管理者として管理運営を行っており、その運営形態は、市と指定管理者との指定管理業務に関する細目を定めた協定に基づき、施設管理に要する経費全てを利用料金で賄う完全利用料金制を導入しているところであります。

今年度、利用料金収入につきましては、年度初めから新型コロナウイルス感染症

の感染拡大の影響により、施設利用のキャンセルや利用控えが発生し、減収となりましたことから、施設の管理運営に要する経費としての支出額に対して、利用料金収入が不足し、赤字となることが見込まれたところであります。

このことから、指定管理者が健全な指定管理業務を実施し、適切な施設利用サービスを提供できるよう、指定管理者に対し、施設の運営管理に要する年間収支に対する不足分を補填する所要額として、100万3000円を増額補正するものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。はまなす会館は一般財団法人青森市産業振興財団が運営しているということで、大変だろうなと思っていたんです。100万3000円だけで足りるのかなと思ったら、聞き取りで、その前にも、ちゃんとやっているということだったので、それでも苦しいとは思いますが、注視して、この運営というのを見守ってあげてほしいなと思います。それだけです。

引き続きまして、7款商工費1項商工費2目商工業振興費、青森市プレミアム付商品券事業についてお伺いたします。

補正予算では、青森市プレミアム付商品券事業として、1億8273万1000円の減額補正となっておりますけれども、その理由をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 丸野委員の青森市プレミアム付商品券事業についての御質疑にお答えいたします。

青森市プレミアム付商品券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の第2波の到来に伴い、市内経済が引き続き厳しい状況が続いていたこと等を踏まえ、社会経済活動の後押しをすることにより、影響を受けている地域経済の回復に向け、市民の生活を応援し、市内の消費喚起につなげるため、プレミアム付商品券を全ての青森市民にお一人1セットが行き渡るよう実施したところであります。

同商品券の購入実績につきましては、商品券を利用できる店舗数として、1938件と多くの店舗に御登録いただいたこともあり、令和2年9月1日時点で住民基本台帳に記録されている全市民27万9221人の80.7%に相当する22万5381セットを御購入いただいたところです。

また、本事業の実施による経済効果につきましては、御購入いただいた22万5381セットに商品券1セットの金額1万3000円を掛け合わせた29億2995万3000円に対し、実際に店舗で御利用いただいた割合は99.79%、金額にして、29億2394万4000円の利用実績となったところであります。

当該事業に係る補正予算につきましては、御購入いただかなかった商品券のプレミアム分の1億6385万7000円に加え、決算見込みによる事務費等に係る不用額の1887万4000円の合わせて1億8273万1000円を減額補正するものであります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 80.7%の購入は高いと思いますけれども、約2割の人が買わなかったんだなど。そのことが分かりました。でも、短期間で29億円強の経済効果が見込めるといのはやっぱりすごいなと思います。やっぱり直接的にお金が行く事業ですので、おおむね成功したんだろうなと私自身も思いますし、よかったんだらうなと思います。

ただ、もし、次回こういうことをやるのであれば、1点だけお願いしたいのは、大きいところはいいんですけれども、小さいお店・店舗なんかは、やっぱり換金まで時間がかかると、どうしても目先のお金というのが大事になってくるので、換金性をもう少し配慮していただけるようなシステムがあれば、もう少しよかったのかなという感じで、でも、おおむね店舗の方々は喜んでいましたので、よかったのかなとは思っています。以上です。

次に、令和2年度青森市一般会計補正予算、議案別冊85ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費についてお伺いいたします。

市営バス子ども無料乗車事業につきまして、386万5000円が減額補正されておりますけれども、令和2年度の予算の減額理由と、過去3か年の利用実績をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 丸野委員からの市営バス子ども無料乗車事業についての御質疑にお答えいたします。

市営バス子ども無料乗車事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減及び小学生以下の子どもの活動機会の充実を図るため、小学生以下の子どもの市営バス乗車料金を無料とし、市が利用者に代わって負担するものであります。

本事業につきましては、令和2年度当初予算として、684万6000円を予算措置していたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、外出を控える傾向が続き、結果として、小学生以下の子どもの市営バスの利用が大幅に減少していることから、本定例会において、予算額を298万1000円に減額する補正予算案を御審議いただいているところであります。

本事業は、企業局交通部との小学生以下児童の市営バス乗車に対する負担金支払協定書に基づき、小学生以下の子どもの市営バス乗車に係る料金相当額を負担金として、市から企業局交通部に支出しており、過去3か年の利用実績につきましては、平成29年度は、延べ利用者数が7万4639人、決算額は862万5482円、平成30年度は、延べ利用者数が6万9135人、決算額は837万6814円、令和元年度は、延べ利用者数が5万6213人、決算額は669万7689円となっております。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。コロナの影響で減っているということなので、致し方ないのですが、最後、聞いたら、平成29年度、平成30年度も減っていますので、やっぱりここら辺が減り続けるというのは、あまりよくないし、

その対策を取っていただくことで、バスのほうも潤っていくんだらうなと思いますので、そこだけは意を用いてほしいなと思います。

教育委員会も、社会に出て行動——コロナが終わってからですよ、やっぱり社会に出て活動するということを促進していただいて、バスを助けていただければなと思います。終わってからです、あくまでも。

次に、議案第62号「令和2年度青森市病院事業会計補正予算(第4号)」の第2条に既決予定量として、年延べ患者数が示されておりますが、入院患者数、外来患者数の設定の根拠をお示してください。

それと関連しまして、同じ第2条に、延べ患者数が補正によって減となっておりますけれども、大きく減っている要因についてお示してください。以上です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 丸野委員からの病院事業における年延べ患者数についての2点の御質疑に順次お答えします。

初めに、補正予算の既決予定量の年延べ患者数についてであります。令和2年度青森市病院事業会計補正予算における第2条の業務の予定量については、企業の活動の基本的目標を記載したものであり、既決予定量の年延べ患者数は、補正前の当初予算書に記載した事項を記載したのとなっております。

年延べ患者数については、1年間の延べ入院患者数及び延べ外来患者数の合計を記載しているところであり、このうち、青森市民病院における当初予算書の延べ入院患者数は、1日平均入院患者数350人を目標として設定した結果、12万7750人としたところであり、延べ外来患者数は、平成29年度実績を目標とし、1日平均外来患者数815人として設定した結果、19万8033人としたものであります。この延べ入院患者数と延べ外来患者数を合計したものが、既決予定量の年延べ患者数32万5783人となっているところであります。

浪岡病院における当初予算書の延べ入院患者数は、令和元年度決算見込みを目標とし、1日平均入院患者数20人として設定した結果、7418人としたところであり、延べ外来患者数も入院と同様、令和元年度決算見込みを目標とし、1日平均外来患者数122人として設定した結果、3万2686人としたものであります。この延べ入院患者数と延べ外来患者数を合計したものが、既決予定量の年延患者数4万104人となっているところであります。

次に、病院事業の補正予算における年延べ患者数の減少要因についてであります。令和2年度青森市病院事業会計補正予算における第2条の業務の予定量のうち、年延べ患者数については、市民病院は、令和2年12月までの実績を踏まえ、32万5783人から26万4598人と6万1185人減とする目標の下方修正をしたところ。市民病院において、大きく患者数が減少した要因についてであります。現在、市民病院では、新型コロナウイルス感染症患者を優先的に受け入れる重点医療機関として対応するため、一般病床を感染症病床に転用し、一般病床を352床として運用している

現状にあること、また、新型コロナウイルス感染症の影響による患者の受診控え等による紹介患者や救急搬送患者の減少等に加え、新しい生活様式による気管支炎・ウイルス性肺炎などの感染症の入院の減少等によるものと考えているところであります。

浪岡病院における年延べ患者数についても、令和2年12月までの実績を踏まえ、4万104人から3万3840人と6264人減とする目標の下方修正をしたところであり、浪岡病院において、大きく患者数が減少した要因については、現在、新病院建設の過渡期であること、また、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えや、救急搬送患者の減少等によるものと考えているところであります。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 議案書を見ていただくと分かるんですが、大幅に数字が下降しているの、病院は、今、苦しいのに大丈夫なのかなという思いで質疑いたしました、これも新型コロナウイルス感染症の影響が一番大きいということなので、致し方ないなとは思いますが、ただ、救急搬送が減っているというのが、ちょっと意外でして、聞き取りで聞いたら、野外活動がなくなったので、その分、どうしてもけがする方が少なくなったりとか、学校で部活動も減ったので、けがして運ばれる方が少なくなったりとか、いろいろあるんだなということが分かって、よかったのか悪かったのか、ちょっと分からないけれども、けがする方がいなかったということは、いいことなのかなと思いますし、新しい生活様式で、手洗いをよくするようになったので、感染症も少なくなったということで、それもよかったんでしょうけれども、病院にとって、よかったのかどうか、難しいなと思いつつ、先ほど聞いておりました。

でも、おおむね理由は分かったのでいいんですが、病院の経営が苦しいことには変わりがないので、今後とも再建を優先して頑張っていただければと思います。以上です。

次に、令和3年度の債務負担行為で、結核予防事業委託業務で511万4000円、肝炎ウイルス検診委託業務で682万3000円を限度額として設定いたしました、それぞれの業務につきまして、令和3年度において、どの程度の人数を見込んでいるのか、また、過去3年間の実績を併せてお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 丸野委員からの結核予防事業委託業務及び肝炎ウイルス検診委託業務についての御質疑にお答えいたします。

結核予防事業委託業務では、結核患者と接触した方の定期的な健康診断及び結核の治療が終了した方の定期的な精密検査を実施しております。令和3年度における結核予防事業委託業務については、患者と接触した方の健康診断は663件、結核の治療が終了した方の精密検査は60件、合わせて723件を見込んでおります。また、過去3年間に於ける実績は、平成30年度実績は、患者と接触した方の健康診断は556件、

結核の治療が終了した方の精密検査は115件、合わせて671件、令和元年度実績は、患者と接触した方の健康診断は601件、結核の治療が終了した方の精密検査は64件、合わせて665件、令和2年度実績は、1月末現在で、患者と接触した方の健康診断は537件、結核の治療が終了した方の精密検査は26件、合わせて563件となっております。

次に、肝炎ウイルス検診委託業務では、これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、B型肝炎及びC型肝炎のウイルス検査を実施しております。令和3年度における肝炎ウイルス検診委託業務については1685人分を見込んでおります。また、過去3年間における実績は、平成30年度実績は2150人、令和元年度実績は1684人、令和2年度実績は、1月末現在で、1266人となっております。

○山本武朝委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 保健部長、ありがとうございます。世間がコロナに振り回されている中で、意外と結核にかかる方も多いななどというのが分かりました。多分、コロナがなければ、これがやっぱり一番多い感染症なんだろうと思います。一時は不治の病と言われた結核で、恐らく治療薬も確立しているので、治療方法がしっかりしているんだと思いますけれども、亡くなっている方もいらっしゃると思います。結核ってなかなか怖い病気なんだなということを改めて知る機会となりました。

肝炎も身近なところにかかった方がいて、肝炎もなかなか多いななどと思って、今、聞いたら、2000人弱の分で推移しているということなので、数としては、そこそこいるんだなということが分かりました。恐らく、保健部長も分かっていることなのでしょうけれども、感染症対策は、コロナばかりでなく、いろいろあるんだなということなので、そこにやっぱり注意してやっていただければと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○山本武朝委員長 次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

まず、6款農林水産費1項農業費、畑地帯総合整備事業について質疑します。

野沢地区畑地帯総合整備事業について、これまでの取組と今後の予定をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 天内委員の畑地帯総合整備事業についての御質疑にお答えいたします。

畑地帯総合整備事業は、畑地帯において必要な用排水施設や園内の道路などの生産基盤整備及び営農環境整備を一体的に実施することで、生産性の向上、農作業の効率化、流通体制の強化等が図られることを目的とした事業であります。本事業は、受益面積30ヘクタール以上の区域を対象とし、県が事業主体となり、事業費については、道路整備が、国50%、県27.5%、市22.5%、営農用水施設整備が、国50%、

県27.5%、市10%、地元農家12.5%の割合で負担することとなっております。

野沢地区の畑地帯総合整備事業については、リンゴ等の畑作物を生産している防除用水組合等の地元農家からの整備要望を受け実施するものであり、主に、道路整備、営農用水施設であるポンプ施設や配水槽及び配水管等の整備が行われてきたところでもあります。

事業期間については、対象となる事業区域が広範囲で、道路の整備延長など、事業規模が大きくなることから、3期に分け、これまで2期の事業が完了したところでもあります。まず、1期目の事業は、吉野田・郷山前地区において、平成14年度から平成23年度まで実施され、受益面積が168ヘクタール、総事業費が約14億300万円となっております。次に、2期目の事業は、吉野田・下石川地区において、平成22年度から平成29年度まで実施され、受益面積が278ヘクタール、総事業費が約24億4000万円となっております。そして、今回の3期目の事業は、樽沢・女鹿沢地区を対象に、令和2年度に調査設計業務が完了し、受益面積約140ヘクタールを見込んでいるところでもあります。令和3年度は、測量設計業務を予定しており、これに係る経費を令和3年度当初予算案に計上し、本定例会で御審議いただいているところでもあります。

今後につきましては、調査設計を踏まえ、事業内容等について、地元の意見等を伺いながら、県と連携し、事業を推進してまいります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 これまでリンゴ園に足を運ぶと、建設業者のダンプが行き来しておりまして、何の工事をしているのかというふうにずっと思っておりまして、今回、その事業内容がやっと分かったところなんですけど、道路を整備するだけなのかと思うたら、スプレーヤーに使うような水源の工事もやっているということだと分かりました。

再度お聞きしますけれども、地元要望に基づいて行うということですが、その地元要望はどのような要望が上がっているんでしょうか、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 野沢3期地区畑地帯整備事業について、地元からどのような要望が寄せられているのかとの御質疑にお答えいたします。

まず、樽沢地区の水利組合のほうからは、地区内の道路整備と既存の配水管について、設置ルートが不明な箇所の変更について要望されており、女鹿沢地区の水利組合からは、地区内の道路整備と老朽化している営農用水施設、取水ポンプであるとか、配水管等の更新について要望されているとのことでもあります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 まず、道路や配水管やポンプなどだと思いますけれども、オー

バーかもしれませんがけれども、リンゴ園の農道は、下手すれば、そこら辺の生活道路よりいい道路なんです。リンゴを大事にするということで、がたがたしないということで、私はいい事業だなと思っておりました。それと、これは、地元青森市——入札ですけれども、仕事にもなりますし、地域経済という面でも、どんどん進めていってほしいなと思っておられます。

それで、1つ飛ばして、私自身、自治区が終了することによって、自分の区切りとして、この間の農業政策にちょっと振り返ってみたいと思いますが、一言でいえば、気象災害の対応に追われたというふうに言っても過言ではないと思います。今はあおもり産品支援課ですけれども、前はりんご支援室だったと思いますけれども、例えば、ひょうの被害とか、霜被害とか、雪害の枝折れ、あとは、近いところでは黒星病など、放任園もそうですけれども、気象災害に追われてきた農業政策ではなかったのかと思います。その他、りんごセンターも建てられましたし、スピードスプレーヤーの補助金とかなどなど、大変な仕事をしてきたのではないかなと思っておられます。

それで、なかなか困難もあったかと思えますけれども、10年ぐらい見てきましたけれども、農林水産部としては、一生懸命やってきたものだと、私は素直に思っております。今後としても、私がいつも感じていることですが、今現在、農業技師が1人配置されていると思うんですけれども、農業技師としての専門職がもっと配置・発揮されていってほしいなと。最低でも、あともう1人ぐらいは必要なのではないかなというふうに。今現在は、気象災害があれば、その現場の対応に追われるということで、気象災害があつて、農家の声を聞くことは大事なことですけれども、私自身はそのように思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。農業については終わります。

次に、教育環境整備事業についてですが、学校施設中規模改修の予算の内訳、内容をお示しください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 天内委員からの学校施設中規模改修についての御質疑にお答えします。

学校施設の整備につきましては、平成28年3月に策定した青森市学校施設老朽化対策計画に基づき、躯体や設備の劣化状況等の現状把握により、改築や長寿命化改修等の対象となる学校の整備を進めてきたところであります。また、改築や長寿命化改修による施設の更新までの期間を考慮し、学校施設の建物本体、給排水、暖房設備等の老朽化による機能低下を復旧する広範な改修を総合的に行い、教育環境の確保・改善を図るとともに、建物の耐久性の確保を図る中規模改修の計画的な取組を進めているところであります。

令和3年度の当初予算案におきまして、所要経費を計上している中規模改修の事業の内容につきましては、学校施設の改修に要する経費として、令和2年度3月補

正の国追加交付前倒し分を含め、浪館小学校の校舎の暖房と屋内運動場の照明器具の改修工事費及び工事監理業務委託料として7983万2000円、浪岡南小学校の校舎と屋内運動場の屋根の改修工事費及び工事監理業務委託料として1億5520万4000円、三内小学校のトイレ洋式化と給水管の改修工事費及び工事監理業務委託料として4973万3000円、南中学校の給水管の改修工事費及び工事監理業務委託料として1649万2000円を計上しております。

教育委員会では、今後とも、こうした取組を通して、教育環境に意を用いながら、学校施設の老朽化対策に取り組んでまいります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 この教育環境の事業の質問は何度もやってきておりまして、子どもたちの教育の場が大事だということで、改善を求めてきております。去年もたしか4校ほどだったと思っておりましたが、私は浪岡地区ですけれども、営繕要望を持ちながら、現場も歩いてみたことがありまして、教頭先生のお話を聞きましたけれども、簡単に営繕要望に書いているのではなくて、切実な要望を書いているということですので、しっかりと受け止めてほしいと思います。

そして、1月の文教経済常任委員協議会でも報告がありましたけれども、浪館小学校の屋根と外壁の工事ですけれども、設計では確認できなかったということで、確かに剥いでみなければ分からない部分も現実としてありますけれども、やっぱりちょっと投げ過ぎたのではないかなと。もっと早く手を入れてやれば、約1600万円の契約の追加は少なく済んだのではないかなと私は思っています。

それで、再質疑しますが、浪岡南小学校と同時に浪岡北小学校も建てられて、屋根がいかれています。そのことについての検討状況をお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 浪岡北小学校の屋根改修工事に関する検討状況についての御質疑にお答えします。

教育委員会におきましては、毎年度、各小・中学校からの施設営繕要望書の提出のほか、年度初めには、各小・中学校を巡回し、施設の状況把握に努めております。浪岡北小学校の屋根につきましては、さびが生じている状況であり、その劣化状況から、屋根の全面的な改修工事が必要であると考えております。

学校施設の屋根の全面的な改修工事につきましては、各学校も躯体や設備等の劣化状況に応じ、限られた財源・予算の中で、児童・生徒の安全や教育活動に支障を来すものなどを考慮し、優先度を見極めながら、適切に対応していくこととしております。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 何度も答えてきましたけれども、全面的な改修が必要だという見解ですけれども、これは、たしか、屋根を剥がないで、そのトタンの上にトタンをかぶせるカバー工法だということですから、年数も年数だし、さび具合もさび

具合なので、総合的に見た——まだ予算がつくとか話はしていませんが、総合的に工事をやるべきではないかなと私は思って、要望しておきます。

次に、病院事業会計の2款浪岡病院資本的支出1項建設改良費についてです。

最初に、一般質問でも述べましたけれども、意見を述べさせていただきたいと思えます。

県病と市民病院の統合に関して、協議会を設置することについて、一般質問では、4回の会合の推移を見守ることを述べましたけれども、先日、奈良岡委員が4回の議論で何ができるのかというふうに言われていまして、私もそれでちょっと迷ったところもあるんですけれども、以前からの老朽化の問題・課題があります。あとは、コロナを経験しての役割分担については議論が必要だと思いますので、あり方検討協議会の140万円の負担については、賛成をしたいと思います。

しかし、コロナだからという理由に乗っかって、統合のほうに持っていかうとしている感じがします。決して県病側に押されて進めるのではなくて、市民の立場に、患者さんの立場に立って、腰を据えて考えていくべきだと思います。統合についてはやるべきでないと考えます。県の医療計画では、二次医療、三次医療としっかり分けられているのに、コロナだからといって一緒になるのではなく、コロナだからこそ、両病院それぞれの——大規模な感染症に対応していくために、話し合いをして、常に余裕を持った体制をつくる。ベッドとか、体制をつくっていくべきだと思います。

地域医療構想自体には反対ですけれども、病院を小さくするわけですから、反対なんですけれども、統合よりはまだましかなんではないかなと思います。それぞれの病院は残した上での縮小になるわけですけれども、その他の全国的な事例を基に、統合規模の縮小について述べます。

一度、規模を縮小して、病院を有床診療所にすると、次は病床のない診療所になり、次は分院というふうに縮小の連鎖が止まらなくなっていきます。そのことにより、医師・看護師の多忙化に拍車がかかり、さらに辞めていき、規模縮小というケースもあります。入院できなければ、当然、患者は隣の病院に行ってしまうと。そうすると、データ上——受療動向調査というそうですけれども、病床は足りているというふうにみなされて、なくてもいいとなって、その町では病院が要らないというふうになってしまうわけでありまして。それと、利用されている患者さんの立場、交通の便などです。あと、納入業者の仕事がなくなったりとか、あと、看護師や働いている職員の皆さんの仕事なくなるかも分かりません。地域経済全般を考えても、やっぱり過疎化に拍車をかけることになります。効率性だけでははかれない役割を持っているということです。コロナのような感染症は、今後も、名前を変えて、これからも起きていくと言われていまして。これまでは使っていないもの、余裕のことを無駄だと言って、効率最優先の政治判断が行われてきましたが、コロナをしっかりと受け止めて、見直す必要があるのではないかと訴えておきたいと思えます。

それでは、質疑に入ります。新浪岡病院について、今まで柵に囲まれていたけれども、柵が撤去されて、現在は、新しい建物が見えるようになりました。以前も、設計の段階で聞いたんですけれども、3.11を経験していますので、災害時の対応は大丈夫なのかということを確認したいと思っておりますけれども、大規模災害が発生しても対応できる施設になっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 天内委員からの大規模災害への施設としての対応についてであります。新浪岡病院の構造体については、災害拠点病院と同様、国が示す耐震安全性の構造体Ⅰ類の耐震構造を有しているところであります。このⅠ類については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていることとされており、最も高い耐震安全性に分類されているところであります。

また、新浪岡病院については、浪岡地区の災害時の拠点として、非常用発電機による電気の供給については、現浪岡病院の供給時間が10時間であるのに対し、新浪岡病院では3日間の供給が可能となっており、また、診療機能を維持するための水については、屋外の受水槽に常に1日分を確保するとともに、当該受水槽を屋外に設置したことにより、給水車から病院への給水作業を迅速に行うことができるものと考えております。

備蓄食料や飲料水、薬品については、3日分程度を備蓄することとしており、また、被災者の受入れのため、待合ホールをトリアージスペース、ホスピタルモールを患者等の収容スペースとして活用することとし、待合ホール及び診療科前待合スペースには非常用コンセントと医療ガスアウトレットを設置したところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 頑丈な建物だということです。

あと、なぜこういうのを聞いたかということ、以前も言いましたけれども、3.11のときに、在宅酸素の方々が、電気が止まったので、浪岡病院に集まって来たということでした。そういった方々に対応できるのかということで、非常用コンセントとか、トリアージスペース、非常用発電機などで、恐らく大丈夫なのではないかなと思っております。

次に、新浪岡病院の建て替え事業のこれまでの事業費と令和3年度の事業費をお示してください

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

平成30年度から令和3年度までの新病院の建て替え事業費についてであります。平成30年度から令和2年度までに新病院建て替えに要した事業費については、

平成30年度に実施した既存施設の解体設計及び地質調査費として1462万2000円、平成30年度から令和元年度にかけて実施した精神病棟等解体工事関連費として1億1697万9000円、平成30年度から令和元年度にかけて実施した新病院の基本設計及び実施設計費として6950万円、令和元年度に実施した車庫・倉庫等解体工事関連費として2588万9000円、令和元年度から令和3年度にかけて継続費として設定して実施している浪岡病院建替事業は、令和元年度・令和2年度で18億782万6000円となっているところであります。令和3年度の予算では、浪岡病院建替事業として4654万4000円、また、令和3年度から令和4年度にかけて設定した浪岡病院旧本館建物解体事業に係る継続費の令和3年度分の予算として1億7687万3000円を計上しているところであります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 令和3年度の建て替えの継続費も含めると、計算すれば大体20億1255万円だと思います。あと、建て替えの費用は約1億7687万円と。分かりました。

次、新浪岡病院の完成後の現病院の解体工事期間の見込みをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 天内委員からの再度の御質疑にお答えします。

現病院の解体工事期間についてであります。現病院の解体工事は、令和3年5月の新病院開院後に、現病院内の使用できない医療機器・備品等の廃棄を行うことなど、解体に支障のない状態にしてから着手する予定としており、工事期間は令和3年8月上旬頃から令和4年7月下旬頃の12か月間で見込んでいるところであります。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 今年の8月から来年の7月までということなのですが、この浪岡病院は古いのではないんですが、浪岡では浪岡高校に匹敵するくらいの目立つ高さだということで、この建物がなくなることによって寂しい面もあると私は思っておりましたが、まあ、しょうがないです。

次に、今回の議会に、浪岡病院の特室差額室料、いわゆる差額ベッドの条例改正が提案をされています。最初の頃の図面にも、確かに特室7室と書かれていました。多すぎると思っておりましたが、今回の料金改正は、現在の1日3300円が、特室(B)だと5060円、特室(A)だと6600円と2倍値上がりします。現在の室料だと1か月10万2300円——単純計算です。ですが、特室(A)だと1か月20万4600円と、当然、2倍になるわけでありまして。ちなみに、令和元年度の利用実績は2回、令和2年度は9回しか利用されていなくて、5万円、10万円と値上げするわけですけれども、利用率が上がっていくと考えているのかと。新しいから使うという見解だと思うんですけれども。

質疑します。特室差額室料の1日当たりの料金値上げについて、平等に医療を受

けたい住民の格差を拡大するもので、料金を改正すべきではないと考えるが、答弁を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

特室差額室料についてであります。特室差額室料は、厚生労働省の『療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等』及び『保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等』の実施上の留意事項について」の中で、療養環境の向上に対するニーズが高まりつつあることに対応して、患者の選択の機会を広げるために、入院医療に係る特別の療養環境の提供として、一定の要件を満たす病床について、患者に負担を求めることが認められているところであります。その具体的な要件としては、1つに、特別の療養環境に係る1の病室の病床数は4床以下であること、2つに、病室の面積は1人当たり6.4平方メートル以上であること、3つに、病室ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていること、4つに、特別の療養環境として適切な設備を要することとされております。

新浪岡病院については、一般の病室は4床室となっているのに対し、特室は個室となっており、その面積は13.2平方メートルから16.9平方メートルとなっております。また、他の病室と比較して幅広タイプのベッドやインターネット環境などを整備し、より快適な環境を整えているところでもあります。

なお、特室はあくまでも患者さんの選択により提供されるものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 なぜ納得いかないかといえば、市は、再三、市民病院は、がんの患者さんとか、頭のほうとか、心臓とか、高度医療だというふうに言ってきていますよね。それで、浪岡病院は、高齢者を中心として、そして在宅医療だというふうにして言っているのに対して、その料金も一緒にするというのは納得いきません。それで、あくまでも患者さんの選択だというふうにおっしゃいましたが、開業してから1年から2年ぐらいは私も見たいと思うんですけども、もし患者さんから選択されなかった場合は、料金を元に戻す気はあるんでしょうか、お聞きします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 今、天内委員の御質疑の中で、患者さんから求められなかったとき、要望がなかったとき、料金を戻すのかというお尋ね……

[天内慎也委員「あくまでも患者さんの選択ということなので、選択されなかった場合はどうするのかということ」と呼ぶ]

○岸田耕司市民病院事務局長 申し訳ありません。

選択されなかった場合は、通常の病室に入る形になります。あくまでも特室の部分というのは、患者さんが選択して、患者さんが同意して、そこに入るものです。

で、患者さんが選択しなかったら、普通の4床室の病室の中にお入りいただくということになろうかと思えます。

○山本武朝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 要は値を上げた特室が使われるのかということ、利用実績です。令和元年度と令和2年度の9回とか2回とか、そういうことを私は言っているわけです。

もう時間ですけれども、厚生労働省通知についても、質疑はしませんけれども、特室以外の病室が満床であるとき、特室に入院させた患者の場合、他の病室が満床という理由で特室差額料を請求できないという厚生労働省の通知を守っていくということですので、しっかりと守っていただきたいと思えます。

それと、あと1分なので、ヘルステック・モビリティを活用した健康まちづくり協定の健康寿命の延伸ですけれども、浪岡は、今、27%で、市平均で40%ぐらいなんですけれども、今までと同じことをやっていると絶対上がりません。これは冗談だと思われるかも知れませんが、私は、防災無線も活用しながら、農家の職場であるリンゴ畑などにどんどん足を運んでいくべきでないかなと思っておりました。

以上、終わります。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時10分からといたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 あおもり令和の会、中村美津緒でございます。

(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業——以下、アリーナ整備運営事業と言います——について質疑いたします。

初めは、寄附金について質疑いたします。

平成29年12月に、市内在住の方から、青森県のお客さんに四十数年お世話になってきたので地域にお返ししたい、自分のテーマでもある青森県の短命県返上、短命市返上と健康づくりに役立つ方向で県や市に声がけしたとの理由により、青森県立中央病院に20億円、それと同時に本市にも20億円の寄附があったことは周知のことです。20億円の寄附の内訳や経緯については、過去の答弁から分かりました。

それではお尋ねいたしますが、社会資本整備総合交付金、青森市次世代健康・ス

スポーツ振興基金繰入金、市の実質負担金といろいろありますが、スポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備する事業でいただいた数多くの寄附金を、アリーナ整備運営事業に対して、いただいた20億円の寄附以外に、幾ら寄附金を投入するのか金額のみをお答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からのアリーナ整備に係る寄附の金額についての質疑にお答えいたします。

アリーナ整備に係る寄附の金額につきましては、平成29年に青森市の個人から御寄附いただいた20億円のほか、青森市ふるさと応援寄附制度を通じた寄附金が平成30年度から令和元年度までの実績で約1億7700万円の合計約21億7700万円となっているところであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、20億円以外に約1億何かしらの寄附を投入するということでよろしいでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

投入するというか、寄附の金額として、平成30年度から令和元年度までの実績をただいま申し上げており、その寄附については利用させていただいているところであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 続いての質疑であります。平成30年第1回定例会の市長答弁がありました。操車場跡地において建て替えることを支援するという寄附者の御意向を踏まえ、市の責任で検討した上でとあります。そもそもカクヒログループスタジアム——以下、市民体育館と言いますが、市民体育館の老朽化に伴う現在地への建て替え困難が主たる理由なのであれば、建て替えの建設事業地の選択肢はほかにもたくさんあったはずでありました。寄附者が多額の寄附を操車場跡地において建て替えることを支援と断言しております。答弁で、操車場跡地に建て替えることに対して支援と断言してはいたしましたが、それではお尋ねいたします。寄附者が操車場跡地を指定した、その根拠ある公文書が存在するのかわからないのか、もしくは現段階で答えられないのかお答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 中村美津緒委員からの青森市ふるさと応援寄附制度における20億円の寄附の内容についての御質疑にお答えいたします。

平成29年度の青森市在住の個人の方からの20億円の寄附につきましては、平成30年第1回定例会一般質問及び予算特別委員会で藤原議員に答弁させていただいたとおり、平成29年12月26日付の寄附金申込書により申込みされているものであります。その寄附金申込書の内容であります。寄附金につきましては、寄附金額の欄に20

億円の記入が、2つ目の寄附金の使途指定の欄につきましては、寄附者の方が応援したい事業を平成29年度青森市ふるさと応援寄附制度……

○山本武朝委員長 市民部長、すみません。質疑の内容を確認しますので、少々答弁をお待ちください。

中村美津緒委員、もう1度。

○中村美津緒委員 時間がないので、私、端的に質疑しておりました。先ほどの20億円の寄附の内容については、過去の答弁からよく分かりましたと言いました。私が質疑したのは、寄附者が操車場跡地だというふうな指定した公文書が存在するのか、しないのか、答えられないのか、この3つで答えてくださいというふうに私はお聞きいたしましたので、お願いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を続行してください。

○坪真紀子市民部長 はい。それでは、申込みの内容について、繰り返しの答弁になるかと思いますが、申込書の自由記載欄につきまして、この欄は、寄附者の思い・メッセージ等がある場合には記入いただくほか、応援したい事業が、市が明示する……

○山本武朝委員長 市民部長、すみません。先ほど、確認したとおり、中村美津緒委員の質疑に、要望に応えた答弁でお願いいたします。

○坪真紀子市民部長 はい。申込書の内容のほうには、市民の健康づくりとスポーツの振興、アリーナ等と記入されているということであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは、優先交渉権者と基本協定を締結したのが令和2年12月15日、仮契約が令和3年1月13日とありました。「仮契約は、市議会における議決を経て本契約となる」と募集要項にも記載されております。コロナ禍など、急激な社会情勢の変化や今冬の大雪など、事業の優先順位が問われておりました。

それでは、優先交渉権者から提案された公募設置内容に疑義がある場合、あるいは社会情勢の変化に伴い、契約の内容について、これは見直すべきじゃないか、すべきと思い、市議会が契約の締結に対して否決した場合、優先交渉権者の計画は見直すことができるのか、もしくは計画は見直すことができないのか。計画は見直すことができるのか、できないのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からのアリーナに係る契約の否決になった場合についての再度の御質疑にお答えいたします。

事業契約の契約に至らなかった場合は、まず、否決された場合の影響としてあるんですけども、違約金の有無というのが1つあります。事業契約の契約に至らなかった場合における違約金の発生については、基本協定書において、市及び事業予定者はお互いに何らの金員の支払いを請求することはできないものとされており、例外として、事業者側の責めに帰すべき事由がある場合は、市は違約金を請

求することができるというふうにされています。なお、事業契約の締結に至らなかった場合、これまで本事業の準備に関して、市及び事業者が要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとされています。また、事業者募集の前提となる募集要項で定めた設計・建設期間——令和3年4月から令和6年3月、施設の供用開始——令和6年7月、維持管理・運営期間——令和6年4月から令和21年3月などに変更が生じる可能性があり、募集要項をはじめ、基本協定書や事業契約書案などに基づいて検討する必要がありますことから、現時点で詳細な影響をお示しすることは困難であります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 本市の要求水準書から維持管理・運営管理についてお尋ねいたしますが、維持管理・運営管理が15年間となっております。この15年間とした市側の根拠をちょっと簡潔に教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの維持管理・運営期間の15年間の根拠という形の再度の御質疑にお答えいたします。

この募集要項、要求水準をつくる際に、他都市の事例であるとか、あと、マーケットサウンディングということで事業者からの意見をいただいた中で、15年間としたものであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 15年間運営を担う計画になっておりました。カフェ&ベーカリー、スポーツクラブ等を運営する側に対して、短命県・短命市返上に貢献しているか、市などはこういった質を本当に担保できているのかと。これは、市は、どのようにこの15年間をチェックして、どのように市民に対して情報発信をしていくのか。市は、今、どのように対応していくのか、簡潔に教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの再度の御質疑、15年間の維持管理・運営期間に係る市の関わり方というふうな御質疑かと思えます。

まず、市の要求水準書の中では、業務開始前までには維持管理に係る計画書であるとか運営に係る計画書を提出することとして、市の承認を得るという形になっております。業務開始後においても、年次計画であるとか、月次計画、四半期ごとの事業計画並びにその実績報告を報告することとしており、それらを市が承認することになっております。そのほか、モニタリングを年に2回実施することで対応していくという形になっております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 実績報告を、そしてモニタリングを通して、市が管理していくということでありましたが、15年間中——15年間とかなり長いイメージがありました。この15年間で何か、問題があった場合、これは管理者を途中で解約すること

ができるのかどうか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの再度の——15年間での、管理者というか、事業者の変更があるのかどうかという御質疑かと思えますけれども、その15年間の中で必要な、例えば、構成企業の中でも様々あると思えますので、あと、モニタリングの中で適正な運営がなされていなかったというような場合においては、事業者の変更もあり得るものと考えています。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 変更が可能だということが分かりました。

続きまして、キッズルームについて質疑いたします。

子どもたちが無料で安心して自由かつ自発的に遊べる場を確保してほしい、そういったことで、約2万5000人もの署名が集まって提出され、そして採択されました。こういった請願書であります。優先交渉権者は、この請願書の趣旨を理解していると思えますが、キッズルームの利用料金であります、これは無料という方針で提案をしてきたという認識でよろしいか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

キッズルームに関しての利用料金ということではありますが、提案内容については、まだ今後、詳細な部分については、契約後、事業者等と詰めていく形でありますので、今の段階では差し控えさせていただきます。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 現段階では答えられないということが分かりましたので、ここは強く要望させていただきます。ぜひ無料でやっていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、アリーナ整備運営事業に係る本市の最終負担額が幾らになるのかお尋ねいたします。

これまで平成30年第1回定例会から多くの議員がアリーナ整備に関して質問してきました。本市の答弁のほとんどであります。最後には、有識者会議の御意見を参考にしながら、内容を踏まえ、関係部局と検討してまいりたい、もしくは、県など、関係機関と協議してまいりたいというふうに、最後はこういった文言で終わるのがほとんどであります。

しかし、いよいよ優先交渉権者が選定されました。内容に関しては、市民に対して、これはなかなかオープンにされていない状況であります。分からない方々も多いです。しかし、本市は、ホームページを御覧ください、ホームページに全部記載されておりますということでもあります。これも、でも、随分一方通行だなというふうに感じておりました。

本市は、箱物を増やすのではなく、市民体育館の建て替えとの位置づけとあり、

今回の要求水準書の前提条件にも、当初から市民体育館の建て替え施設とあります。昨今、コロナの発生や大雪など、大きな財政需要も増え、以前とは比べ物にならないぐらい本市を取り巻く社会情勢も変化してきております。なぜ、市民体育館の建て替えのアリーナ本体の建設のみでなく、周辺の大規模整備や、さらに将来にわたる管理に至るまで事業を増やすことになったのか、多くの方々が疑義を生じ始めておりましたが、社会情勢に対応して、市として、事業の優先度・優先順位を見直すべきではないでしょうか。

それでは、アリーナ整備運営事業に係る本市の最終負担額は幾らになるのか、金額をお示しく下さい。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの再度のアリーナに関する金額についての再度の御質疑にお答えいたします。

アリーナプロジェクトに係る事業費は、今、本定例会で上程しております約107億円——ちょっと正確な数字まではあれですけども、約107億円としているところであります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 私が聞いたのは、市の最終負担額です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 市の最終負担額については、現在、アリーナに係る部分については、先ほど、契約——今、議会に上程しているところでありますが、それ以外に係る部分ということでしょうか。まあ、それ以外に係る部分については、現在のところ、お示しすることはできない段階であると思います。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 これまで、私の記憶では、秋村議員の一般質問でも、最終負担金額はこれぐらいですというふうに言ったときがありました。でも、今の段階で答えられないんですか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

最終的な負担としては107億7000万円程度というふうにしております。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 すみません、聞き方が、私が適切でないかもしれません。実質負担額です。市が実質負担する金額は幾らなんですかという聞き方なんですけれども、違いますか。私の聞き方が間違っていますか。市が実際に負担する金額です。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村美津緒委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

実質負担する額というのは、財源の内訳ということ——というふうに捉えてよろしいでしょうか。ちょっとそこをすみません。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 いえ、もうちょっと時間がないので、今このまま次に進みます。

ちょっと一番聞きたかったところなんですけれども、私が——最も重要なのは、社会情勢の大きな変化の一つに、先ほど来、何度も出てきました、施設の老朽化などで、統合案が取り沙汰されております青森市民病院と県立中央病院についてであります。

これは、老朽化した施設をどうするかという観点で議論していただくために、アリーナ整備運営事業関連全体の面積と施設の配置がかなり重要だと思うんです。そして、市有地の配置によって、あるいはアリーナを建設することによって、青森市民病院と県立中央病院の2つが建てる余裕がなくなって、病院を統合せざるを得ないという後づけ論にされても非常に困ると思っておりました。統合に関しても大反対の立場から、青森市民病院をなくすわけには、到底考えられません。アリーナの建設により、青森市民病院をなくすことが前提であるような誤解が生じてしまう、また、新駅建設に対しても支障が出かねません。

建設予定である市有地全体の開発について質疑いたします。

これまで多くの議員が、青森市民病院の建て替えも考える時期が来ることも考慮しないといけないと訴えてきておりました。青森市民病院や県立中央病院を持ってくべきという様々な意見がある中で、そういったことも踏まえながら、何がいいのか、それをしっかりと吟味していただいて、全体の計画をしっかりとつくっていただきたい。これは、公明党の先輩議員も何度も強く要望しておりました。今でもそのように思っていらっしゃる方が多くいると思います。

現在、市有地は約5.2ヘクタールに対しまして、アリーナの建築面積が9834平米です。建築可能面積が1万2600平米。現在の市民病院の建築面積は1万415平米。アリーナ建設により、青森市民病院や医療関係等の施設を建設できる土地の選択肢を、奪ってはいけないと、ここははっきりさせないと私は考えます。アリーナ整備運営事業の本契約を締結した場合、自動的に青森市民病院が建設できる条件、つまり、操車場跡地が建設予定地の選択肢から除外されるのであれば、非常に残念だと思いました。

それでは質疑いたします。本契約締結後、市有地に青森市民病院とほかの施設を建設することが不可能になってしまうのか教えてください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 中村美津緒委員からの再度の御質疑にお答えします。

(仮称)青森市アリーナ及び青い森セントラルパーク等整備運営事業における建築可能面積の上限については、委員御指摘のとおり、1万2600平方メートルとしておりました。

今般、事業者から提出のあった提案書では、アリーナの建築面積を9834平方メートルとしておりました、これを差し引くと、残りの建築可能面積は2766平方メートル

ルとなりますが、事業地内には、このほかにカフェ&ベーカリーやスポーツクラブといった公募対象公園施設の提案もあることから、公募対象公園施設の建築面積をさらに差し引くこととなります。なお、アリーナ及び公募対象公園施設の建築面積の詳細につきましては、1万2600平方メートルの範囲内で、来年度行うこととしている設計の中で決まることとなります。

○山本武朝委員長 中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 アリーナを建設してしまうことによって、市民病院の建設が除外されてしまうということが分かりました。

時間ですので、市民体育館の建て替えから、事業から、様々な社会情勢の変化に伴いまして、青森市民病院と県立中央病院の老朽化もあり、今こそ、この操車場跡地利用に関して、議論すべきときがやっと来たなと私は考えておりました。本当に、今定例会、このまま優先交渉権者の契約締結に賛成して、市民の財産、操車場跡地にアリーナ建設を推し進めるべきかどうか、非常に悩み始めました。

今後は、諸先輩議員、そして市民の皆様とちょっと考えながら、市民に問いながら、熟慮してまいりたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 自民党の小豆畑です。よろしくお願いたします。市民からいろいろ御意見をいただいたことを基に、予算特別委員会に臨んでおります。

最初の質疑は、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、コロナ対策についてです。

青森県においても初めて新型コロナウイルスの変異株が確認されたことが、3月5日に明らかとなったとおり、今後は、変異株の蔓延に対する警戒が必要だと考えます。

国では、今月から変異株が短時間で検出できる新たな方法の検査を全ての都道府県で実施し、国内の監視体制を強化することとしていますが、本市における変異株に対する警戒体制はどのようになるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 小豆畑委員からの変異株に対する警戒体制についての御質疑にお答えいたします。

一般的に、ウイルスは流行しながら、少しずつ変異するものと考えられております。新型コロナウイルス感染症の変異株については、昨年来、英国や南アフリカ等において確認されており、感染力が増していること等が懸念され、我が国においても、変異株のクラスターの報告が複数あり、海外とのつながりがない事例も継続的に確認されております。こうした状況を踏まえ、国では、新型コロナウイルスのゲノム変異の状況を把握するため、国立感染症研究所において、国内の陽性検体について、ゲノム解析を実施するとともに、変異株のリスク評価・分析を行ってきたところであります。

青森県におきましても、冒頭、小豆畑委員から御紹介がありましたとおり、国立感染症研究所に遺伝子検査を依頼しており、この結果、3月5日に、1月の感染者1人から県内初の新型コロナウイルスの変異株が確認され、公表されたところであります。

今般、国内における変異株発生の早期探知を強化するため、国立感染症研究所で開発された変異株の疑いを確認するためのPCR検査を全国の地方衛生研究所において実施する準備が進められ、本県では、青森県環境保健センターが検査機関となっており、既に検査が実施されております。

国立感染症研究所では、緊急事態宣言下で新型コロナの流行が大幅に抑制されてきた中でも、変異株の感染者が増加傾向にあることを鑑みれば、今後、社会の接触機会の増加や感染対策の緩みが生まれることで、これまでより顕著に変異株の流行が拡大するリスクがあると警鐘を鳴らしております。

本市においては、今後も引き続き、国及び県で行う変異株の検査情報を共有し、監視体制へさらなる連携を図るとともに、国立感染症研究所によると、変異株であっても、3密や特にリスクの高い5つの場面——具体的には、飲酒を伴う懇親会等や、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり、このような5つの場面の回避、マスクの着用、手洗いなど、基本的な感染予防対策は有効であるとし、推奨されていることから、気を緩めることなく、予防対策の徹底を呼びかけ、新たな予防対策としてのワクチン接種が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

これまでに、本市において、新型コロナウイルスの感染が確認された人数というのはどのぐらいなのか、そのうち、変異株に感染しているかどうかについて、検査を受けた人数とか割合を御存じでしたら、お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 変異株についての再度の御質疑にお答えいたします。

3月14日現在までに、本市で感染が確認された方は190人、参考までに、県内では859人となっております。県では、県内で発生した感染症患者の一部について、国立感染症研究所に遺伝子解析を依頼しており、昨年12月・今年1月で合わせて61名を依頼しております。この中で、1月の感染者から1人、県内初の新型コロナウイルスの変異株が確認されたということが、県が3月5日に公表したところでありました。この変異株の症例は、1月に発生したクラスター関連による感染症患者で、患者は既に退院済みであり、この変異株による感染は収束しており、症例番号、年代、性別及び管轄保健所というのは非公表とされております。

今回確認された変異株は、いわゆる英国・ブラジル・南アフリカ変異株ではないとのことであり、県におきましては、今後、引き続き、青森県環境保健センターに

において、スクリーニング検査を実施していくこととしております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の尾身会長は、国内の感染状況について、早晚、変異株が主流になるとの見方をしています。本市においては、コロナの変異株の感染者が確認された場合には、市民にはどのような情報が公表されるのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 変異株が確認された場合の情報の公表についての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、県内初の新型コロナウイルスの変異株が確認され、3月5日、県で公表された際には、症例番号、年代、性別及び管轄保健所等は非公表とされ、変異株の判明の経緯、変異株を有する症例の概要、変異株の分類等が公表されたところであります。

変異株の検査につきましては、県で実施されることから、仮に市内で変異株が確認された場合についても、その情報の公表については県が担うものであり、先般の公表と同様の取扱いになるものと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

これからは以前のコロナウイルスよりも感染力がかなり強いと言われる変異株の蔓延防止を徹底する必要があると思います。一部の変異株にはワクチンの接種効果が下がるのではないかとの報道もあります。まだしっかりした検証結果は得られていないようです。一昨日、市民の方からいろいろな形の変異株があると報道されているんだけど、現在、接種が行われているワクチンは変異株に対しても効果は期待できるんですかというお問合せをいただきましたので、お願いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 変異株に対してのワクチンの効果ということについての再度の御質疑にお答えいたします。

国が監視を強化している、英国・南アフリカ・ブラジル由来の3つの変異株はいずれも感染力の増強が懸念されているところであります。国立感染症研究所による、2021年2月12日現在の「新型コロナウイルスワクチンについて 第1版」や、また、一般社団法人日本感染症学会ワクチン委員会による、2021年2月26日現在の新型コロナウイルスワクチンに関する提言第2版によると、新規変異株のワクチン有効性に関連して、現在、分かっていることとして、簡単に申し上げれば、ファイザー社のワクチンにおいては、英国の変異株にも作用する抗体がつけられたといった実験結果が報告されており、ワクチンの有効性に大きな影響はないということが報告されております。一方、南アフリカ変異株の場合は、ワクチンの有効性に影響

が出るということが懸念されるという実験結果、また、ブラジル変異株については、現時点では、ワクチンの有効性への影響に関する直接的なデータはないとされております。

国では、新たに承認申請がなされている新型コロナワクチンの審査に当たっては、変異株に関する情報も含め、様々な情報を収集しつつ、適切に有効性・安全性等を確認していくということが報告されているところであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

当面は、ワクチン接種が市民の皆さんに行き渡るまで、何としても変異株の蔓延を防ぐことができるように、警戒体制に万全を期していただくようお願いして、この項は終わります。

続きまして、3款民生費2項児童福祉費3目母子福祉費について、ひとり親家庭への支援についてお尋ねします。

青森県母子寡婦福祉連合会と弘前大学「子どもの貧困」プロジェクトが共同で、昨年の8月から10月にかけて、コロナ禍における青森県内のひとり親家庭の実態調査を行いました。昨日、報告会が開かれましたので、参加してまいりました。調査を聞いていると、休業・失業した、仕事の量が減った家庭が、調査で回答のあった家庭の約3分の1、収入が減った、収入がなくなった家庭がやはり回答のあった家庭の約3分の1だったとのことです。子どもの進路についても影響が出ており、進学を断念させたとか、学校のコースを変更したとか、このほかに大学生を持つ家庭では、退学させるとか、または退学を検討中という状況に至っているとのことです。

新型コロナの影響が特に女性に強く表れていることは、自殺者に関する統計などでも表れているんですけれども、コロナの影響もかなり長期間に及んでおり、ひとり親家庭では経済的にますます深刻な状況に置かれていることが懸念されるため、まずは本市におけるひとり親家庭の実態を早急に把握すべきだと考えておりますが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 小豆畑委員からのひとり親家庭の実態把握についての御質疑にお答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症によるひとり親家庭への影響について、昨年8月3日から31日まで実施いたしました児童扶養手当現況届の面談の際、アンケート用紙を活用し、ひとり親家庭等の方から直接かつ具体的に困り事などについてお聞きするとともに、会場内に母子・父子自立支援員による臨時相談窓口を設置し、実態把握に努めてきたところです。その結果、期間中に駅前庁舎及び浪岡庁舎において、現況届の提出があった3195人の91.4%に当たる2920人からアンケートの回答をいただき、その中で新型コロナウイルス感染症の影響により、生活の困り事があると回答した人数は55.9%に当たる1631人でありました。回答は複数

回答としており、最も多かった困り事として、仕事や経済面については、食費や光熱費などの生活費の増加が回答全体の36.6%、自分自身のことについては、感染予防・マスク・手洗いなどの衛生管理が回答全体の42.7%、子どものことについては、学習面への影響が回答全体の28.1%であったところであります。

今後の実態把握につきましては、本市がひとり親家庭等に対し実施しております自立支援プログラム策定等の就業支援事業、技能・資格習得のための就業支援講習会事業、希望に応じた求人情報を提供する就業情報提供事業、就職に有利と考えられる一定の資格取得を支援する自立支援給付金事業等の各種支援事業の利用者に対して、新型コロナウイルス感染症による生活への影響などについて、申込み時等に聞き取りを行うこととしております。また、令和3年度からは、子育て支援課内に設置しておりますひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける、母子・父子自立支援員による、就業、子育て、生活等に関する相談の終了時刻を、利用者の勤務が終了してからも相談が行えるよう、現在の17時から18時へと1時間延長し、同センターにおけるひとり親からの相談時に聞き取りを行うほか、例年、8月に実施しております児童扶養手当現況届の面談の機会を捉え、今年度と同様に、アンケート用紙を活用しながら、ひとり親家庭等の方から直接かつ具体的に困り事などについてお聞きするなど、引き続き、様々な機会を捉えて、実態の把握に努めてまいります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 昨日の報告会では、こういう報告がされていまして。持病を持っていて、病院にかかっているんだけど、診察費というのが1回1000円、薬代が2000円から4000円かかる。一部のお金は後で返ってくるんだが、すぐには返ってこない。今、お金が必要なので、今はこの治療にかかるお金が惜しい。このお金があったら、子どもの食費に充てられるという報告もありました。コロナの影響が、大分、長引いていますので、ぜひ、様々な機会を捉えて、とにかく一刻でも早く実態を把握していただくように要望します。

次に、本市におけるひとり親家庭の実態を把握した結果、新型コロナの影響でひとり親家庭の経済に深刻な影響が出ていることが明らかとなった場合には、すぐにも臨時の給付金や就職支援、貸付金など、あらゆる政策を総動員して、政策に当たるべきだと考えますが、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 小豆畑委員からのひとり親家庭への今後の支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

市といたしましては、支援に当たりまして、ひとり親家庭の声を聞いていくことが重要であると考えておりますことから、様々な機会を捉え、ひとり親家庭の実態把握に努めていくとともに、国・県の動向も注視しながら、必要に応じて、適切な支援をしてまいります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 よろしく申し上げます。

青森県内では、経済的な事情から子どもの進路にまで影響が出ているひとり親の家庭が相当数あるという事実は、親から子へ続く、いわゆる世代間での貧困の連鎖につながりかねない、本当に憂慮すべき事態だと思います。本市では、就職企業などに対する地域経済対策として、市独自の様々な給付金や融資制度などを行ってきたように、困窮しているひとり親家庭に対しても、青森市独自の給付金や融資制度なども含めて、実態に即した強力な支援をスピーディーに実施していただくように要望します。

また、昨日の報告会で、コロナの影響で経済的に困窮している人がお金を借り入れる先は、今回の調査によりますと、民間の金融機関に借金した人が5人、福祉資金の貸付金を申し込んだ人が2人となっています。本来なら、無利子の福祉貸付金を申し込むべきだと思うのですが、民間の金融機関を利用しているのはどうしてかなと思って、聞いてみました。そうしたら、1つには、申込みの書類が多過ぎる。10種類ぐらいあるそうです。それから、審査に最短でも1週間かかる、借入限度額が少額である、審査が厳しいという声が寄せられていました。借りる人の側に立って考えてくださるように要望して、この項は終わります。

次に、学校のトイレの洋式化についてお尋ねします。

1年前の令和2年第1回定例会予算特別委員会において、私が新城中央小学校の洋式トイレが少ないことについて質疑したところ、市からは、令和2年度には洋式トイレを増やすための設計、令和3年度には改修工事を行うとの答弁がありました。来年度予定している洋式トイレの増設基数などの工事概要と供用開始時期についてお示しいただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 小豆畑委員からの新城中央小学校のトイレの洋式化改修の工事概要と供用開始時期についての御質疑にお答えします。

学校のトイレにつきましては、生活スタイルの変化に伴い、洋式化のニーズが高まっておりますことから、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、既存の老朽化したものについて、洋式化を中心とした改修を行い、環境改善を図ることとしたところであります。

新城中央小学校のトイレの洋式化につきましては、他の小学校9校と共に、令和2年度に設計作業を行い、令和3年度に改修工事を行う予定であります。改修に当たりましては、普通教室に近い使用頻度の高いトイレを洋式化することとし、併せて、トイレブースの拡張、床等の内装の改修など、老朽化の状況に応じて、必要な改修を行うこととしております。その結果、新城中央小学校の大便器につきましては、12基の洋式便器を56基に増やす予定であります。また、工期につきましては、約6か月間を見込んでおりますことから、3学期には供用開始できるものと考えておりま

す。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。よろしくお願ひします。令和3年度の3学期からは改修したトイレが使用できるということで、本当にありがとうございます。この項は終わります。

次、8款土木費2項道路橋梁費、河川について、新城地区では、地域活性化の一環として、これまで新城川にこいのぼりをかけて飾ったり、川辺に花壇を整備するなどしてきましたが、以前から、私は、川に土砂がすごい堆積していて、中州が出来上がっていること、さらに、その中州にすごく木が茂っていて、そのことについて、景観上、また、治水面での影響を危惧していました。このたび、令和3年度当初予算に計上された新城川のしゅんせつ事業の内容についてお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 小豆畑委員からの新城川のしゅんせつ事業についての御質疑にお答えいたします。

水路浚渫事業につきましては、水害の発生や生活環境の悪化を防止するため、普通河川及び水路に堆積した土砂・汚泥などを取り除き、流水機能を確保する事業であり、これまでも毎年継続して実施しているところであります。

一方、令和元年台風第19号によりまして、河川氾濫等の大規模な浸水被害などが相次ぐ中、国におきまして、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川などのしゅんせつを実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業を創設したところであります。その事業年度は令和2年度から令和6年度の5年間とされており、地方財政措置といたしまして、起債充当率が100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%とされているところであります。近年の全国的な水害の頻発を背景に、本市におきましても、この緊急浚渫推進事業を活用し、台風などによる河川氾濫などの大規模な浸水被害を未然に防止するため、市が管理しております河川などについて、緊急的かつ集中的にしゅんせつを実施することが必要と認識しており、このしゅんせつ事業により、水系の上流部に位置する市管理の普通河川はもとより、下流部に位置する県管理の二級河川に流れ込む土砂も軽減され、防災・減災対策に寄与するものと考えているところであります。

新城川水系におきましても、県管理区間の上流部に位置する市管理区間のしゅんせつを予定しており、樹木の伐採や土砂の撤去を予定しているところであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。県の管理区間の上流部に位置する市管理区間のところというのは、具体的に新城川のどの辺なのでしょう。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 新城川のしゅんせつにつきましての再度の御質疑にお答えいたします。

県管理区間の上流部の市管理の普通河川の区間といたしますのは、地区でいいますと、戸門地区、その上流の鶴ヶ坂地区が市管理の普通河川の区間となります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 分かりました。国の手厚い財政支援を活用して、市が管理する区間のしゅんせつを行うということで、治水面・景観面での効果を期待したいと考えます。

新城川の県管理区間についても、土砂の堆積などが見受けられますので、この区間について、県によるしゅんせつが行われるように、ぜひ、市から県に働きかけていただくように要望します。県管理と市管理の区間が一体的にしゅんせつされれば、事業効果が高まると思いますので、よろしくお願ひします。本当に、新城駅前のところ、こいのぼりをかけるところの中州、それから樹木の繁茂がすごいんですよ。何とか県のほうによろしくお願ひいたします。ありがとうございます。この項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費、信号機の設置についてです。

石江地区の株式会社赤石材木店前の丁字路について、県道鶴ヶ坂千刈線を東西に横断するための横断歩道と横断歩道用の信号機の設置を望む地域住民の声が寄せられています。この箇所は、県道鶴ヶ坂千刈線と西バイパスを南北に結ぶ市道が県道鶴ヶ坂千刈線と交わる丁字路となっており、付近で暮らす地域住民をはじめ、新城小学校に通う児童も頻繁にこの丁字路を横断しているとのことです。県道はもとより、市道についても、新青森駅や西バイパスへもアクセスできる道路であるために、車両の通行量がすごく多いんです。それで、安全面から横断歩道と信号機の設置が必要だと思ひますので、市の考えをお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 小豆畑委員からの石江江渡の交差点における横断歩道と信号機の設置についての御質疑にお答ひいたします。

信号機の設置につきましては、青森県公安委員会が所掌しており、青森県公安委員会では、県内各警察署から信号機設置の上申を受けた後に、必要性和緊急性を判断した上で、設置を決定しております。このため、本市では、町会や市民等から寄せられる信号機の設置要望箇所について、警察署、道路管理者、町会長等の関係者立会いによる交通診断を実施しており、信号機の設置が適切であると判断される場合には、警察署が青森県公安委員会に上申しております。

令和3年7月に行う予定の交通診断におきましては、当該交差点における横断歩道と信号機の設置を含め、地域から御要望いただいた箇所について、配慮しながら進めてまいります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ぜひ現場の状況を詳しく観察していただいて、前向きな対応をお

願いたいと思います。

次に、新田三丁目の株式会社青工前の交差点については、以前、私が県や市にお願いして、道路拡幅による右折レーンの確保をしていただきましたが、常時、車両の交通量が多く、スピードも出ているため、西バイパスからフェリー埠頭に向かう側の車線から、富田の住宅地方面に右折することがなかなかできないと住民の方からの声が寄せられています。このため、これまで市に対して、既存の信号機を矢印式にして、右折用の時間帯を設けるなどの改善が必要だと県へ働きかけてほしいと要望してきましたが、既存の信号機の矢印式への改善について、進捗状況はどのようになっているのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 小豆畑委員からの新田三丁目の交差点における信号機の改善状況についての御質疑にお答えいたします。

当該交差点における信号機につきまして、青森警察署に確認いたしましたところ、本年2月24日に右折矢印信号を設置したとのことであります。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。道路拡幅から信号機の改善まで2年3か月かかりました。市にも大分御協力をいただいて実現することができたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。この項は終わります。

次に、2款総務費1項総務管理費3目財産管理費について、本庁舎への公衆電話の設置について質疑いたします。

現在の新しい市役所本庁舎は、災害時の緊急的な退避ができる防災ロビーや広場、マンホールトイレを備えるなど、災害時には、市民が緊急的に身を寄せることを想定して建設されましたが、現状、本庁舎には公衆電話が設置されていません。先日、携帯電話を持っていない市民の方が、市役所本庁舎を訪れ、公衆電話を利用したいと思い、公衆電話があるか尋ねたところ、柳町まで行けばあるからと言われたとのことでした。携帯電話を持っている人は大多数であるかもしれないんですけども、高齢者等で携帯電話を持っていない方もいますし、災害時に緊急的に身を寄せて、電話を利用したいという場合も考えられると思います。本当にこの方が怒って、電話をよこしたのは、まだ本当に雪がふぶいて、寒いときでした。だから、その人の怒っているのも分かりました。本庁舎に公衆電話を設置することができないか、市の考えをお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 小豆畑委員の本庁舎への公衆電話の設置についての御質疑にお答えいたします。

旧本庁舎には、庁舎1階の正面入り口側と南側の入り口側に各1台公衆電話が設置されておりましたが、平成30年1月に駅前庁舎が全面供用開始されて、本庁舎の来庁者が減少したことに伴い、まず、南側入り口に設置されていた公衆電話は、設

置者であるNTT東日本が撤去しました。続いて、正面入り口に設置されていた公衆電話につきましても、令和元年12月に旧本庁舎が閉庁したことに伴いまして、NTT東日本が撤去し、これまでの公衆電話の利用状況を踏まえ、新庁舎には設置しないとの方針が示されたところであります。

したがって、現状といたしまして、現在、本庁舎敷地内には公衆電話が設置されておりませんので、本庁舎の利用者で公衆電話の利用を御希望される方には、本庁舎からの230メートルほど東側の国道4号線沿いのニッセイ青森センタービル前とか、東側の国道4号沿いのNTT東日本前、また、委員から御紹介がありました柳町通りの公衆電話、こちらを御案内しているという現状であります。

新たな公衆電話の設置についてでありますけれども、新たな公衆電話の設置につきましては、原則、1つに、屋外の24時間誰でも利用できる場所への設置、2つに、市街地ではおおむね500メートル四方に1台の設置、そして屋内に設置する場合は高頻度の電話利用が見込めることなど、設置の条件があるとNTT東日本から伺っているところであります。先ほど御案内している既設の公衆電話の利用状況も踏まえながら、新たな公衆電話の屋内の設置については、関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。本庁舎に公衆電話を設置しても、ふだんの利用者は本当に少ないと思います。でも、新しい本庁舎の大きな特徴の一つで、先ほども言いましたけれども、防災機能として、災害時に緊急的な避難ができる防災ロビーや広場、マンホールトイレがあり、老若男女、様々な人が退避することを想定している点だと思いますので、その点からすると、公衆電話も災害時の備えという意味から、あってもいいのではないかなと私は思いますので、前向きな検討を要望して、終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時40分からといたします。

午後3時10分休憩

午後3時40分再開

○山本武朝委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、大矢保委員。

○大矢保委員 総括表に基づいて、1点だけ、除排雪について質疑させていただき

ます。

今般の除排雪対策監の役割についてお伺いしたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの除排雪について、除排雪対策監の役割についての御質疑にお答えいたします。

豪雪災害対策本部設置時におきまして、都市整備部の部長級職員を除排雪対策監として充てることとしており、その役割といたしましては、パトロール班、雪に関する市民相談窓口、スノーレスキュー隊を相互に連携させ、相談・要望を機動的に処理する体制を構築すること、屋根雪処理が困難な世帯や、通学路など、歩道を確保するための応急対策に、市の職員で構成するスノーレスキュー隊を設置・派遣すること、除排雪事業者による除排雪作業に遅れが生じた場合には、周辺の受託事業者などとも連携し、作業を支援する体制を整備することなどを想定しているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 除排雪対策監の役割は一般質問でも出ましたけれども、その中で、私が疑問に思っているのは、除排雪が遅れている業者の支援体制を整備するとありますけれども、ほかの周辺の業者も疲れ切っているときに応援なんてできないと、私は、今、思うんです。昔は、ブロック制度というのがあって、ブロック長が全部そういうパトロールをして、支援を仰ぐというようなこともしましたけれども、できれば、ブロック制度を復活していただいて、物事を進めていただければ、皆さん、協力的になるのかなと、そのように思っております。

次、除雪業者へ貸与するための購入予定の4台のロータリ除雪車について、規格と購入予定金額をお知らせしていただきたいと思えます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの事業者へ貸与するロータリ除雪車についての御質疑にお答えいたします。

市全域が特別豪雪地帯に指定されております本市では、克雪対策の推進は重要課題となっており、加えて、今冬は災害級の降雪により、市民生活に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、市民生活の安全と交通確保を効率的・効果的に行えるよう、令和3年度において、除排雪体制強化に取り組んでいくこととしており、関連予算について、今定例会に提案しているところであります。

この中において、新たに除排雪体制強化除雪機整備事業といたしまして、生活道路などの委託工区の作業効率の向上を図るため、除排雪事業者へ貸与する除雪機械4台を追加整備することとしております。このロータリ除雪車は、幹線などで用いる大型の規格のものではなく、工区の生活道路に適した大きさの120馬力から130馬力のものとし、1台当たりの購入金額は約3000万円を想定しているものであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 メーカーはどこか分かりませんが、新潟の業者とすれば、今やっているのは80馬力と130馬力と200馬力なんですよ。市が、今、約3000万円で購入しているというのは130馬力なんです。私がメーカーに聞いたら、2600万円だそうです。だから、その間、頭剥ぎはどこでやっているかといえば、そのメーカーは青森に代理店があります。代理店を通して、株式会社青工ということに行っていると思うんです。だから、1か所あたり1台につき200万円、頭を剥がれている。これははっきり言って、メーカーから直接買えばいいんじゃないかなと思います。去年も1台、青工から買いました。そのときには中小企業振興基本条例があったから黙っていたけれども、4台ともなれば、1600万円も頭を剥がれる。これは商売としては成り立たないんです。代理店を通して、代理店からまた青工に行って、青工が見積りを出したんでしょう、3000万円という。やっぱり、私は、市民の財産だから、メーカーから直接買うべきだと思うんだよ。これ以上はしゃべりませんけれども。

それで、メーカーでは、今、80馬力と130馬力と200馬力しか造っていない。それで、造っているメーカーは、日本には2社しかない。だから、今、ロータリというのは稼働率が少ないから、それしかない。それで、今、4台はまたあれでしょう、生活工区のほうのあれに貸すというんでしょう、1.5メートルだから。はっきり言って、何も役に立たないような機械を買ったんじゃないかと思うんだよ。

私は、3月10日に、ちょっと夢を見たんです。はっきり言えば、民間と市役所としゃべれば、大体同じ機械でも800万円から1000万円違う。だったら、業者にそれだけ安く契約しているよりも、業者に1000万円も安くなったんだから、これを買わないかって役所が中に入ってもいいわけでしょう。もうけないと駄目なんです、何をやるにしても。今回はちょっともう少し勉強したほうがいいなと思います。青工にもう少し掛け合ってください。青森の代理店は、合浦にある自動車屋です。

次に行きます。市保有の除排雪車両の貸与状況及び貸与金額の決め方について示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの市保有の除排雪車両の貸与状況についての御質疑にお答えいたします。

青森地区では、行政改革に基づく全庁的な外部化の推進に伴い、除排雪業務についても見直しを行い、平成15年度に市の直営を廃止し、民間に委託したところがあります。この直営での除排雪作業の廃止に伴い、道路補修事務所の業務も大幅に縮小したところであり、現在、市が所有する除排雪車両につきましては、15台全てを幹線道路の除排雪を行う除排雪事業者へ貸与しているところがあります。

市が除排雪事業者へ除排雪車両を貸与した場合、除排雪事業者が市へ支払う料金は発生しないものの、除排雪単価において、別途金額を設定しているところがあります。具体的には、貸与車両は、自社所有の除排雪車両と異なり、自社で維持管理

を行う必要がないことから、夏場の機械損料分を差し引いた除排雪単価を設定しているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 グレーダーを使って仕事をすれば、130馬力であれば4万9200円。それで、貸与しているのが、業者から取るのが1万8100円。3万1100円も業者にもうけさせている。分かりますか。市役所のロータリを使って仕事をすれば4万9200円。それで、その業者からもらっているのが1万8100円。だから、業者が3万1100円もうけているんです。それで、はっきり言って、今まで委託工区にロータリを入れるなど。ロータリは高くて駄目だと。そういうので指導してきましたよね。それで、また今度は、貸すのは、生活工区にロータリを入れて、仕事しやすくすると。何か矛盾していませんか。そこはちょっと考え直してもらいたいと思います。

次に行きます。市から借り入れているグレーダーも雪こぼれが大変多いというのがあります。この対処について、どう考えているのかお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの市保有のグレーダーの修繕についての御質疑にお答えいたします。

市では、保有しているグレーダー5台について、適宜修繕を行うなど、維持管理に努め、冬期間には、除排雪体制を維持するため、5台全てを幹線の除排雪事業者に貸与しているところであります。除排雪シーズン終了後におきましては、毎年度実施している除排雪事業者へのヒアリングを通じて、貸与している除排雪事業者から貸与車両に関する御要望等があれば、聞き取りを行っているところであります。

雪こぼれを抑える機能につきましては、これまで除排雪事業者からの御意見としては把握してないところでありますが、今シーズン終了後においても実施予定のヒアリングなどを通じて、改めて、貸与車両に関しても聞き取りを行い、課題等があれば、それに向けた解決策について検討してまいりたいと考えております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 グレーダーをかけた後に、タイヤショベルで雪を持っていくというのが、そうなっているので、業者からそういう要望がありました。

次に、幹線・補助幹線及び郊外幹線の受託事業者のうち、ロータリを保有している事業者数は何者あるのか示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの幹線・補助幹線・郊外幹線の受託事業者のロータリ保有についての御質疑にお答えいたします。

幹線・補助幹線及び郊外幹線を受託する事業者63者のうち、ロータリ除雪車を貸与車両も含め保有しているのは31者となっております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 約半分がロータリを持っていないで、幹線とか補助幹線をやってい

るということになっているけれども、これだから、はっきり言って、補助幹線とか幹線が狭くなっていくというのが分かる。道路幅を拡幅していくのはロータリしかないんです。あと、タイヤショベルだと追っつけようがない。そう考えられませんか——考えられませんかって、後でいいですが、私は、ロータリを持っていない会社は幹線・補助幹線を取らせるべきではないと思っています。

次に行きます。全面委託工区の契約金の積算方法を示していただきたいと思いません。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの全面委託工区の契約についての御質疑にお答えいたします。

シーズン契約の委託料につきましては、除排雪単価に、除排雪延長、气象台観測点における降雪データを基に設定した除雪回数を乗じて算出しているところであります。積算項目のうち、除排雪単価につきましては、平成24年度から、持続的な除排雪の一層の充実を図るため、除排雪単価を青森県の土木工事標準積算基準書や設計単価表に基づき見直しており、これ以降は、毎年度、直近の青森県の単価表に基づき見直しを行い、算出しているところであります。また、出動回数につきましても、降雪量の多い地区においては、過去の実績を基に除雪回数を増やして積算することで、降雪量の多い地区の委託料が高くなるように対応しているところであります。

今後におきましても、出動状況などを把握し、必要に応じて、見直しを実施してまいります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 最近、単価、回数、距離ってやっているのは分かるんだけど、回数が多きときとか少なきときの委託料の見直しは、ずっと行われていない。それで、500センチメートルを基準にしてやっているんです。それで、おとしあたりは、3月の中旬に、2月の末日で契約を切ってしまったよね。これも契約違反。末で切ってから去年はまだ50センチメートルぐらい降っているんです。最終的には、おとしは546センチメートル。それで、最終的に委託料を払ったのは475%で、削ってやったでしょう。今年も2月になったときにはお金がないから、幹線・補助幹線は出なくていいというような指令を出しているでしょう。3年ぐらい前ですか。11月1日から契約ですよ。だから、11月中に降った雪が——タイヤショベルが出ないから、機械が出ないから、これは消しますよって対象から外したときもありましたよね。ないですか。私は覚えているから。ずっと覚えているから。こういうのを、やっぱり契約上で、11月1日から3月31日までで契約結んでいるんです。みんな、業者はこれを信じているんです。こういうことは絶対あってはならないと私は思っていますけれども、考えは聞きません。

それで、工区の契約方法をシーズン契約でなく、単価契約にすべきと思うが、そ

れについて、どう思うか。見直す考えはないとしゃべると思いますけれども、答弁を求めます。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からのシーズン契約の見直しについての御質疑にお答えいたします。

シーズン契約によるメリットといたしまして、事業者にとりましては一定の収入が見込まれることから、暖冬や少雪時においても、除排雪に使用する車両の調達が容易になり、従業員の雇用の安定につながられること、また、市にとりましては、降雪状況に左右されにくくなることから、毎年の予算規模の平準化が図られることが挙げられるところであります。

市では、平成8年度から一部工区においてシーズン契約を導入し、平成24年度には、前年に発生した豪雪を踏まえ、除排雪作業の仕上がり等のばらつきを解消するため、市の指令を原則とすること、また、累計降雪量の基準値につきまして、500センチメートルを基準とすること、最低保障額の割合を契約金額の4割に引き上げることとし、それまでのシーズン契約で課題となっていた部分について見直しを行い、今年度もこの方針に基づき契約を行ったところであります。

市では、工区の契約におきましては、シーズン契約が最も適した契約方法であると考えておりますことから、現時点では、幹線などで行っている単価契約への変更については考えていないところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 変更はないというのはあれですけども、このシーズン契約をやったときに、いきなり部長になった人がいるんです市の中でね。横内から通っている小山内さんという人。このシステムを変えさせたおかげで、ぼんと部長級になった。記憶に新しい。400センチメートルから600センチメートルと決めたのは、あれはたしか米塚総務部長だったかな、あのときに決めた。業者にいいときもあれば、役所にいいときもある。だから、幅を持たせようということをやった。でも、このシーズンシステムはやっぱなじまないと思うんだよね。単価は1.5倍ぐらいに上がるかもしれない、時間の単価契約にすれば。だから、無理だって、見直す考えはないと言っているんでしょう。それは分かる。

次に行きます。除雪オペレーター担い手育成支援事業の具体的内容を示していただきたいと思います。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの除雪オペレーター担い手育成支援事業についての御質疑にお答えいたします。

市全域が特別豪雪地帯に指定されている本市では、克雪対策の推進は重要課題となっており、加えて、今冬は災害級の降雪により、市民生活に大きな影響を及ぼしたことを踏まえ、市民生活の安全と交通確保を効率的・効果的に行えるよう、令和

3年度において、除排雪体制強化に取り組んでいくこととしており、関連予算について、今定例会に提案しているところでもあります。

この中で、新たに除雪オペレーター担い手育成支援事業として、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、市の除排雪業務を請け負う事業者に対し、除排雪作業の担い手となる除雪オペレーター育成に係る車両系技能講習の受講料等の費用の一部を補助することとしております。受講料等に含まれるものは、受講のために必要な経費のうち、講習そのものに係る実費及びテキスト購入費を想定しており、運転免許取得そのものの費用や、交通費といった附属的な経費は含まれていないものであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 車両系は免許を取ったけれども、道路は走れないんですよね。そのために、大型特殊免許が必要です。それで、車両系も大型特殊も一発で取るとすれば、費用は何ぼかかると積算していますか。積算していませんか——そうですか。9万8000円かかるんです。一応、浪岡のモータースクールが1社やっているから。やっぱりこういうのも調べていかないと。たったの2万円といたって、2万円で100万円だから、50人が技能をやるんですよ。50人っていったら、はっきり言って——5万円なら分かるけれども、2万円では少ないなと私は思う。やっぱりやるんだったら、大型特殊も取らせるというような考えである人であれば、5万円ぐらい負担したほうがいいじゃないかと、そのように思っています。これはこれで。

次に、雪捨場の混雑を解消するため、郊外に雪捨場の確保、または一時的に雪を堆積する雪押し場を設置してはどうか、考えをお伺いします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの雪捨場の設置についての御質疑にお答えいたします。

現在、市で保有または貸借により確保している雪捨場は33か所あり、このほかに、八重田浄化センター内に設置されている積雪融雪処理槽及び青森港本港地区緑地——浜町の雪処理施設の計35か所において、雪処理を実施しているところでもあります。また、各工区内におきましては、一時的に雪を堆積しておく雪押し場については、各事業者により、必要な土地の確保を行っているものであります。

雪捨場及び雪押し場の確保につきましては、持続可能な雪対策においても、長期的な課題でありますことから、引き続き、雪捨場に適した青森市所有の遊休市有地や国・県の所有している公有地などについても調査するなど、場所の確保に向けて検討を進めてまいります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 高田に県の雪捨場があります。利用されていません。今日から利用している業者がいますけれども、郊外にためた雪だと思えますが。あと、旧高田中学校の敷地も膨大ですよ。あれを生かさない手はないと私は思うんですけども、大

野は駄目だ、荒川は駄目だ、海は駄目だといったら、どこに行けばいいんですか。山に行くしかない。旧高田中学校の跡地を検討してみてもいいですか。

それから、雪捨場が混むというのは、はっきり言って、一斉出動させる、工区も幹線も補助幹線もみんな一斉に出すからです。幹線・補助幹線を1日か2日早く出して、片づけてしまってから、工区をやればいいんですよ。私はそう思う、混雑を緩和するには。来年からちょっと実施してくださいよ。1日か2日早く出して、ば一っと拡幅してから、後から工区をやれと。

今年はひどかったよね。私は、今年、本町であまり飲んで歩かなかったけど、本町は本当にひどかった。タイヤショベルが入ったのを1回も見ることがなかったような気がする。

来年から、幹線・補助幹線は早く出すようにしてください。

あとそれから、生活道路の除排雪の状況を公開するためのシステム開発はなぜ行うのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの除排雪実施状況公表のためのシステム開発についての御質疑にお答えいたします。

市では、平成28年度に現行のGPS端末を利用した除排雪車運行管理システムを導入し、幹線・補助幹線91路線と青森地区の国道・県道について、市ホームページ上で、除雪作業の完了情報を公開しているところであります。

今冬の豪雪を受けまして、市民の皆様から、いつ除雪に入るのかといった生活道路の除雪に関する御相談が数多く寄せられるなど、幹線道路以上に生活道路の除雪情報に関する市民のニーズが高く、生活道路の作業状況を公開することで、市民の皆様への不安解消につながり、相談件数も減少するものと考えましたことから、システムの開発を検討することとしたものであります。

なお、青森市市民とともに進める雪処理に関する条例第5条におきまして、市民及び事業者の遵守事項の一つとして、「国、県又は市によって除排雪される道路には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと」と規定されております。除雪作業の情報システムの方式によりましては、出し雪を誘発しかねないというような御指摘もありますことから、現行の幹線・補助幹線を対象とした除排雪車運行管理システムとも整合を図りながら運用してまいりたいと考えているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 私は、これは要らないと思います。平成4・5年に、私はオペレーターをやっていました、前の会社を首になって。それで、久須志神社の北側に細い道路があるんですが、そここのところで、偶然、知っている人がいて、今日、ここを除排雪しますよとお知らせしたら、いやいや、前に進むのはよかったんだけども、もう雪がいっぱいで押されなくなったので、後ろを見たら、後ろにも行かれなくなっ

てしまった。人が二、三人、屋根に上って、雪を降ろしていました。そういう経験があるんです。だから、これはやっぱりお知らせするべきではないんじゃないかなと思っっているんです。これをやられたら、はっきり言って、業者は死にますよ。私がオペレーターのとときに、久須志のほうを除排雪していました。空き地があるのに、柵で塞がれてしまっていて、雪を押されないというようなことがあって、それで平成6年に私は議員になった。そのときに、こういう雪寄せ場事業はやらないと駄目だというのでやったけれども、2年間投げられた。固定資産税を減免しなければならぬというので、市の財政が駄目になるからというので、2年ぐらい反対されましたけれども、ついにやっております。そういうので、結果、提案させてもらっているけれども、やっぱりこの除排雪のシステムは公開すべきではないと私は思います。

それから、除排雪していると、新聞配達員がべろっと脇から出たり入ったりするんです。だから、そういう——安全ベストの着用は強制するべきではないかと私は思うんですが、どうですか、この点。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの新聞配達員の安全ベスト着用についての御質疑にお答えいたします。

除排雪作業中における安全対策につきましては、市としても重要なことであると認識しておりますことから、毎年、シーズン前に全事業者を対象に除排雪作業安全管理講習会を開催し、安全作業の徹底を図ってきているところであります。この講習会の中では、除排雪作業中の安全対策といたしまして、1つに、除排雪作業の開始時及び作業中は、周囲の安全を確認し、作業を行うこと、2つに、除排雪機械の黄色回転灯は必ず点灯すること、3つに、交通誘導員を適正に配置し、除排雪作業に従事すること、4つに、除排雪機械の周囲に人を近づけないこと、万が一、人が近づいた場合は、直ちに作業を中止することといったことを遵守するように指導しているところであります。

このことから、除排雪作業中の安全対策につきましては、周囲の方に注意喚起することもさることながら、まずは、除排雪事業者に対して、安全対策の徹底を図っていくことが優先すべきことであると考えているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 分かりました。

次、道路補修はいつから行うのかお知らせください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの道路補修についての御質疑にお答えいたします。

毎年、春先に道路の積雪がなくなり次第、道路維持課により、特に早期に補修が必要である部分を中心に補修作業を順次行っているものであります。今年度におき

ましては、市職員の直営による道路の穴埋めは2月16日から行っており、委託事業所による道路補修は3月1日から行っているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 3月10日、高田の空港につながる道路が穴埋めされていましたが、木村建設で。2月22日、西田組が流通団地のほうを補修していました。いいのだから悪いのだから。けれども、すごい穴ぼこが結構まだまだある。なるべくパトロールして、穴埋めを実施していただきたいと思います。

あとそれから、一般質問でも出ましたけれども、長い工区がありますよね。例えば、予算特別委員会でも名前が出ていましたか、松和整備とかタケナカとか、1工区10キロメートルとかあります。これを見直すという考えはありませんか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からの工区の見直しについての御質疑にお答えいたします。

各工区・路線を委託する除排雪事業者の決定に当たりましては、判断材料の一つとして、除排雪車両の保有台数やオペレーターの人員等の施工能力を見極める必要があることから、毎年度、除排雪事業者に対する事前調査を実施し、全事業者から除排雪車両の保有状況やオペレーターの人数などの把握に努めているところであり、市からの道路除排雪業務のほか、国、県、また、民間からの受託状況に関して、受託内容及びその作業時間帯についても調査し、市の道路除排雪業務との重複の有無についても確認しているところであります。

市では、除排雪作業の実施状況等に関するパトロールによる評価結果を基に、毎年度、除排雪事業者の見直しを行っているところでもあります。具体的には、除排雪作業を終えるまでの日数が長かった事業者、また、除排雪作業の仕上がりが悪かった事業者につきましては、ヒアリングを実施した際に、除排雪対策本部からの指導や改善策を協議し、必要に応じ、業務改善に向けた計画書を事業者から提出していただき、それでもなお改善が見込まれない場合には、翌年度は契約を締結しないこととしているところであります。その場合、新たな委託事業者を選考するとともに、工区割りにつきましても併せて検討しているところであり、今冬の除排雪作業を踏まえた検討につきましても、今後において行うこととしているところであります。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 まあ、10キロメートルというのはやっぱり見直したほうがいいんじゃないかなと思う。まあ、いい。はっきり言って、ヒアリングしたら、できない業者は、うんとしゃべりませんから。できないって。

次に行きます。除排雪委託事業者に属さない一般のダンプトラックについて、委託契約を行うべきと思うがどうか、考えを。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 大矢委員からのダンプトラックの委託契約について

の御質疑にお答えいたします。

本市の除排雪事業に当たりましては、各事業者から延べ1061台のダンプトラックの登録申請があり、これを基に青森陸運支局へ有償運送許可の申請を行っているものであります。また、シーズン中に追加の申請があった場合も、その都度追加の申請を行っているものであります。

除排雪事業者に属さない、いわゆる個人所有のダンプトラックにつきましては、当該個人のみで責任を持って、幹線などの除雪作業を行うということは難しく、工区・路線の除排雪事業者の指示の下で作業を行う必要があります、委託事業者の管理下に置かれることが適切であると考えますことから、個別に委託契約を結ぶことは考えておりませんが、今冬のような豪雪時等のダンプトラック調達の強化などについては検討してまいることとしております。

○山本武朝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 排雪のときに使うダンプトラックが固定化されてしまっているんじゃないかなと私は思います。うちあたりは、廃棄物収集運搬車があるので、あれはダンプトラックよりも倍以上積めます。これが申請できないというので、ほかにもいっぱい応援したい業者はいるけれども、あの業者は嫌だとか、払いが悪いとかって、敬遠している人たちがいっぱいいる。そういうときに市役所が中に入って、仲介に入って、あそこに3台ぐらい回してやればどうかとか、そうなるかと思えます。大体、今はどういうセットになっているのか分からないんだけど、タイヤショベル3台にダンプトラック2台ぐらいつけて、除排雪をやっているんじゃないかと思うんだけど、3台もそろわないような業者が委託工区にいます。そこはもう少し丁寧に調べてやったほうがいいですよ。まだ機械が余っている業者に、昨日、私、面会したら、もっと幹線をやりたいという人がいました。だから、もう少し万全に体制を準備していただいて、来年度の降雪に振り向かせていただきたいと、そういうふうに思います。

まあ、あんまり、除排雪についてなんで、今回、随分、出番がありましたので、疲れているのではないかなと思って、これで終わります。

ありがとうございました。

○山本武朝委員長 次に、山崎翔一委員。

○山崎翔一委員 あおもり令和の会、山崎です。最後の質疑となりますよろしくお願ひします。

歳出のところで関連して、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺ひいたします。

今年度、新型コロナウイルスに関する話題がたくさん出ました。これまで様々な支援策のほうを確認しましたところ、国のほうで行っている事業、そして市で行っている事業を確認しました。市で行っている事業は思ったよりも多くありました。

そこで質疑をしたいと思ひます。これまで市民生活・事業支援として、市が独自

に給付金・助成金等の支援事業を実施してきましたが、どのようにして、事業の実施が決定されたのか、そのプロセスについてお伺いいたします。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 山崎委員の新型コロナウイルス感染症対策の支援事業の実施決定のプロセスについての御質疑にお答えいたします。

本市では、感染症の予防対策、拡大防止を図るため、昨年2月28日に、感染症患者が発生していなかったものの、新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部を設置いたしました。その後、市内初の感染症患者が発生したことを機に、4月3日に新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを設置し、4月20日には同チームを新型コロナウイルス感染症特別対策室に格上げして、この特別対策室のメンバーのほか、市長、副市長、また、関係部長を交えたプロジェクトミーティングを連日にわたり、92回ほど開催し、慎重に議論を重ねながら、様々な対策に取り組んできたところであります。

これまでの取組といたしましては、新型コロナウイルス感染症からふるさと青森市を守るための事業に全力を挙げて取り組んだものでありまして、特に子どもたちを守る取組といたしまして、全国でいち早く、遠隔授業の導入と分散登校を実施したところであります。

また、市独自の暮らしを守る取組といたしまして、ひとり親家庭等への臨時特別給付金や子ども子育て応援給付金、新生児子育て応援特別給付金やプレミアム付商品券事業、学びの継続のための修学支援金給付事業など、県内でも踏み込んだ生活応援対策を実施してきたところであります。

さらに、仕事を守る取組といたしまして、地場産業振興資金特別小口枠や事業継続支援緊急対策事業の家賃補助と自己所有物件事業者支援、同じく、新しい生活様式対応支援など、県内でもいち早く、きめ細かに事業者を下支えしてきたところであります。

本市が実施してきました様々な事業につきましては、これまで27回開催してまいりました青森市危機対策本部会議での本部長からの指示に基づきまして、先ほど申し上げましたプロジェクトミーティング等、また、各部局が連携し、全庁体制で総力を挙げて、感染症対策と社会経済活動との両立のために取り組んできたものであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 プロセスをお聞きしたんですけれども、一応、そのプロジェクトミーティングで検討を重ねていたり、市内部局で連携したりということだったんですけれども、様々な事業者の皆様、そして市民の皆様が苦しんでいる中で、どのように優先順位をつけて、助成・支援していくのかというところをちょっとお聞きしたかったんですけれども、ちょっと今の答弁では分からなかったんです。ただ、

ちょっと時間の関係上、これについては、これで了解いたしました。

そこで、次にお聞きするんですけれども、学びの継続のための修学支援金給付事業についてです。

これは市で行っているものがありましたけれども、一応、困窮学生に向けての支援ということです。こちらは概要については、省略して構いません。こちらの給付実績についてお答えください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 山崎委員からの学びの継続のための修学支援金給付事業における採用結果についての御質疑にお答えします。

採用結果につきましては、申請期間として設定しております令和2年7月6日から7月31日までの間に、高等学校等が4名、大学等が3名、計7名の申請があり、選考の結果、高等学校等が2名、大学等が3名、計5名の支給を決定し、同年9月に令和2年度分の修学支援金を支給したところであります。

以上でございます。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 結果、5名の方の支給が決定したということでした。こちらの採用予定は、もともと、高校生10名、大学生10名、計20名ということで、その結果、採用結果は5名ということで、思った以上に支給決定者が少ないなというのをちょっと思っていたんですけれども、そこでちょっと別の質疑なんですけど、国のほうでも大学生に向けて、修学支援制度を設けております。

そこでお聞きいたします。青森公立大学での国の高等教育の修学支援新制度の利用人数をお示しくください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 山崎委員の国の青森公立大学の修学支援制度利用人数についての御質疑にお答えいたします。

高等教育の修学支援新制度につきましては、低所得者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等で修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、また、低所得者世帯の者に対して措置するものということで、令和2年4月からの実施であります。

本制度の対象となる世帯の目安ですけれども、4人世帯の場合の目安として、世帯年収270万円までの非課税世帯が全額減免、世帯年収270万円から300万円までが3分の2減免、世帯年収300万から380万円までの方は3分の1減免となっております。

減免の上限額につきましては、国公立の大学では、入学料が28万2000円、授業料は53万5800円となっており、また、今年度の特例ということで、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、急変後の所得の見込みにより、要件を満たすことが確認できた方が本制度の対象とされたところであります。

利用人数であります。青森公立大学の利用人数は、入学料減免につきましては57

名、授業料減免につきましては、春学期は198名、このうち新型コロナ感染の影響による家計急変分は4名、秋学期は201名、同じく家計急変分は5名ということであり
ます。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今の大学でのこちらの国の奨学金の利用人数について、春、秋、
大体約200名程度ということです。これは数字で見ると、すごい大きい数字だと思
います。そうしますと、市の先ほどの数字は何だったのかなというふうに感じており
ます。臨時的な措置ということで、来年度のほうは、大学生の就学支援金の予算措
置というのとはなかったんですけれども、ちょっと、学生、特に大学生なんかはコロ
ナの影響をもろに受けているところです。飲み会も禁止または自粛されている大学
もあります。サークル活動もままなりません。

限られた学生生活の中で、ここまで行動が強いられているのは、とてもこれまで
にないということだと思います。なので、ぜひ、学生については、今後、支援のほ
うを検討していただきたいと要望させていただきます。

次、8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、流雪溝整備事業についてお
伺いいたします。

今冬において、流・融雪溝に流れる水が少ないといった相談が寄せられた地区を
お示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山崎委員からの流・融雪溝の御質疑にお答えいたしま
す。

令和2年12月時点におきまして、青森地区におきましては、整備済の流・融雪溝
の数は、市の整備箇所が27か所、県の整備箇所が21か所の計48か所あります。これ
を運用している管理組合等の数につきましては、1組合が複数の流・融雪溝を管理
している箇所もありますことから、管理組合が32組合、小規模なもので町会が管理
している箇所が11町会、計43組合などとなっているところであります。いずれも、
日常の運用及び管理につきましては、これらの管理組合及び町会により行われてい
るところであります。

今冬の流・融雪溝の利用に当たりまして、流・融雪溝に流れる水が少ないといっ
た相談のあった地区といたしましては、桜川・筒井地区の管理組合から御連絡をい
ただき、市と管理組合が一緒に現地調査などを行うなどして対応しているところで
あります。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 桜川・筒井地区で流・融雪溝の水が流れないといった報告があっ
たということだったんですけれども、この流れないといった理由というのは何なん
でしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山崎委員からの流・融雪溝についての再度の御質疑にお答えいたします。

今冬の流・融雪溝の利用に当たりまして、桜川・筒井地区の管理組合から、送水ポンプが水位低下により停止するといった現象が発生しているとの御相談を受けまして、取水設備を所管しております県と市、また、管理組合が合同で調査に当たっております。その調査によりますと、河川から取水している取水口付近の水面にシャーベット状の雪が浮いていることが確認され、取水口のゴミを除去するためのスクリーンに氷が付着していることが確認されたところであります。

今冬は、例年に比べ、1月に真冬日が長く続いたことがあり、スクリーンへの氷、また、浮遊ゴミの付着により、河川からの取水量が減少したことが想定され、これらの要因により、流・融雪溝へ供給する水量が少なかったものと考えられるところであります。

今冬の現象に対する対策といたしましては、管理組合が行っているスクリーンの清掃回数を増やして対応していたところではありますが、さらに取水口付近、また、流・融雪溝の中の堆積物の調査も必要となりますことから、管理組合から県に対しまして、改善要望及び改善策の検討を依頼しているところであります。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 単純に組合任せじゃなくて、県への要望をしているということでも了解いたしました。

1月は真冬日が多かったということです。こちらで調べたところ、今冬の1月は平均マイナス1.9度ということでした。ただ、平年を見ますと——1981年から2010年ですね——平均マイナス1.2度ということで、0.7度で平年より低かったということだったんですけれども、それぐらいであれば、流・融雪溝は平常稼働してほしいなというふうに感じております。来年度からまた新たにほかの地区でも流・融雪溝の整備工事が始まる場所もありますし、供用開始する場所もあります。なので、せっかくつくった流・融雪溝が堆積する場所とならないように、ぜひ市のほうで取り組んでほしいと思います。

また、要望になるんですけれども、累積降雪量は、昨日までの数値で481センチメートルで、平年比76%ということで、これはシーズン契約の500センチメートルを下回っているの、このままいけば、業者への支払い、シーズン契約の支払いは基準額より低くなるということなんですけれども、今回の業者の繁忙さを見ると、モチベーション的に下げるのは苦しいなど、私、一般人からも思います。今年だけに限った特異な例なのかどうかというのはまだ分かりませんが、このシーズン契約の基準量が累積降雪量でいいのかどうかということも検討する余地があるのかなというふうに感じております。

また、来年度、予算の柱として、移住支援が挙げられますけれども、もともとその場に住む人が住んでよかったと思えるような土地・場所でなければ意味がないと

いうふうに思います。せっかく移住支援したとしても、今、住んでいる人が幸せかどうかというところに、まず重きを置くべきだと思いますので、そういった意味でも、青森市では、雪というところをぜひ重点的に対応して、経済部のほうでもしてほしいと思います。以上でこちらの項を終わります。

最後に、4款衛生費、新型コロナウイルスワクチンについてお伺いいたします。

医療機関へのワクチンの配送はどのように行うのかお示してください。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 山崎委員からの医療機関へのワクチンの配送についての御質疑にお答えいたします。

市では、基本型接種施設となる青森市保健所がコロナウイルスワクチンを集中管理し、サテライト型接種施設となる個別医療機関へ、市の委託業者によるワクチンの小分け配送を行っていくことを考えております。小分け配送に当たっては、医療機関は、直近の接種見込みを市へ報告し、市保健所は、県からワクチン供給を受け次第、医療機関へワクチン配分数を報告し、医療機関は、配分数を基に予約を受付けし、受付数を市へ報告、市保健所は、この報告数に基づき、ワクチンを小分けし、市が委託する業者が各医療機関に個別配送する流れとしていくことを考えております。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 あと、こういったワクチンの情報というのは、ホームページで公開するのでしょうか。

○山本武朝委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 コロナワクチンについてのホームページへの情報掲載についての御質疑にお答えいたします。

本市では、先般、3月6日の土曜日に、医療従事者を対象とした研修会を行っており、その際に、市のワクチンの接種体制及び副作用等を含めた研修会を行いました。この際の研修会の動画につきましては、先般、青森市保健部ユーチューブを設置いたしましたので、そこで、現在、配信をしているところであります。

この研修会におきまして、医療機関の側からも、市民から医療機関に、看護師あるいは医師にも様々な素朴な疑問が寄せられるということで、看護師が答えることと医師が答えることと医療機関同士が答えることにそごがあつてはいけないので、市からも市民に分かりやすい情報提供を、皆さんで共有できるような情報提供をお願いしたいということで、分かりやすいQ&Aなどもつけた形での掲載としていただければというような御要望もあつたことから、ただいま山崎委員から御提案があつたワクチンのことも含めまして、ホームページのほうへの情報の掲載の仕方ということは、今現在、構成をしているところであり、間もなく掲載してまいりたいというふうに考えております。

○山本武朝委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 掲載を予定するということで、今後も引き続き、続いていくと思いますけれども、保健部長に当たっては、本当に、今年1年、とても疲れる、気苦労が絶えない1年だったと思いますので、ぜひ、退任後は温泉でも入って、ゆっくり休まれて、ぜひ、ちゃんと引き継いでいってほしいと思いますので、総務部長もよろしくお願いします。

以上で終わります。

○山本武朝委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、付託された議案を4つに分け、最初に議案第54号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第66号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計13件を一括してお諮りし、次に、議案第86号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」をお諮りし、次に、議案第2号「令和3年度青森市一般会計予算」から議案第53号「令和3年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件を一括してお諮りし、最後に、議案第85号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、最初に議案第54号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第66号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計13件についてお諮りいたします。

議案第54号から議案第66号までの計13件については、原案のおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

○山脇智委員 議案第54号と議案第55号に異議があります。

○山本武朝委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第54号及び議案第55号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第54号及び議案第55号については、原案のおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第54号及び議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第54号及び議案第55号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号及び議案第55号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「令和2年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れる額の変更について」お諮りいたします。

議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案2号「令和3年度青森市一般会計予算」から議案第53号「令和3年度青森市郷山前財産区特別会計予算」までの計52件についてお諮りいたします。

議案第2号から議案第53号までの計52件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

○山脇智委員 議案第2号と議案第3号及び議案第11号に異議があります。

○山本武朝委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第2号、議案第3号及び議案第11号の計3件については、反対が明確な議案でありますので、一括採決いたします。

議案第2号、議案第3号及び議案第11号の計3件については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本武朝委員長 起立多数であります。

よって、議案第2号、議案第3号及び議案第11号の計3件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第2号、議案第3号及び議案第11号の計3件を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号及び議案第11号の計3件を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「令和3年度青森市駐車場事業特別会計に収入として繰り入れることについて」お諮りいたします。

議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本武朝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、3日間にわたり終始熱心に審査していただきまして、誠にありがとうございます。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。これまで長きにわたって、市政に尽くしていただき、この春、退任される理事者の方、本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後4時46分閉会